

2019年度(令和元年度)

公立図書館における蔵書構成・管理  
に関する報告書

令和2年3月

全国公共図書館協議会



# はじめに

全国公共図書館協議会では、平成 30（2018）年度・令和元（2019）年度の 2 か年で、公立図書館における蔵書構成・管理に関する調査研究に取り組んでまいりました。

現在、公立図書館は、知識基盤社会において、地域社会の人々への情報提供、自治体の様々な行政部局との連携、子供の読書活動推進、交流の場の提供等、多くの役割を期待されています。しかし従来の、資料を収集し、提供し、保存し、後世に残す、という基本の役割が薄れたわけでも失われたわけでもありません。媒体は紙からデジタルに移行しつつあるとしても、これまで以上に収集、利用（サービス）、保存の基本部分が図書館の機能として求められていることは間違いありません。

図書館法制定（1950 年）から 70 年。『市民の図書館』の発行（1970 年）から 50 年。「くらしの中に図書館を」のスローガンが日本中に広がり、今や我が国の公立図書館数は約 3,300 館になろうとしています。運営形態の多様化はありつつも、公立図書館は人々の暮らしの中で身近な存在になっていると言えるでしょう。

しかしながら近年、資料の永年保存をうたってきた大規模な図書館は書庫の狭隘化という現実的な課題に直面しています。一方市町村立図書館は、限られたスペースの中で住民ニーズに合致した資料の選定、保存や除籍をどのように行っていくか、という日常的な課題を抱えています。また、度重なる台風などの風水害等による図書館資料に及ぼす被害についても、改めて資料保全の観点から蔵書管理対策の必要性が問われています。

このような状況を背景に、全国公共図書館協議会では、「蔵書構成・管理」について、平成 30 年度に実施した実態調査の結果をもとに、収集方針、資料選定、蔵書評価、除籍、保存等に焦点を当てて課題を明らかにすることを意図し、調査研究を進めてまいりました。

本報告書では、第 1 章で実態調査概要をまとめ、第 2 章で昨年度の調査結果から、収集方針、資料選定、蔵書評価、除籍、保存、都道府県域での資料保存の取組について分析を行いました。第 3 章では、実態調査をもとに全国 7 地区の中から 14 館の事例を紹介し、第 4 章では、これらの分析により明らかになった問題点等の整理を行い、提言をまとめました。また、第 5 章では、実態調査の自由意見欄に多く書かれていた質問等に、本調査研究事業の助言者である伊藤民雄氏が Q&A 方式で答えてくださいました。

本報告書が、公立図書館における蔵書構成・管理に関する課題解決の一助となり、図書館の一層の発展に寄与できれば幸いです。

最後に、本報告書をまとめるにあたり、分析・考察に多大な御尽力をくださった伊藤民雄氏はじめ、事例掲載に御協力くださった各館の皆様は厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 3 月  
全国公共図書館協議会



# 目次

第1章 2018年度（平成30年度）実態調査報告書概要	1
第2章 公立図書館における蔵書構成・管理に関する調査分析	3
1 資料の収集	3
2 資料選定	12
3 蔵書評価	28
4 除籍	32
5 保存	49
コラム【東京都立図書館の災害対策】	61
6 都道府県域での資料保存の取組	62
第3章 公立図書館における蔵書構成・管理に関する事例	65
1 白河市立図書館における資料収集方針について	66
2 さいたま市立中央図書館における資料収集方針について	69
3 名古屋市図書館における資料収集方針などについて	72
4 枚方市立図書館における資料収集方針について	76
5 オーテピア高知図書館における資料収集方針と選定について	79
6 別府市立図書館における資料収集方針について	81
7 金沢市図書館における蔵書評価について	84
8 大阪府立中央図書館における蔵書評価について	86
9 広島県立図書館における「蔵書構成」評価について	88
10 鹿屋市立図書館における蔵書選定と蔵書構成について	91
11 愛知県における希少資料保存の取組 （あいちラストワン・プロジェクト）について	93
12 滋賀県における共同保存の取組みについて	96
13 京都府域図書館における共同保存の取組みについて	98
14 神奈川県立川崎図書館における外部書庫の活用について	100
第4章 まとめと提言	103
1 はじめに	103
2 全公図2018調査結果とその分析	104
3 全公図2018調査結果と先行研究の比較	109
4 提言	117
第5章 調査助言者から自由意見における質問への回答	121
全国調整委員会委員・編集委員会委員名簿	132



# 第1章

## 平成30年度実態調査報告書概要





# 第1章 2018年度（平成30年度）実態調査報告書概要

## 調査概要

### 1 調査の目的

全国公共図書館協議会では、2018年度（平成30年度）・2019年度（令和元年度）の2か年で「公立図書館における蔵書構成・管理」について調査研究に取り組んでおり、2018年度（平成30年度）は全国の公立図書館を対象に実態調査を行った。

情報量が飛躍的に増大する中、多様な情報源にアクセスできる環境を限られた予算でいかに整備していくか、また、保存スペース狭隘化の問題を抱える図書館も増えており、どのような資料・情報を収集し保存するかということが、公立図書館共通の課題となっている。

このような状況を踏まえ、全国の公立図書館における蔵書構成・管理の実態を把握するとともに、現状を分析し、課題等を整理することにより、今後の公立図書館における蔵書構成・管理のよりよい発展に資することを目的としたものである。

### 2 調査対象

図書館法第2条2項の地方公共団体が設置する公立図書館を対象とした。自治体において図書館を複数設置している場合、自治体で1館の回答を基本とした。資料の収集や保存等について中心的役割を担う図書館（以下、「中心館」）が、本館（中央図書館）と別にある場合、設問に応じて中心館が記入、又は本館（中央図書館）が中心館に聴取し、内容をとりまとめて1つの調査票で回答することとした。

調査票の回収状況

区分	図書館設置自治体数	回答自治体数	無回答数	回収率
都道府県	47	47	0	100.0%
市区町村	1,332	1,326	6	99.5%
計	1,379	1,373	6	99.6%

### 3 調査内容

蔵書構成・管理について、(1)図書館基本情報、(2)収集（資料選択）、(3)蔵書評価、(4)除籍、(5)保存、(6)都道府県域での資料保存の取組についての実施状況等を調査した。設問で特別な指示がある場合を除き、2018年4月1日現在の状況、実績とした。

## 図書館基本情報

図書館の資料費は、都道府県では「3,000万円以上」が8割を超え、市区町村では「100万円未満」が約5割を占めた。運営主体は、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「全館、自治体職員のみ」が半数を超えた。職員数は、都道府県立で「30～50人未満」、市区町村立で「5～10人未満」が最も多く、職員種別の割合では、都道府県立は「正規職員」が55.7%と高かったが、市区町村立は「非常勤・嘱託職員」が25.1%、「正規職員」が23.8%だった。

施設の形態については、都道府県立の61.7%が「独立施設」であるのに対し、市区町村立では「複合施設」が52.2%と半数を超えた。複合している施設の種別は、都道府県立、市区町村立とも「その他」が最も多く、多様な施設と複合しているだけでなく、複数の施設と複合している図書館も多いことがわかった。

### 1 収集（資料選択）

収集方針・選定基準について、明文化及び公開している割合は、都道府県立の方が高いが、寄贈資料の受入規程の公開率は市区町村立が上回った。都道府県立では、収集方針・選定基準において、「各部門の参考図書」など設問に示した16の資料種別について、全体的にどの種別についても記述があるとの回答が多かった。一方、市区町村立では、「地域資料」「児童資料・絵本」「視聴覚資料」「各部門の参考図書」の記述がある割合は5割を超えたが、「課題解決支援サービス関係の資料」「電子資料」など、割合が低い種別が見られた。

選書の方式・方法について、都道府県立では「定期的に選書会議を行っている」と回答した割合が約8割だったのに対し、市区町村立では3割強であった。

収集に関する課題については、都道府県立、市区町村立とも「予算が不足している」「選書にかかる時間が不足している」が多かったが、市区町村立では、「選択基準が明確ではなく、何を選んでもよいかわからない」という回答も16.7%（222館）あった。

### 2 蔵書評価

都道府県立、市区町村立とも、約7割が「行ったことはない。今後も予定はない」と回答し、毎年蔵書評価を行っている図書館は、都道府県立2館、市区町村立89館と少なかった。

評価者は、都道府県立では「外部の専門家」が、市区町村立では「図書館による自己評価」が最も多かった。評価方法は、都道府県立は「館内視察等の現地調査」が最も多く、市区町村立では、「業務統計等のデータを元にした分析」が最も多く、次いで「利用者へのヒアリング調査やアンケート調査」が多かった。

### 3 除籍

除籍方針について、都道府県立、市区町村立とも約半数、除籍基準については、都道府県立で約8割、市区町村立で約7割の図書館が明文化している。うち、方針・基準それぞれについて公開している図書館は、都道府県立が約2割、市区町村立で約4割であり、市区町村立図書館の方が公開率は高い。

除籍理由として、市区町村立では「資料内容が古いなど、保存価値が減少したと認められる資料」との回答が9割を超えた。除籍した資料の処分方法は、都道府県立、市区町村立とも「廃棄」が8割を超え、市区町村立においては、「利用者への譲渡」も8割を超えた。

除籍する資料の選定は、都道府県立では「正規職員」が97.9%と極めて多かったのに対し、市区町村立では、「非常勤・嘱託職員」「臨時職員」「委託・派遣職員」という回答も一定数あった。

### 4 保存

資料保存の原則については、都道府県立では、全館が地域資料及び貴重資料を「永年保存」とし、一般資料も44館（93.6%）が「永年保存」としている。一方、市区町村立では、地域資料で約8割、貴重資料で約7割の図書館が「永年保存」とし、一般資料については、「有期保存」とする館が46.9%と最も多かった。

収蔵能力については、「すでに限界に達している」と「1～5年後」に限界を迎えると予想される図書館を合計すると、都道府県立で53.2%、市区町村立で74.9%を超え、どちらも対策として「除籍の実施」をしている割合が最も高かった。

### 5 都道府県域での資料保存の取組

都道府県域での共同保存の取組については、約半数の23都道府県において実施されているとの回答を得た。保存対象としては、「雑誌」13件、「新聞」8件※、「図書」6件であった。保存方式は、「分担保存方式」が23件で7割を超え、「一館集中方式」は5件であった。保存場所は、「各所蔵館の書庫」が22件、所有権は「所蔵館で保持」が24件と最も多かった。

実施にあたっての課題として、「保存場所の確保」の回答が74.5%で最も多く、最大の障害となっていることがわかった。

（※前年度報告書での集計ミス。「9件」→「8件」に修正）

## 第2章

# 公立図書館における 蔵書構成・管理に関する調査分析



## 第2章 公立図書館における蔵書構成・管理に関する調査分析

本章では、2018年度実態調査結果を基に、資料の収集（方針、選定）、蔵書評価、除籍、保存、共同保存について、主に図書館の規模や運営主体、竣工年等との関係性について、分析を行う。

### 1 資料の収集

#### (1) 収集方針

<2018年調査からわかったこと>

- ・収集方針を明文化している図書館は、都道府県立では100%（47館）、市区町村立では71.6%（949館）だった。
- ・収集方針の策定年は2000年代が最も多く、収集方針の改定は2010年代が最も多かった。

<明らかにすること>

- ・収集方針の明文化と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・収集方針の明文化と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・収集方針の明文化と竣工年に関係があるか。

#### ア 自治体の人口規模と収集方針の明文化

市区町村立図書館では、人口1万5千人未満の自治体においては、収集方針の明文化がされていない図書館の割合が54.1%（165館）であり、明文化している図書館の数を上回っている。一方、1万5千人以上4万人未満では収集方針を明文化している図書館の割合が67.7%（262館）、4万人以上10万人未満では82.3%（288館）、10万人以上20万人未満では91.6%（142館）であり、人口20万人以上の自治体の図書館になると、明文化している割合はほぼ100%に近い。人口規模によって収集方針の明文化している割合が高くなるため、明らかに両者には関係性がある。

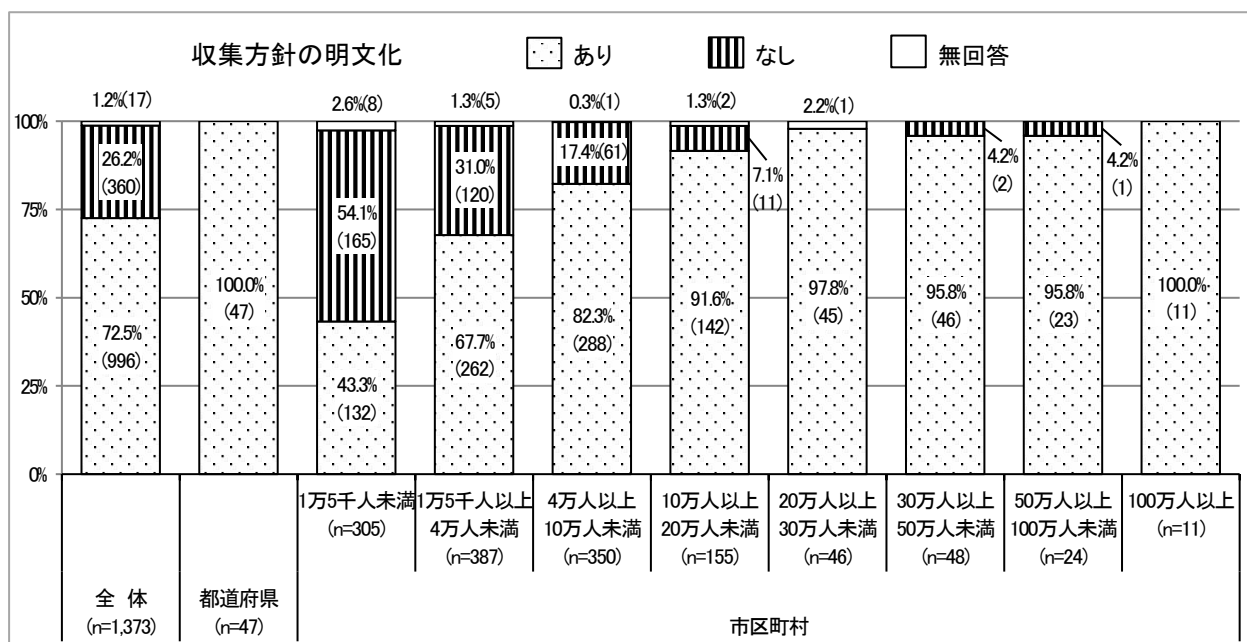
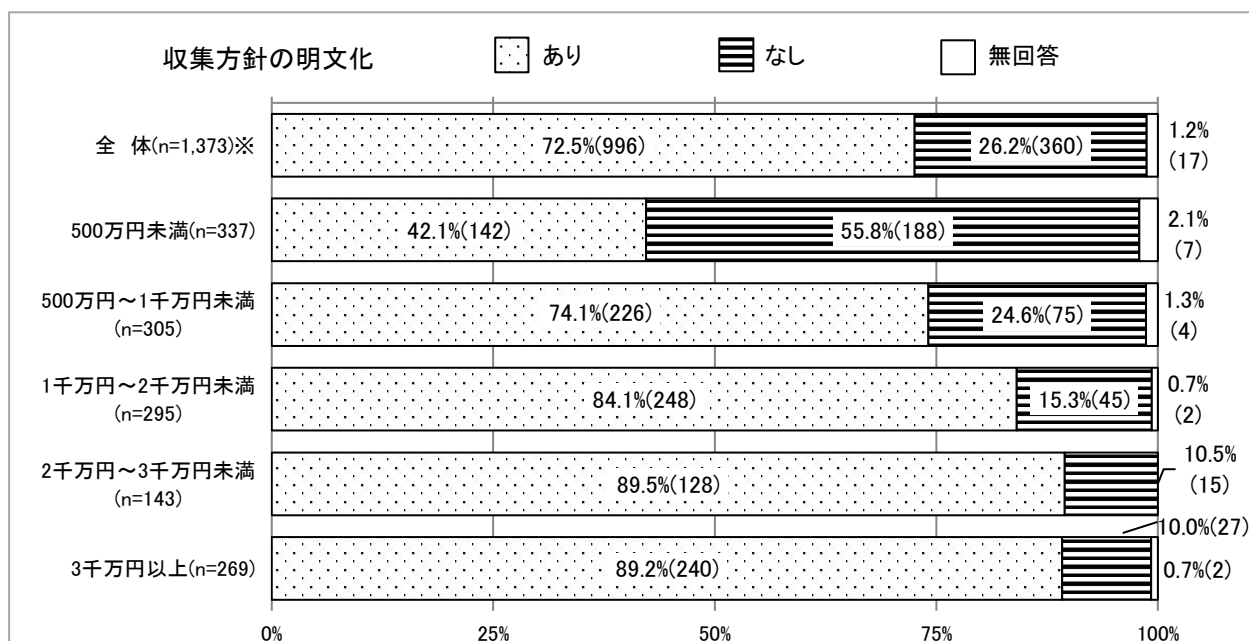


図 2.1 自治体の人口規模と収集方針の明文化

## イ 図書館の規模と収集方針の明文化

資料費 500 万円未満の図書館では 55.8%と過半数（188 館）の図書館が収集方針を明文化していない。一方、資料費が増えるほど、明文化率が上昇する傾向があるので、両者には一定の関係性がある。



※分析軸の調査項目（図 2.2 では資料費）が無回答の館を含む（以下同様）

図 2.2 資料費と収集方針の明文化

蔵書数 10 万冊未満規模の図書館の明文化の割合は 5 割以下の 47.6%（217 館）程度であるが、それ以上になると明文化している割合は高まり、明らかに蔵書規模との関連性がみられる。

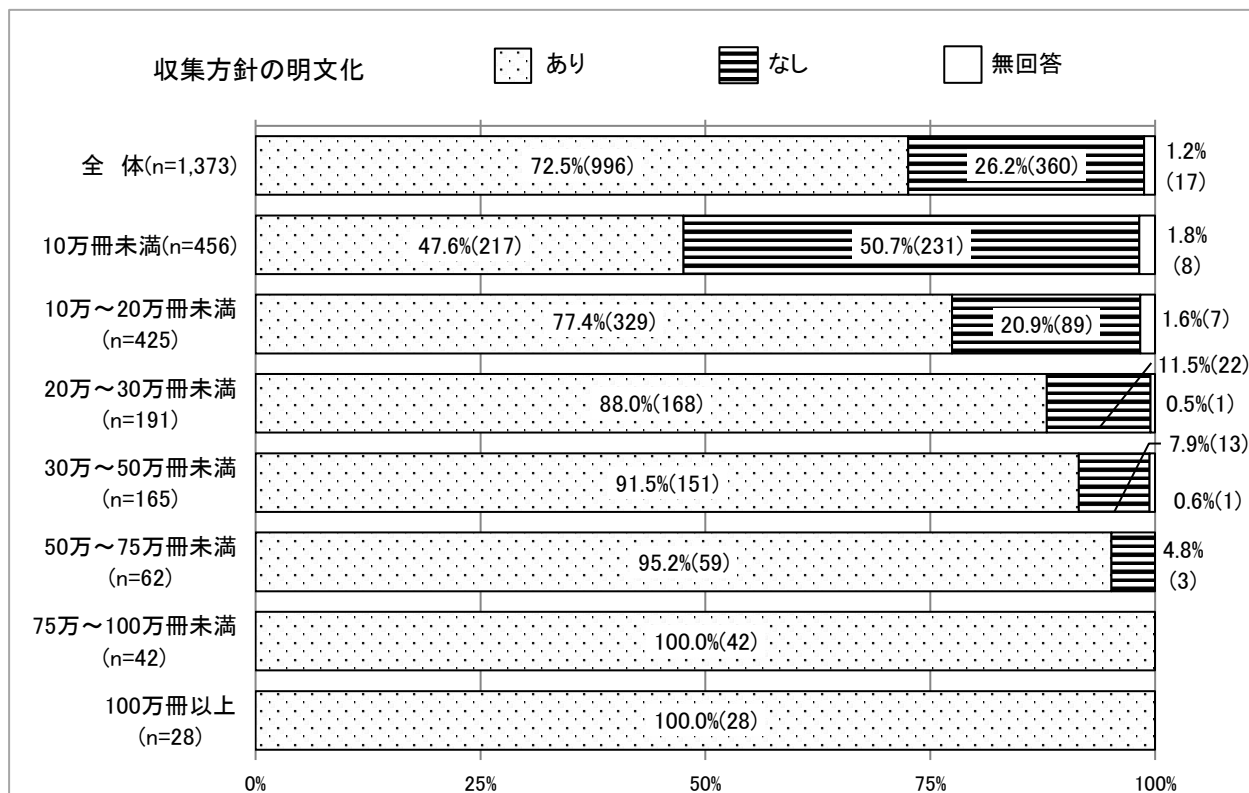


図 2.3 蔵書数と収集方針の明文化

### ウ 竣工年と収集方針の明文化

収集方針の明文化と、竣工年とのクロス集計を行ったが、1945年以前の竣工は3館しかないため、分析から除外する。竣工年の年代別の明文化の割合は、どの年代も7割程度あり、明確な関係性は見出せない。2010年代以降に竣工された図書館については、8割近く（110館）の明文化率となっている。収集方針の明文化と竣工年との間に関係性はないように思われる。

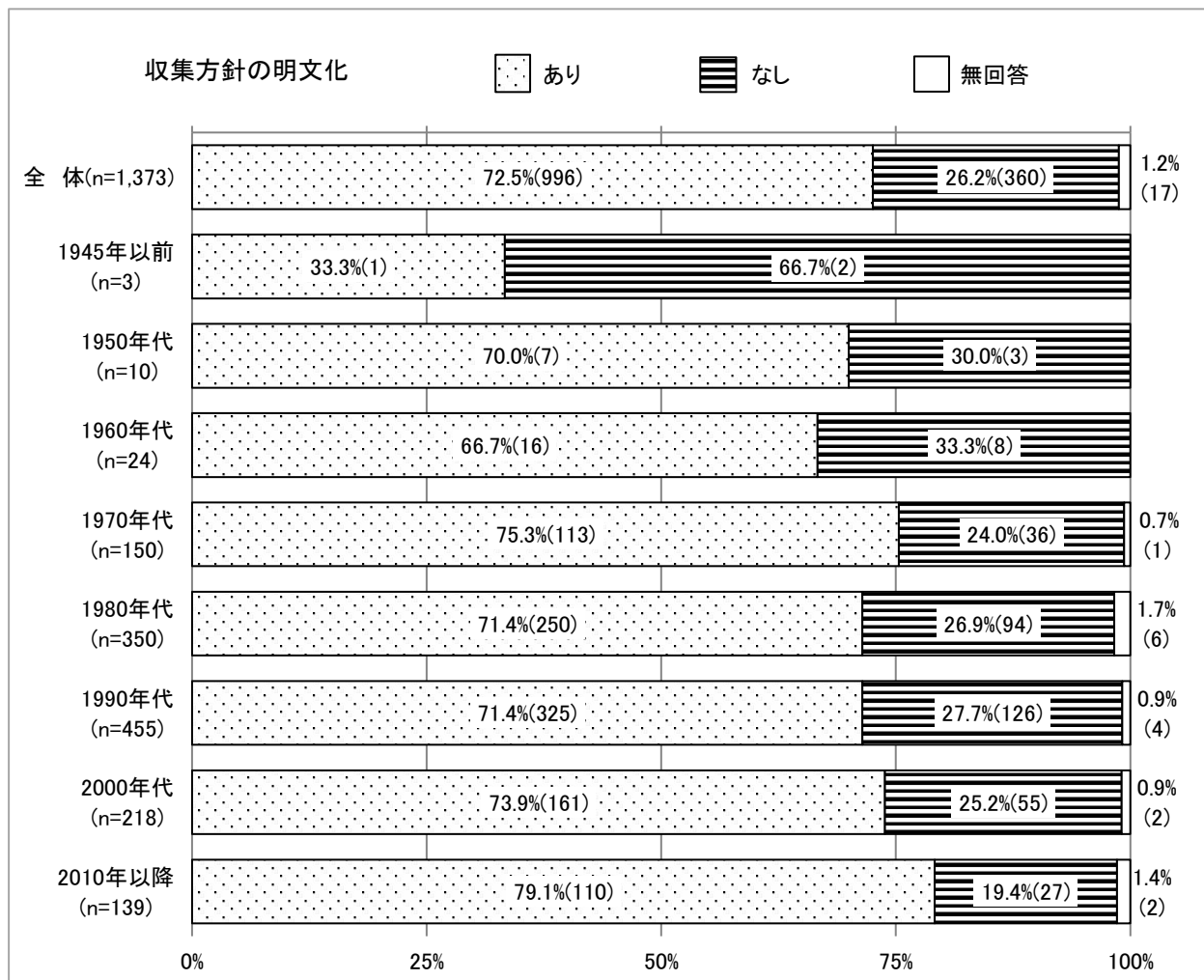


図 2.4 竣工年と収集方針の明文化

## (2) 選定基準

<2018年度調査からわかったこと>

- ・選定基準を明文化している図書館は、都道府県立では 80.9% (38 館)、市区町村立では、49.3% (654 館) と、収集方針に比べると、割合が低くなっていた。
- ・選定基準の策定年は、収集方針と同じく 2000 年代が最も多く、改定は 2010 年代が最も多かった。

<明らかにすること>

- ・選定基準の明文化と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・選定基準の明文化と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・選定基準の明文化と図書館の竣工年に関係があるか。

### ア 自治体の人口規模と選定基準の明文化

市区町村立図書館では、人口規模 1 万 5 千人未満の自治体の図書館の選定基準明文化は 27.2% (83 館) と高いとは言えないが、人口規模がそれ以上大きくなるほど、明文化している図書館の割合が高くなり、10 万人以上の規模では約 7 割になり、100 万人以上だと 9 割超えになる。

これらから、人口規模が多い自治体の図書館ほど選定基準が明文化されている傾向が見られる。

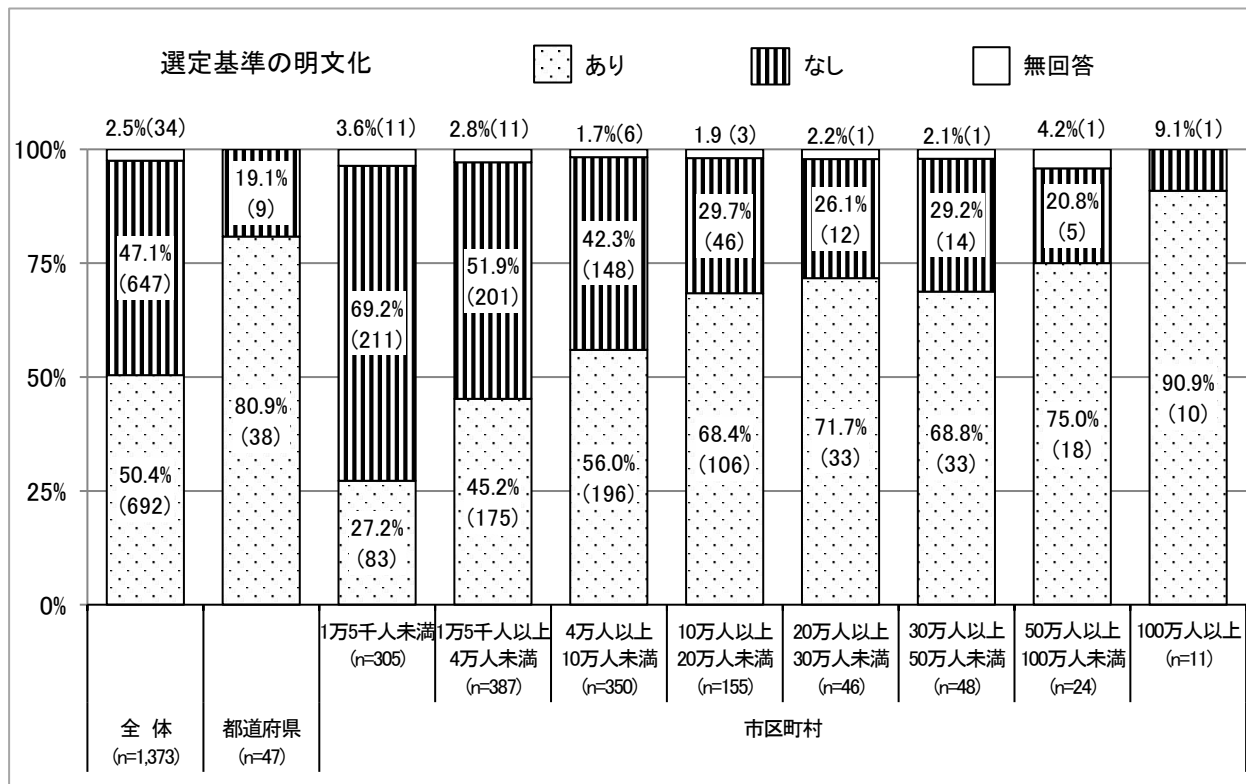


図 2.5 自治体の人口規模と選定基準の明文化



## イ 図書館の規模と選定基準の明文化

資料費が500万円未満の図書館の選定基準明文化率は、26.4%（89館）と少ないが、それ以上の資料費規模になると5割を超える。資料費が多くなるほど選定基準が明文化されている図書館の割合が高くなる傾向は読み取れる。

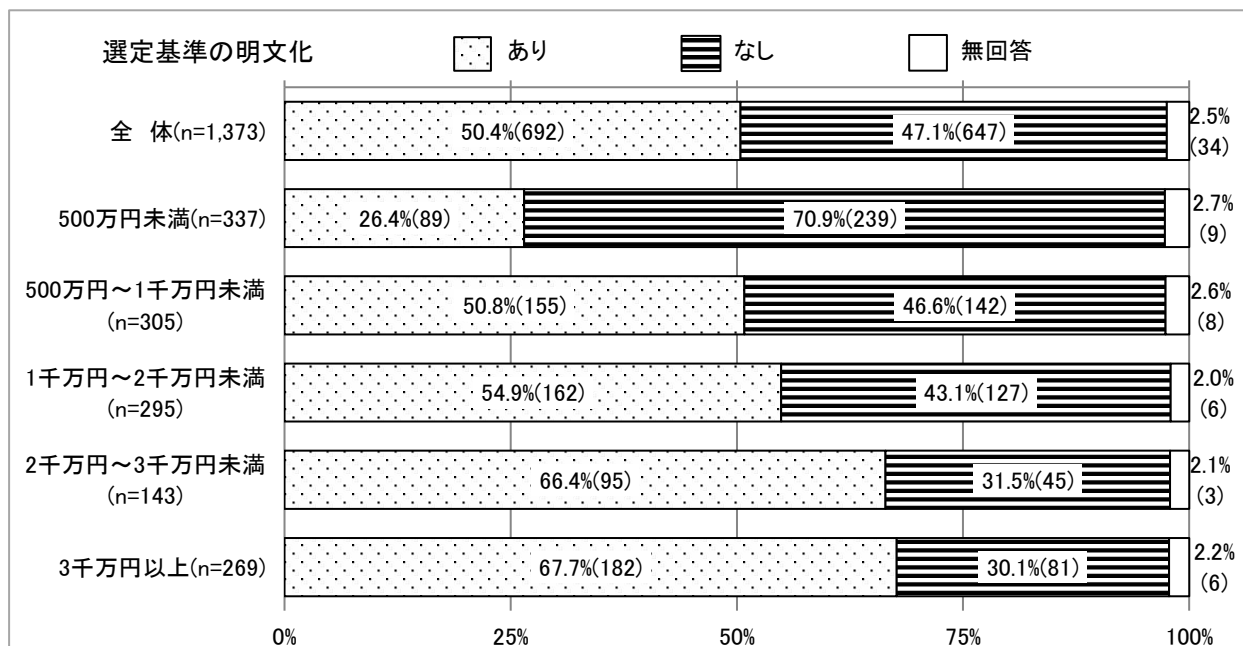


図 2.6 資料費と選定基準の明文化

また、蔵書数も、10万冊未満の図書館では明文化している図書館は32.2%（147館）と少ないが、10万冊以上～20万冊未満では52.2%（223館）と半数を超えている。こちらも蔵書が多くなるほど選定基準が明文化される割合が高くなる。

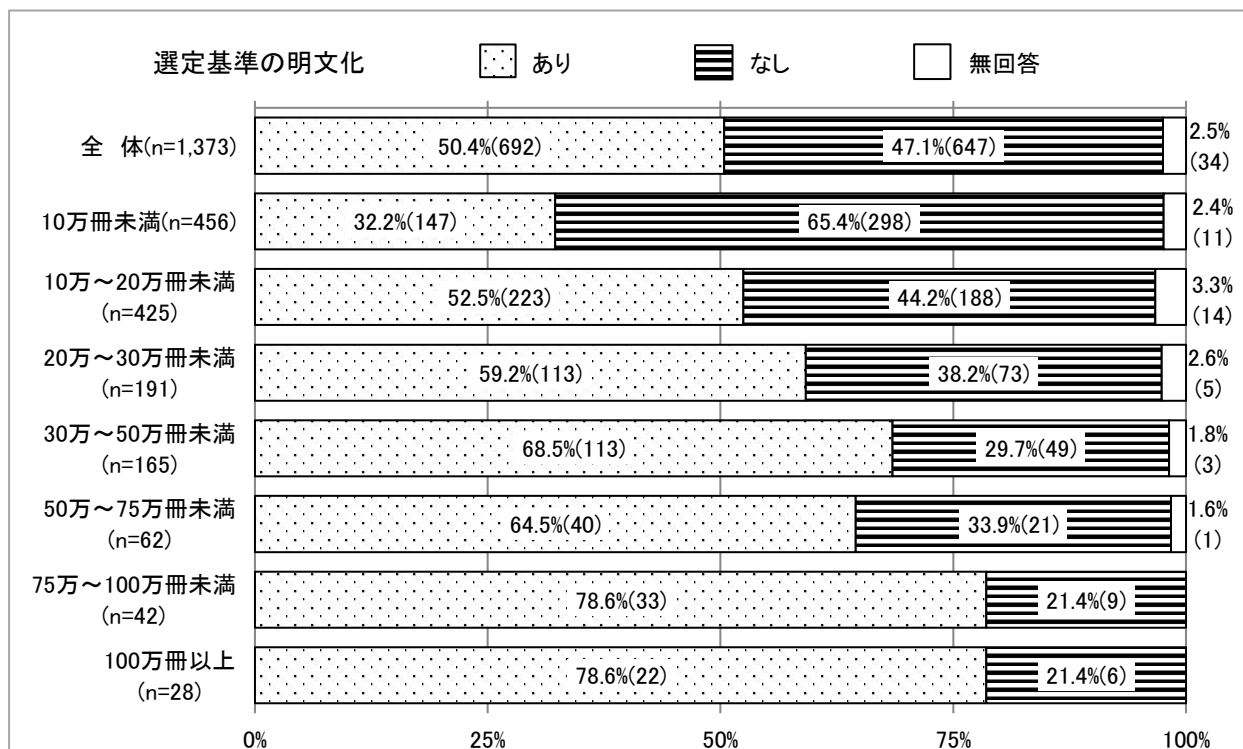


図 2.7 蔵書数と選定基準の明文化

## ウ 竣工年と選定基準の明文化

選定基準の明文化の割合は、竣工年が新しくなるほど高くなるように見えるが、年代によっては「なし」の割合が高くなるので、関係性があるとは明確に言えない。

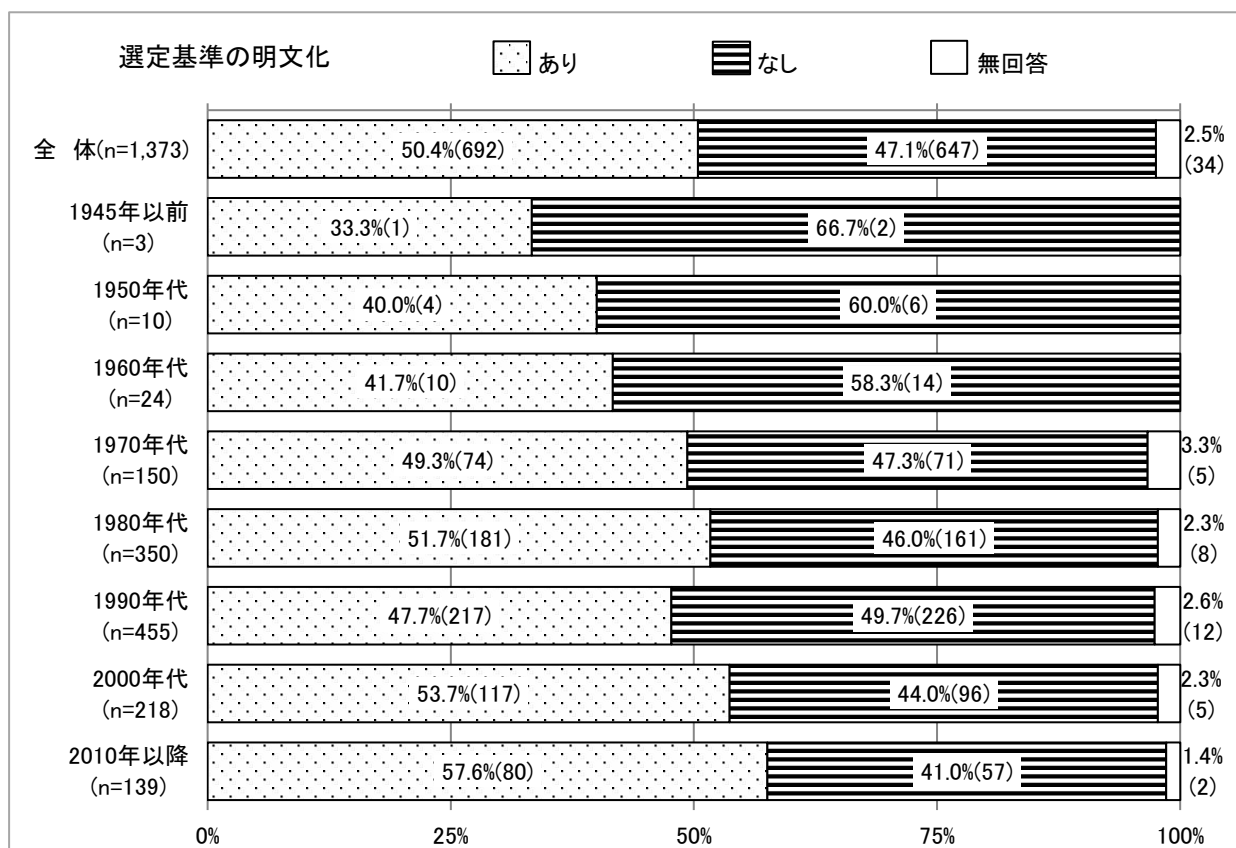


図 2.8 竣工年と選定基準の明文化

### (3) 寄贈資料の受入規程

<2018年度調査からわかったこと>

- ・ 寄贈資料の受入規程を明文化している図書館は、都道府県立では 66.0% (31 館)、市区町村立では、44.6% (592 館) と、収集方針や選定基準に比べると、割合が低い。
- ・ 寄贈資料の受入規程の策定年は、2010 年代が最も多く、収集方針や選定基準の策定より後に整備されている傾向である。

<明らかにすること>

- ・ 寄贈資料の受入規程の明文化と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・ 寄贈資料の受入規程の明文化と図書館の規模 (資料費、蔵書数) に関係があるか。
- ・ 寄贈資料の受入規程の明文化と図書館の竣工年に関係があるか。

## ア 自治体の人口規模と寄贈資料の受入規程の明文化

市区町村図書館においては、人口規模により寄贈資料の受入規程を明文化している割合が高くなる傾向がみられるが、人口規模が100万人以上だとやや「なし」の割合が増える。

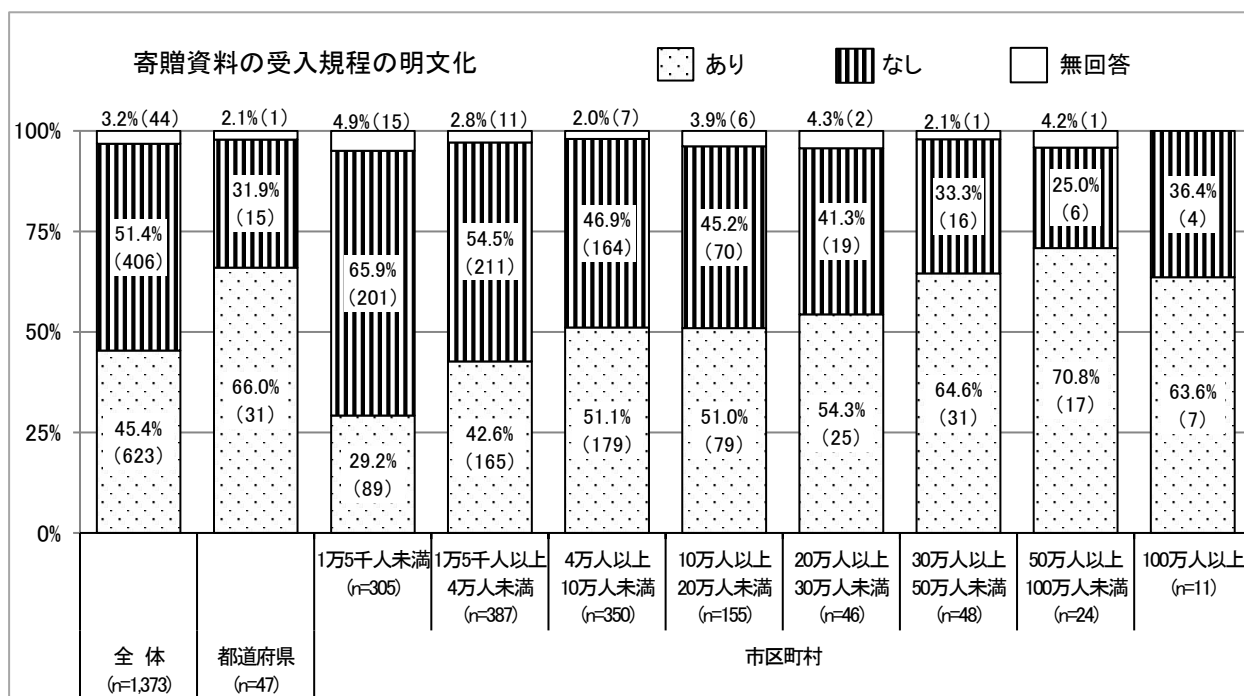


図 2.9 自治体の人口規模と寄贈資料の受入規程の明文化

## イ 図書館の規模と寄贈資料の受入規程の明文化

資料費500万円未満の図書館では、7割近くの図書館が寄贈資料の受入規程を明文化していないが、資料費の規模により徐々に明文化している割合が高くなる傾向はみられる。一方で4~5割前後の図書館が明文化していないとも言える。

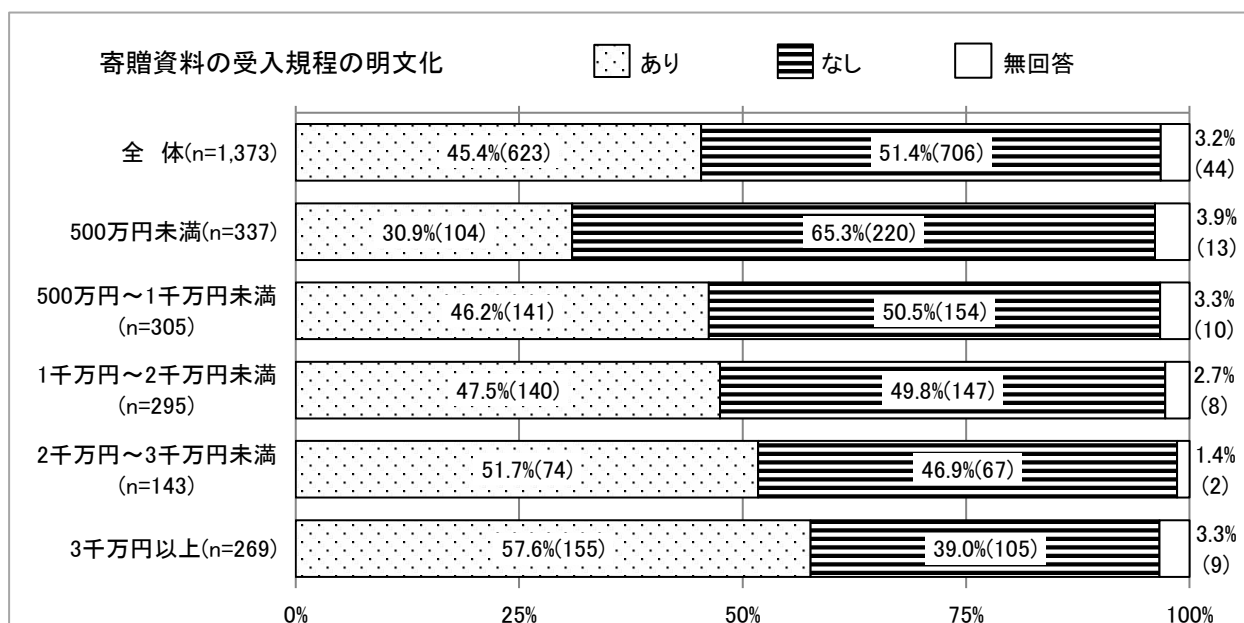


図 2.10 資料費と寄贈資料の受入規程の明文化

蔵書数 50 万～75 万冊未満が、一番寄贈資料の受入規程を明文化している割合が高い。それ以下だと 5 割前後、それ以上だと 6 割程度の明文化率である。全体的に蔵書が少ないほど、明文化していない。

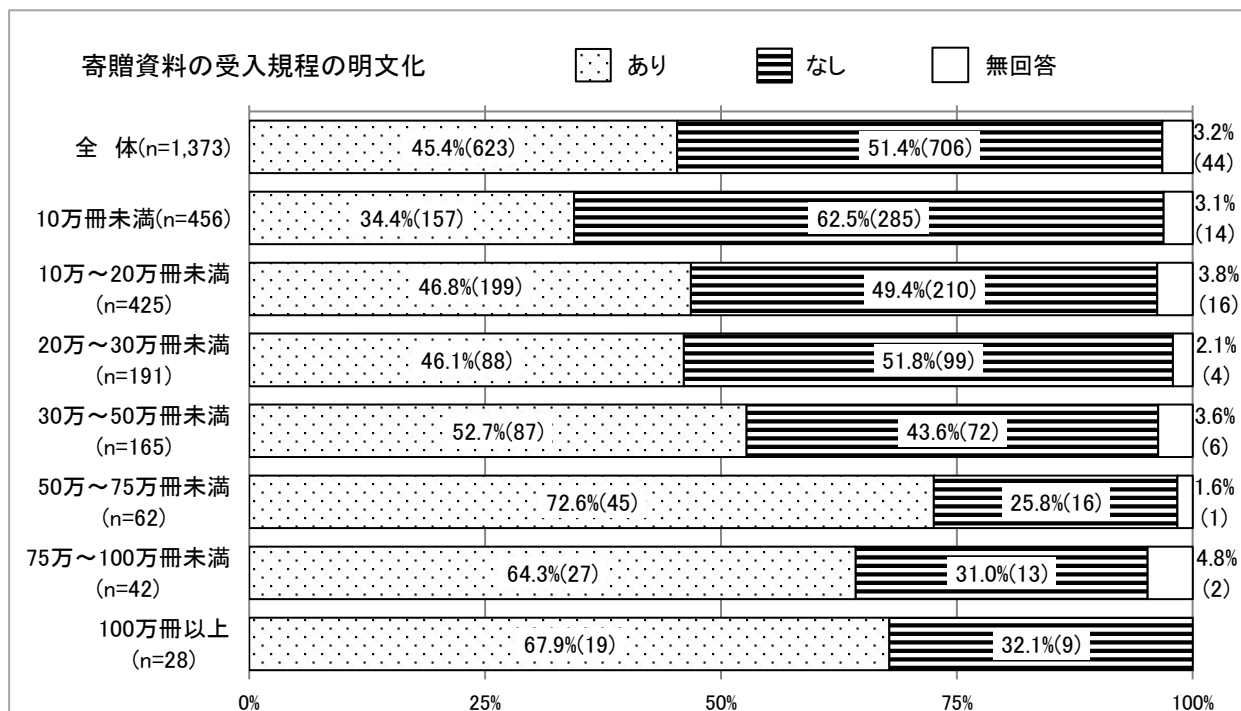


図 2.11 蔵書冊数と寄贈資料の受入規程の明文化

#### ウ 竣工年と寄贈資料の受入規程の明文化

1945 年以前に竣工された図書館は、母数が 3 と少ないため分析から除外する。1950 年以降、竣工年が新しいほど、寄贈資料の受入規程は明文化されている傾向が見られる。とはいえ、2010 年以降竣工の図書館でも明文化率は 50.4%であり、半数程度にとどまっている。

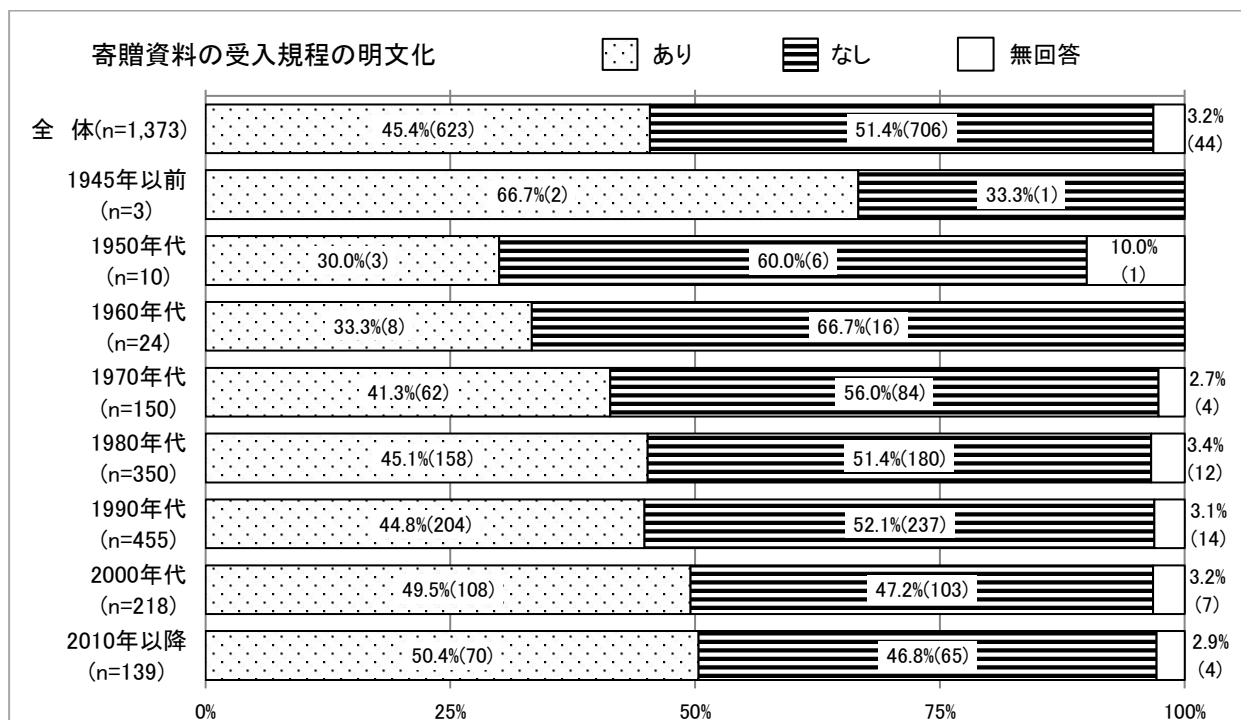


図 2.12 竣工年と寄贈資料の受入規程の明文化

#### (4) 分析からわかったこと

収集方針、選定基準、寄贈資料の受入規程共に、明文化に関して自治体の規模や図書館の規模が大きいほど明文化率が高くなっているといえる。また、竣工年についても、新しい図書館ほど規程が明文化されている割合が高いが、図書館の規模ほどは、それぞれの割合に表れている差は大きくない。

収集方針の明文化と選定基準の明文化と寄贈資料の受入規程の明文化にはある程度同じ傾向が見られたが、それぞれの項目の明文化している図書館や明文化していない図書館は重なっているか。収集方針と選定基準及び寄贈資料の受入規程の明文化を行っている図書館のそれぞれの要素をベン図化し、検証する。

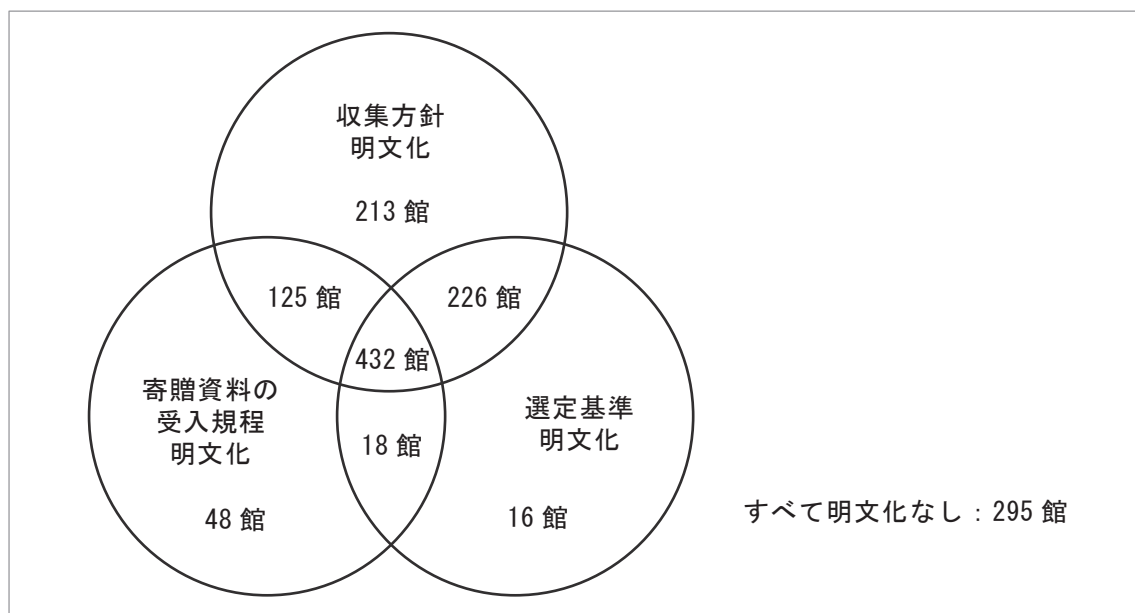


図 2.13 収集方針・寄贈資料の受入規程・選定基準明文化の重複集合

全体 (1,373 館) の 31.5%にあたる 432 館が、収集方針と選定基準と寄贈資料の受入規程のすべてを明文化している。

最も明文化している図書館が多いのは収集方針であり、収集方針を明文化していない図書館のほとんどは、選定基準と寄贈資料の受入規程も明文化していない。

収集方針を明文化している図書館 996 館のうち、43.4%の図書館は、選定基準と寄贈資料の受入規程を共に明文化している。一方で、収集方針のみを明文化しているのは 213 館であり、選定基準のみを明文化している図書館は 16 館、寄贈資料の受入規程のみを明文化している図書館は 48 館である。数は少ないが、選定基準のみや寄贈資料の受入規程のみ明文化している図書館もあった。

必ずしも 3つはセットではなく、それぞれ別の規程によって連動することなく運用している例も多いように見受けられる。

## 2 資料選定

### (1) 選書担当者

<2018年調査からわかったこと>

- ・選書担当者について、都道府県立図書館では、全館が「正規職員」と回答。加えて、「非常勤・嘱託職員」が29.8%（14館）、「臨時職員」が12.8%（6館）という結果だった。
- ・市区町村立図書館では、「正規職員」が70.1%（930館）と最も多く、次いで「非常勤・嘱託職員」が45.7%（606館）、「臨時職員」が25.9%（344館）だった。
- ・都道府県立図書館では0館だった「委託・派遣職員」も、市区町村立図書館では21.4%（284館）であった。

<明らかにすること>

- ・選書担当者と自治体の人口規模に関するか。
- ・選書担当者と図書館の規模（蔵書数、資料数）に関するか。
- ・選書担当者と竣工年に関するか。
- ・選書担当者と中心館の運営主体に関するか。

#### ア 自治体の人口規模と選書担当者

市区町村立図書館の選書担当者を自治体の人口規模で分析すると、正規職員が選書を担当する図書館の割合は、人口規模が大きくなるにつれて割合が高くなる傾向がある。

人口規模1万5千人未満では、臨時職員の方が10%程ではあるが非常勤・嘱託職員より選書に関わる割合が高いが、それ以上の人口規模になると逆転する。非常勤・嘱託職員の割合は、30～50万人をピークに上昇するがそれ以降は減少する。委託・派遣職員は人口規模が100万人以上だと3～4割を占める。

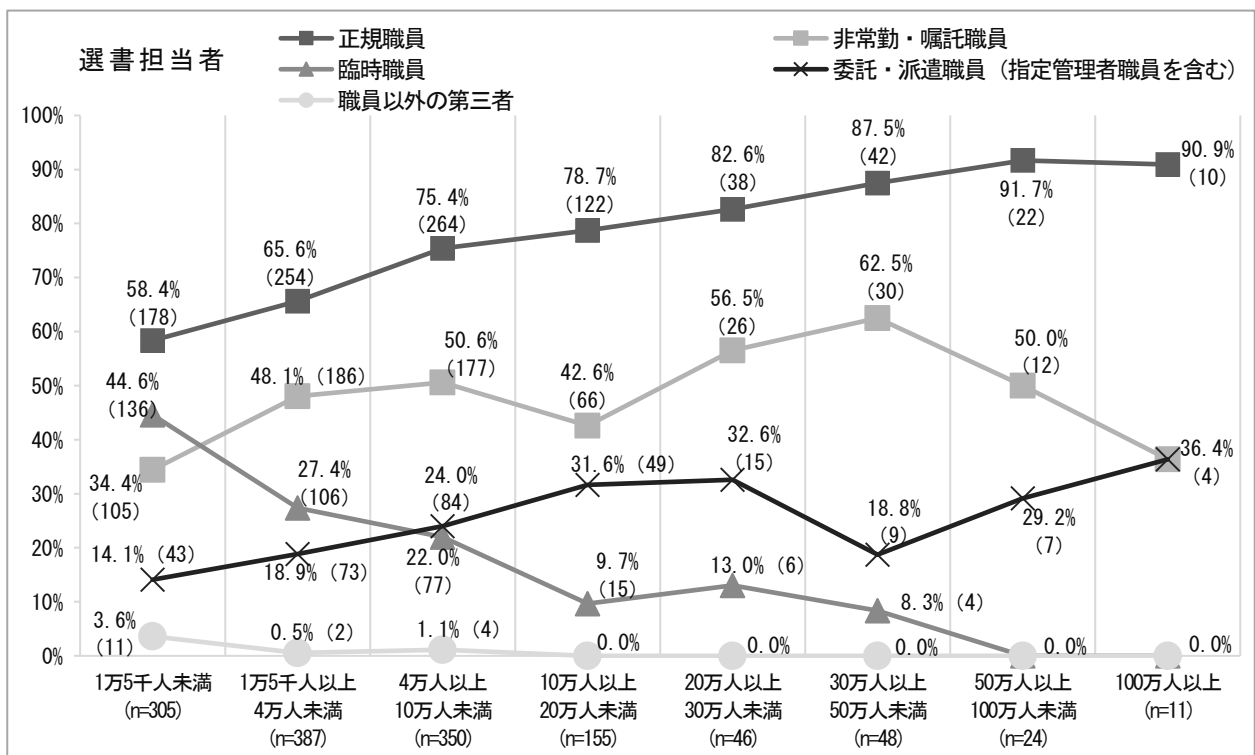


図 2.14 自治体の人口規模と市区町村立図書館の選書担当者（複数回答あり）

## イ 蔵書数と選書担当者

全体的に、蔵書規模が大きくなるにつれて正規職員が選書担当者となる割合は高い。100万冊未満までは非常勤・嘱託職員が関わる傾向が高い。蔵書規模が増えるにつれ、臨時職員が選書担当者となる割合は減る。委託・派遣職員は20～30万冊規模をピークに増減するが、100万冊以上で持ち直す。

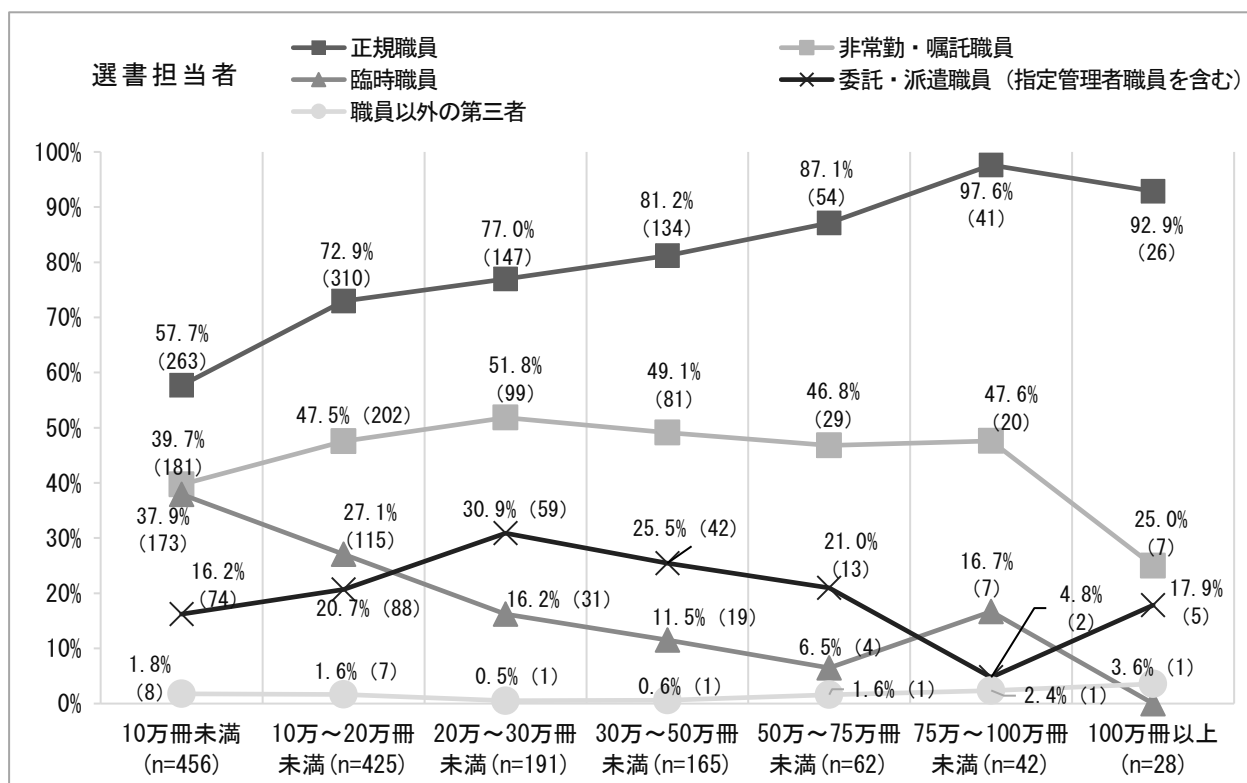


図 2.15 蔵書数と選書担当者（複数回答あり）

## ウ 資料費と選書担当者

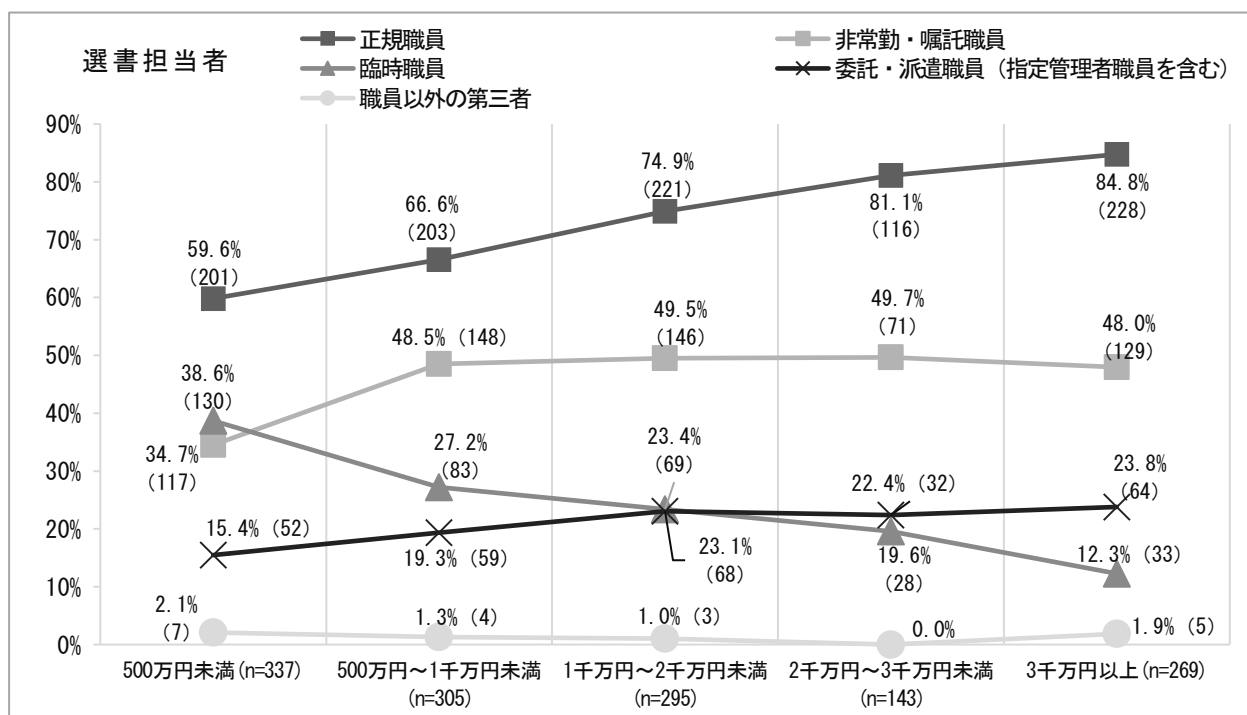


図 2.16 資料費と選書担当者（複数回答あり）

全体的に資料費規模が大きくなるにつれて、正規職員が選書担当者である割合は高くなる。一方、資料費 500 万円未満では、臨時職員の方がわずかではあるが非常勤・嘱託職員より選書に関わる割合が高い。しかし 500 万円以上になると逆転し、非常勤・嘱託職員の関わる割合は 5 割近くになるのに対し、臨時職員の割合は減っていく。委託職員は、2 割前後で横ばいである。

## エ 竣工年と選書担当者

1945 年以前に竣工された図書館は、母数が 3 と少ないため分析から除外する。図から読み取れることとして、竣工年の新しさにより、正規職員が選書担当者である割合が徐々に減少していく。1970 年代竣工以降に限れば、非常勤・嘱託職員の割合はなだらかに上昇し、2000 年代をピークに割合が減少する。竣工年代が新しくなればなるほど、正規職員の担当割合が低くなり、別の形態のスタッフの選書担当割合が少しずつながら高くなる傾向がみられる。

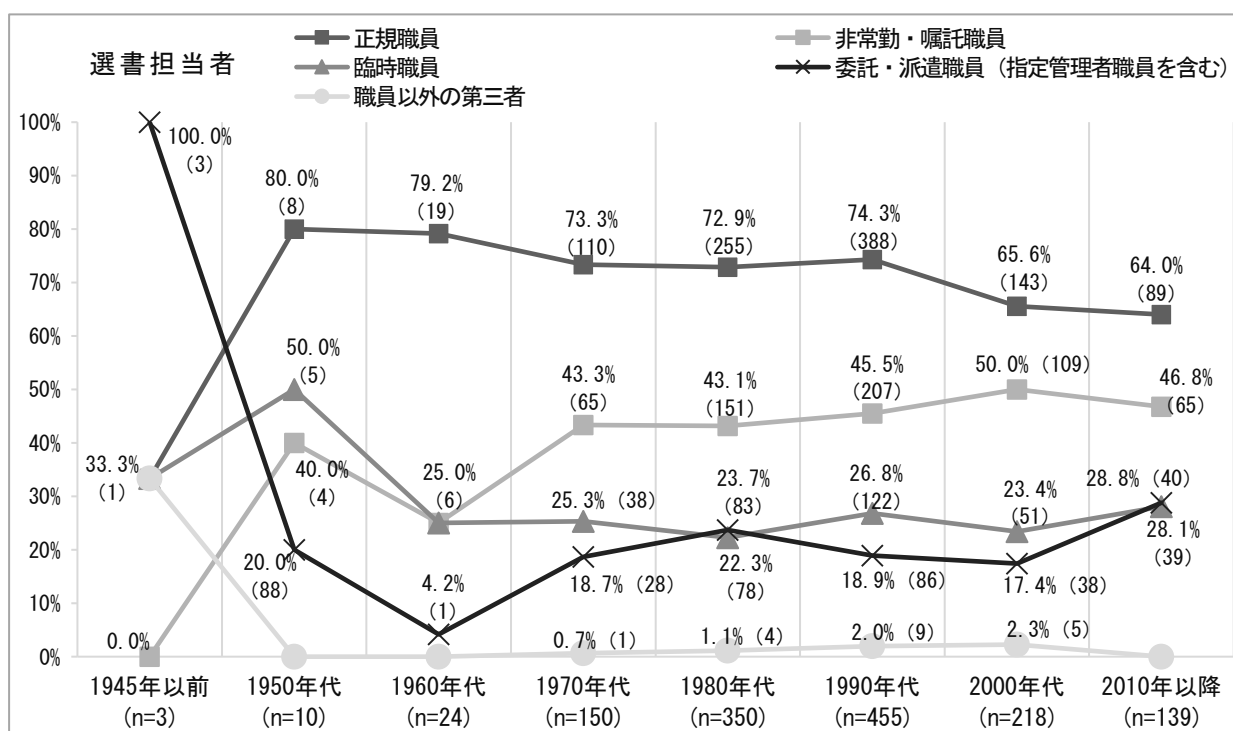


図 2.17 竣工年と選書担当者 (複数回答あり)



## オ 中心館の運営主体と選書担当者

中心館の運営が「自治体職員のみ」か「自治体職員中心（一部委託）」「自治体職員中心（一部指定管理）」の図書館では、正規職員が選書を担当する図書館の割合はそれぞれ 80.8%（747 館）、83.6%（148 館）、100.0%（2 館）と高い。「指定管理者中心」及び「PFI 事業者中心」の図書館では事業者固有の職員（ここでは委託・派遣職員）の割合が高いのは当然と言えるが、「PFI 事業者中心」の図書館においては 44.4%（4 館）で正規職員も選書に関わっており、「指定管理者中心」の図書館の 15.3%（28 館）に比べ、割合としては高くなっている。

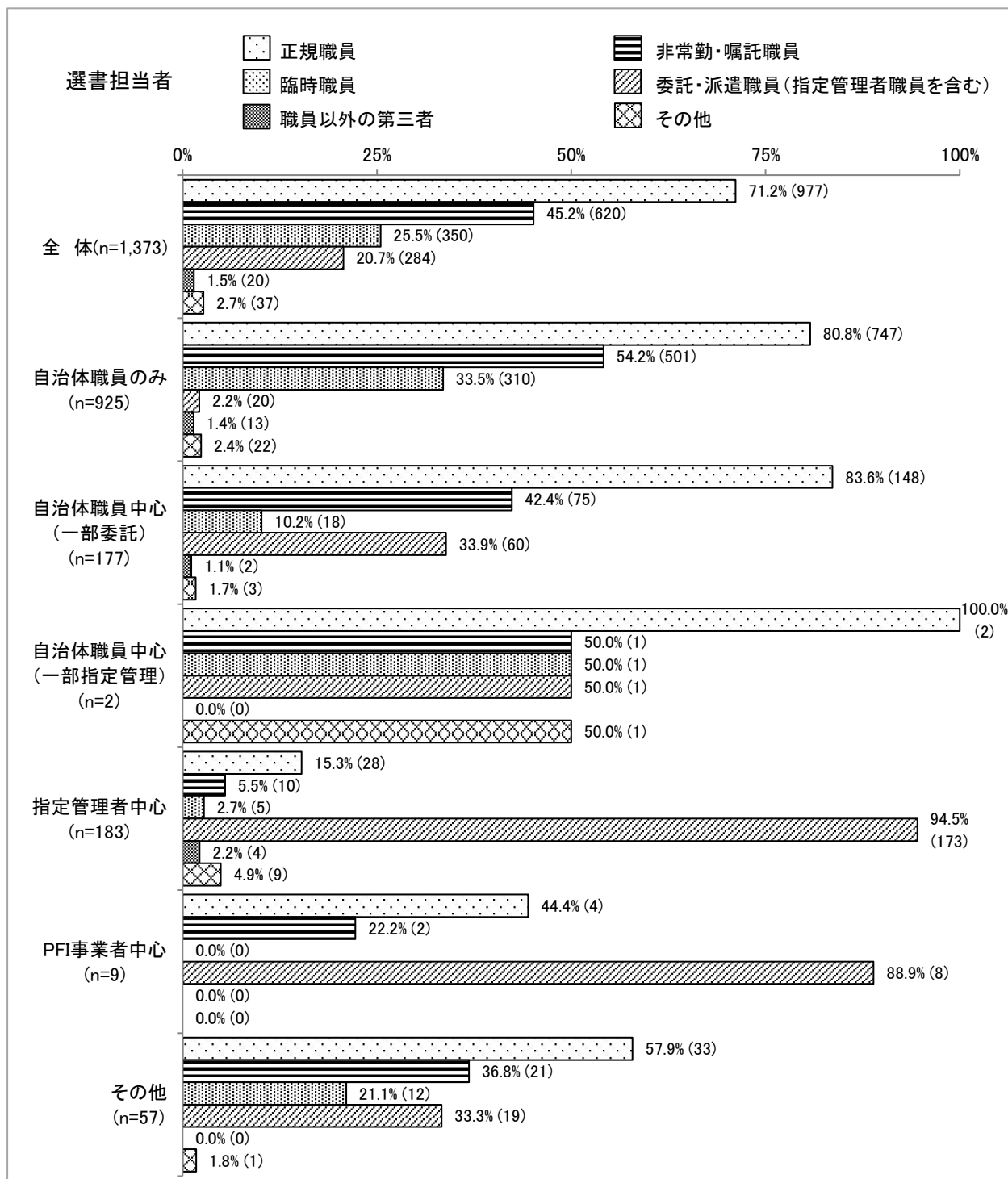


図 2.18 中心館の運営主体と選書担当者（複数回答あり）

## (2) 選書のための会議

<2018年調査からわかったこと>

- ・都道府県立図書館では、「選書のための会議があり、定期的を開催している」が78.7%（37館）、「会議はないが書面回付等による合議形式をとっている」は12.8%（6館）だった。
- ・市区町村立図書館では、「選書のための会議があり、定期的を開催している」が34.5%（457館）、「会議はないが書面回付等による合議形式をとっている」が34.0%（451館）だった。「選書のための会議はない」が28.3%（375館）と3割近くを占めた。

<明らかにすること>

- ・選書のための会議の有無と自治体の人口規模との間に関係があるか。
- ・選書のための会議の有無と図書館の規模（蔵書数、資料費）との間に関係があるか。
- ・選書のための会議の有無と竣工年との間に関係があるか。
- ・選書のための会議の有無と中心館の運営主体との間に関係があるか。

### ア 自治体の人口規模と選書のための会議の有無

市区町村立図書館では、選書のための会議があり、定期的を開催している図書館の割合は、人口規模が大きいほど選書のための会議を定期的を開催している図書館の割合が高いが、100万人以上だとやや下がる。人口規模によらず、収集方針に基づく公正な選書体制が求められる。

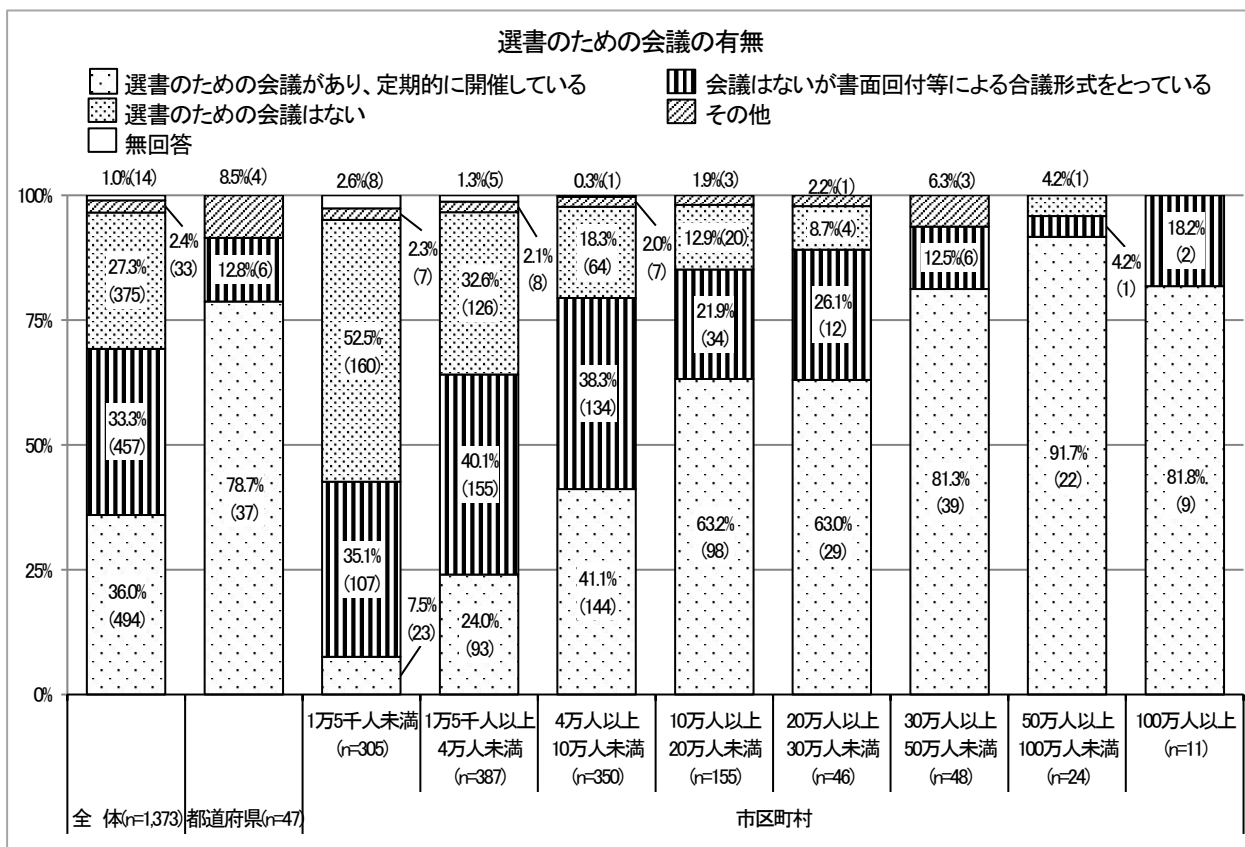


図 2.19 自治体の人口規模と選書のための会議の有無

## イ 蔵書数と選書のための会議の有無

選書のための会議があり、定期的を開催している図書館の割合は、蔵書数 10 万冊未満の図書館では 13.6% (62 館)、10 万～20 万冊未満では 29.9% (127 館) と低いですが、それ以上の蔵書規模では、おおむね蔵書数が多いほど選書のための会議を定期的で開催している割合が高くなる。蔵書数が 30 万～50 万冊、50 万～75 万冊、75 万～100 万冊の図書館では、選書のための会議を定期的で開催している割合は 7 割程度でほぼ横ばいで、2 割前後の図書館が書面による合議形式を取っている。

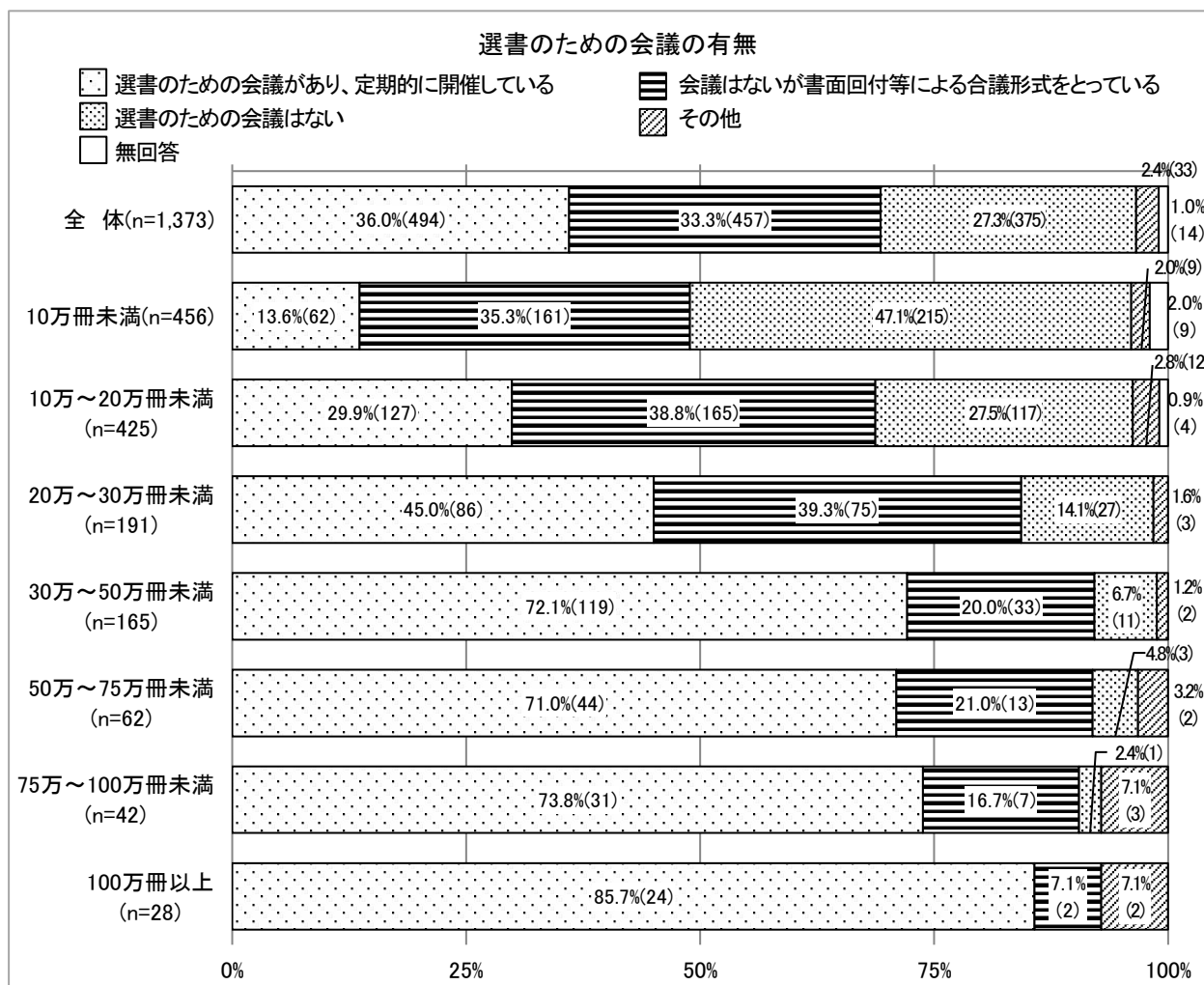


図 2.20 蔵書数と選書のための会議の有無

## ウ 資料費と選書のための会議の有無

選書のための会議があり、定期的を開催している図書館は、資料費が 500 万円未満の図書館で 12.8% (43 館)、500 万円～1 千万円未満で 22.0% (67 館)、1 千万円以上 2 千万円未満で 37.6% (111 館)、2 千万円～3 千万円未満で 59.4% (85 館)、3 千万円以上で 68.0% (183 館) であった。

資料費が多いほど、選書のための会議を定期的で開催している図書館の割合が高くなり、書面による合議形式の割合も減っている。

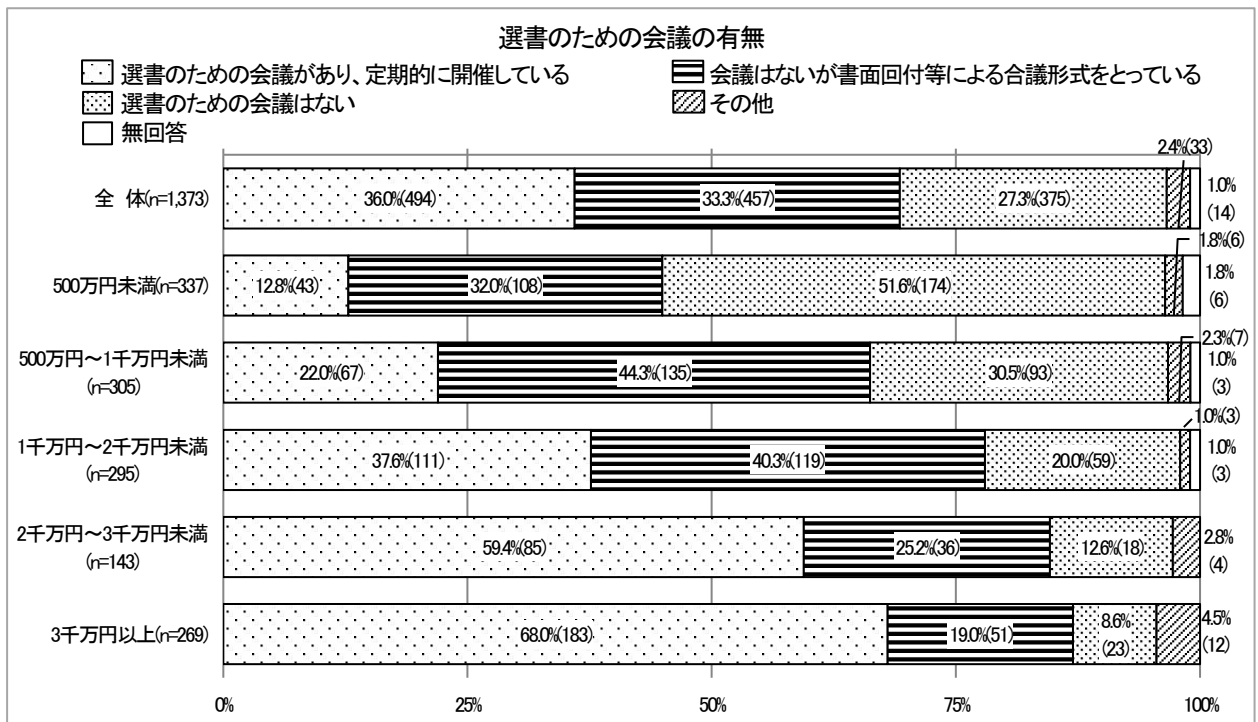


図 2.21 資料費と選書のための会議の有無

### エ 竣工年と選書のための会議の有無

選書のための会議を定期的開催している図書館の割合は、いずれの年代でも 30～40%台と大きな差はないが、1960～1970年代がやや高かった。また、どの年代も3割前後を占める書面による合議形式は、2010年以降では4割超となっている。竣工の年代と選書のための会議の有無の明らかな関係性は見られなかった。

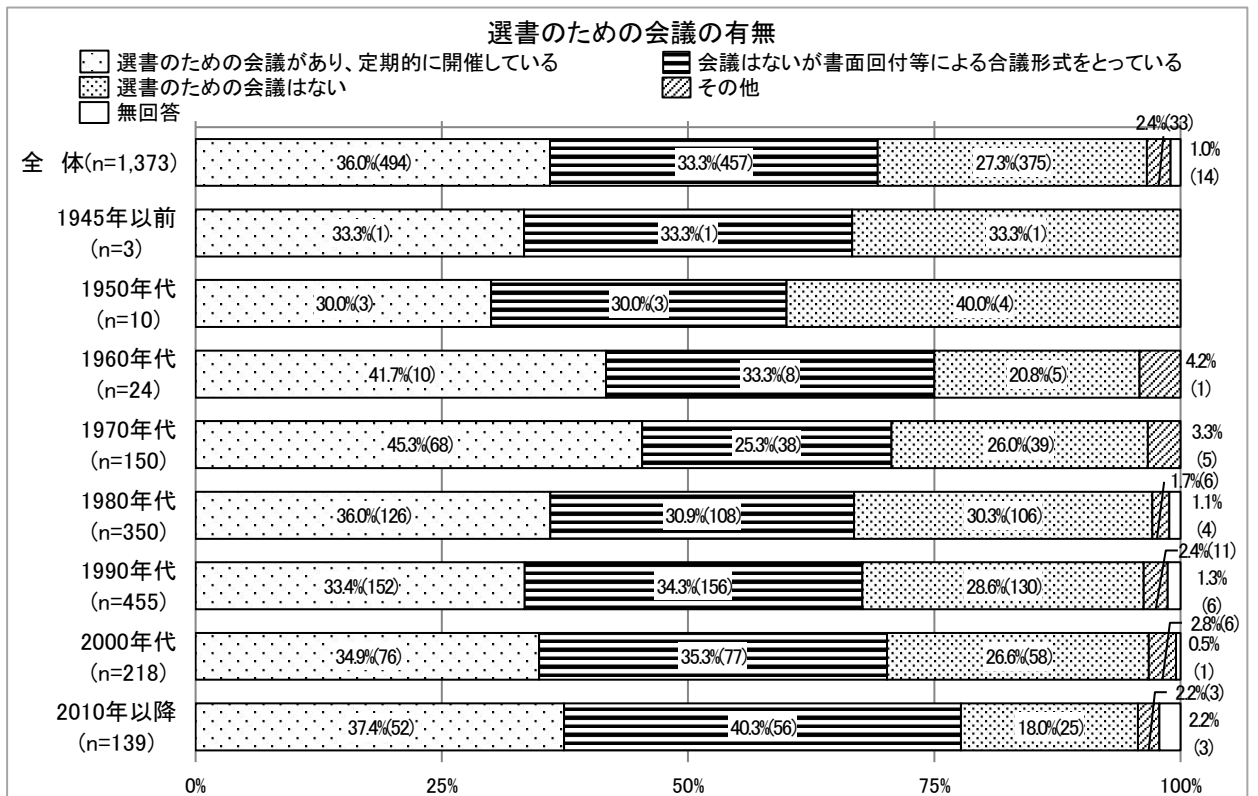


図 2.22 竣工年と選書のための会議の有無

(ここまでの分析でわかったこと)

人口規模、蔵書数、資料費が多いほど、定期的な選書会議を行っていることがわかった。即ち図書館規模が大きいほど、職員数も多いと思われ、より選書に手を掛けられるということが推察される。

### オ 中心館の運営主体と選書のための会議の有無

選書のための会議があり、定期的に行っている図書館の割合は、中心館の運営が自治体職員のみ  
の図書館では 32.8% (303 館)、自治体職員中心 (一部委託) では 49.2% (87 館)、指定管理者中心では  
41.5% (76 館)、PFI 事業者中心では 44.4% (4 館)、その他では 29.8% (17 館) であった。選書のため  
の会議を定期的に行っている割合が高かったのは、運営が自治体職員中心 (一部委託又は一部指定  
管理) の図書館で、最も低かったのは、その他を除くと、自治体職員のみで運営している図書館であ  
った。

運営主体に関わらず約 7 割の図書館が、選定会議もしくは合議制による選書を行っている。

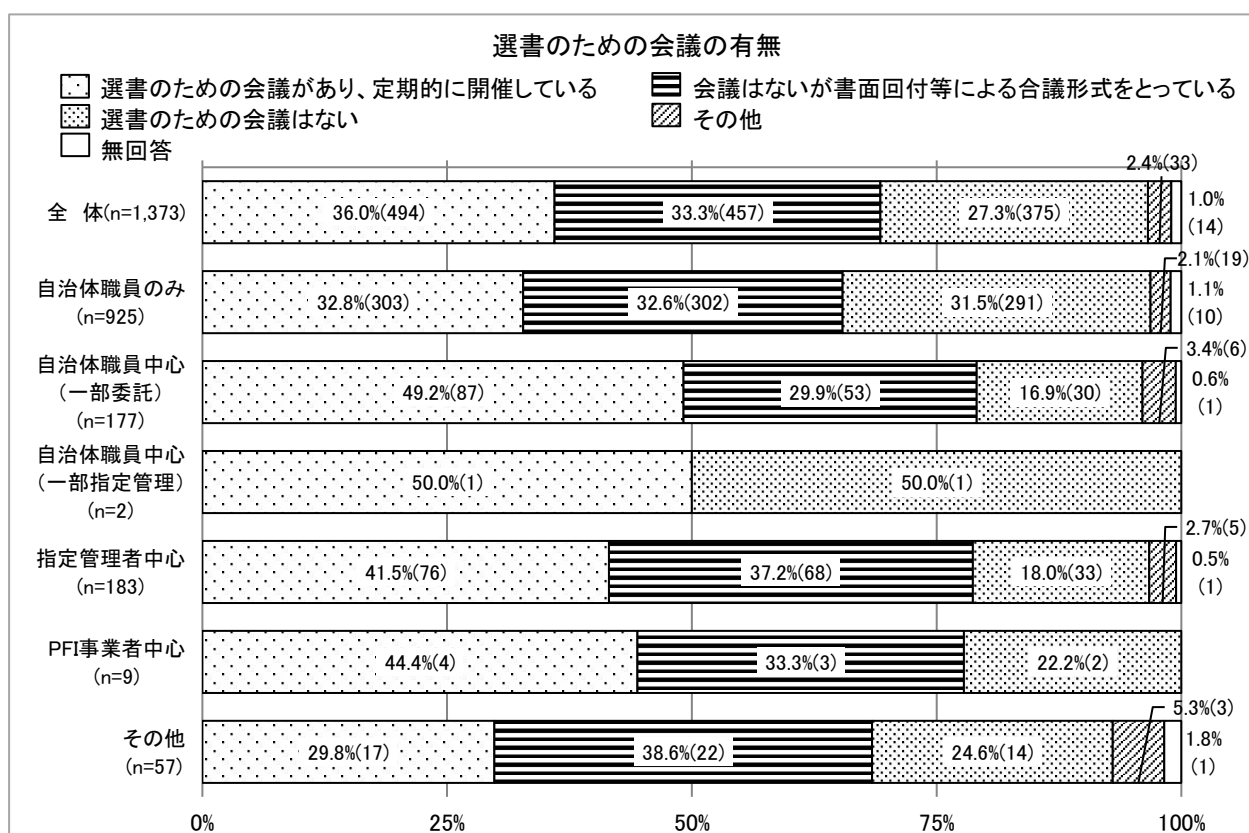


図 2.23 中心館の運営主体と選書のための会議の有無

### (3) 選書の最終決定者

<2018年調査からわかったこと>

- ・都道府県立図書館では、「図書館長（中心館で一括）」が72.3%（34館）と最も多く、「図書館長（各館ごと）」が12.8%（6館）、「図書館長以外の管理職」が8.5%（4館）だった。
- ・市区町村立図書館では、「図書館長（中心館で一括）」が44.7%（593館）で最も多く、次いで「決裁の手続きは行わない」が16.0%（212館）、「図書館長（各館ごと）」が12.6%（167館）だった。

<明らかにすること>

- ・選書の最終決定者と自治体の人口規模に関係はあるか。
- ・選書の最終決定者と図書館の規模（蔵書数、資料費）に関係はあるか。
- ・選書の最終決定者と竣工年に関係はあるか。
- ・選書の最終決定者と中心館の運営主体に関係はあるか。

#### ア 自治体の人口規模と選書の最終決定者

市区町村立図書館では、どの人口規模でも図書館長が選書の最終決定者である割合は高いが、人口規模が4万人未満までは教育委員会の長が決定、あるいは決裁の手続きを行わない図書館の割合が高い。しかし、4万人以上になると、各館ごとの図書館長、50万人以上になると図書館長以外の管理職が決定する割合が高くなり、人口規模が大きいほど、各館ごとの決定権が強くなっていく傾向が見られる。

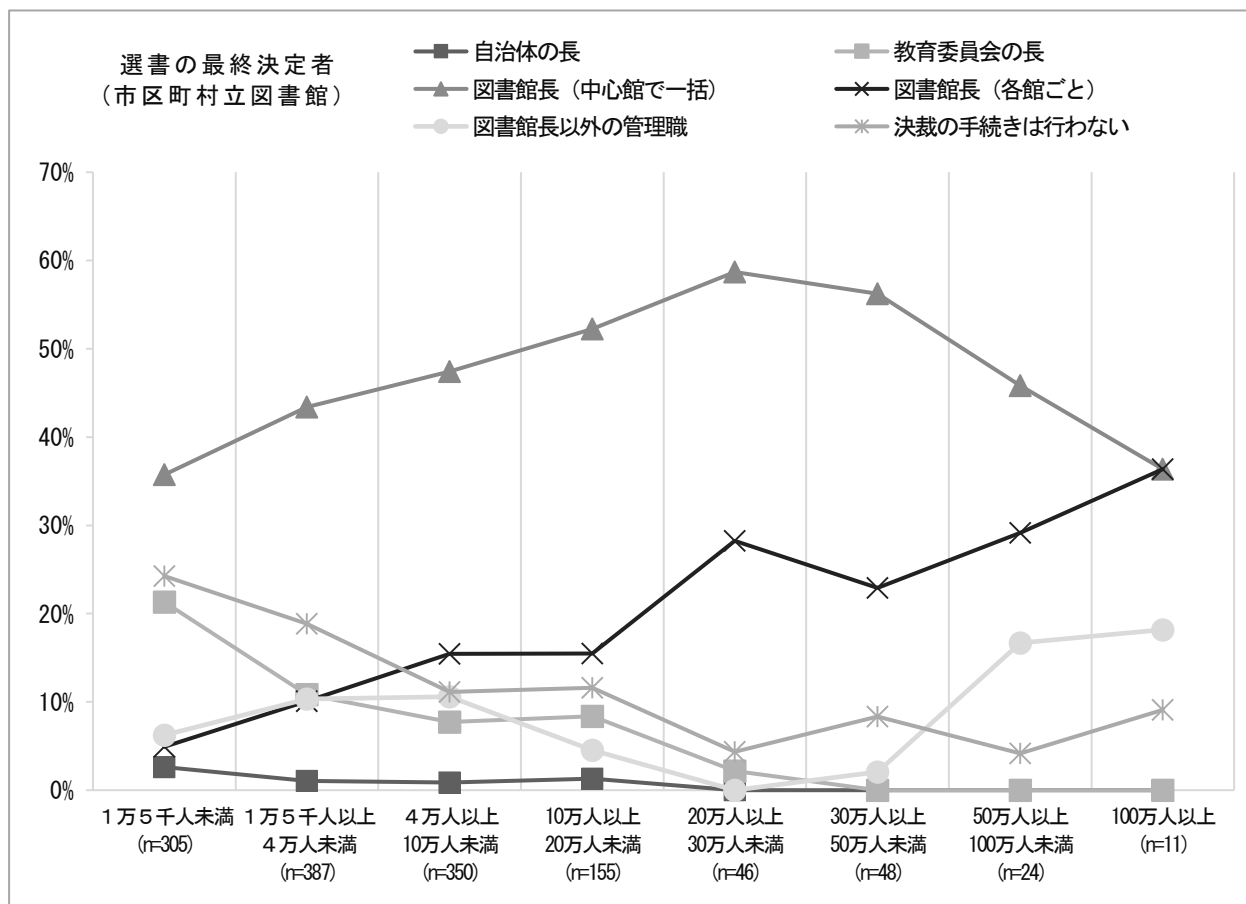


図 2.24 自治体の人口規模と市区町村立図書館の選書の最終決定者

## イ 蔵書数と選書の最終決定者

全体としてどの蔵書規模においても、図書館長（中心館で一括）が選書の最終決定者である割合が高い。蔵書数 10 万冊未満の図書館では最終決定者として自治体の長や教育委員会の長が関わるが、それ以上の規模になると徐々に減り、館長の割合が高くなっている。

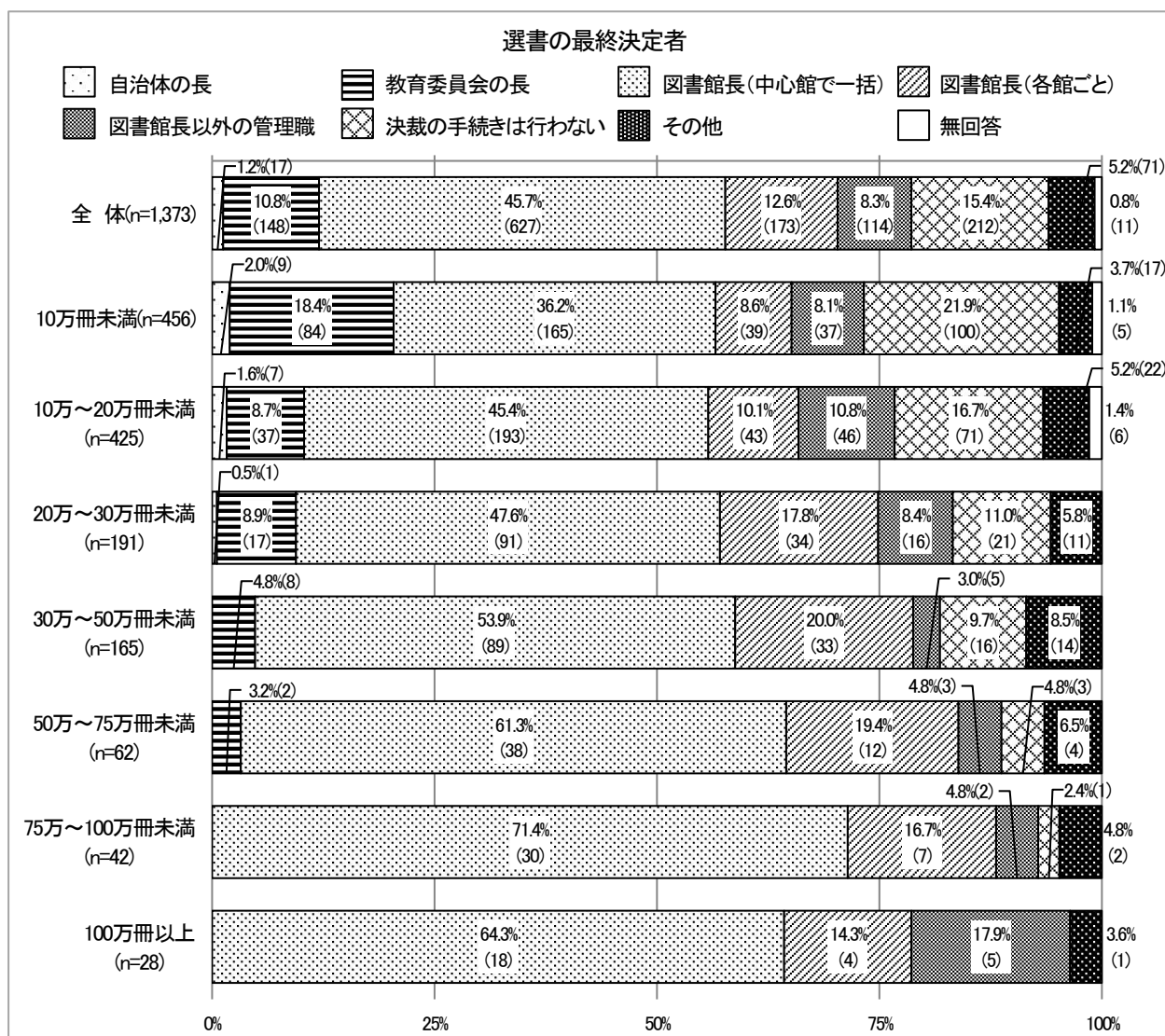


図 2.25 蔵書数と選書の最終決定者

## ウ 資料費と選書の最終決定者

どの資料費規模においても、図書館長（中心館で一括）が選書の最終決定者である割合が高いのは明白である。500万円未満では、図書館長（中心館で一括）（35.9%）だけでなく、教育委員会の長（19.0%）、決裁の手続きは行わない（25.2%）も目立つが、資料費規模の増加により、その2つの割合は徐々に減り、図書館長（各館ごと）の決裁の割合も増加していく。資料費の規模が小さいほど、教育委員会の長が関わる割合が高い。

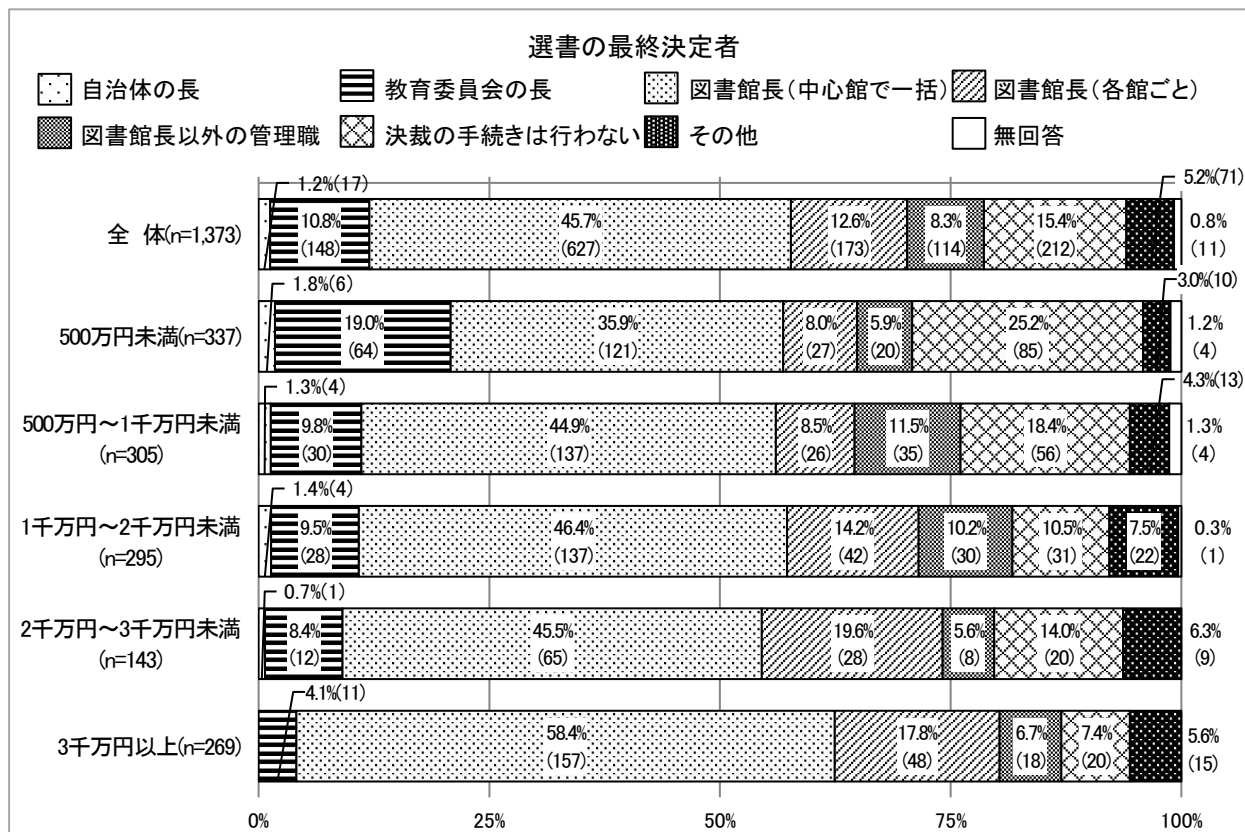


図 2.26 資料費と選書の最終決定者



## エ 竣工年と選書の最終決定者

全体としては、竣工の年代を問わず図書館長（中心館一括）が選書の最終決定者である割合は高いが、1960年代の70.8%をピークに徐々に割合が減り、自治体の長と教育委員会の長の割合がわずかではあるが増えている。しかしながら、竣工年と選書の最終決定者との間に明らかな関係性を指摘するのは難しい。

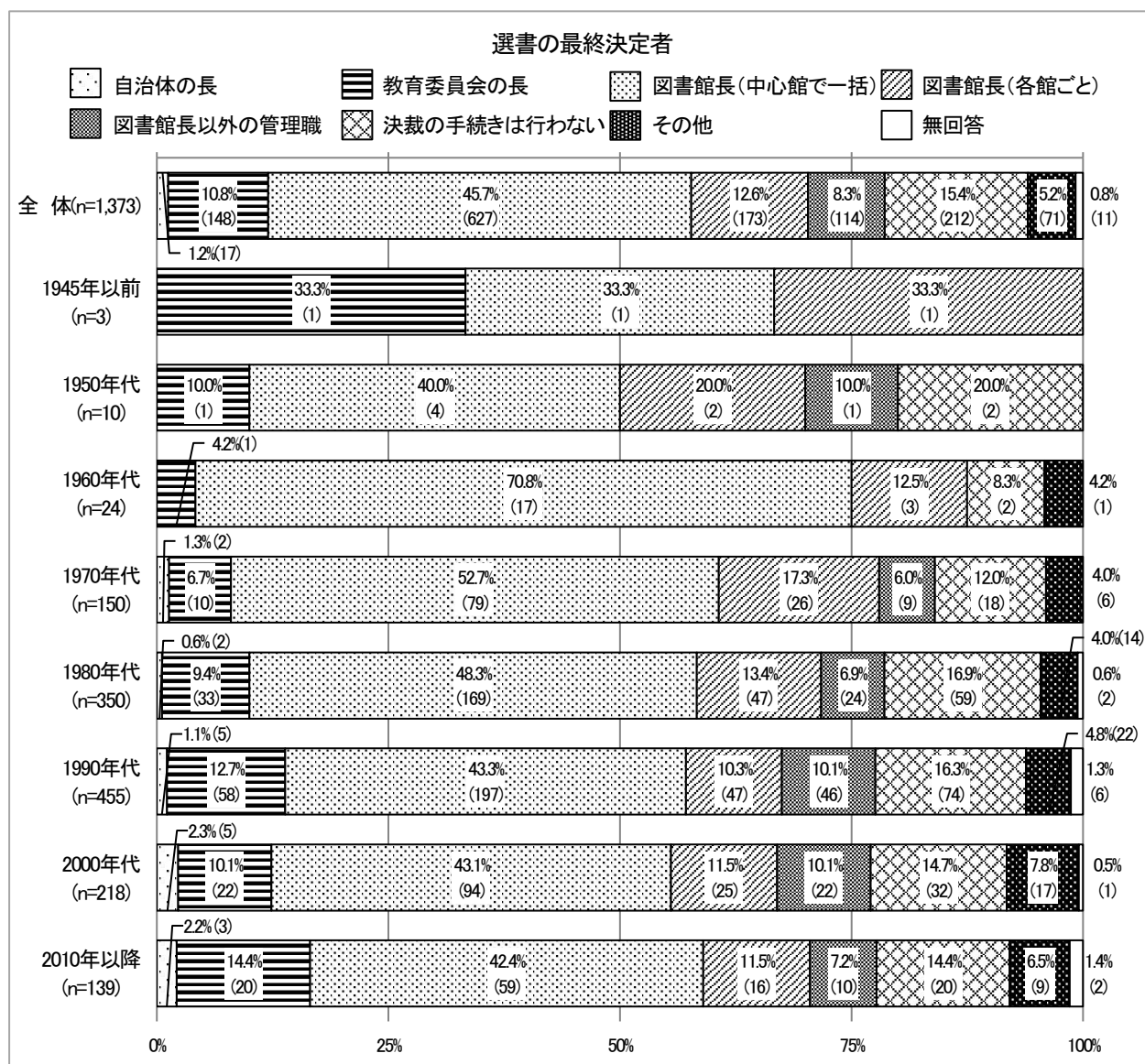


図 2.27 竣工年と選書の最終決定者

## オ 中心館の運営主体と選書の最終決定者

自治体職員中心（一部指定管理）は母数が2と少ないため例外として、中心館の運営主体の如何を問わず、図書館長が選書の最終決定者となっている割合が高い。自治体職員のみ、自治体職員中心（一部委託）と指定管理者中心では、一定の割合で教育委員会の長が選書の最終決定者になっている。

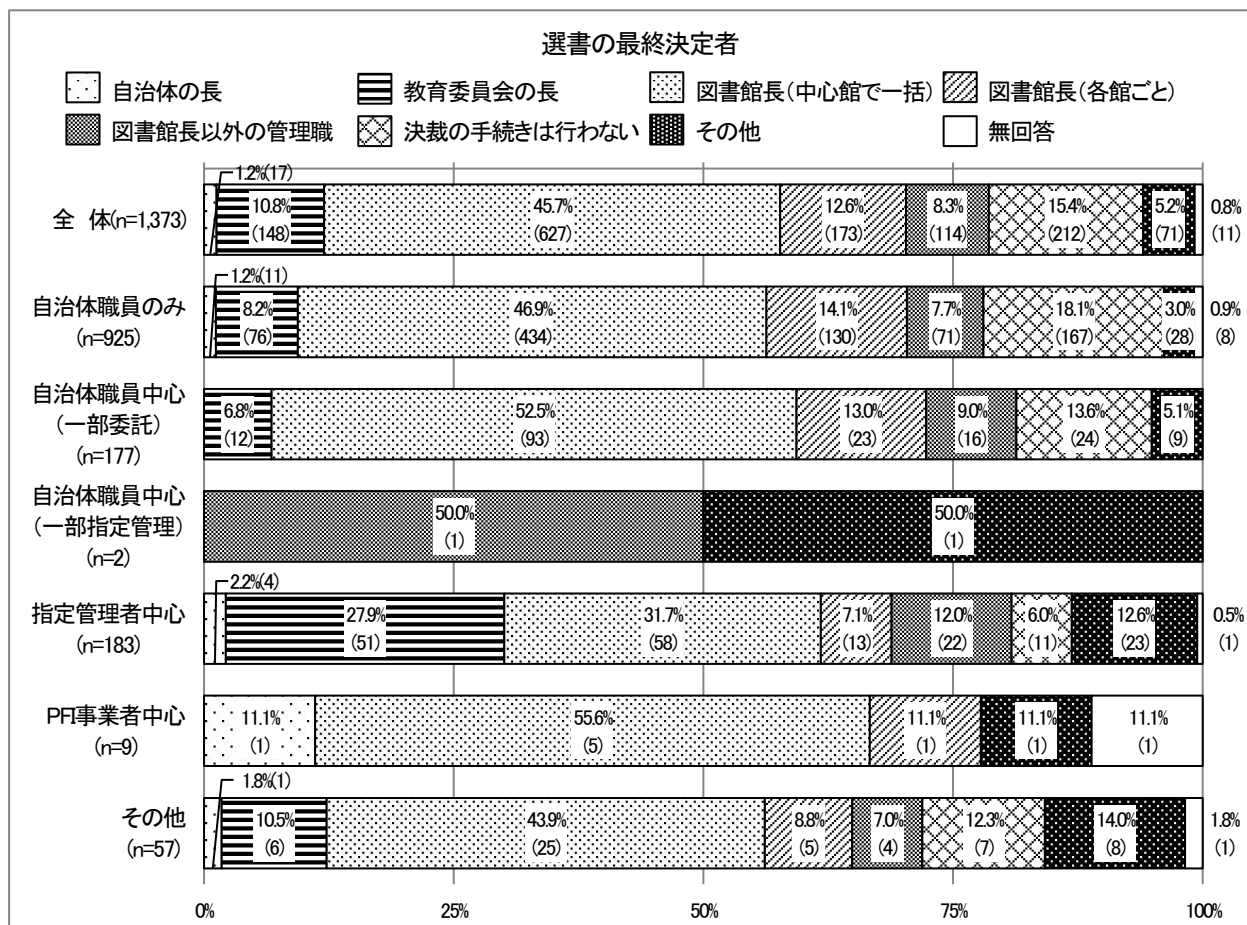


図 2.28 中心館の運営主体と選書の最終決定者

## カ まとめ

人口規模、蔵書数、資料費、中心館の運営主体によらず、図書館長が選書の最終決定者となっている割合が高い。規模が小さいほど、教育委員会の長が関わる割合が高くなり、運営主体が指定管理中心であると教育委員会の長が関わる割合が高くなるようだ。

総合的に見て、おおむね図書館長や管理職が決定権を持っている。指定管理では教育委員会の長が決定者になっている割合が他と比べ高くなっている。いずれにしても、運営主体によらず、図書館が自律的に、収集方針に照合して選書が行われる体制が構築されるべきである。

気になるのは、どの運営主体（自治体職員中心（一部指定管理）を除く）でも、「決裁の手続き」を行わずに資料を購入している館（自治体）があることである。

#### (4) 資料の収集に関する課題

<2018年調査からわかったこと>

資料収集に関する課題として、全体で「予算が不足している」と答えた図書館は56.2% (772館)、「選書にかかる時間が不足している」は59.6% (818館)、「選択基準が明確でなく、何を選んでよいかわからない」が16.2% (222館)、「担当者の専門知識が不足している」が35.1% (482館)、「その他」が6.8% (94館)、「無回答」が8.0% (110館)であった。

<明らかにすること>

- ・資料の収集に関する課題と蔵書数に関する関係があるか。
- ・資料の収集に関する課題と資料費に関する関係があるか。
- ・資料の収集に関する課題と中心館の運営主体に関する関係があるか。

#### ア 蔵書数と資料の収集に関する課題

全体で最も割合の高い回答であった「選書にかかる時間が不足している」と答えた図書館は、蔵書数10万冊未満では48.9% (223館)、10万～20万冊未満では61.4% (261館)、20万～30万冊未満では66.0% (126館)、30万～50万冊未満では70.9% (117館)、50万～75万冊未満では61.3% (38館)、75万～100万冊未満では81.0% (34館)、100万冊以上では60.7% (17館)であった。

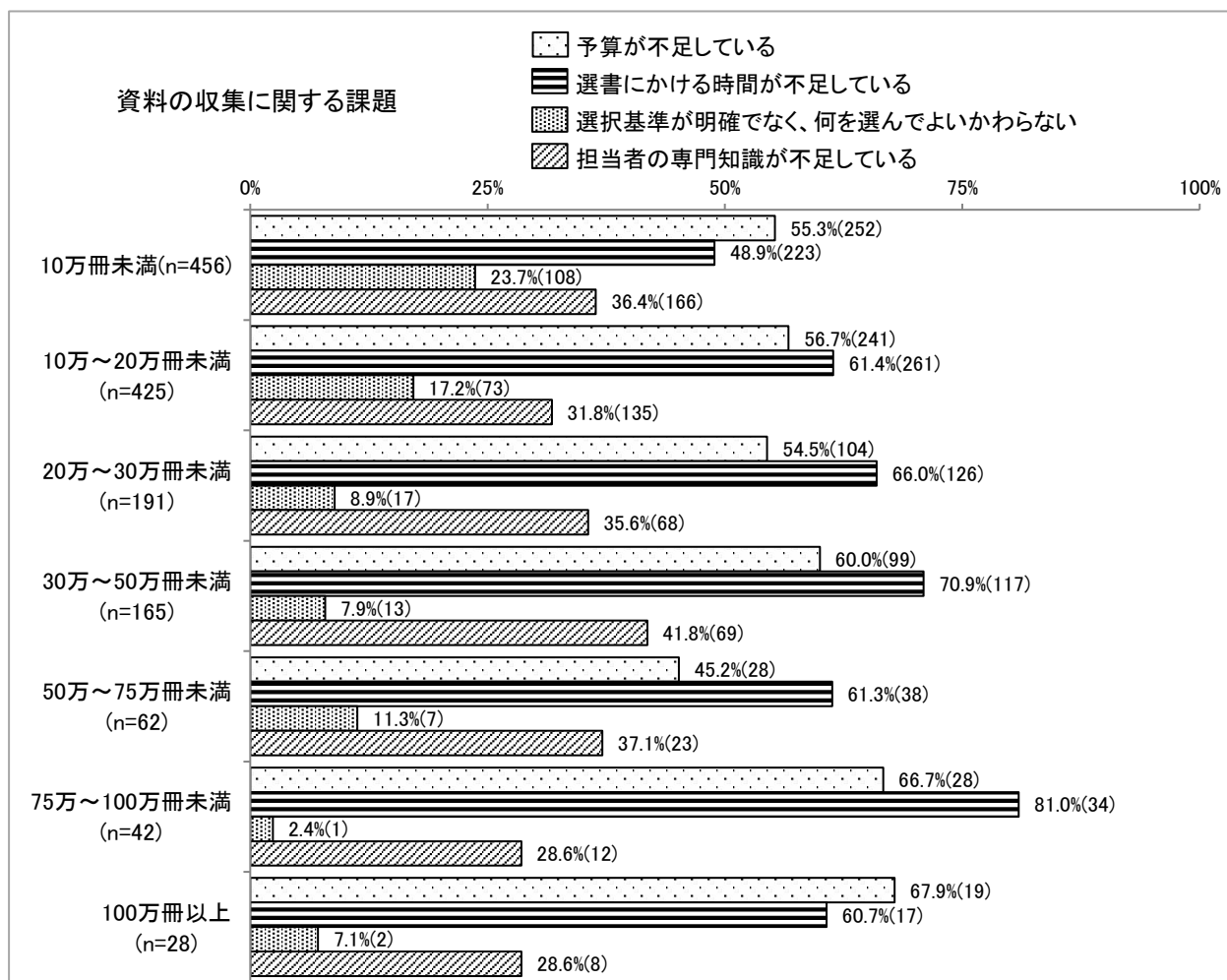


図 2.29 蔵書数と資料の収集に関する課題 (複数回答あり)

全体で2番目に割合の高い回答である「予算が不足している」と答えた図書館は、蔵書数10万冊未満では55.3% (252館)、10万～20万冊未満では56.7% (241館)、20万～30万冊未満では54.5% (104館)、30万～50万冊未満では60.0% (99館)、50万～75万冊未満では45.2% (28館)、75万～100万冊未満では66.7% (28館)、100万冊以上では67.9% (19館)であった。

図書館の蔵書数と資料の収集に関する課題の間に関係性は見られないが、蔵書数の大小に関わらず、予算不足と選書の時間不足を感じている図書館が多かった。

## イ 資料費と資料の収集に関する課題

「選書にかかる時間が不足している」と答えた図書館は、資料費別に見ると、500万円未満では46.0% (155館)、500万円～1千万円未満では61.6% (188館)、1千万円～2千万円未満では68.8% (203館)、2千万円～3千万円未満では67.1% (96館)、3千万円以上では62.1% (167館)であった。

「予算が不足している」と答えた図書館は、資料費別に見ると、500万円未満では61.1% (206館)、500万円～1千万円未満では59.3% (181館)、1千万円～2千万円未満では56.3% (166館)、2千万円～3千万円未満では53.1% (76館)、3千万円以上では49.4% (133館)であった。

資料費と「選書にかかる時間が不足している」と答えた図書館の割合の間には、明らかな関係性は見られなかった。一方で「予算が不足している」と答えた図書館の割合は、資料費が多いほど減少する傾向にあった。

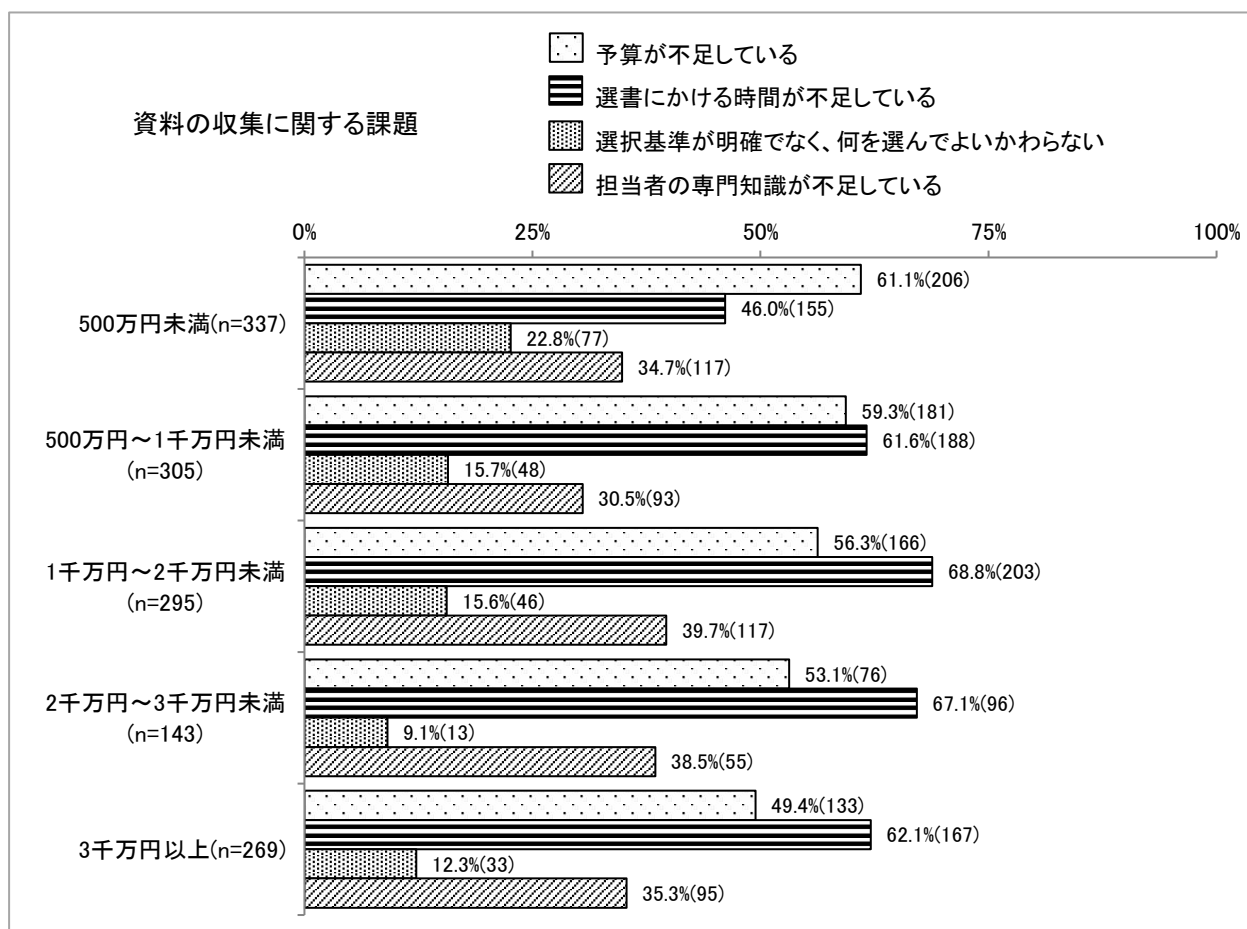


図 2.30 資料費と資料の収集に関する課題（複数回答あり）

## ウ 中心館の運営主体と資料の収集に関する課題

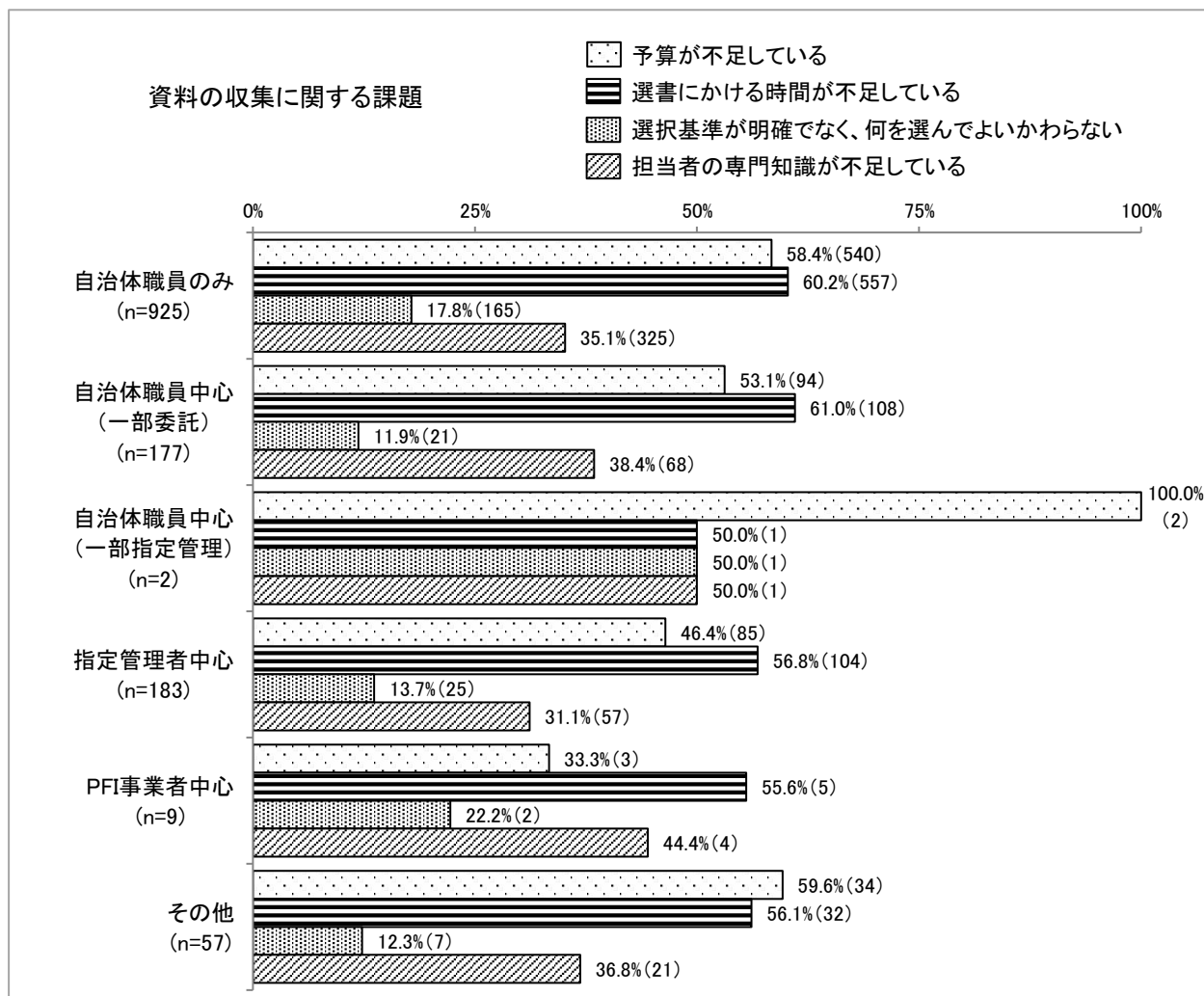


図 2.31 中心館の運営主体と資料の収集に関する課題（複数回答あり）

「選書にかかる時間が不足している」と答えた図書館は、中心館の運営主体が自治体職員のための図書館では60.2%（557館）、自治体職員中心（一部委託）では61.0%（108館）、自治体職員中心（一部指定管理）では50.0%（1館）、指定管理者中心では56.8%（104館）、PFI事業者中心では55.6%（5館）、その他では56.1%（32館）であった。

「予算が不足している」と答えた図書館は、中心館の運営主体が自治体職員のための図書館では58.4%（540館）、自治体職員中心（一部委託）では53.1%（94館）、指定管理者中心では46.4%（85館）、PFI事業者中心では33.3%（3館）、その他では59.6%（34館）であった。

「選書にかかる時間が不足している」と答えた図書館の割合は、いずれの運営主体でも50%を超え、運営主体の違いによる差は少なかった。「予算が不足している」と答えた割合が最も少なかったのは、運営主体がPFI事業者中心の図書館であった。

「専門知識の不足」は運営主体によらず、3割以上であった。

### 3 蔵書評価

#### (1) 蔵書評価の実施状況

<2018年度調査からわかったこと>

- ・「蔵書評価を行っている」図書館は、都道府県立図書館では8.5%（4館）、市区町村立図書館では9.9%（131館）にとどまった。
- ・「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」図書館は、都道府県立図書館で6.4%（3館）、市区町村立図書館で2.6%（34館）だった。
- ・「行ったことはないが、今後実施の予定がある、または検討中である」という図書館は、都道府県立図書館で17.0%（8館）、市区町村立図書館で14.4%（191館）だった。
- ・都道府県立図書館、市区町村立図書館とも、「行ったことはない。今後も予定はない」という回答が最も多く、半数を超えた。

本項では、蔵書評価の実施に影響する要因について、自治体の人口規模、図書館の規模（資料費及び蔵書数）、運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・蔵書評価の実施と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・蔵書評価の実施と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・蔵書評価の実施と中心館の運営主体に関係があるか。

#### ア 自治体の人口規模と蔵書評価

はじめに、自治体の人口規模と蔵書評価の実施との関係について見ていく。都道府県立図書館において蔵書評価を行っていると回答した4館は、いずれも200万人以上の人口規模を持つ自治体であった。市区町村立図書館においては（図 2.32）、おおむね自治体の人口規模と蔵書評価の実施状況は比例している。「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」と回答した図書館を含めても、人口規模の大きい自治体の方が、蔵書評価を実施している傾向が見られる。

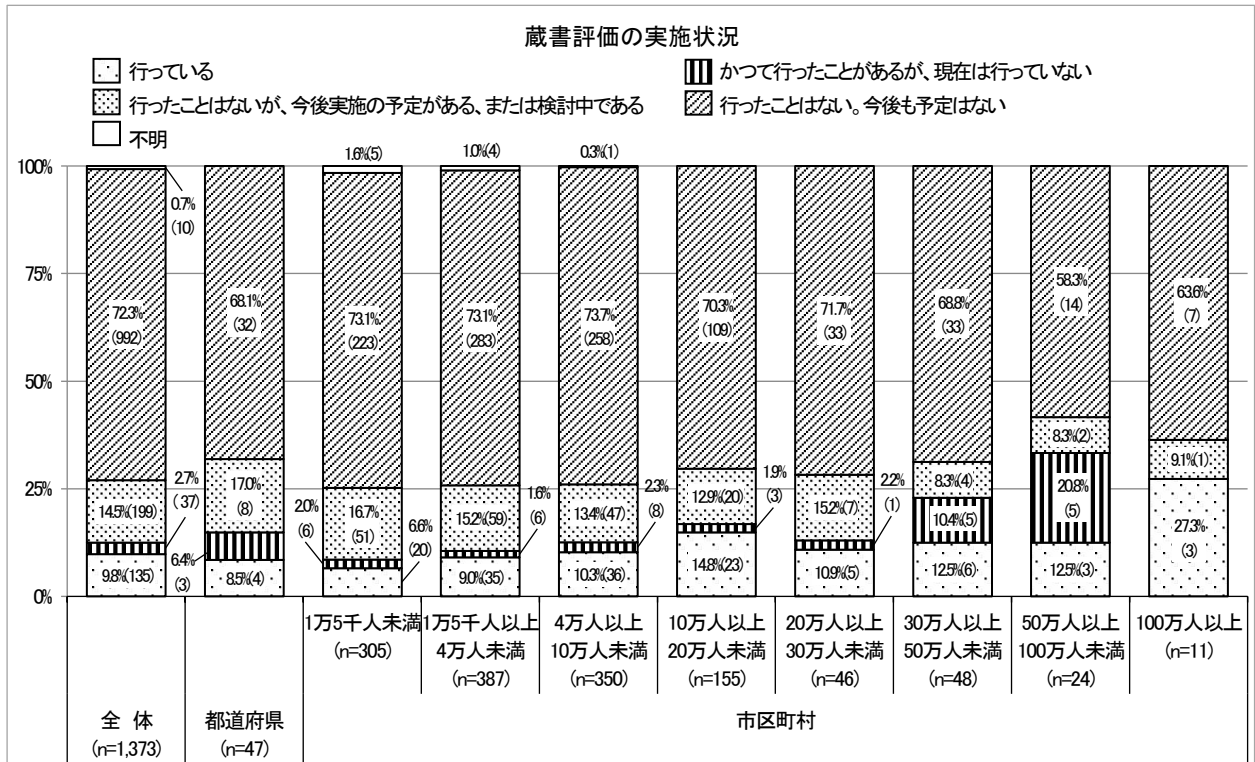


図 2.32 自治体の人口規模と蔵書評価の実施状況

### イ 資料費と蔵書評価

次に、図書館の資料費と蔵書評価の実施との関係について見ていく（図 2.33）。どの資料費規模でも、現在の実施率は1割前後である。「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」も含めると、規模が大きいほど実施の割合が高くなる。一方で、どの規模でも1～2割程度の図書館が「行ったことはないが、今後実施の予定がある、または検討中である」と回答している。

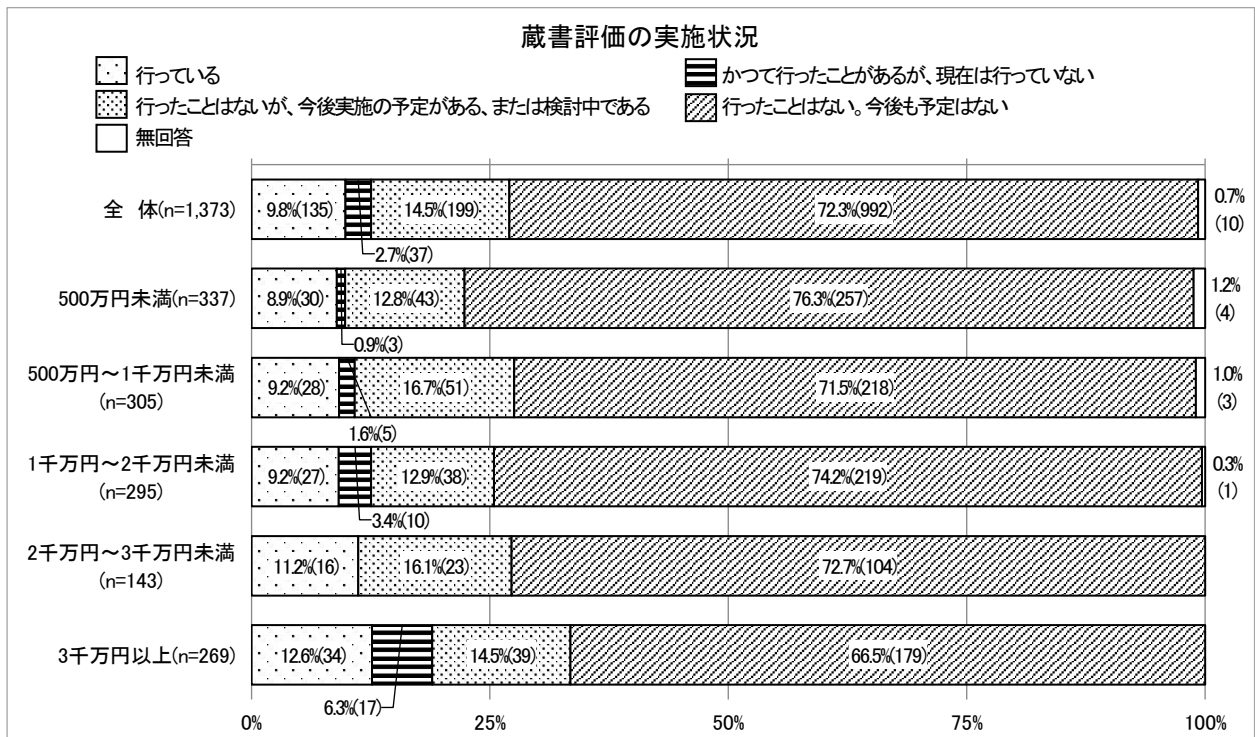


図 2.33 資料費と蔵書評価の実施状況

## ウ 蔵書数と蔵書評価

次に、図書館の蔵書数と蔵書評価の実施との関係を見ていく（図 2.34）。「行っている」と「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」を合わせると、2番目に蔵書数の多い「75万～100万冊未満」を除き、蔵書数の多い図書館ほど、蔵書評価の実施割合が高い傾向がある。特に、最も蔵書数の多い「100万冊以上」は、「行っている」割合が最も多く、2割を超えている。一方、「75万～100万冊未満」は、他の区分と比べると異なる傾向を示しており、「行っている」と「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」を合わせても 11.9%（5館）と少ないが、「今後実施の予定がある、または検討中である」と「行ったことはない。今後も予定はない」の割合は 21.4%（9館）と、全区分中で最も多い。

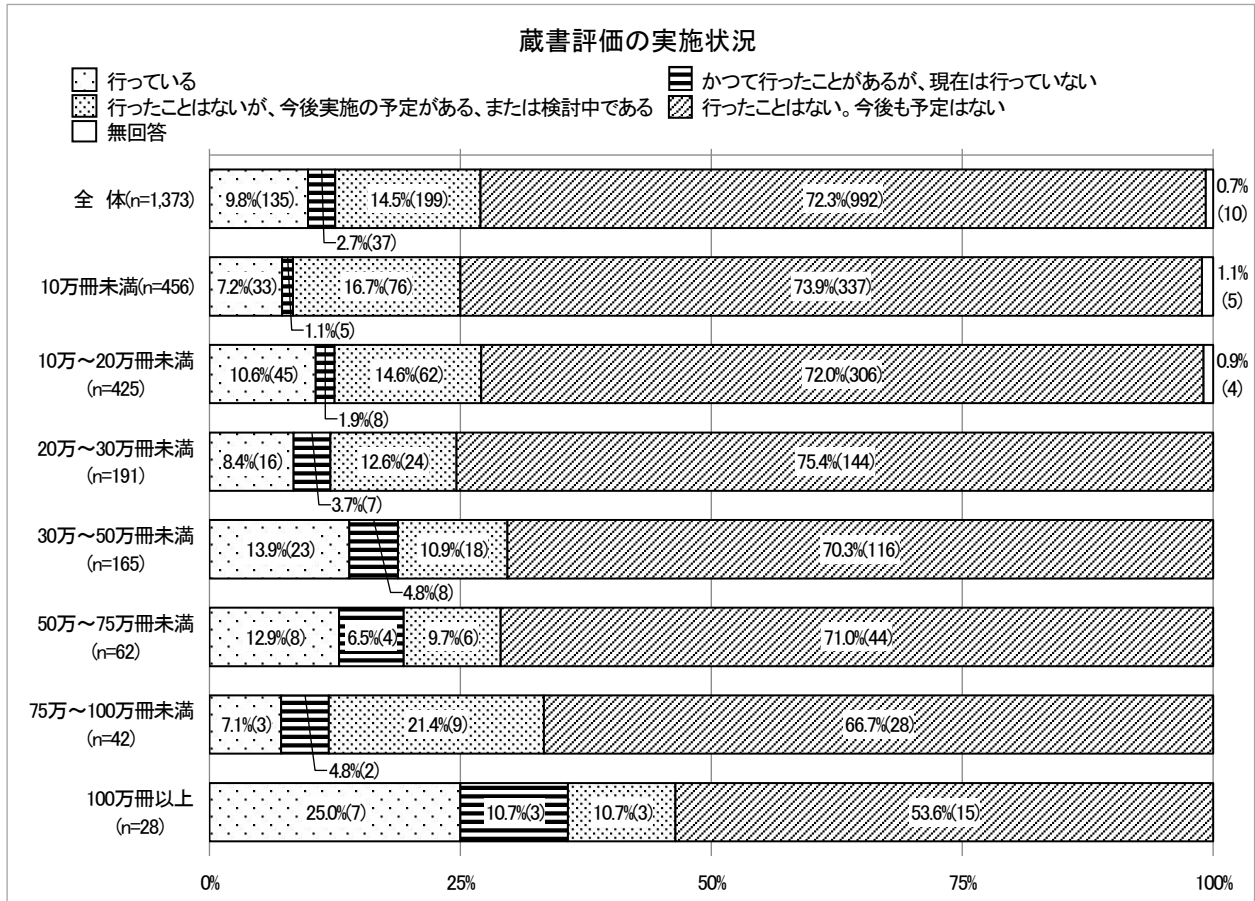


図 2.34 蔵書数と蔵書評価の実施状況



## エ 中心館の運営主体と蔵書評価

次に、中心館の運営主体と蔵書評価の実施との関係について見ていく（図 2.35）。「行っている」割合が高いのは「PFI 事業者中心」22.2%（2 館）、「指定管理者中心」の 19.1%（35 館）で、「自治体職員のみ」の 7.1%（66 館）や「自治体職員中心（一部委託）」の 14.1%（25 館）を上回っている。

一部委託、指定管理者中心、PFI 事業者中心の方が、自治体職員のみ、自治体職員中心より、蔵書評価を行う意向を持っている。

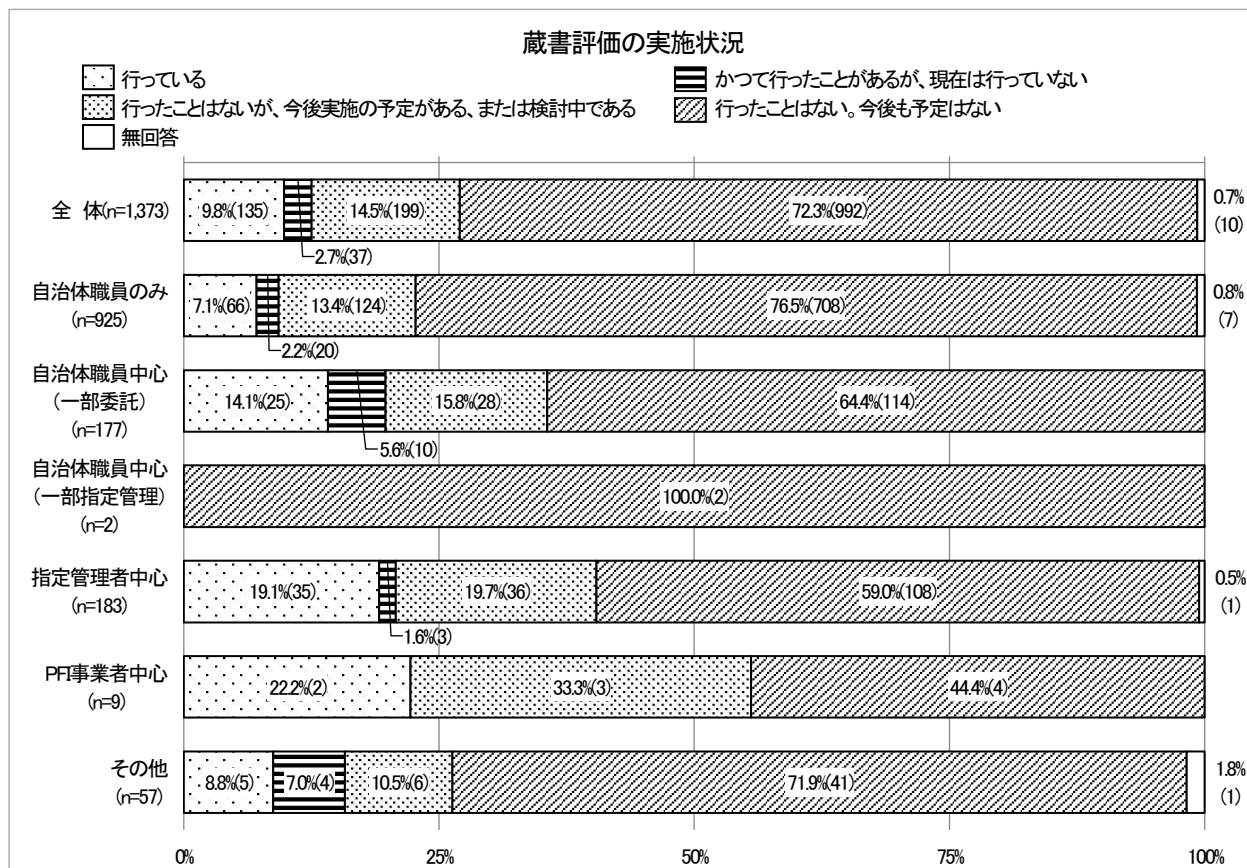


図 2.35 中心館の運営主体と蔵書評価の実施状況

## オ 分析から分かったこと

蔵書評価については、元々回答の実施率が低いため、関係性を見出すのは難しいが、人口、蔵書数、予算の規模が大きい、あるいは中心館の運営主体が指定管理者、PFI 事業者であると、実施している、実施経験がある傾向が見られる。人口規模の大小は、都道府県立図書館よりも市区町村立図書館において、影響が大きいと言える。また、自治体職員の直営館よりも、一部委託や指定管理者中心で運営している図書館の方が、蔵書評価の実施割合が高いのは、仕様書等によって、業務内容が明確にされていることも関係していると思われる。

一方で、規模、運営主体によらず 1 割から 2 割の図書館が蔵書評価を行ったことはないが、今後実施の予定がある、または検討中である、と回答しており、これに応じていく方策が必要であろう。

## 4 除籍

### (1) 除籍方針

<2018年度調査からわかったこと>

- ・ 不要資料の除籍に関する方針について、都道府県立図書館では、「あり」が46.8%（22館）、「なし」が48.9%（23館）で、ほぼ同数だった。
- ・ 市区町村立図書館では、「あり」が46.3%（614館）、「なし」が50.4%（668館）で、「なし」が「あり」をやや上回った。

本項では、除籍に関する方針の明文化に影響する要因について、自治体の人口規模、図書館の規模（資料費及び蔵書数）、中心館の運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・ 除籍に関する方針の明文化と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・ 除籍に関する方針の明文化と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・ 除籍に関する方針の明文化と中心館の運営主体に関係があるか。

### ア 自治体の人口規模と除籍方針の明文化

はじめに、自治体の人口規模と除籍方針の明文化との関係を見ていく（図 2.36）。市区町村立図書館においては、人口規模が最も少ない「1万5千人未満」が最も明文化の割合が低く、4割を下回っている一方、人口規模が最も多い「100万人以上」では、明文化の割合が9割を超えており、対照的である。しかし、その間の1万5千人以上から100万人未満までの各区分では、50%前後であり大きな差がない。

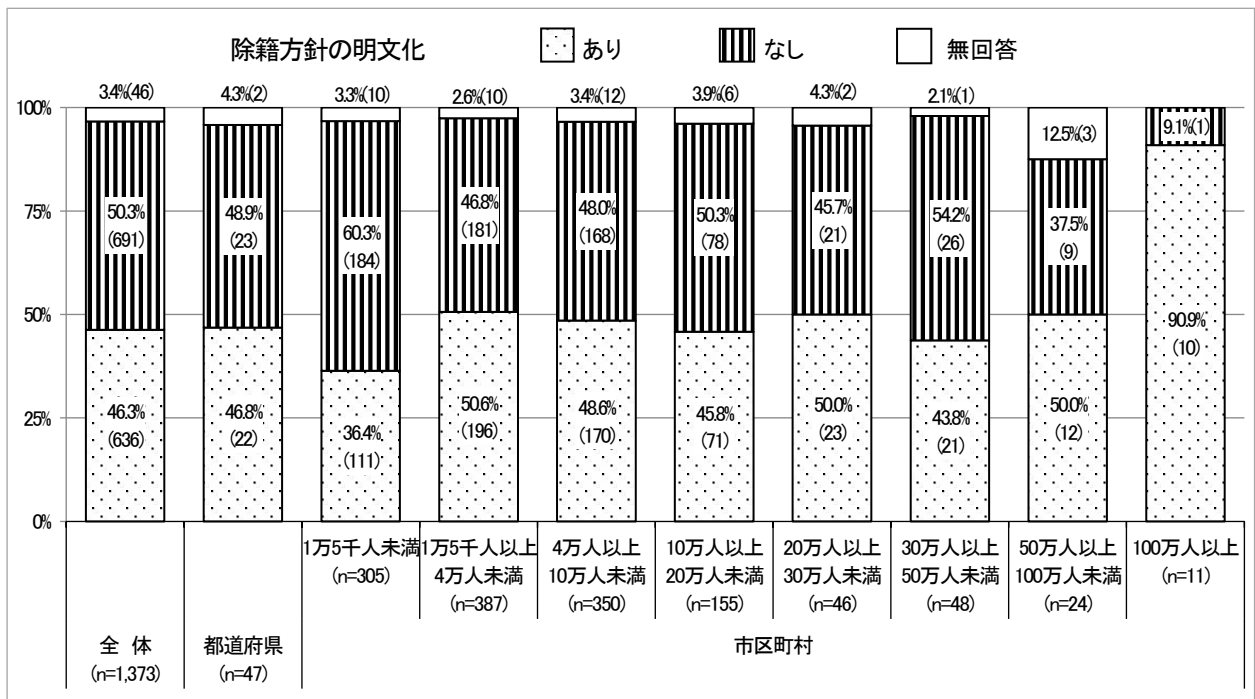


図 2.36 自治体の人口規模と除籍方針の明文化

### イ 資料費と除籍方針の明文化

次に、図書館の資料費と除籍方針の明文化との関係を見ていく（図 2.37）。都道府県立図書館においては、資料費「3,000 万円以上」で明文化の割合が高い。ただし、都道府県立の場合、「2,000 万円～3,000 万円未満」か「3,000 万円以上」のどちらかの区分に分かれ、40 館が「3,000 万円以上」に該当しているため、今回の集計だけでは両者の関連性を判断することは難しい。一方、市区町村立図書館においては、最も資料費が少ない「500 万円未満」における明文化の割合が、38.0%（128 館）と最も低いが、次いで割合が低いのは、資料費が最も多い「3,000 万円以上」の 43.2%（99 館）である。その間の各区分は 50.8%～55.1%でありあまり大きな差が無く、資料費と除籍方針の明文化との間に、明確な傾向は読み取れない。

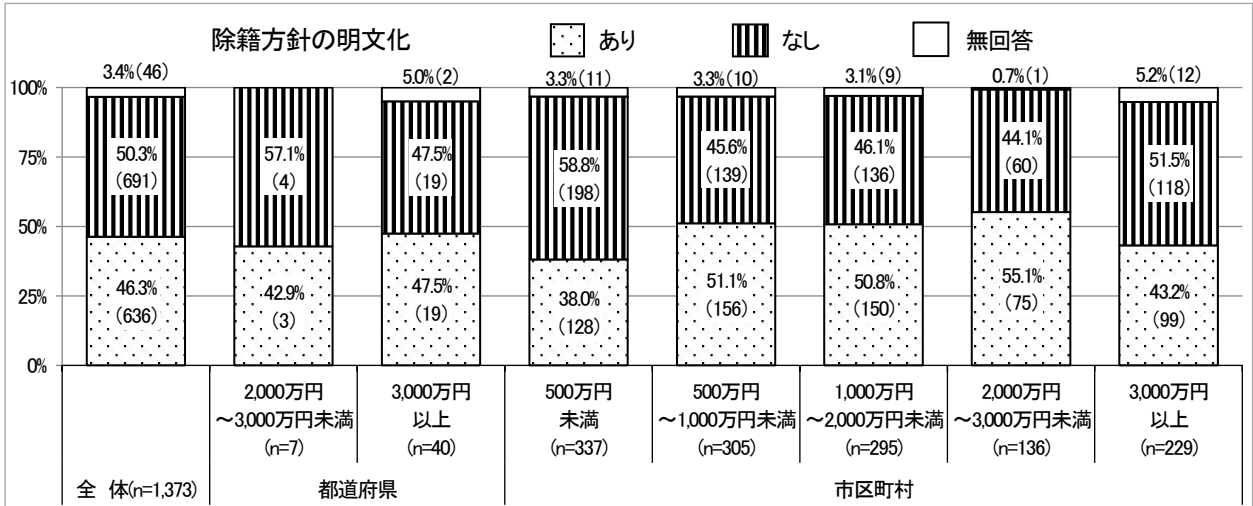


図 2.37 資料費と除籍方針の明文化

### ウ 蔵書数と除籍方針の明文化

次に、蔵書数と除籍方針の明文化との関係を見ていく（図 2.38）。都道府県立図書館においては、蔵書数の最も少ない「50 万冊～75 万冊未満」は、明文化「あり」が「なし」を下回っている。市区町村立図書館においては、75 万冊以上の区分では明文化している割合が 7 割を超えているが、75 万冊未満の区分ではあまり大きな差は見られない。

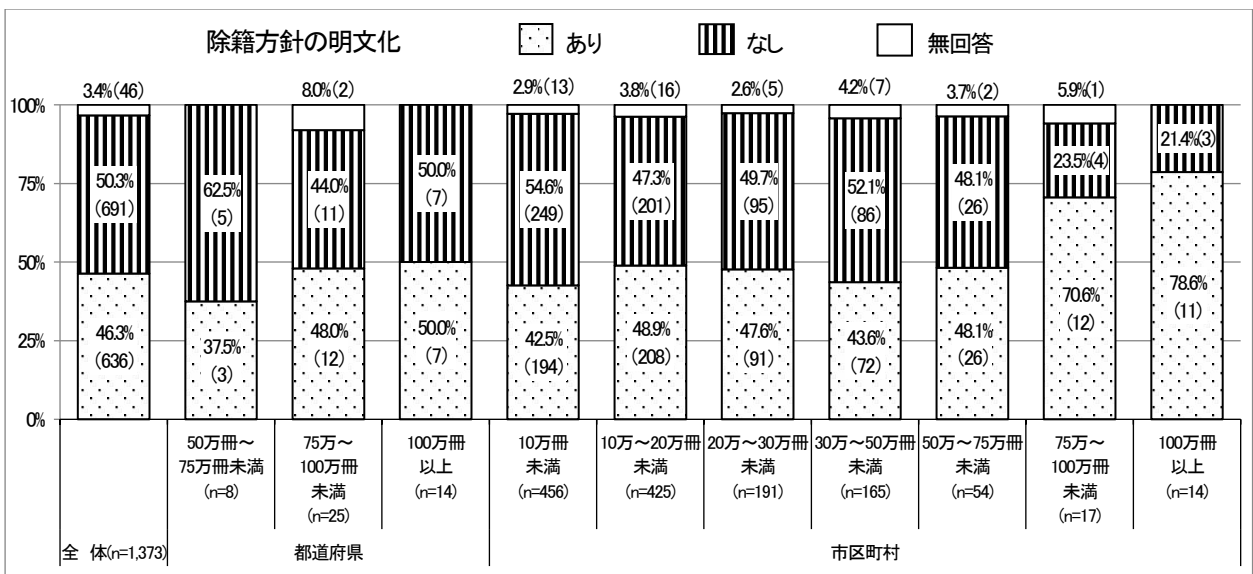


図 2.38 蔵書数と除籍方針の明文化

## エ 中心館の運営主体と除籍方針

次に、中心館の運営主体と除籍方針の明文化との関係について見ていく（図 2.39）。最も明文化の割合が高いのは、「指定管理者中心」の 56.3%（103 館）だった。非直営館でも「PFI 事業者中心」は 33.3%（3 館）と、全区分中最も低かった。「自治体職員のみ」は、「あり」が「なし」より低く、44.0%（407 館）であった。

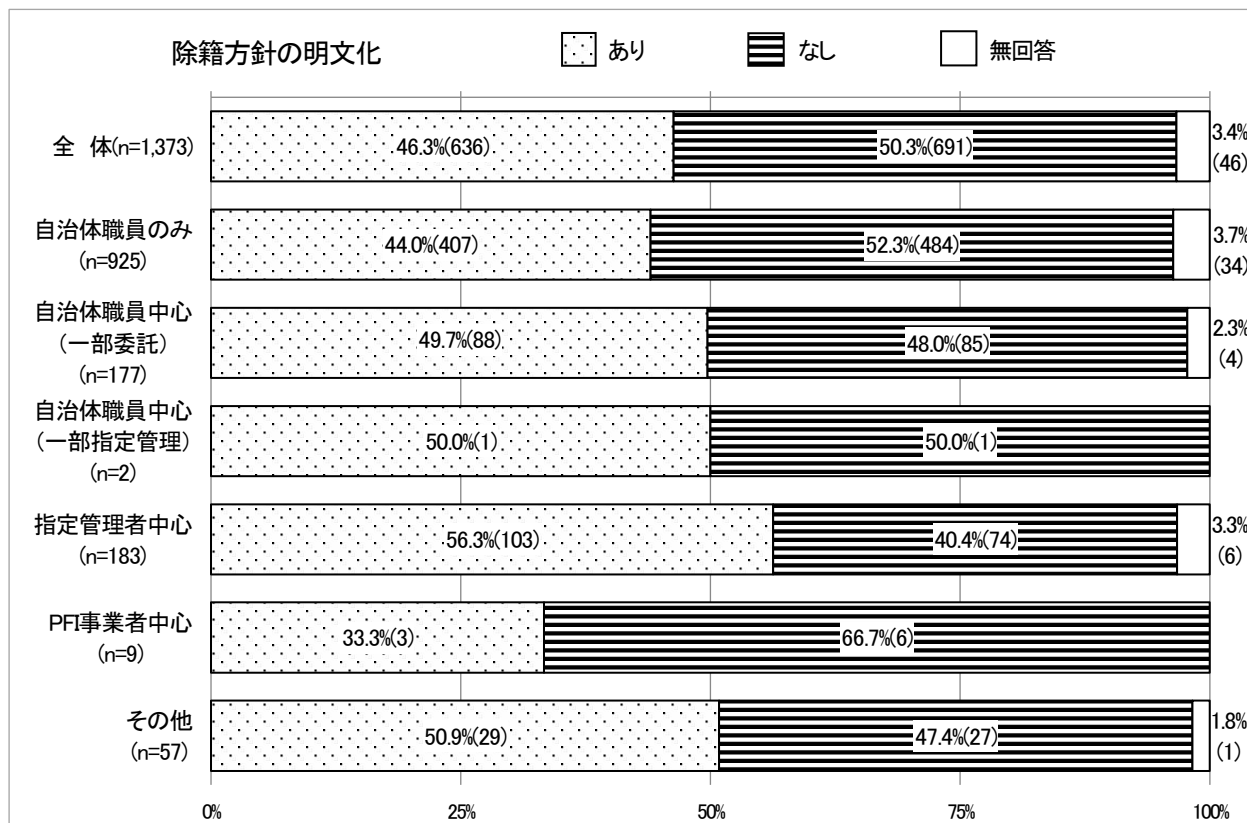


図 2.39 中心館の運営主体と除籍方針の明文化

## オ 分析からわかったこと

以上の分析結果から、除籍に関する方針の明文化には、自治体や図書館の規模による影響はあまり見られず、「運営主体」の違いが最も影響していることがわかった。自治体職員中心で運営している図書館より、指定管理者中心や一部委託を導入している図書館の方が、明文化の割合が高い傾向が見られた。

## (2) 除籍基準

<2018年度調査からわかったこと>

- ・ 不要資料の除籍に関する基準について、都道府県立図書館では、「あり」が83.0%（39館）と8割を超え、「なし」が12.8%（6館）だった。
- ・ 市区町村立図書館でも、「あり」が72.4%（960館）、「なし」が25.6%（340館）で、「あり」が「なし」を上回った。

本項では、除籍基準の明文化に影響する要因について、自治体の人口規模、図書館の規模（資料費及び蔵書数）、中心館の運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・ 除籍に関する基準の明文化と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・ 除籍に関する基準の明文化と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・ 除籍に関する基準の明文化と中心館の運営主体に関係があるか。

### ア 自治体の人口規模と除籍基準

はじめに、自治体の人口規模と除籍基準の明文化との関係を見ていく（図 2.40）。都道府県立図書館においては、8割以上の高い割合で除籍基準を明文化している。市区町村立図書館においては、人口規模が最も少ない「1万5千人未満」が最も明文化の割合が低く51.5%（157館）であるが、次いで割合が低いのは、人口規模が最も多い「100万人以上」の63.6%（7館）だった。その間の各区分は、人口規模に比例して、除籍基準の明文化の割合も高くなっていく。

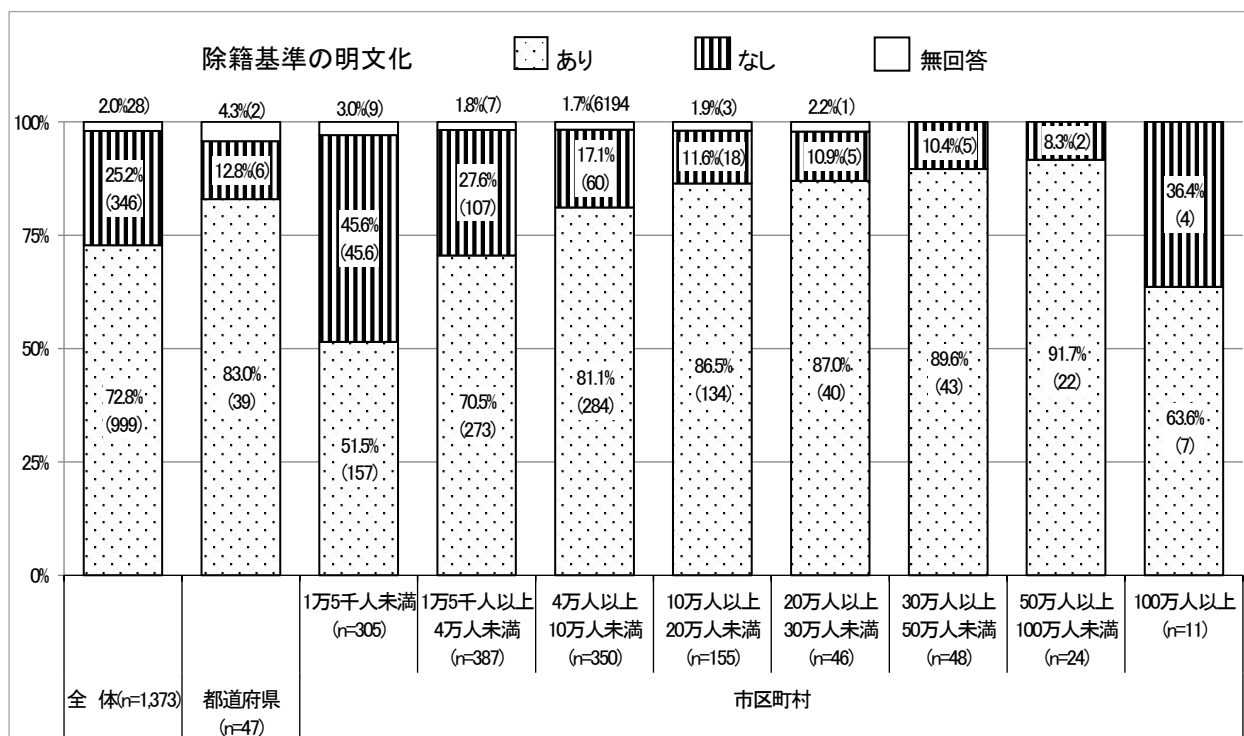


図 2.40 自治体の人口規模と除籍基準の明文化

## イ 資料費と除籍基準の明文化

次に、図書館の資料費と除籍基準の明文化との関係を見ていく(図 2.41)。都道府県立図書館は、資料費「3,000 万円以上」の区分が明文化の割合が高い。ただし、都道府県立図書館の場合、「2,000 万円～3,000 万円未満」か「3,000 万円以上」のどちらかの区分に分かれ、40 館が「3,000 万円以上」に該当しているため、今回の集計だけでは両者の関連性を判断することは難しい。市区町村立図書館においては、最も資料費の少ない「500 万円未満」のみ、明文化の割合が 51.9% (175 館) で、他の区分と比べると 20 ポイント以上低い。500 万円以上の各区分では、明文化の割合は 8 割前後である。

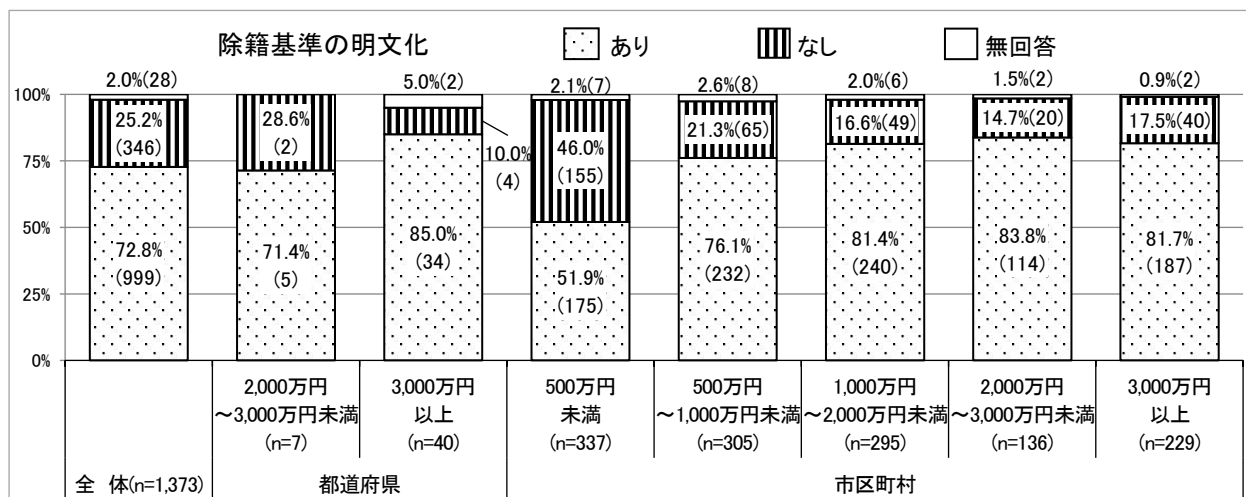


図 2.41 資料費と除籍基準の明文化

## ウ 蔵書数と除籍基準の明文化

次に、蔵書数と除籍基準の明文化との関係を見ていく(図 2.42)。都道府県立図書館においては、各区分とも明文化している割合が全体における割合を上回っており、明確な傾向は読み取れない。市区町村立図書館においては、蔵書数の少ない「10 万冊未満」で明文化の割合が最も低い。10 万冊から 75 万冊未満の各区分では、蔵書数と除籍基準の明文化の割合は比例している。しかし、75 万冊以上になると、「なし」及び「無回答」が増え、100 万冊以上だと 4 割以上の図書館に除籍基準がない。

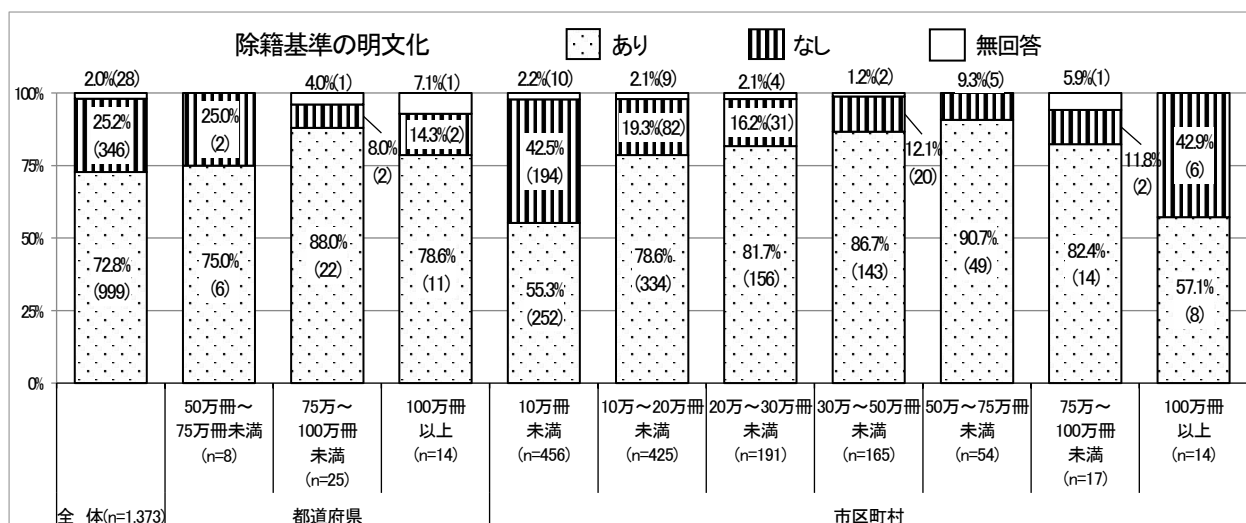


図 2.42 蔵書数と除籍基準の明文化

## エ 中心館の運営主体と除籍基準の明文化

次に、中心館の運営主体と基準の明文化との関係について見ていく（図 2.43）。最も明文化の割合が高いのは、「自治体職員中心（一部委託）」の 83.6%（148 館）、次いで「指定管理者中心」の 80.3%（147 館）で、8 割を超えた。「自治体職員のみ」は 10 ポイント程度低く、69.4%（642 館）だった。

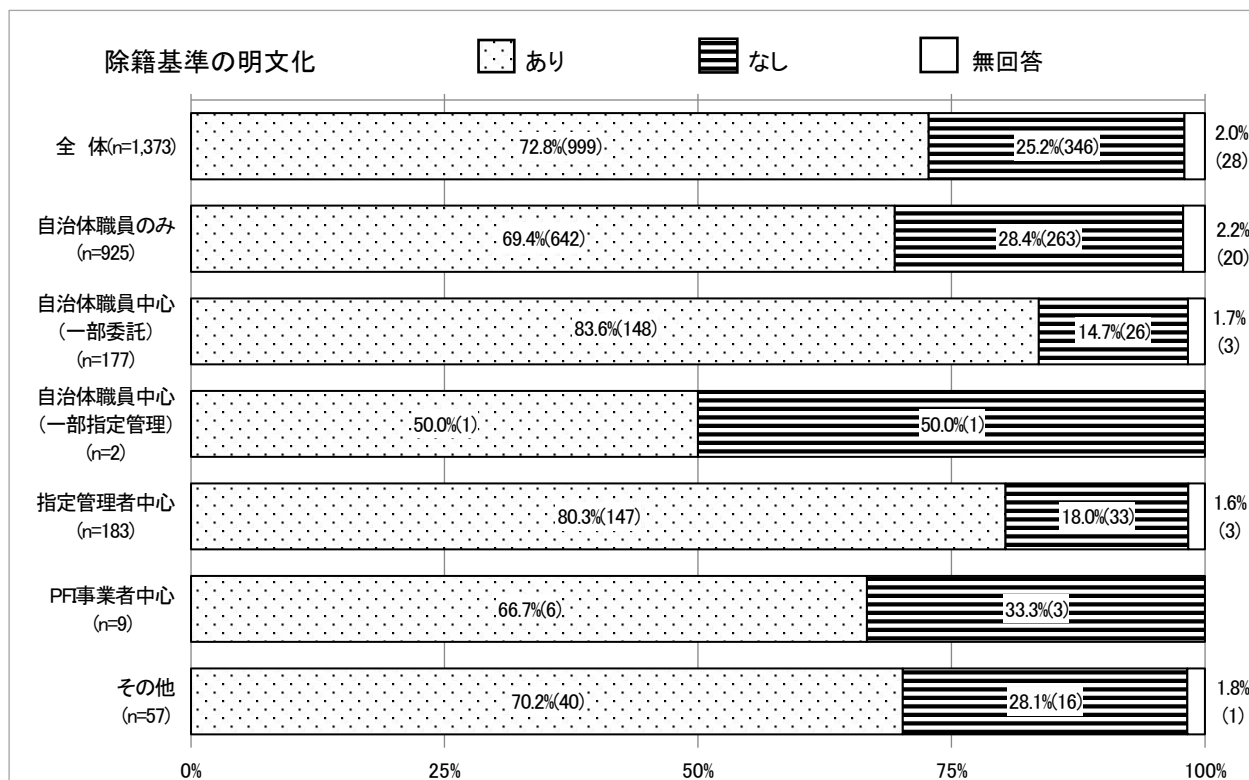


図 2.43 中心館の運営主体と除籍基準の明文化

## オ 分析からわかったこと

以上の分析結果から、「自治体の人口規模」、「資料費」、「蔵書数」において、ある一定規模までは比例関係が見られるが、人口が 100 万人、資料費 3,000 万円、蔵書数 100 万冊を超えると、除籍基準を明文化していない割合が高くなる傾向が見られる。また、自治体職員のみで運営している館より、一部委託や指定管理者中心の図書館の方が明文化の割合が高く、除籍に関する基準を明文化しているかどうかは、運営主体も少しではあるが関係しているように見える。

除籍方針より基準の明文化の割合が高いのは、より資料の要否の判定に必要なからであろう。

### (3) 除籍する資料の選定者

<2018年度調査からわかったこと>

- ・都道府県立図書館では、「正規職員」が97.9%（46館）で極めて多かった。
- ・市区町村立図書館では、「正規職員」が69.4%（920館）で最も多く、「非常勤・嘱託職員」が41.3%（548館）、「臨時職員」20.5%（272館）、「委託・派遣職員（指定管理者職員を含む）」20.4%（271館）という順番であった。

本項では、除籍する資料の選定者に影響する要因について、自治体の人口規模、図書館の規模（資料費及び蔵書数）、図書館の竣工年、中心館の運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・除籍する資料の選定者と自治体の人口規模に関するか。
- ・除籍する資料の選定者と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関するか。
- ・除籍する資料の選定者と図書館の竣工年に関するか。
- ・除籍する資料の選定者と中心館の運営主体に関するか。

#### ア 人口規模と除籍する資料の選定者

はじめに、自治体の人口規模と除籍する資料の選定者との関係を見ていく（図 2.44）。市区町村立図書館においては、おおむね人口規模が大きいほど「正規職員」が除籍する資料の選定を行っている割合は高く、30万人以上の各区分では9割を超える。「正規職員」に次いで、ほとんどの区分で「非常勤・嘱託職員」の割合が高いが、「正規職員」とは20～30ポイント程度の差がある。また、「臨時職員」については、1万5千人未満ではその割合が36.1%（110館）と高いが、人口規模が増えるにつれて割合が下がっている。それと反比例するかのように、「非常勤・嘱託職員」及び「委託・派遣職員」の割合が高くなるが、100万人以上になると下がる傾向が見られた。

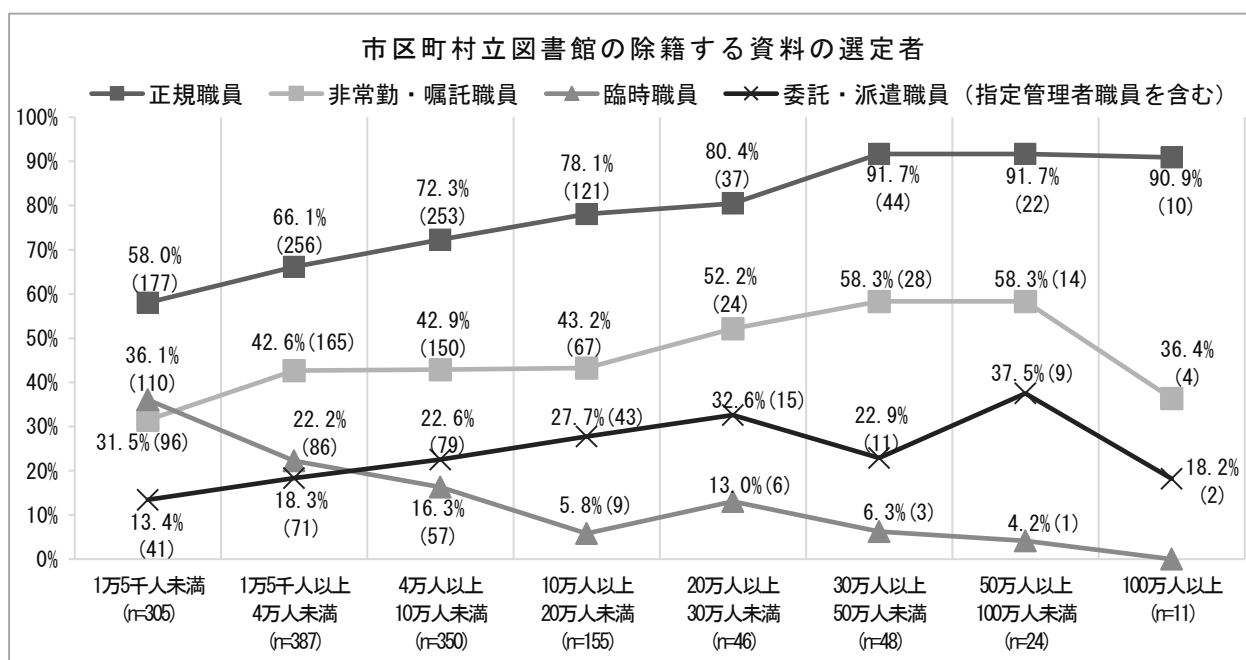


図 2.44 自治体の人口規模と市区町村立図書館の除籍する資料の選定者（複数回答あり）



## イ 資料費と除籍する資料の選定者

次に、図書館の資料費と除籍する資料の選定者との関係を見ていく（図 2.45）。各区分とも「正規職員」の割合が最も高く、さらに資料費の規模が多いほど数値が高くなっている。次いで割合が高いのは「非常勤・嘱託職員」だが、各区分とも「正規職員」とは20～30ポイント程度の差がある。また、「非常勤・嘱託職員」の割合は、「500万円未満」のみ34.7%（117館）だが、その他の区分は41.3%～44.2%で、あまり差がない。「臨時職員」の割合は、資料費が多いほど低くなり、1,000万円以上の各区分では「委託・派遣職員」の割合が「臨時職員」と入れ替わるように上回っている。

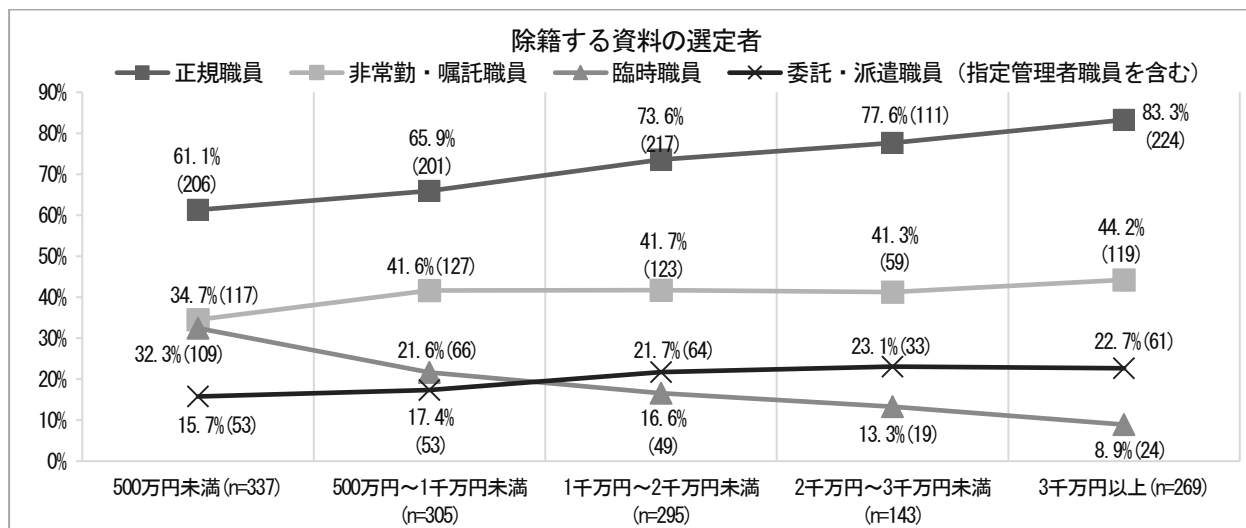


図 2.45 資料費と除籍する資料の選定者 (複数回答あり)

## ウ 蔵書数と除籍する資料の選定者

次に、蔵書数と除籍する資料の選定者との関係を見ていく（図 2.46）。各区分とも「正規職員」の割合が最も高く、さらに蔵書数の規模が多いほど割合が高くなっている。一方、「臨時職員」の割合は、おおむね蔵書数が多いほど低くなり、20万冊以上の各区分では「委託・派遣職員」と「臨時職員」の割合が入れ替わる。「委託・派遣職員」は「20万～30万冊未満」をピークに、その割合が減少していくが、100万冊以上では再度上昇する。

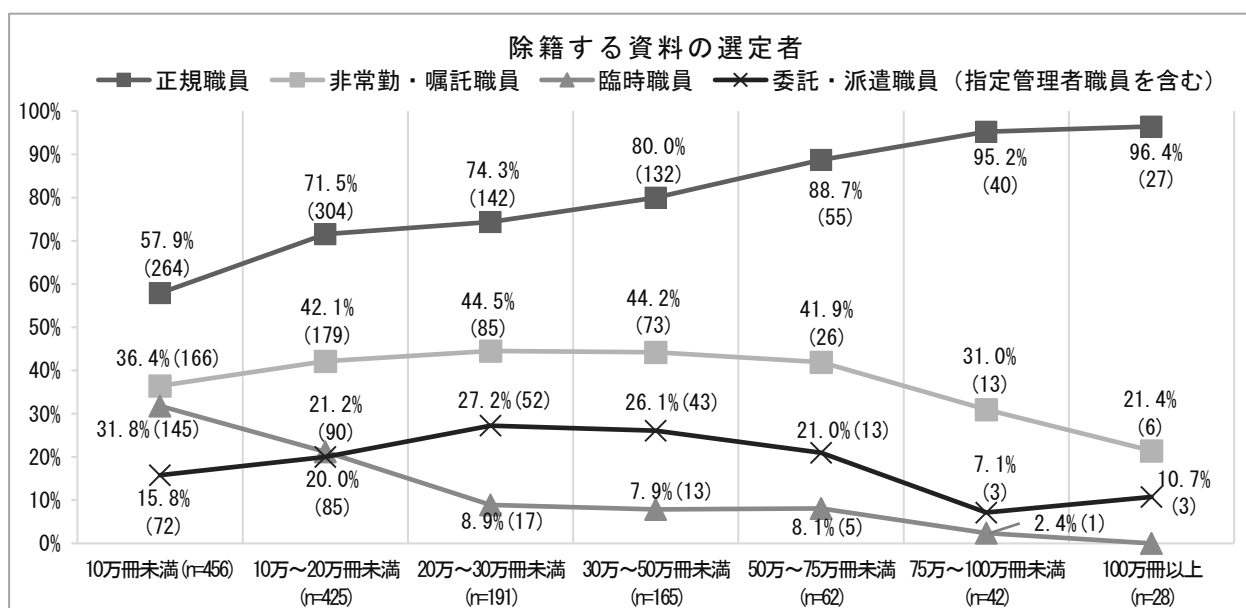


図 2.46 蔵書数と除籍する資料の選定者 (複数回答あり)

## エ 竣工年と除籍する資料の選定者

次に、図書館の竣工年と除籍する資料の選定者との関係を見ていく（図 2.47）。「1945 年以前」を除くと、各年代とも「正規職員」の割合が最も高い。しかし、「1950 年代」では、「正規職員」の割合が 90.0%（9 館）を占めるのに対し、以降はおおむね年代が新しくなるにつれて「正規職員」の割合は低くなっている。正規職員以外の要素については、各年代とも竣工年との間に特段の関連は見られない。

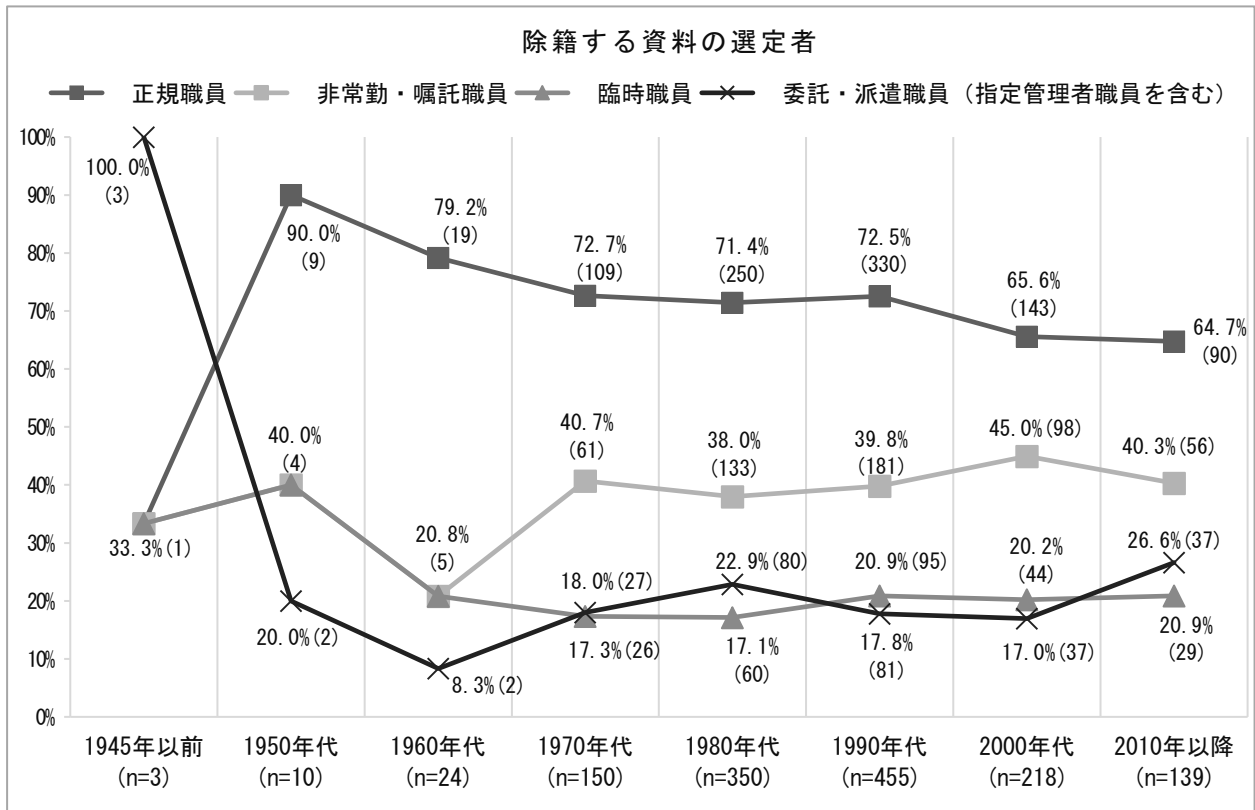


図 2.47 竣工年と除籍する資料の選定者（複数回答あり）

## オ 中心館の運営主体と除籍資料の選定者

次に、中心館の運営主体と除籍する資料の選定者との関係について見ていく。図 2.48 を見ると、運営主体によって、除籍する資料の選定者の割合は大きく異なっている。「正規職員」の割合が高いのは、「自治体職員のみ」、「自治体職員中心（一部委託）」、「自治体職員中心（一部指定管理）」の 3 つで、それぞれ 8 割を超えている。それに対し、「指定管理者中心」では、「正規職員」は 12.6%（23 館）にとどまり、「委託・派遣職員（指定管理者職員を含む）」が 9 割を超え、94.0%（172 館）となっている。「PFI 事業者中心」の図書館も、「委託・派遣職員（指定管理者職員を含む）」が 77.8%（7 館）と、「正規職員」の 44.4%（4 館）より 30 ポイント以上高い。

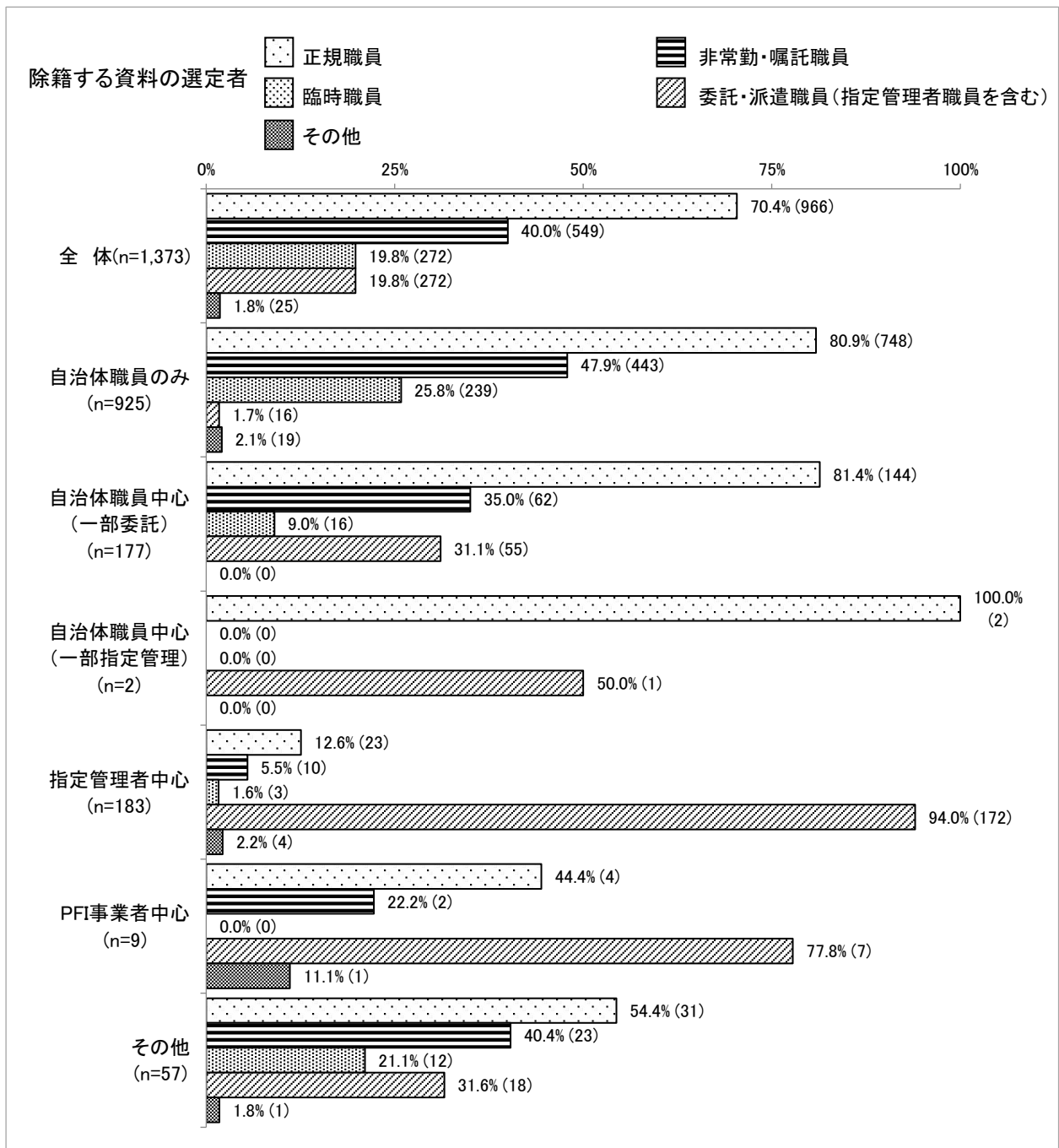


図 2.48 中心館の運営主体と除籍する資料の選定者（複数回答あり）

### カ 分析からわかったこと

以上の分析結果から、除籍する資料の選定者が正規職員かどうかは、「運営主体」による影響が大きいようである。「運営主体」以外の項目では、各区分とも「正規職員」の割合が最も高い。しかし、「運営主体」を見ると、非直営館の「指定管理者中心」と「PFI事業者中心」は、「委託・派遣職員」の方が「正規職員」より高くなっている。エの「竣工年」の項で、新しい図書館ほど「正規職員」の割合が低くなっているのも、近年、図書館員の非正規化が進み、非常勤職員や臨時職員が主たる担い手になっていることも関係していると推測される。また、「自治体の人口規模」、「資料費」、「蔵書数」においては、規模の大きい図書館の方が、正規職員が除籍する資料の選定を行う傾向があることがわかった。

#### (4) 除籍資料を決定するための会議

<2018年度調査からわかったこと>

- ・都道府県立図書館では、「会議はないが、書面回付等により合議形式をとっている」が63.8% (30館)と、最も多かった。次いで、「除籍資料を決定するための会議がある」が19.1% (9館)で、「除籍資料を決定するための会議はない」は6.4% (3館)だった。
- ・市区町村立図書館でも、「会議はないが、書面回付等により合議形式をとっている」が62.7% (831館)で、最も多かった。次いで、「除籍資料を決定するための会議はない」が29.1% (386館)、「除籍資料を決定するための会議がある」が4.2% (56館)だった。

本項では、除籍資料を決定するための会議に影響する要因について、自治体の人口規模、図書館の規模（資料費及び蔵書数）、中心館の運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・除籍資料を決定するための会議の有無と自治体の人口規模に関するか。
- ・除籍資料を決定するための会議の有無と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関するか。
- ・除籍資料を決定するための会議の有無と中心館の運営主体に関するか。

#### ア 自治体規模と除籍資料を決定するための会議

はじめに、自治体の人口規模と除籍資料を決定する会議の有無との関係を見ていく（図 2.49）。市区町村立図書館の各区分の割合にはばらつきがあり、人口規模と会議の有無との間に明確な傾向は読み取れない。人口規模は、あまり大きな要因ではないといえる。

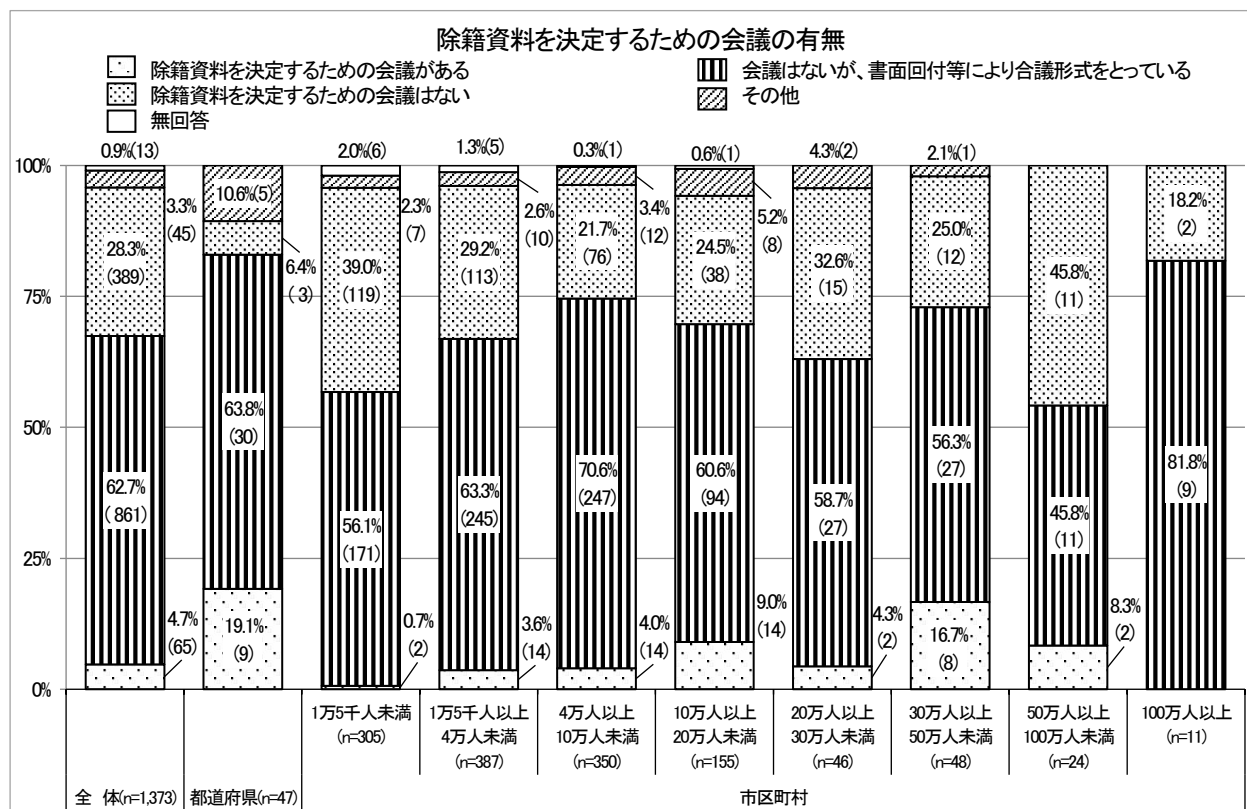


図 2.49 自治体の人口規模と除籍資料を決定するための会議の有無

## イ 資料費と除籍資料を決定するための会議

次に、図書館の資料費と除籍資料を決定する会議の有無との関係を見ていく（図 2.50）。各区分とも書面回付等による合議形式の割合が半数を超えているが、2,000 万円以上になると、「除籍資料を決定するための会議がある」という割合が 1 割程度まで増えている。また、「除籍資料を決定するための会議はない」割合は、500 万円以上の各区分が 20% 台なのに対し、資料費の規模が最も少ない「500 万円未満」は 38.6%（130 館）で、他の区分より 10 ポイント以上高い値となっている。

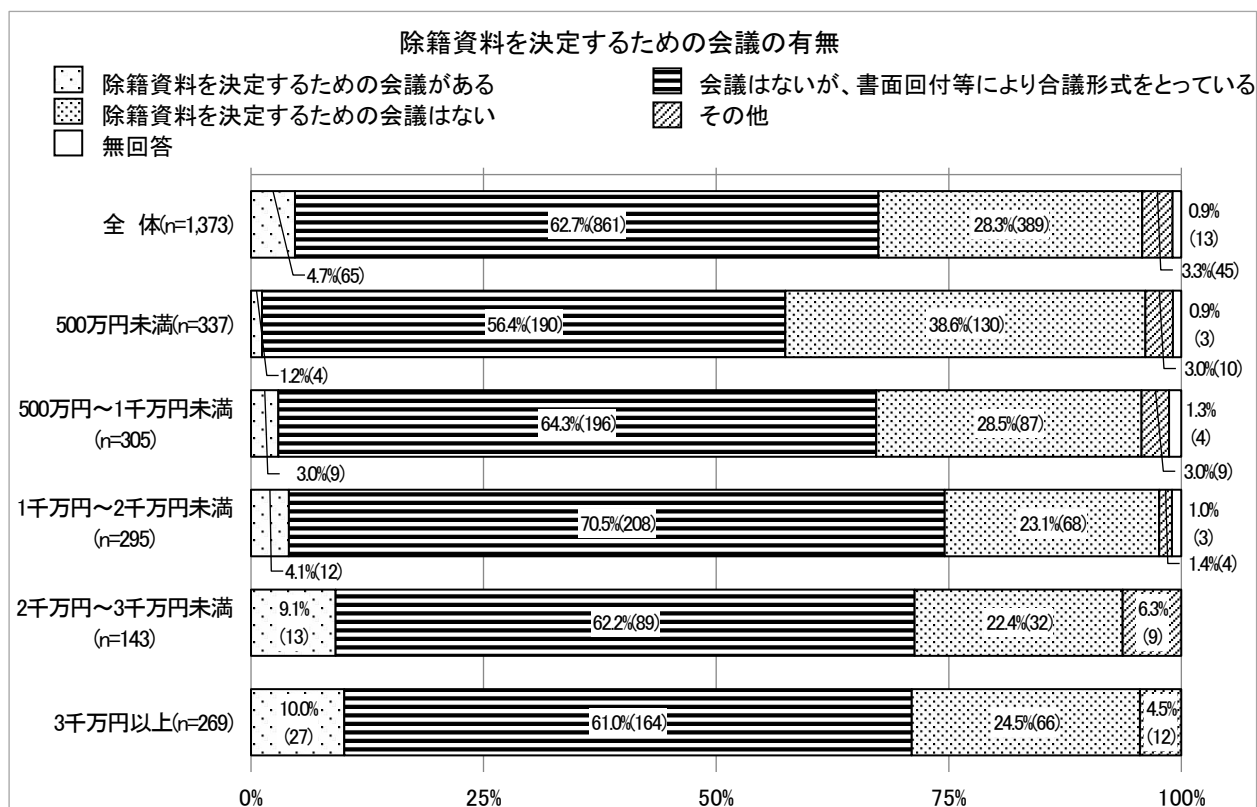


図 2.50 資料費と除籍資料を決定するための会議の有無

## ウ 蔵書数と除籍資料を決定するための会議

次に、蔵書数と除籍資料を決定する会議の有無との関係を見ていく（図 2.51）。各区分とも書面回付等による合議形式の割合が半数を超えているが、蔵書数が多いほど「除籍資料を決定するための会議がある」割合が増え、「100 万冊以上」では 2 割を超えている。また、蔵書数が最も少ない「10 万冊未満」は、「除籍資料を決定するための会議はない」割合が 36.8%（168 館）と、他の区分より 10 ポイント以上高い値となっている。

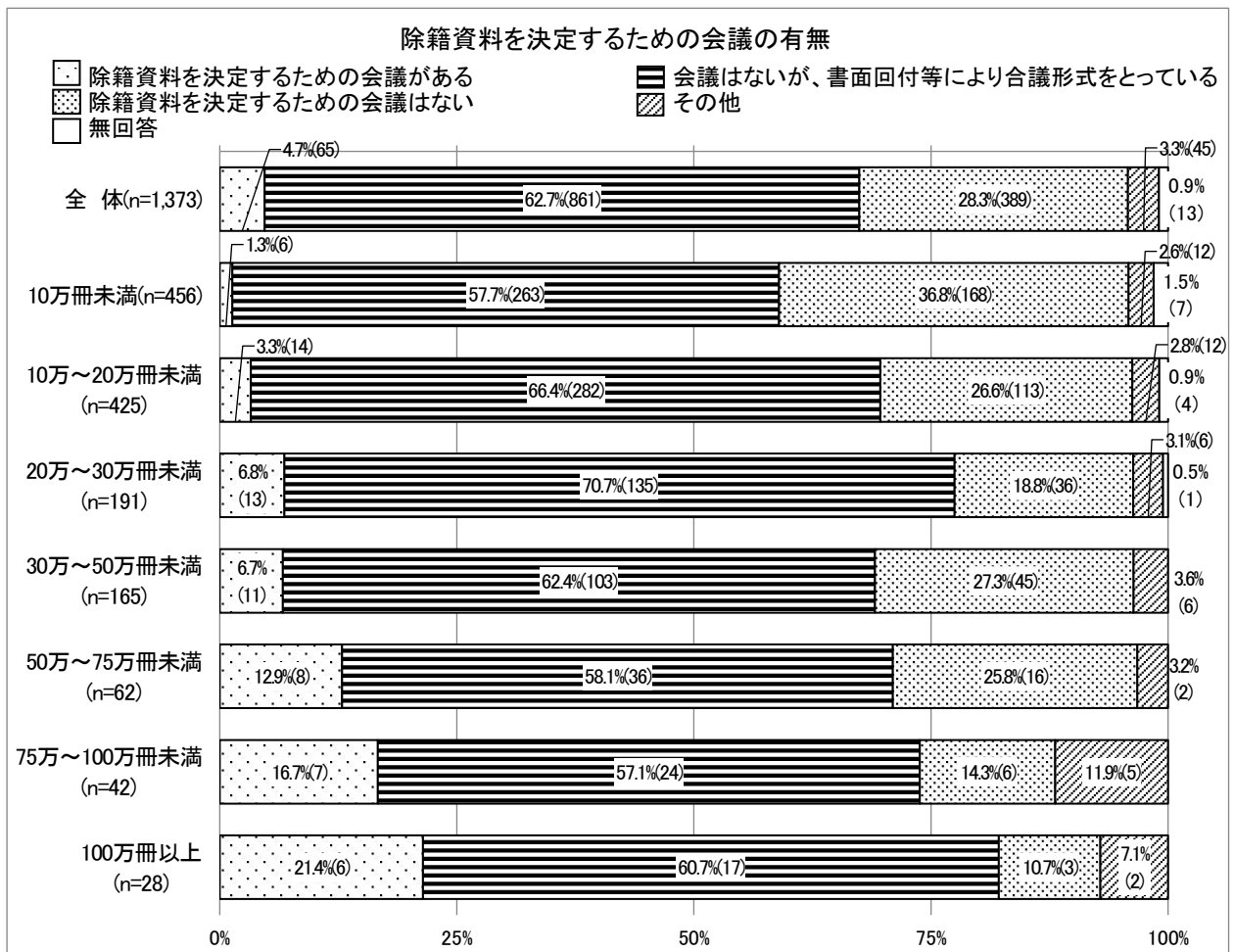


図 2.51 蔵書数と除籍資料を決定するための会議の有無

### エ 中心館の運営主体と除籍資料を決定するための会議

次に、中心館の運営主体と除籍資料を決定する会議の有無との関係について見ていく(図 2.52)。「除籍資料を決定するための会議がある」割合が最も高いのは、「自治体職員中心(一部委託)」の 6.2%(11 館)だが、次いで「自治体職員のみ」の 4.8%(44 館)、「指定管理者中心」の 4.4%(8 館)で、あまり大きな差はない。この三者は、書面回付等による合議形式の割合や「除籍資料を決定するための会議がない」割合も、ほぼ同じである。運営主体は、あまり大きな要因でないといえる。

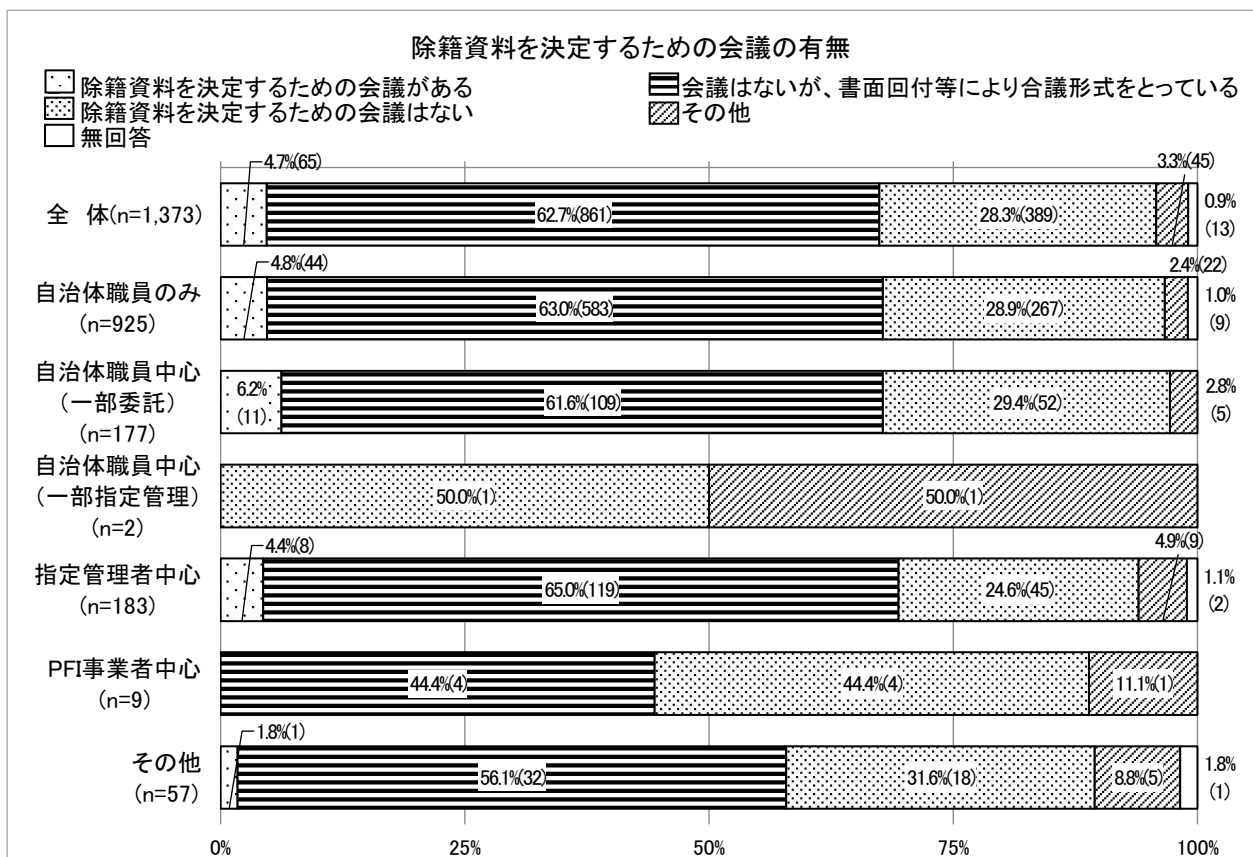


図 2.52 中心館の運営主体と除籍資料を決定するための会議の有無

### オ 分析からわかったこと

以上の分析結果からは、図書館の規模や運営主体に関わらず、書面回付等による合議形式が最も用いられていることがわかった。一方、割合としては少数ながら、「資料費」及び「蔵書数」の規模が大きいほど、「除籍する資料を決定するための会議がある」割合が高い傾向が見られる。会議体を設置するかどうかは、自治体の人口規模や運営主体よりも、図書館の規模の影響が大きいと言える。

#### (5) 除籍の最終決定者

<2018 年度調査からわかったこと>

- ・都道府県立図書館では、「図書館長（中心館で一括）」が 74.5%（35 館）で最も多かった。次いで、「図書館長（各館ごと）」が 12.8%（6 館）、「図書館長以外の管理職」が 2.1%（1 館）だった。
- ・市区町村立図書館では、「図書館長（中心館で一括）」が 34.2%（454 館）が多く、次いで、「教育委員会の長」が 27.3%（362 館）、「図書館長（各館ごと）」が 9.7%（128 館）、「図書館長以外の管理職」が 8.3%（110 館）だった。「決裁の手続きは行わない」6.2%（82 館）、「自治体の長」9.7%（49 館）という回答もあった。

本項では、除籍の最終決定者に影響する要因について、自治体の人口規模、図書館の規模（資料費及び蔵書数）、中心館の運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・ 除籍の最終決定者と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・ 除籍の最終決定者と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・ 除籍の最終決定者と中心館の運営主体に関係があるか。

### ア 人口規模と除籍の最終決定者

はじめに、自治体の人口規模と除籍の最終決定者との関係を見ていく。市区町村立図書館においては（図 2.53）、人口規模が少ないほど、「教育委員会の長」の割合が高く、特に「1万5千人未満」及び「1万5千人以上4万人未満」の各区分では、「図書館長（中心館で一括）」の割合を上回っている。また、人口規模が大きくなるほど「図書館長」の割合が高くなるが、「100万人以上」では「中心館で一括」より「各館ごと」の割合が高くなっている。人口規模が大きい自治体では、除籍の権限が各館に与えられているということが読み取れる。

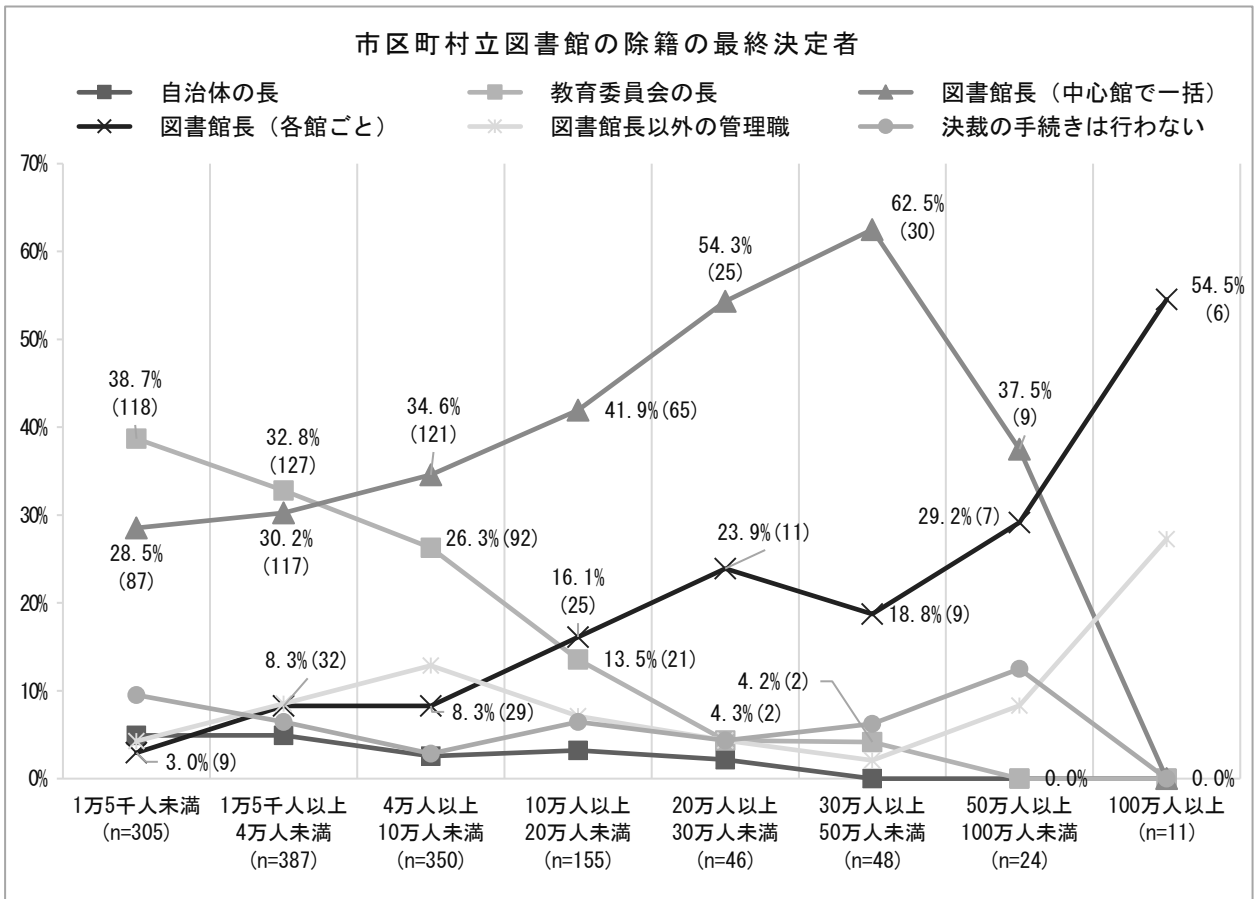


図 2.53 自治体の人口規模と市区町村立図書館の除籍の最終決定者

### イ 資料費と除籍の最終決定者

次に、図書館の資料費と除籍の最終決定者との関係を見ていく（図 2.54）。資料費の規模が多くなるほど、「教育委員会の長」の割合が低くなっている。「自治体の長」も同様の傾向がある。それらに反比例して、「図書館長（中心館で一括）」や「図書館長（各館ごと）」は、おおむね資料費が多くなるほど、割合が高くなる傾向が見られる。



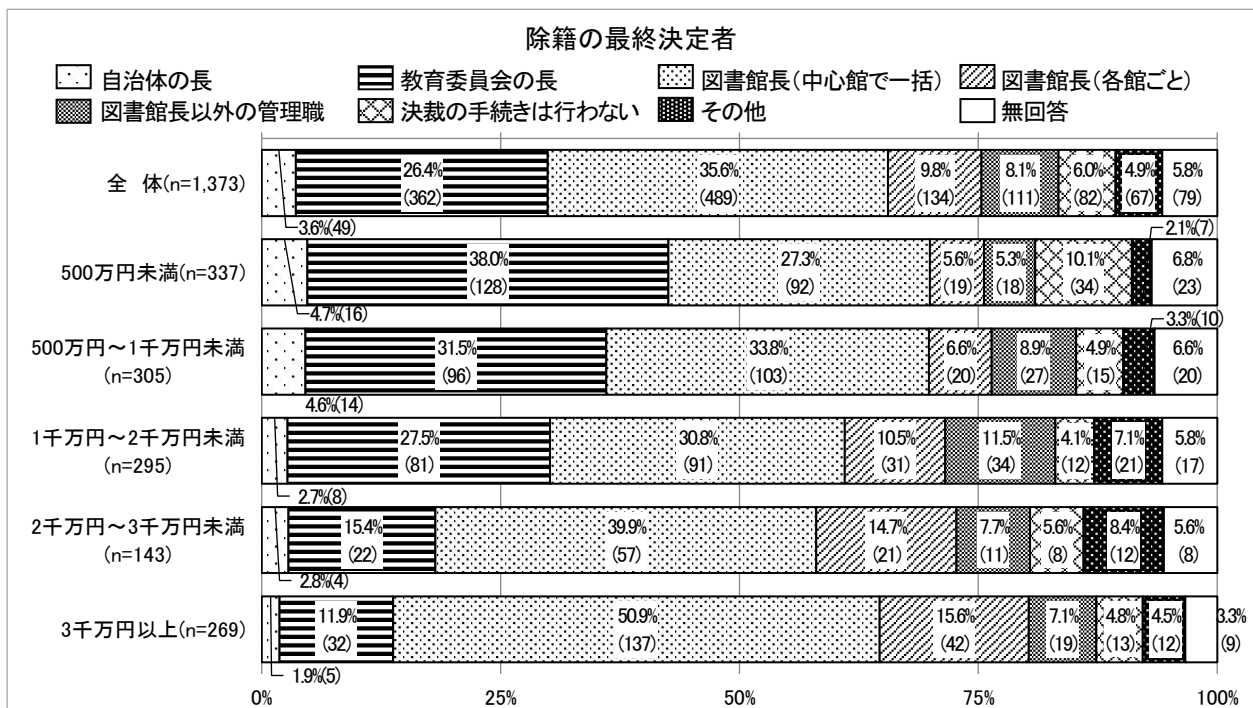


図 2.54 資料費と除籍の最終決定者

ウ 蔵書数と除籍の最終決定者

次に、蔵書数と除籍の最終決定者との関係を見ていく(図 2.55)。おおむね、蔵書数の規模が多いほど、「教育委員会の長」の割合が低くなり、「図書館長(中心館で一括)」の割合が高くなる傾向が見られる。

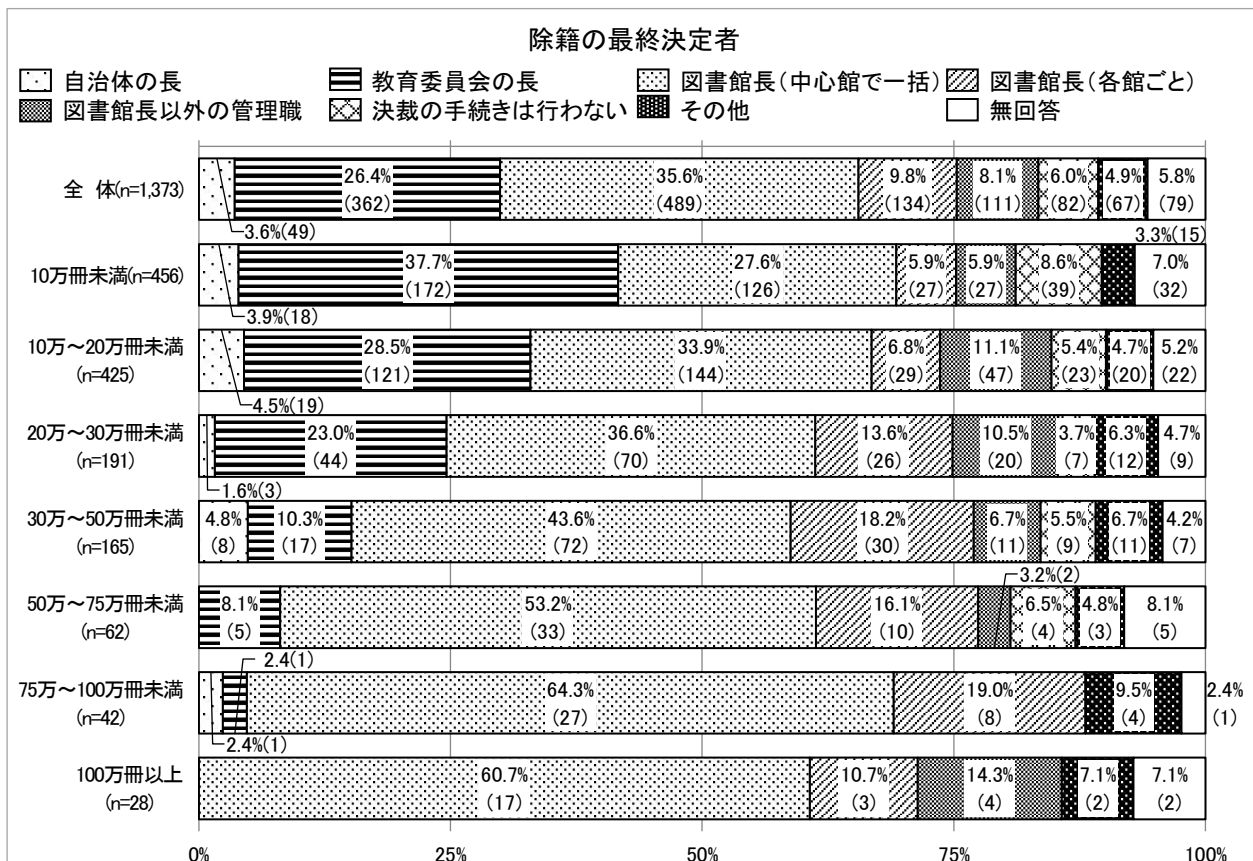


図 2.55 蔵書数と除籍の最終決定者

## エ 中心館の運営主体と除籍の最終決定者

次に、中心館の運営主体と除籍の最終決定者との関係について見ていく(図 2.56)。「図書館長(中心館で一括)」の割合が多いのは、「自治体職員のみ」、「自治体職員中心(一部委託)」及び「PFI 事業者中心」の3つだった。一方、「指定管理者中心」の館では、「教育委員会の長」の割合が45.9%(84館)と最も高く、「図書館長(中心館で一括)」とは30ポイント近くの差がある。

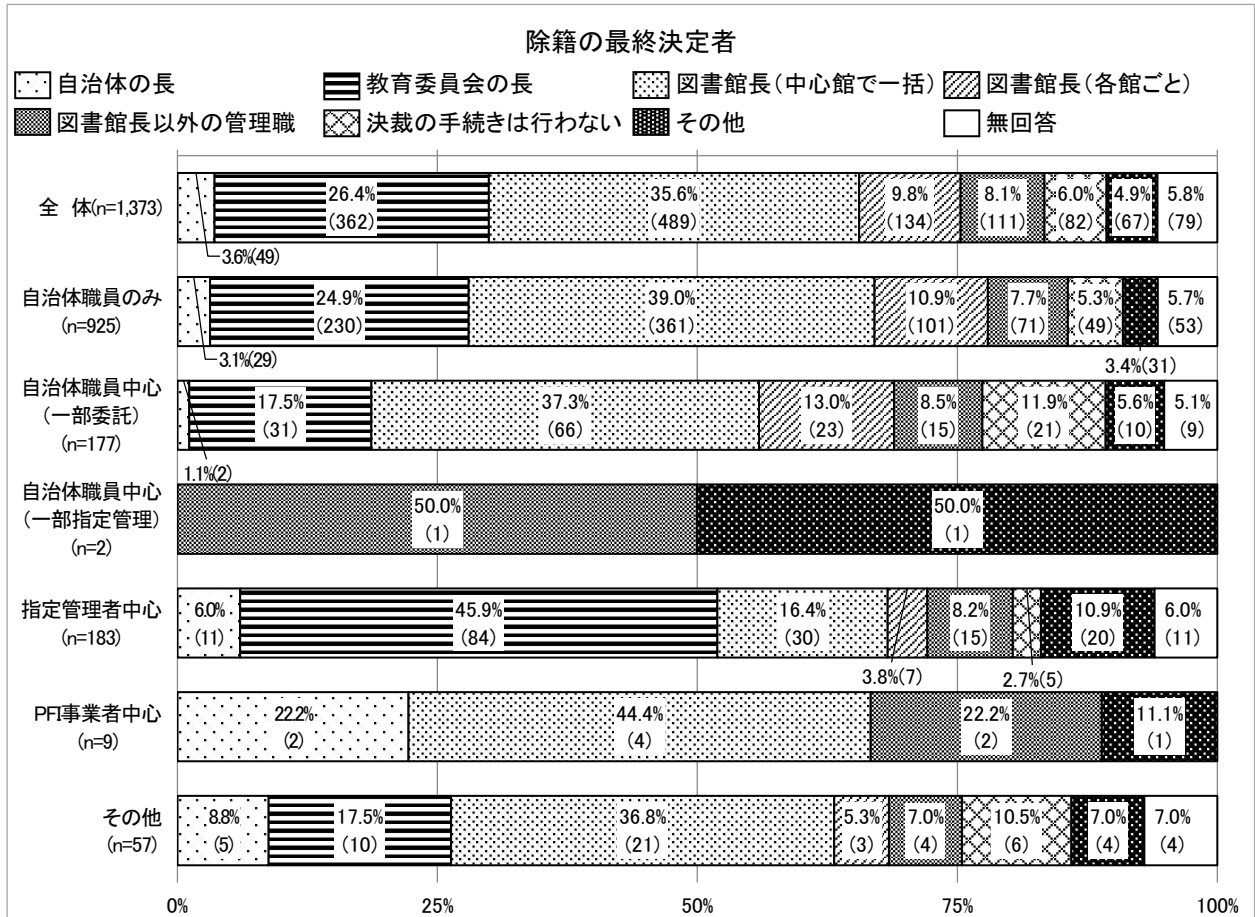


図 2.56 中心館の運営主体と除籍の最終決定者

## オ 分析からわかったこと

以上の分析結果からは、「自治体の人口規模」、「資料費」、「蔵書数」において、おおむね規模が大きいほど、図書館長が最終決定者となり、規模が小さいほど教育委員会や自治体の長が最終決定者になる傾向があることがわかった。特に、自治体規模の大小は、都道府県立図書館よりも市区町村立図書館において、影響が大きいと言える。また、「指定管理者中心」の図書館で「教育委員会の長」の割合が高いのは、自治体と指定管理者が締結した協定等において、除籍候補資料の選定は指定管理者が行い、除籍資料の決定は教育委員会が行うこととしているためと推測される。

## 5 保存

### (1) 保存方針・基準の明文化の状況整理

2018年度調査では、都道府県立図書館と市区町村立図書館に分け、保存方針・基準の明文化及び公開を行っている館の割合を明らかにした。

はじめに、保存方針・基準の明文化の状況、両方を明文化している館数やどちらか片方を明文化している館数について、都道府県立図書館と市区町村立図書館に分けて改めて整理する。特に、方針と基準の両方を明文化している館の公開状況に焦点を当てる。

都道府県立図書館については、方針のみ明文化している館が10館、基準のみを明文化している館が6館、方針と基準の両方を明文化している館は7館、どちらも明文化していない館が24館と多く、傾向を出すことが難しいため、分析は行わない。

両者を明文化している7館のうち、どちらも公開していない図書館が5館と多く、両方を公開している図書館は1館にとどまった。

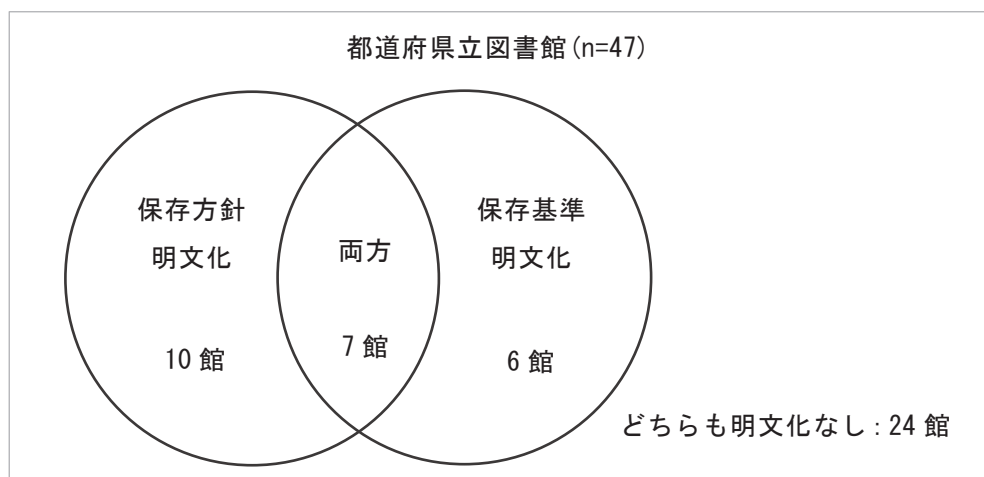


図 2.57 都道府県立図書館の保存方針と基準の明文化状況

一方、市区町村立図書館では、どちらかを明文化している359館のうち、保存方針と基準両方を明文化している館が204館、方針のみ明文化している館が最も少なく50館、基準のみを明文化している館が105館、どちらも明文化していない館は967館であった。

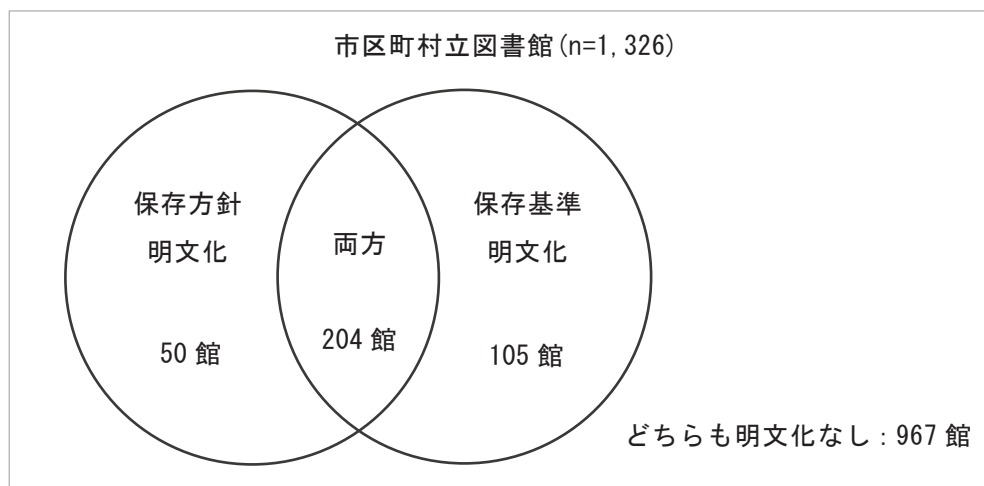


図 2.58 市区町村立図書館の保存方針と基準の明文化状況

市区町村立図書館の保存方針と基準の公開について、両方を明文化している 204 館のみに着目すると、両方を公開している館が 37.3% (76 館)、方針のみを公開している館が 3.9% (8 館)、基準のみを公開している館が 0.5% (1 館)、どちらも公開していない館が 58.3% (119 館) だった。

方針のみ明文化している 50 館については、公開している館が 37.3% (27 館)、非公開の館が 3.9% (23 館) だった。基準のみ明文化している 105 館について、公開している館が 31.4% (33 館)、非公開が 68.6% (72 館) だった。

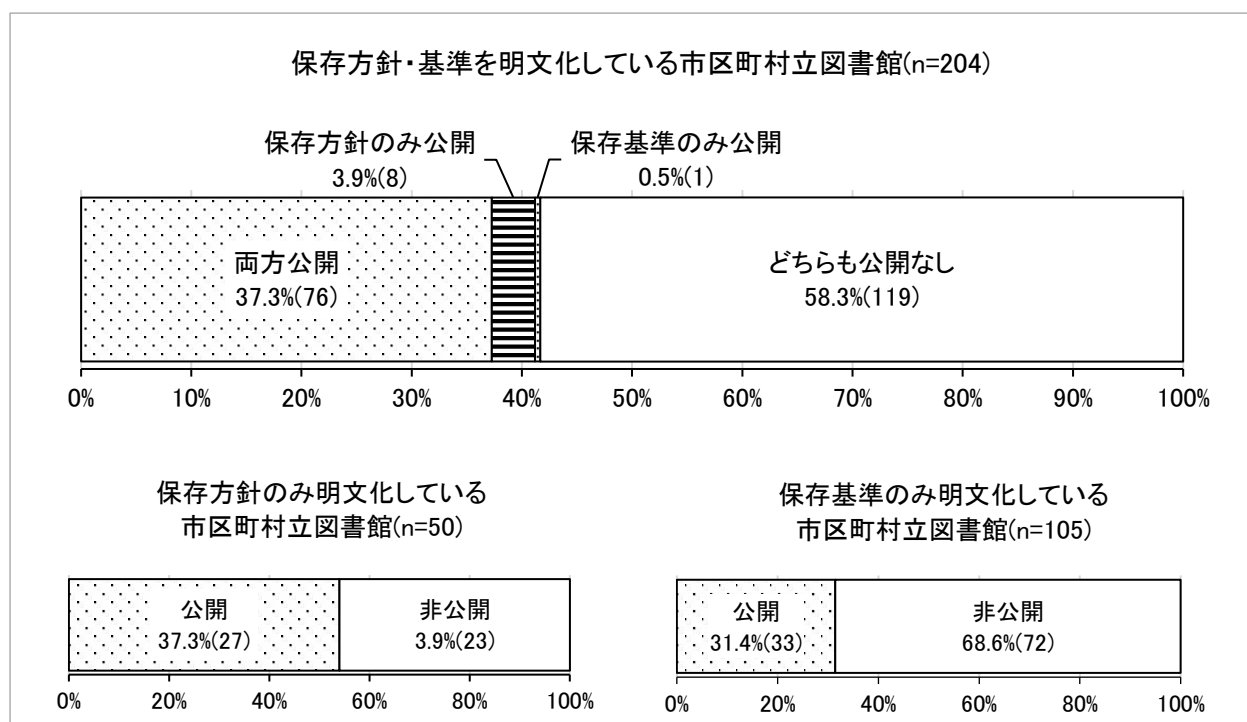


図 2.59 市区町村立図書館の保存方針・基準の公開状況

全般的に、保存方針・基準を明文化していない図書館が過半数を占めているため、策定を進めるよう働きかけが必要である。

## (2) 保存方針

<2018 年度調査からわかったこと>

- ・保存方針の明文化については、「なし」の割合が高く、市区町村立図書館ではその傾向がより顕著であった。

本項では、保存方針の明文化の実施に影響する要因について、自治体の規模、図書館の規模（資料費、蔵書数、延床面積、収蔵能力）、中心館の運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・保存方針の明文化と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・保存方針の明文化と資料にまつわる要素（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・保存方針の明文化と建物の要素（延床面積、収蔵能力）に関係があるか。
- ・保存方針の明文化と中心館の運営主体に関係があるか。

## ア 自治体の人口規模と保存方針の明文化

市区町村立図書館については、保存方針が明文化されているのは、100万人未満までは2割程度であるが、100万人以上では明文化している割合が5割を超える。

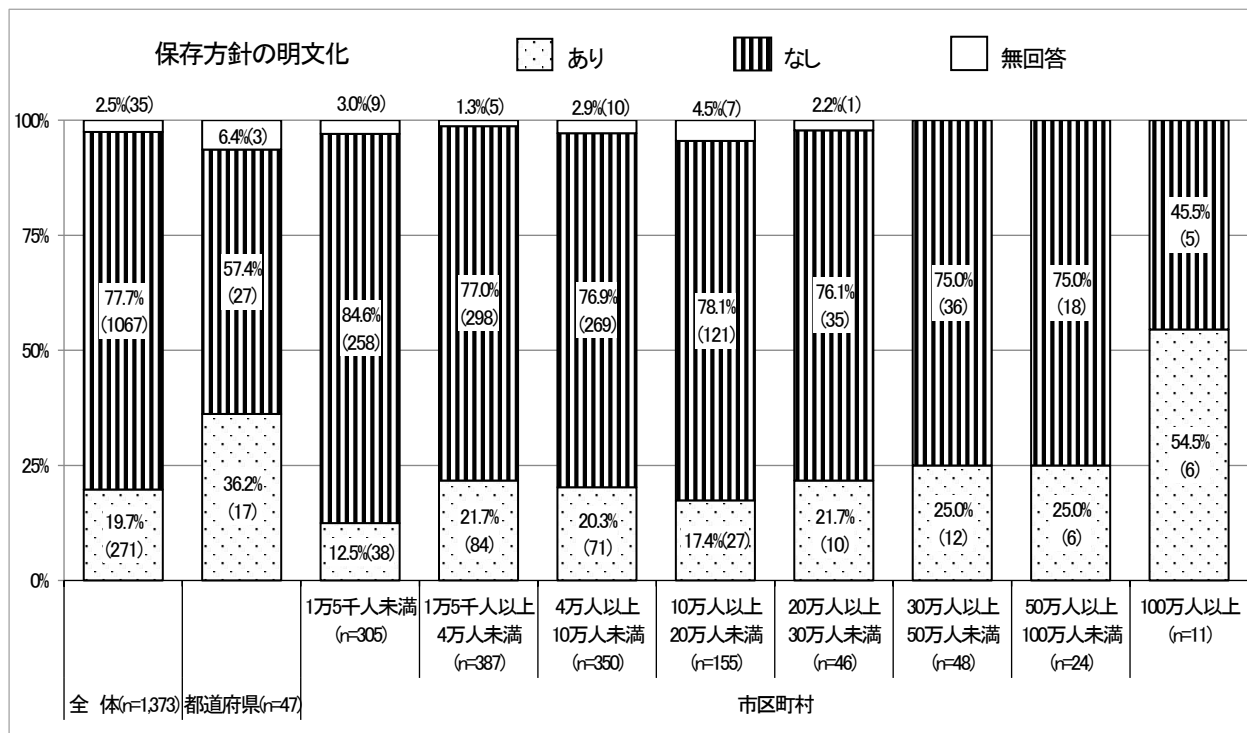


図 2.60 自治体の人口規模と保存方針の明文化

## イ 資料費と保存方針の明文化

市区町村立図書館については、どの資料費区分でも保存方針を明文化している図書館は2割前後であり、資料費が保存方針策定に影響を与える要因とは考えにくい。

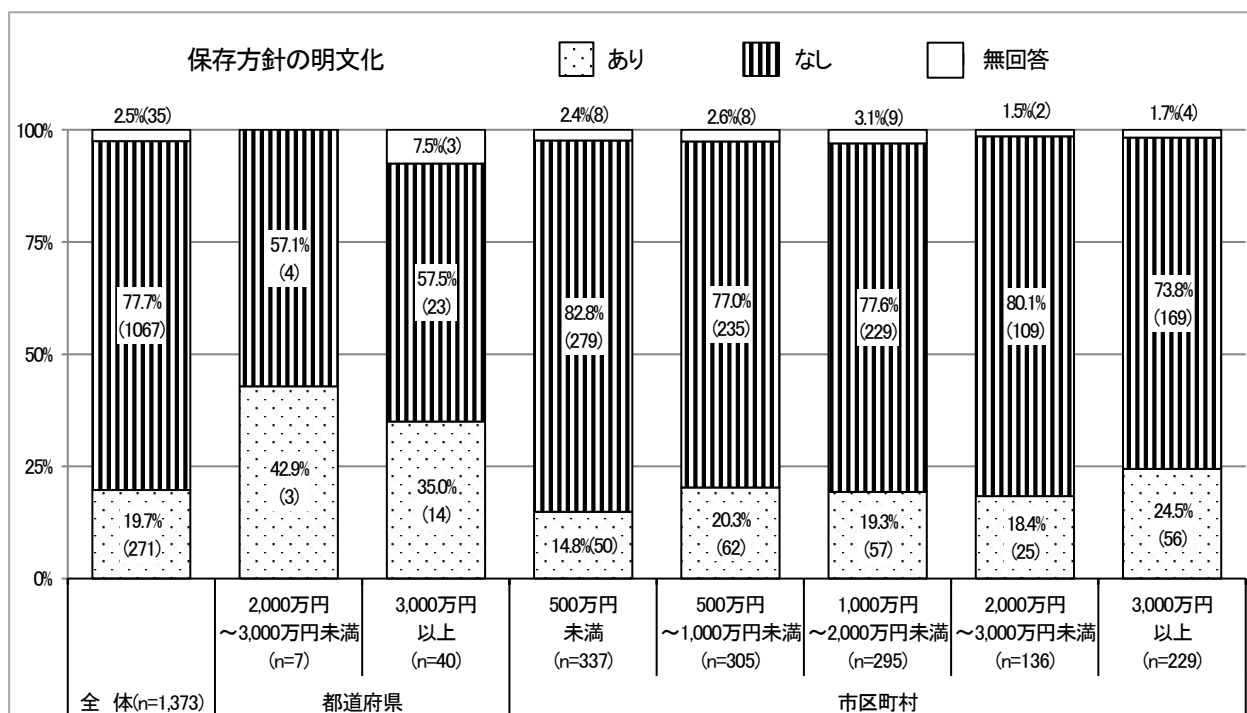


図 2.61 資料費と保存方針の明文化

## ウ 蔵書数と保存方針の明文化

市区町村立図書館については、蔵書数100万冊以上の区分では保存方針の明文化が35.7%(5館)と比較的高い割合を示しているが、蔵書数が100万冊未満のどの区分においても、明文化している図書館は2割前後であり、蔵書数が保存方針策定に影響を与える要因とは考えにくい。一方、都道府県立図書館については、蔵書規模が大きいかほど明文化している割合が増える。

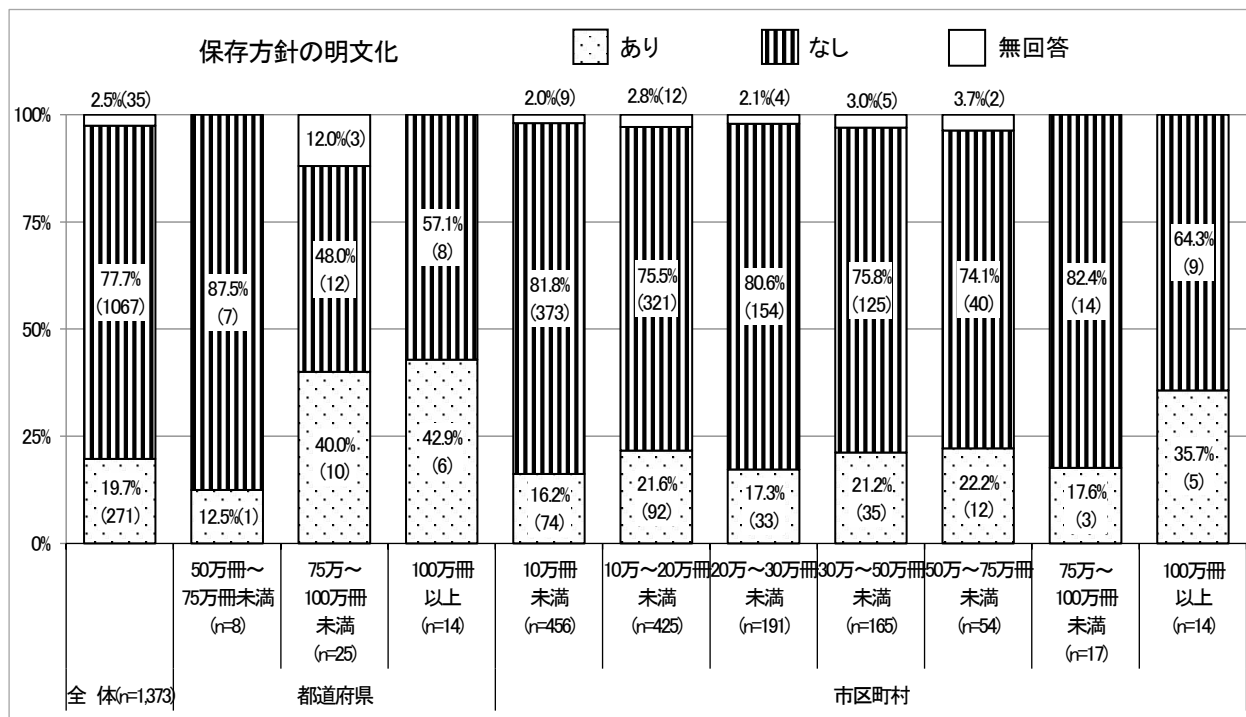


図 2.62 蔵書数と保存方針の明文化

## エ 図書館の延床面積と保存方針の明文化

市区町村立図書館において、7,500㎡以上では延床面積が大きいかほど保存方針を明文化している割合が高くなる傾向がある。7,500㎡未満の区分では、明文化率は2割程度である。

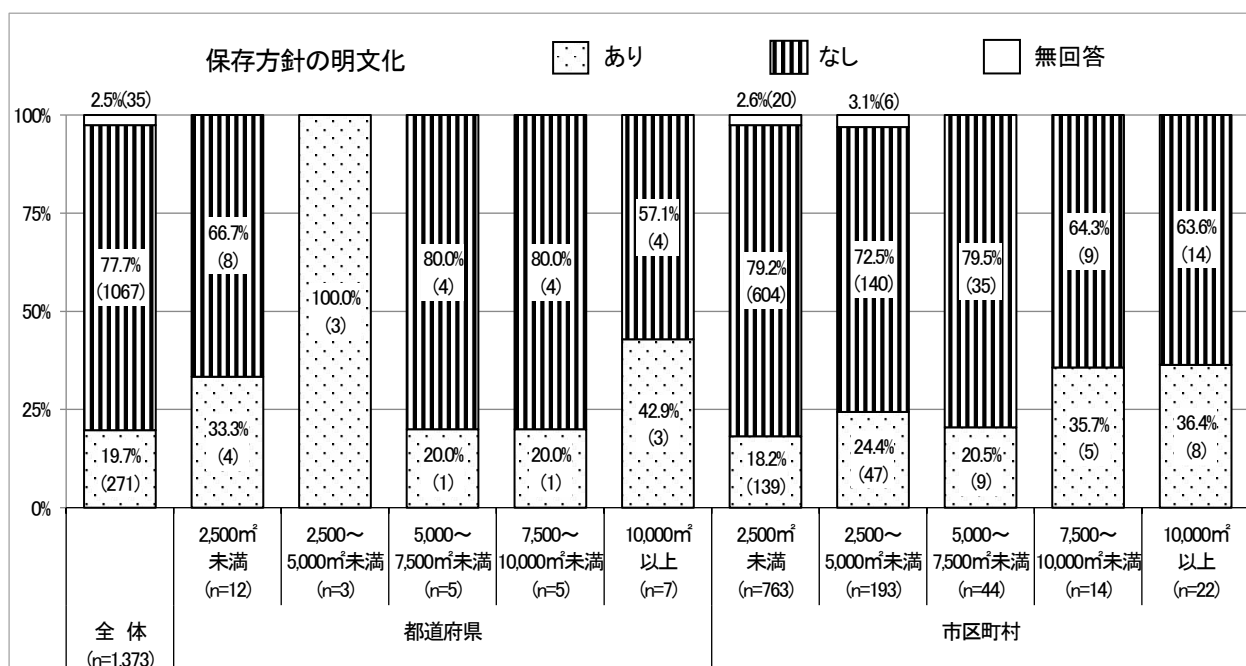


図 2.63 図書館の延床面積と保存方針の明文化

## オ 収蔵能力と保存方針の明文化

市区町村立図書館について、「100万冊以上」の区分では、保存方針の明文化は4割程度であるが、100万冊未満の区分では、2割程度である。

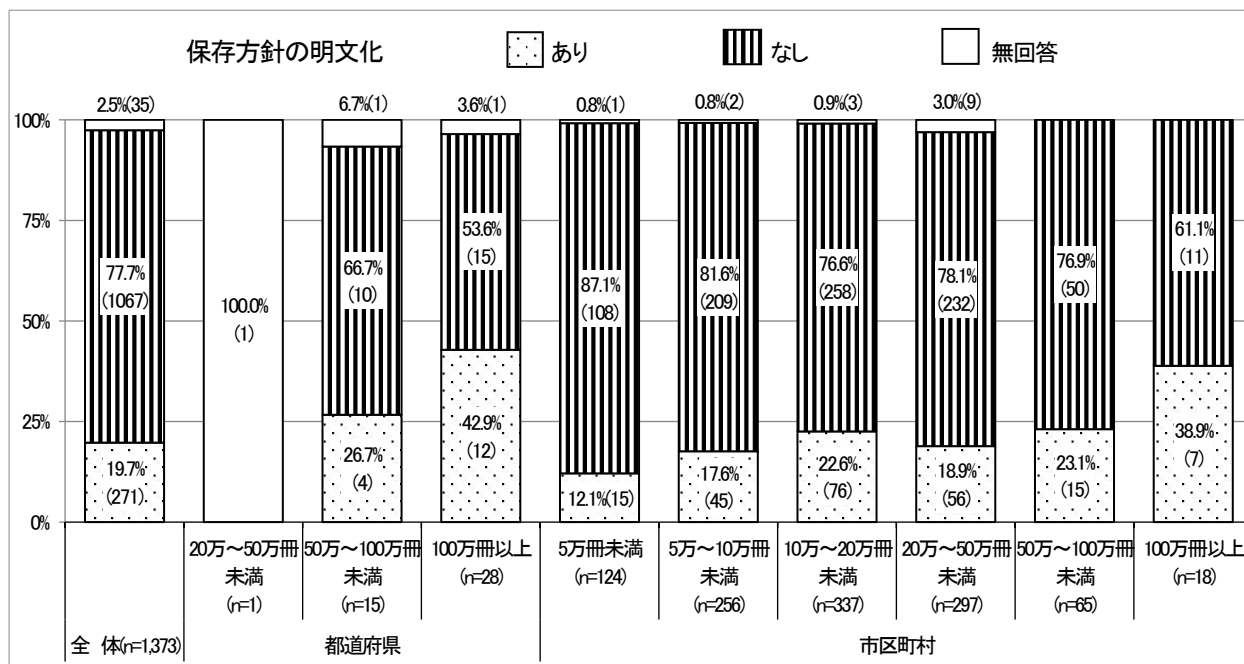


図 2.64 収蔵能力と保存方針の明文化

## カ 中心館の運営主体と保存方針の明文化

「自治体職員のみ」の区分と比較し、自治体職員以外のスタッフ（委託、指定管理者、PFI 事業者）が運営に関わる区分の方が、保存方針の明文化の割合が高くなるようである。

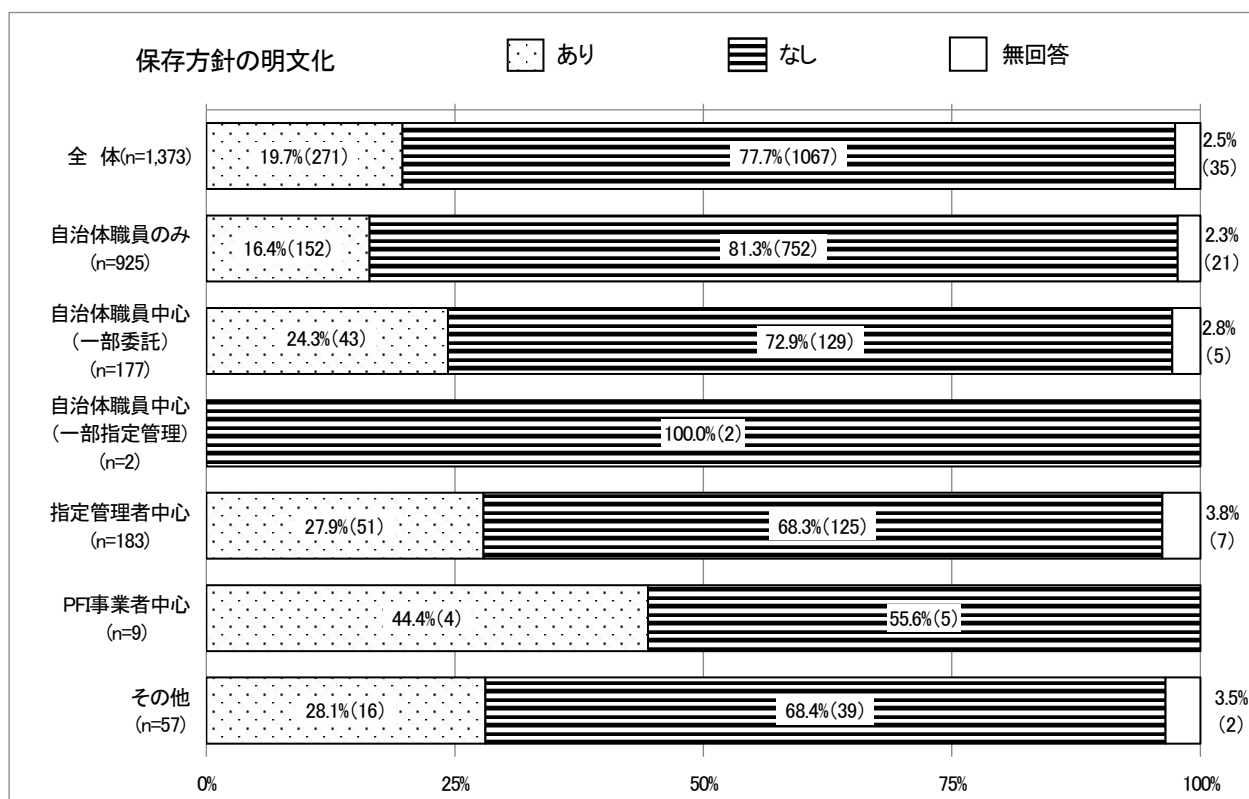


図 2.65 中心館の運営主体と保存方針の明文化

### (3) 保存基準の明文化

<2018年度調査からわかったこと>

・保存基準の明文化については、「なし」と回答した館の割合が、都道府県・市区町村それぞれ70%以上と高い割合を示した。

本項では、保存基準の明文化の実施に影響する要因について、自治体の規模、図書館の規模（資料費、蔵書数、延床面積、収蔵能力）、中心館の運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・保存基準の明文化と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・保存基準の明文化と資料にまつわる要素（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・保存基準の明文化と建物の要素（延床面積、収蔵能力）に関係があるか。
- ・保存基準の明文化と中心館の運営主体に関係があるか。

#### ア 自治体の人口規模と保存基準の明文化

市区町村立図書館において、50万人以上の人口規模では、5割近くの館が保存基準を明文化している。

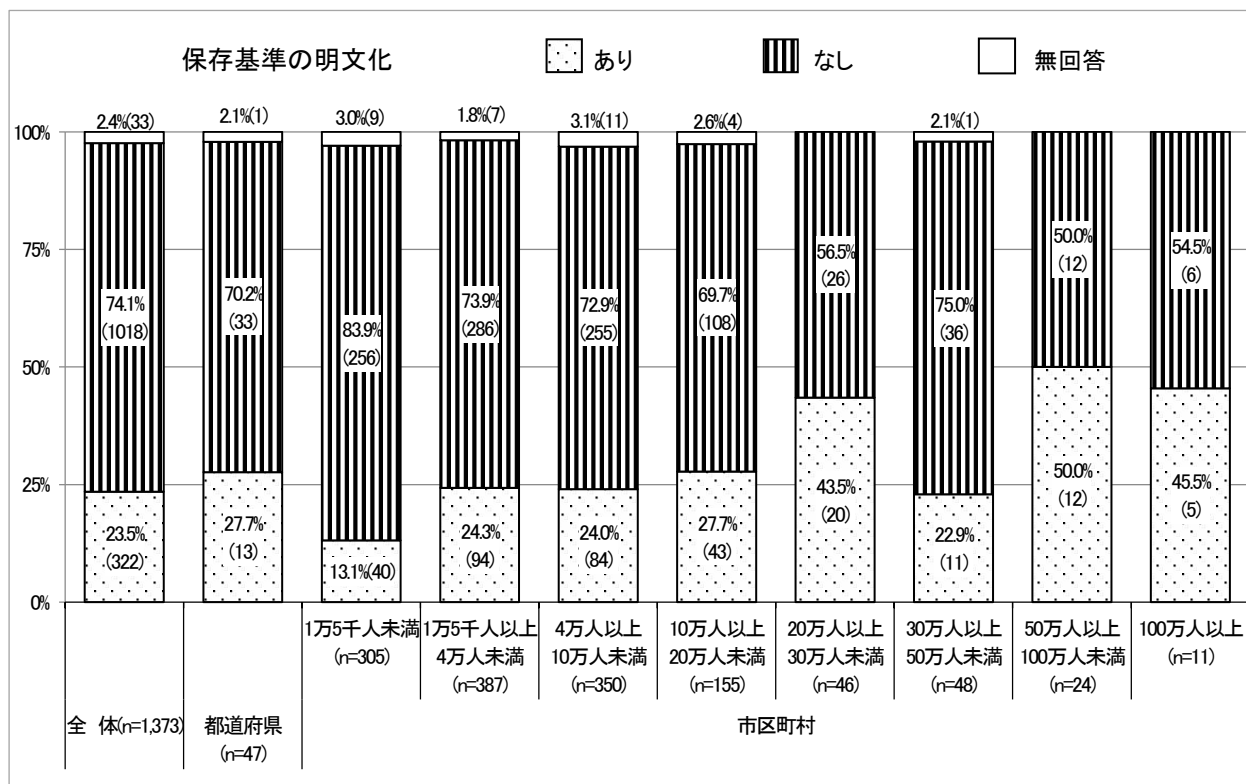


図 2.66 自治体の人口規模と保存基準の明文化



## イ 資料費と保存基準の明文化

市区町村立図書館において、資料費が500万円以上3,000万円未満の各区分では、保存基準を明文化している割合にそれほど差は出ないが、資料費の規模が大きくなるほど明文化している割合が増加する傾向がある。

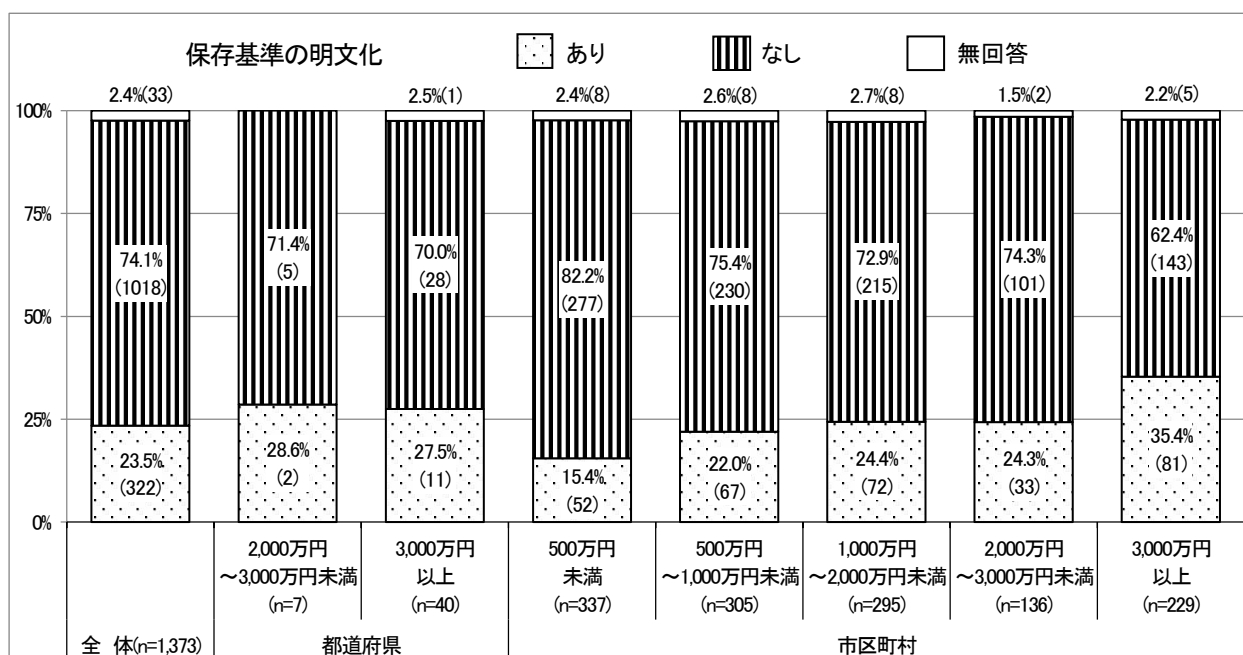


図 2.67 資料費と保存基準の明文化

## ウ 蔵書数と保存基準の明文化

市区町村立図書館において、100万冊未満の区分までは、一時的な増減はあるが、蔵書規模が大きくなるほど、保存基準の明文化の割合が高くなる傾向がある。しかし、「100万冊以上」では、保存基準の明文化率が21.4%（3館）と低い。

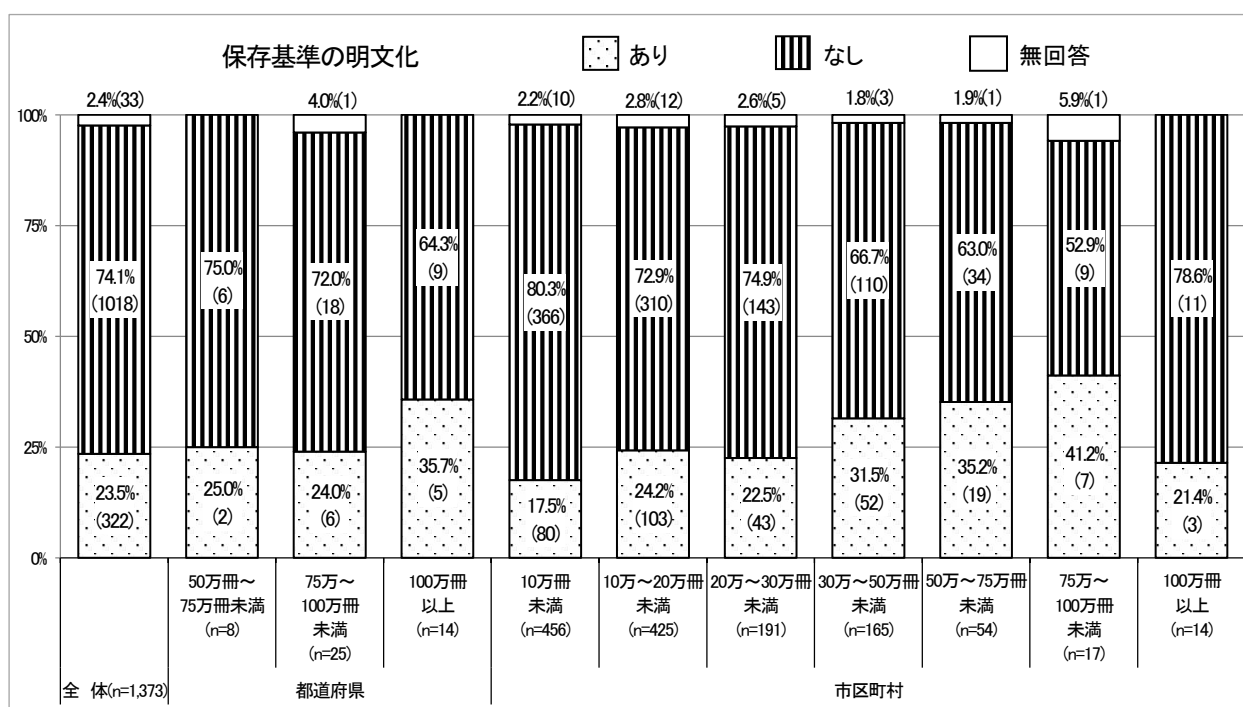


図 2.68 蔵書数と保存基準の明文化

## エ 図書館の延床面積と保存基準の明文化

市区町村立図書館において、図書館の延床面積が広いほど保存基準を明文化している割合が高い傾向があるが、比例はしていない。

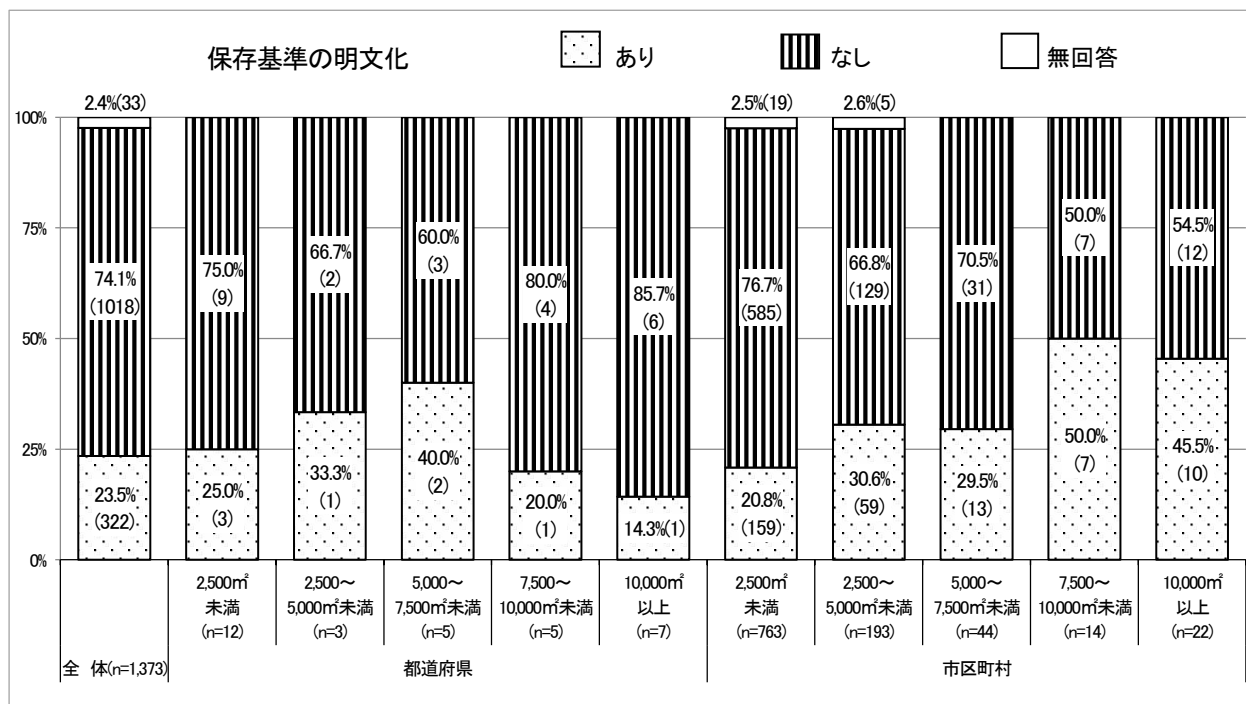


図 2.69 図書館の延床面積と保存基準の明文化

## オ 収蔵能力と保存基準の明文化

市区町村立図書館においては、収蔵能力が高いほど保存基準を明文化している割合が高い傾向はみられるが、「50万冊～100万冊未満」の区分の基準の明文化率が最も高く、「100万冊以上」の区分では、明文化している割合が下がっている。

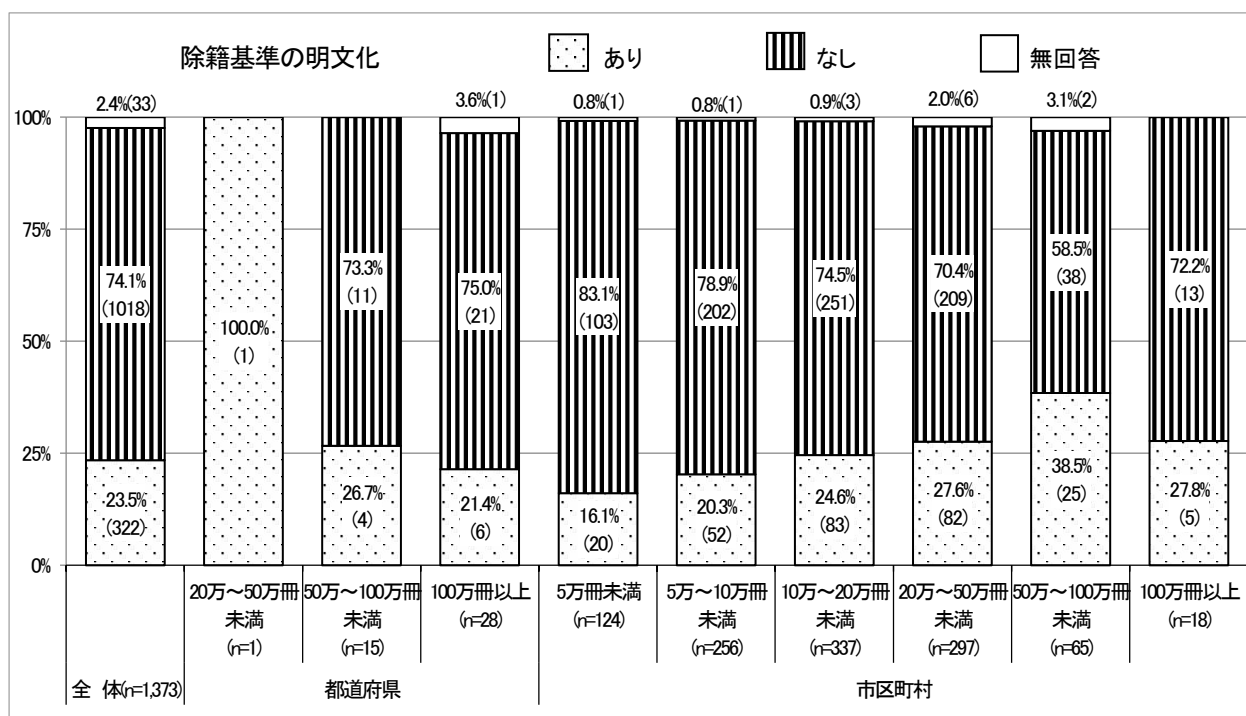


図 2.70 収蔵能力と保存基準の明文化

## カ 中心館の運営主体と保存基準の明文化

「自治体職員中心（一部指定管理）」及び「PFI 事業者中心」の区分では、保存基準の明文化がされていないが、「自治体職員のみ」の区分より、その他のスタッフ（委託、指定管理者）が運営に関わる区分の方が明文化している割合が高い傾向が見られる。

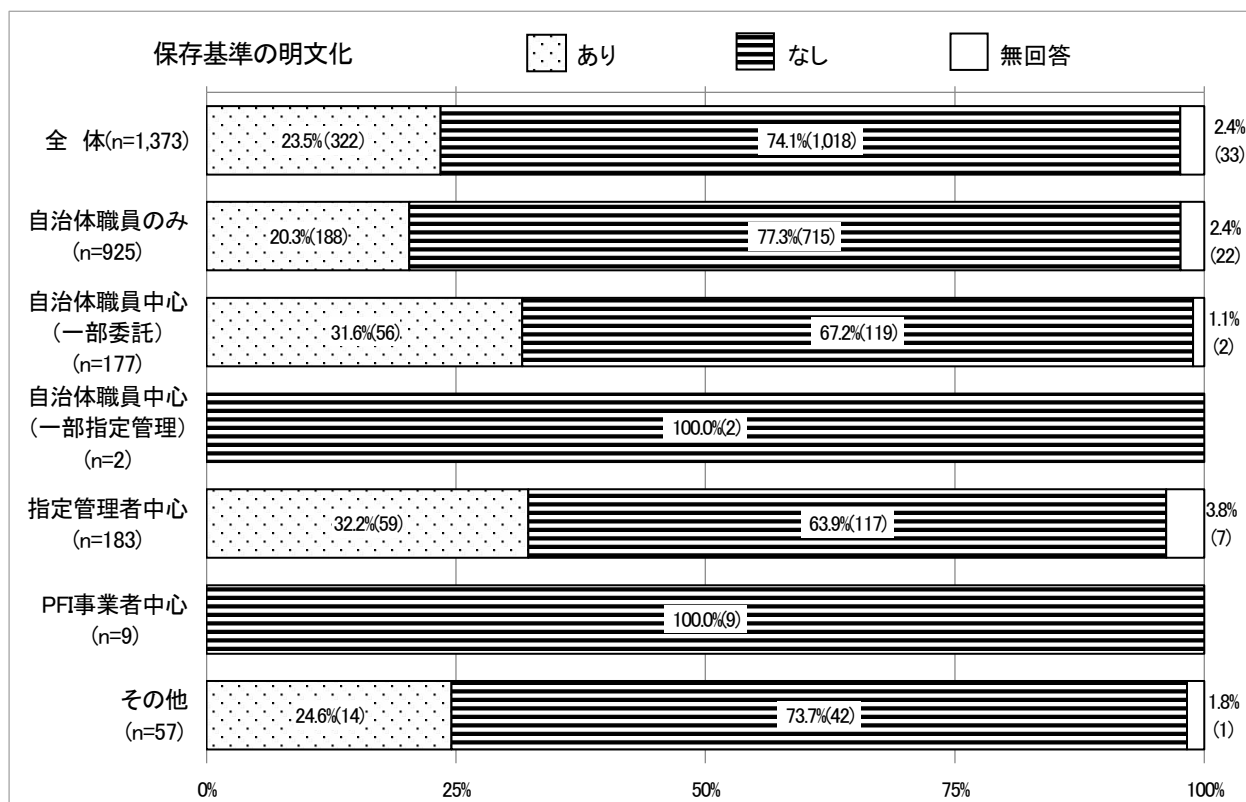


図 2.71 中心館の運営主体と保存基準の明文化

### (4) 保存環境

<2018 年調査からわかったこと>

- ・資料の保存は、ほとんどの図書館が建物本体内の書庫で保存し、それに加える形で外部の書庫等を利用している。
- ・収蔵能力として、都道府県立図書館は開架で「10 万～20 万冊未満」（48.9%）および「20 万～50 万冊」（40.4%）、閉架は「50 万冊以上」（89.4%）といった規模の館が多数を占めた。
- ・市区町村立図書館の収蔵能力はばらつきがみられたが、開架で「5 万～10 万」（32.6%）、閉架では「5 万冊未満」（35.4%）が最も多く、開架の方が収蔵能力が高いという結果だった。
- ・配架資料数は都道府県立・市区町村立図書館ともに、収蔵能力とほぼ同ような割合のグラフとなった。
- ・「書庫が収蔵能力の限界を迎えると予想される年数」では、都道府県立図書館で「1～5 年後」が 29.8%、「既に限界に達している」が 23.4%と限界に近い状況の図書館が半数を占めた。
- ・「書庫が収蔵能力の限界を迎えると予想される年数」について、市区町村立図書館では「既に限界に達している」が 50.8%、「1～5 年後」が 24.1%とより逼迫した状況にあった。

本項では、「書庫が収蔵能力の限界を迎えると予想される年数」の質問について、その他の項目とのクロス集計を行い、都道府県立・市区町村立図書館の収蔵の現状をより明確にする。

<明らかにすること>

・都道府県立・市区町村立図書館の収蔵の現状をより明確にする。

この項目について、自治体区分別に加え竣工年、資料費、蔵書数からのクロス集計を行った。

竣工年とのクロス集計結果について、まず都道府県立図書館ではやはり竣工が新しい図書館ほど収蔵能力に余裕があることがわかった。「既に限界に達している」と回答した館は、竣工年が「1980年代」以前となっており、「21年後～」と回答した館は「1990年代」以降に竣工した館である。ただし、「1～5年後」という回答については、竣工「1990年代」内で38.5%（5館）、「2000年代」内でも33.3%（2館）回答した館があったことは留意したい。

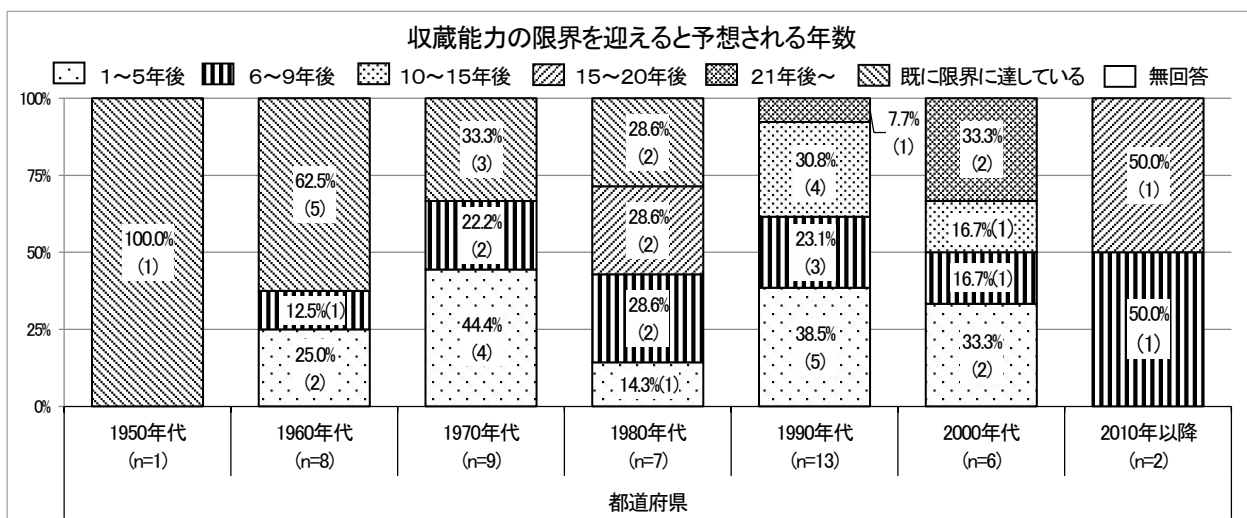


図 2.72 都道府県立図書館の竣工年と収蔵能力の限界を迎えると予想される年数

市区町村立図書館でも、竣工年が新しい図書館の方が余裕のあることは確かである。しかし、竣工年「1990年代」内でも「既に限界に達している」と回答した館が52.5%（232館）と半数を占めており、都道府県立図書館に比べると逼迫した状況にある館の割合が高かった。さらに「2000年代」内では「既に限界に達している」が32.1%（68館）、「1～5年」が33%（70館）、「2010年代」ですら「既に限界に達している」が8.8%（12館）、「1～5年」が27.7%（38館）という結果だった。

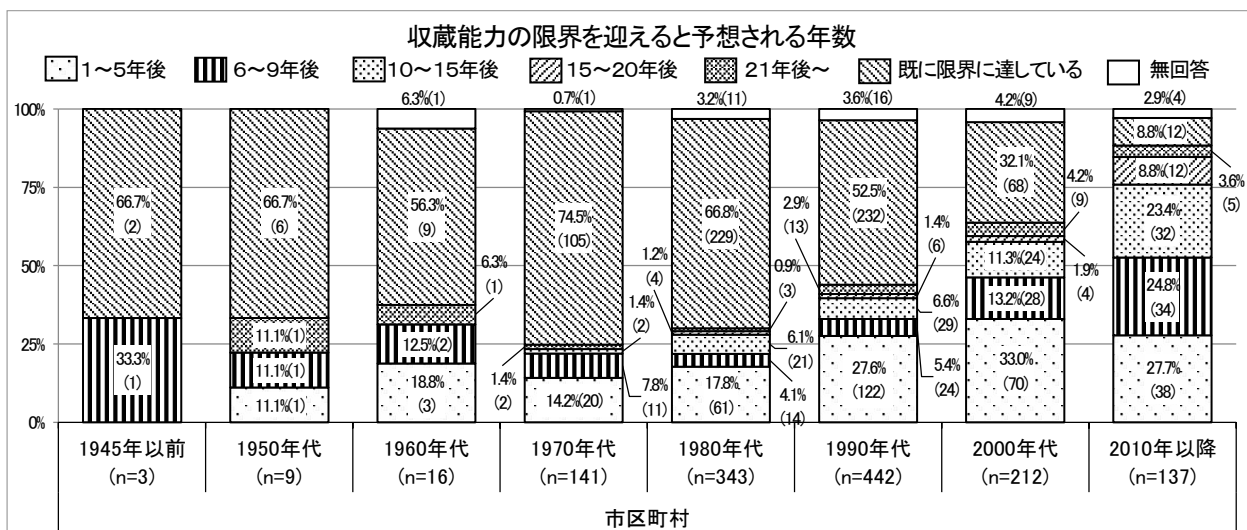


図 2.73 市区町村立図書館の竣工年と収蔵能力の限界を迎えると予想される年数

さらに、「除籍基準の明文化」とのクロス集計を試みると、竣工「2000年代」で「既に限界に達している」と回答した68館の内43館が除籍基準の明文化「あり」、竣工「2010年代」で「既に限界に達している」と回答した12館の内8館が除籍基準の明文化「あり」となっていた。市区町村立図書館では、竣工が最近であったとしても収蔵スペースが確保されず、継続的な除籍によるスペース確保を前提とした運営を行わなければならない館がある可能性が伺い知れる。

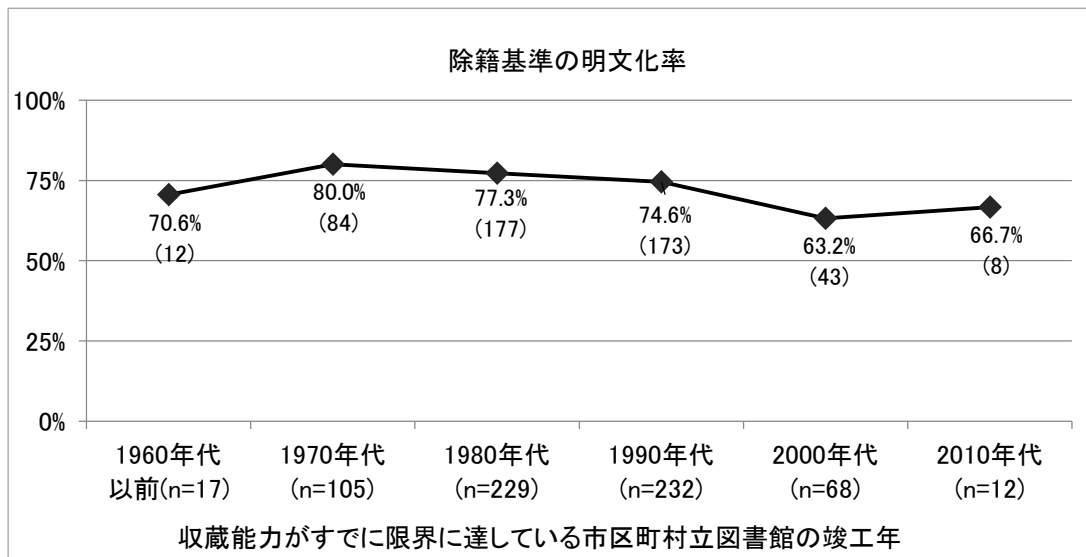


図 2.74 収蔵能力がすでに限界に達している市区町村立図書館の竣工年と除籍基準の明文化率

資料費とのクロス集計の結果が以下のグラフである。都道府県立・市区町村立図書館ともに資料費が少ない館の方が、限界までの猶予期間が長い傾向にある。

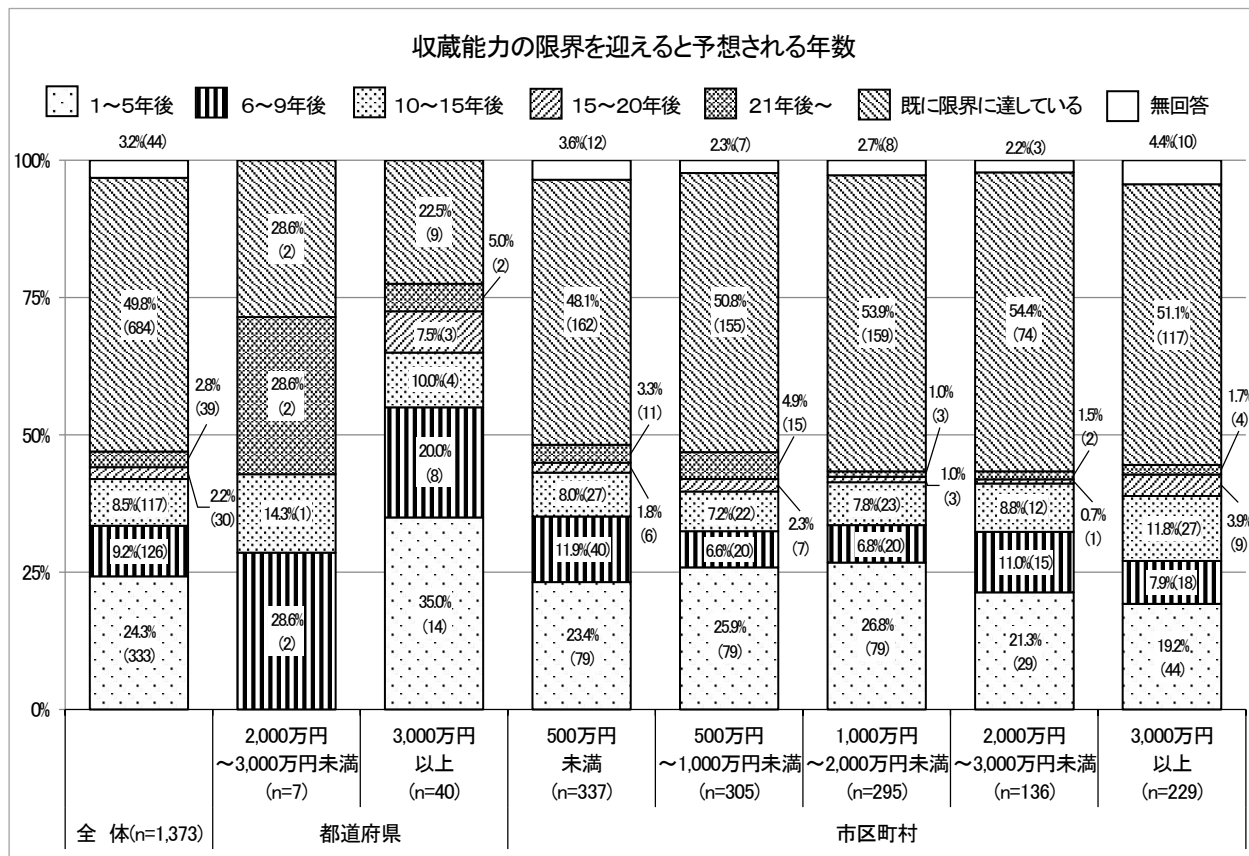


図 2.75 資料費と収蔵能力の限界を迎えると予想される年数

最後に蔵書数とのクロス集計結果を確認する。都道府県立図書館については、蔵書数が多いほど限界までの猶予期間が短い回答の割合が高くなっている。一方で市区町村立図書館については、蔵書数の差による限界までの猶予期間に差がつかないという結果となった。

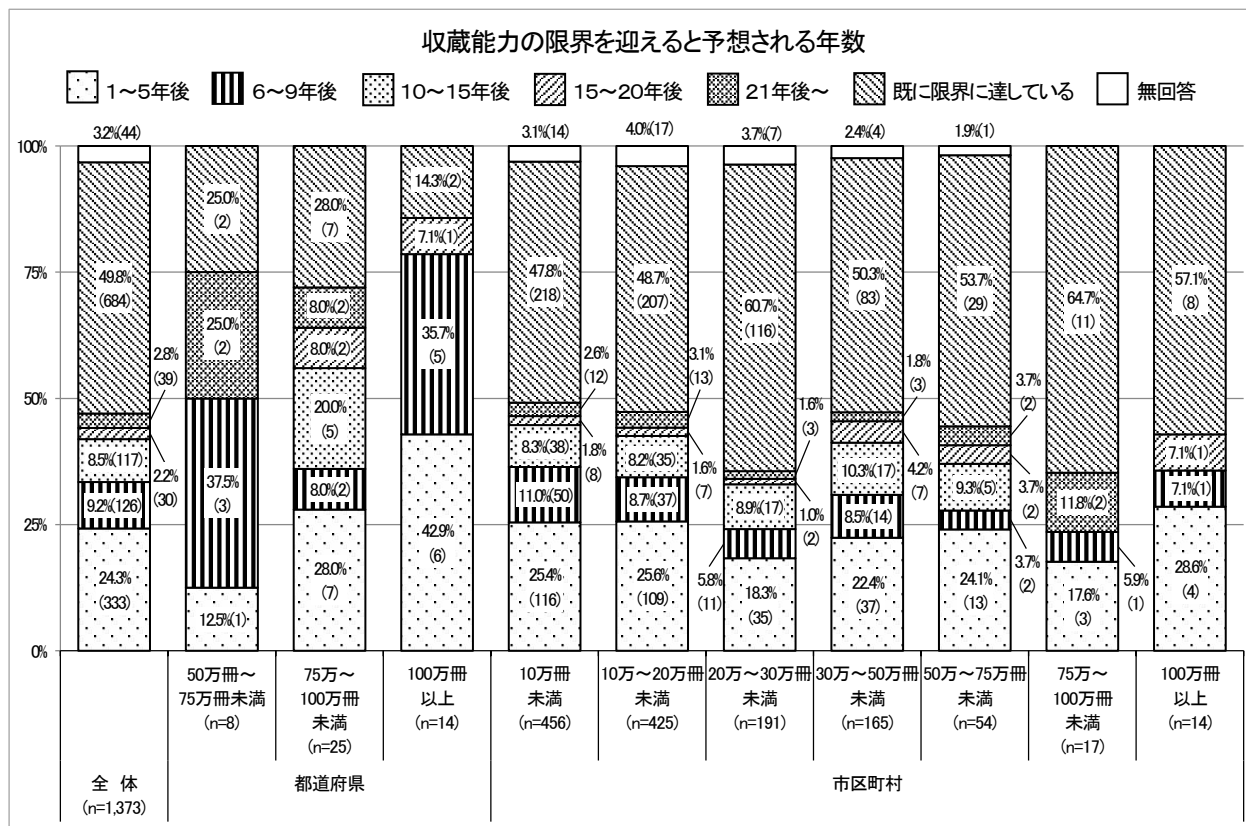


図 2.76 蔵書数と収蔵能力の限界を迎えると予想される年数

### (5) 分析からわかったこと

ここまで保存の原則（方針・基準の明文化及び公開）と保存環境について、2018年度調査のデータをクロス集計し分析することで、資料保存の全国的な状況をより明確にしようと試みてきた。その分析についてこの項でまとめる。

まず、方針・基準の両方を明文化している館とその公開について確認したが、両方公開もしくは両方非公開とする館が多かった。そのため、方針と基準の両方を明文化していることは、公開の状況に違いを生む要因にはなっていないことがわかった。

次に、保存方針・基準の明文化に関して、様々な項目とのクロス集計をとおして実施の判断材料となる要素を分析してきた。保存方針に関しては、規模の大きな図書館ほど明文化しているといった状況が見て取れた。その一方で、基準に関しては規模の大きな図書館でも明文化していないと回答する館が多く、図書館の規模との関係性があるとも言えない結論に至った。

続いて保存環境について、図書館規模や竣工年など様々な項目とのクロス集計をとおして図書館と収蔵能力の限界を迎えるとされる年数について見直してきた。その結果として、図書館規模や竣工年に関わらず、全国すべての図書館において、収蔵スペースの確保が困難な状況、もしくは収蔵能力の維持が大きな課題となっている現状が改めて示されたといえる。

## 【東京都立図書館の災害対策】

東京都立図書館は、資料救済に特化した「資料防災マニュアル」を策定している。これは都立図書館の資料を将来にわたり適切に保存していくことを目的に、地震及び風水害等の災害により図書館資料に被害が発生した場合の対処方針を定めたものである。

### ●基本的な考え方

人命が優先されることが大前提である。資料の救済は安全が確認された後に行う。

自治体が公開しているハザードマップ等から、都立図書館2館において想定される災害による資料の被害のうち、まず水濡れ、落下、蛍光灯等のガラス飛散について対策を考える。

### ●三つの特徴

1. 資料が受ける被害からマニュアルを作成
2. 水濡れ、落下による資料破損、ガラス飛散に対する緊急度は同一ではないことを明記
3. 水濡れ資料の対応について、塗工紙への対応に着目

### ●構成

本来対策とは、予防・準備・緊急対応・復旧の4段階に分けて構成されるべきであるが、まずは、「明日にでも発生するかもしれない災害」に対しての「準備」「緊急対応」を中心とし、内容をまとめた。また、水濡れ資料の救済時に必要な道具類をまとめ、「被災資料救済セット」として館内に配置している。

### ●マニュアル動画「被災・水濡れ資料の救済マニュアル」(17分)

資料被災のうち最も多い水濡れ資料の画期的な救済方法を動画でわかりやすく解説

<https://www.youtube.com/watch?v=svCK-yQDy0s>

(都立図書館 HP より抜粋 ホーム>利用案内>都立図書館について>資料収集・保存について  
>資料保存のページ >災害対策 ) <https://www.library.metro.tokyo.jp/>

## 6 都道府県域での資料保存の取組

### (1) 2018年度調査の再確認

本項は、2018年度調査の内容を再確認する形で、県域レベルでの資料保存の取組の全国的な状況について理解を深めるための項とする。そのため、まずは以下に2018年度調査のまとめと取組例をまとめた表を記載した。詳細については、2018年度調査報告書を参照いただきたい。

<2018年度調査からわかったこと>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国23都道府県で県域レベルの資料保存の取組が実施されている。</li> <li>・対象資料では、「雑誌」が最も多く13件、「新聞」が8件、「図書」が6件、「地域資料」が1件、「その他」が1件だった。</li> <li>・保存方式としては、複数館で役割を分担し保存する「分担保存方式」が22件と多く、特定の図書館への移管による「一館集中方式」が5件、「その他」が2件だった。</li> <li>・保存場所は、「各所蔵館の書庫」が21件と多く、「都道府県立図書館の書庫」が5件、「共同書庫（都道府県立図書館が運営）」が1件、「その他」が2件だった。</li> <li>・所有権は、「所蔵館で保持」が23件、「移管」が5件だった。</li> <li>・重複調整の有無については、「調整する」の回答が16件、「調整しない」が10件だった。</li> </ul>
---

表 都道府県域での取組例（複数回答あり）

対象	参加館	保存方式	保存場所	所有権	重複調整	件数
図書	県＋市区町村（全）	分担保存	各所蔵館の書庫	保持	非調整	1
		一館集中	都道府県立図書館の書庫	移管	調整	3
	県＋市区町村（一部）	分担保存	その他	保持	調整	1
		一館集中	都道府県立図書館の書庫	保持	非調整	1
新聞	県＋市区町村（全）	分担保存	各所蔵館の書庫	保持	調整	3※
					非調整	1
					—	1
	県＋市区町村（一部）	分担保存	各所蔵館の書庫	保持	調整	1
				非調整	2	
雑誌	県＋市区町村（全）	分担保存	各所蔵館の書庫	保持	調整	3
					非調整	2
					—	1
	県＋市区町村（一部）	分担保存	各所蔵館の書庫	保持	調整	1
					非調整	3
地域資料	県＋市区町村（全）	その他	共同書庫（都道府県図書館運営）	移管	調整	1
					—	—
その他	県＋市区町村（全）	その他	その他	—	—	1

（※前年度報告書での集計ミス。「4」→「3」に修正）



## (2) 全国的な状況

ここでは、2018年度調査報告書に加え、都道府県域での資料保存の取組の状況を理解する手助けとなる情報として、昨年度調査にて取組を実施していると回答した館を地図で表した。下記の地図は、対象資料毎に共同保存を実施している都道府県を表わしたものである。地図から特別な地域性は読み取ることにはできないが、西日本側に取組を実施している府県が多いことがわかる。

また、地図からもわかるように、複数の資料について共同保存を実施している県は、神奈川県、三重県、滋賀県、福岡県、長崎県の5県存在する。

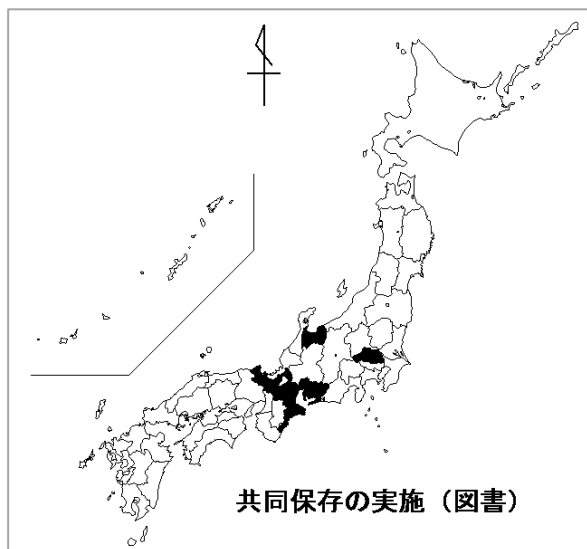


図 2.77 共同保存の実施（図書）

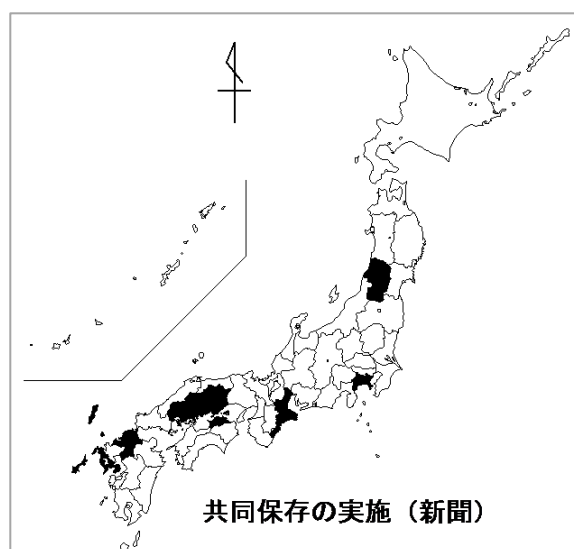


図 2.78 共同保存の実施（新聞）

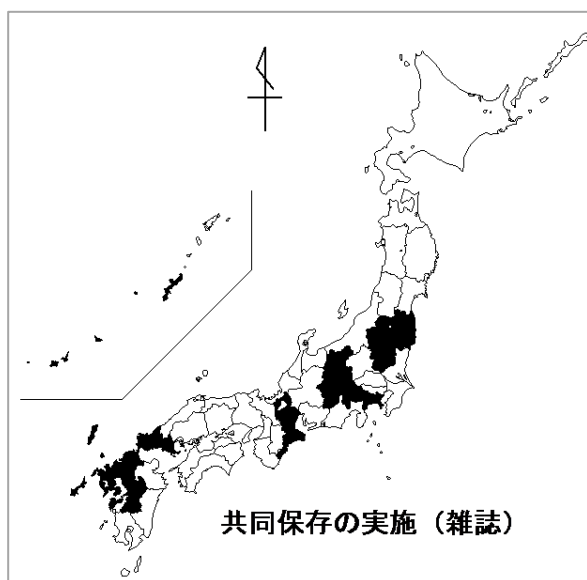


図 2.79 共同保存の実施（雑誌）

## (3) 具体的な取組

今年度調査として、都道府県域での資料保存について取組のある館に事例報告を依頼した。第3章「公立図書館における蔵書構成・管理に関する事例」にて、愛知県、滋賀県、京都府の3府県の共同保存の事例が掲載されているので、そちらを参照いただきたい。



## 第3章

### 公立図書館における 蔵書構成・管理に関する事例



### 第3章 公立図書館における蔵書構成・管理に関する事例

本章では、平成30年度に実施した「公立図書館における蔵書構成・管理に関する実態調査」をもとに、全国7地区の中から14館を選択し、事例として報告する。

#### 1 事例の選択

事例として取り上げた図書館は、平成30年度調査の回答から、①収集方針を明文化し公開している、②蔵書評価を毎年行っている（一部例外を含む）、③県域内で共同保存の取組がされている、④収蔵能力確保のため外部倉庫を活用している、の4つの区分で事例候補館を選び、ブロック毎の全国調整委員より推薦順位と、その他の推薦館をあげていただき、事務局より執筆依頼をした。

掲載館は、以下のとおりである。

区分	ブロック	都道府県名	市区町村名	図書館名
収集/保存/除籍	北日本	福島県	白河市	白河市立図書館
収集/保存/除籍	関東	埼玉県	さいたま市	さいたま市立中央図書館
収集/保存/除籍	東海/北陸	愛知県	名古屋市	名古屋市鶴舞中央図書館
収集/保存/除籍	近畿	大阪府	枚方市	枚方市立中央図書館
収集/保存/除籍	四国	高知県		オーテピア高知図書館
収集/保存/除籍	九州	大分県	別府市	別府市立図書館
蔵書評価	東海/北陸	石川県	金沢市	金沢市立玉川図書館
蔵書評価	近畿	大阪府		大阪府立中央図書館
蔵書評価	中国	広島県		広島県立図書館
蔵書評価(構成)	九州	鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市立図書館
共同保存	東海/北陸	愛知県		愛知芸術文化センター愛知県図書館
共同保存	近畿	滋賀県		滋賀県立図書館
共同保存	近畿	京都府		京都府立図書館
外部倉庫	関東	神奈川県		神奈川県立川崎図書館

#### 2 記載内容

依頼にあたっては、全区分共通項目と、区分別項目を設定した。

共通項目は、(1)基本データ、(2)自治体及び図書館の概要、(3)課題とその解決、(4)今後の展望である。

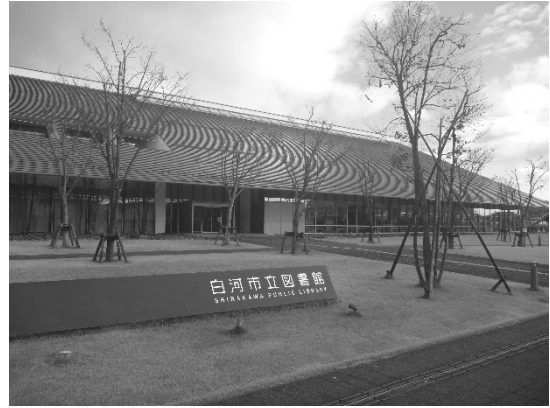
区分別項目は、「収集/保存/除籍」においては、(1)資料収集方針の概要、(2)収集方針以外の規程類について、(3)資料選定について、「蔵書評価」においては、(1)蔵書評価の概要、(2)蔵書評価の活用、「共同保存」においては、(1)共同保存の概要、(2)取組の実際、「外部倉庫」においては、(1)外部倉庫活用の概要、(2)外部倉庫利用の実際、である。(一部例外あり)

# 白河市立図書館における資料収集方針について

## 基本データ

自治体名	福島県白河市
図書館名	白河市立図書館
人口	59,873人
職員数	24人
専任職員数	0人
司書有資格者数	22人
蔵書冊数	289,749冊
年間貸出冊数	632,719冊

## 図書館外観



### 1 白河市及び図書館の概要

白河市は福島県の南部中央に位置し、東西に約 30km、南北に約 30km に広がり、総面積は 305.32 km<sup>2</sup>あり、半分を山林が占めている。平成 17 年の市町村合併により、白河市、表郷村、大信村、東村が白河市となった。

白河市は古くから奥州の三大関所の一つとして交通の要所として発展してきた。現在はみちのくの玄関口として東北自動車道や東北新幹線などの高速交通体系の充実による本市へのアクセスのよさや地盤が固く良質で豊富な水に恵まれるなどの地域特性を生かし、製造業を中心に企業活動も展開されている。

また、白河市では中心市街地活性化基本計画に沿い、賑わいのある中心市街地づくりを進めている。その計画により、2011年7月、白河市立図書館が東北本線白河駅前へ移転した。白河市には旧市町村地域に各1館、計4館の図書館がある。市立図書館のみ常勤職員が勤務しているが、中央館の位置づけはない。地域によって利用できるサービスの差が生じないように努めており、市立図書館の職員が1日1回3館を巡回し、資料や情報のやり取りを行っている。以下、白河市立図書館について述べる。

市立図書館の建物は3階建てで、1階には新聞・雑誌・視聴覚資料（CD・DVD）・音と映像コーナー（楽譜、音楽関連、芸能関連など）・産業支援コーナー・震災コーナー・育児コーナー・大活字本やLブックなどのユニバーサルブック・児童書・絵本が配架されている。2階には一般書（音楽系を除く）・専門書・テ

ィーンズコーナー・コミック・郷土資料・参考図書・複製絵画が配架されている。閲覧席は主に2階に位置しており、社会人席・パソコン席（電源利用可）なども設けてある。また、インターネットやデータベース閲覧用のパソコンも設置している。3階は書庫になっている。

### 2 資料収集方針の概要

白河市立図書館資料収集方針は図書館移転にともない、2009年12月に策定された。2019年のシステム更新に合わせ、図書館ウェブサイトで公表している。（URL <<https://library.city.shirakawa.fukushima.jp/contents/about>>）資料収集方針は基本方針、資料別収集方針、ジャンル別収集方針、寄贈資料についてそれぞれ明記している。基本方針には市民の要求に基づき公平に選定し、多様な観点から、多種多様広範な要求に応えることが記されている。資料別収集方針には一般図書や児童図書に限らず、郷土・行政資料、新聞や雑誌、視聴覚資料などの収集、白河市の蔵書構成の特色でもある漫画・コミックについても収集することが記されている。ジャンル別収集方針には姉妹都市や友好都市に関する積極的収集、法令・判例集や医学・健康分野の逐次更新なども記されている。

資料収集方針以外に明文化された規定類はない。そのため、週に一度選書会議を行い、選定している。

### 3 資料の選定

#### (1) 選書会議

白河市立図書館では各分類を職員5名に主担当として割り振っている。職員は、一週間で書誌が作成された(大阪屋とJAPANマーク)資料をExcelで管理したツール<sup>1</sup>を使用し、各分類やコーナー担当の基準、過去のレファレンス等を基に選書を行う。選書会議ではその選書を基に購入理由を各人説明し、総意を得たものを購入している。複数の分野にまたがる資料の請求記号、配架場所なども選書会議で話し合っている。年度当初に利用や出版点数を考慮し、各分類分野の予算は決定される。また、日常の窓口業務等から不足している資料についての意見を交わしており、担当に限らない選書も行っている。地元書店より持ち込まれる見計らいや寄贈図書、除籍候補も選書会議にかけられる。



選書会議の様子

#### (2) コミックの選定

白河市立図書館の蔵書構成の特徴の一つにコミックがある。出版に占めるコミックの発行部数、売上部数等の割合をもとに、蔵書の1割程度を収集、人口1人あたり1点の貸出点数を目標としている。作品としての評価、発表され



コミックコーナー

た時代の作品としての評価、漫画史における影響、同時代に広く受容された、といった評価を含む歴史的評価や広島市まんが図書館を参考に選書を行っている。

また、2015年7月から他の図書同様、リクエストの受付も開始した。

#### (3) リクエスト

リクエスト資料は資料収集方針に基づき、基本的に購入や相互貸借によりすべて応えることとしている。例外として、タイトル購入希望の雑誌、CDやDVD等の視聴覚資料、付録が主体の本などの場合、謝絶することもある。

雑誌のバックナンバーは相互貸借で対応している。タイトル購入希望の雑誌は1タイトル当たりの購入金額も大きく、年度契約で購入しているため謝絶している。しかし、次年度購入タイトル検討時の選書会議にかけ、現在購入タイトルの回転率、需要予測、全体のバランス、地域館との調整等により検討する。

視聴覚資料は購入できる場合は購入を検討する。図書に比べ納品までに時間がかかること、品切れの可能性があり確実性に欠けることからリクエストでは謝絶し、資料選定への意見・要望として処理している。

2019年3月、ウェブサイトからのリクエストサービスも開始しており、市民の需要の掘り起こしに一役買っている。

#### (4) 地域館との調整

前述のとおり白河市には4つの図書館があり、選書は地域の特色を反映させるために各館で行っている。小説や絵本などは各館の選書により購入している。しかし、予約多数の資料は予約状況等を考慮し、各館の調整を行い、市立図書館の他に地域館が複本を購入する。予算の執行状況や本の内容によっては市立図書館がリクエスト購入することもある。

また、雑誌の購入タイトルは年度末の全館担当者会議にかけられる。希望タイトルが重複した場合は、4館で調整を行っている。購入タイトルのジャンルなどのバランスや貸出状況に応じて購入館や複数館が所蔵するかどうかを決定している。

#### (5) 資料の除籍

資料の除籍についても選書と同様に選書会議にかけられる。除籍候補資料リストは全館回覧し、移管したい資料がないかなどを確認している。確認後、除籍に当たらない資料を除いたリストを付け発議し、館長決済のもと除籍している。

除籍候補は、分類により異なるが、書庫にある資料のうち、直近3～5年の貸出回数、出版年、県内の所蔵状況等、複数の条件を掛け合わせ抜き出している。

#### **4 現状のメリットとデメリット**

##### **(1) メリット**

選定基準を明文化していないことのメリットを3点挙げる。

まず、利用者の需要や時世の話題などを取り入れやすく、窓口での利用者対応から選書することができる。例えば、利用者が昨日テレビで紹介されていた本を探しに来た場合、所蔵のない場合もある。その時に、利用者がリクエストをすれば問題はないのだが、リクエストをしない場合も、分類担当者まで引継ぎ、選書の検討がされる。所蔵が無い資料をすべての利用者がリクエストをするわけではないため、その要望を逃すことが少なくできる。

次いで、分類やタイトルごとの回転率など利用者の貸出動向を所蔵に反映しやすいことである。季節のイベントレシピや夏休みの課題等の利用増加が見込まれる時期や流行に合わせ、閉架資料を開架に集めたり、関連資料を選書したり、蔵書数や棚構成を調整することができる。

3点目が、利用者の需要に対して、所蔵してから試行錯誤できることである。例えば、タイプ別の問題集を所蔵するかどうか検討したことがある。語学や資格試験などの本は、概論の説明を読むテキストタイプ、赤いシートで隠しながら読む暗記問題集タイプ、過去の問題を解く書き込みタイプと複数あり、シートがなくなってしまうたら、書き込まれてしまったらなど不安要素がある。試験的に数冊所蔵し、利用者の利用状況を経過観察してみた。実際は書き込みもなく、シートもなくならずに利用されていることが分かった。そういったタイプの資料も所蔵するようにしており、利用者の要望に応える幅を増やすことができている。

##### **(2) デメリット**

分野やコーナーで担当分けをしているため、気をつけてはいるが、選書が少し偏ってしまうこともある。選書会議を設けることで、選書資料に対し他の職員と意見を交わすことができ、偏りが小さくなるよう努めることができている。

また、人事異動や担当替えがあった際、前担当がどのような基準で選書を行っていたかをすぐに引継ぐことが難しいという問題がある。担当者が替わる場合は、前担当者が引継ぎ文書

を作成するが、何度も担当者が替わる分野などはその都度引継ぎ文書を作成しているため、少しずつ認識が異なった選書になっている場合がある。選書会議があることで、基本となる部分は変わらず選書し、プラスαの部分は変化にとんだ選書になり、メリットにもなっている。

#### **5 今後の展望**

##### **(1) 基準の明文化**

今後、選書基準や除籍方針・基準等を文書としてまとめていきたい。基準は完成形ではなく、時代や市民の要求の変化を柔軟に追加していけるような基準としていきたい。白河市は中央館がなく、資料の収集に関して、各館の判断によるところが大きい。明文化することは、地域差がなく図書館サービスを展開していくために必要不可欠となってくる。また、担当者が替わった際の負担も小さくできるのではないかと期待する。

##### **(2) コミック**

蔵書の1割程度としていたコミックの収集目標が達成された。歴史的評価のある資料もおおよそ蔵書となり、次の収集方針を検討する時期となった。現在の貸出冊数を維持・向上するコミックの収集目標を新たに設定し、蔵書構築を行っていきたい。

また、コミック貸出点数も人口1人あたり2.8冊と目標を達成した。人口1人あたりの貸出点数がすべての資料の中で最も多い。次いで、文学が1.8冊、絵本が1.0冊となっている。コミックの貸出だけでなく他の資料の貸出へと作用する目標を設定したい。

(白河市立図書館 高麗友理子)

<sup>i</sup> 新出「選書補助ツールの開発」図書館評論(52), 72-79, 2011-07



# さいたま市立中央図書館における資料収集方針について

## 基本データ

自治体名	埼玉県さいたま市
図書館名	さいたま市立中央図書館
人口	1,306,079人
職員数	37人
専任職員数	37人
司書有資格者数	22人
蔵書冊数	491,826冊
年間貸出冊数	1,322,054冊

## 図書館外観



## 1 さいたま市及び図書館の概要

さいたま市は埼玉県南東部に位置する県庁所在地である。平成13年5月、浦和市、大宮市、与野市の合併によりさいたま市が誕生し、平成15年4月には全国で13番目の政令指定都市へ移行した。平成17年4月には岩槻市と合併し、現在の10区に至っている。面積は217.43㎢である。古くは中山道の宿場町として発達した歴史を有し、現在は東北や上越新幹線のほかJR各線、私鉄線が結節する東日本の要衝であり、関東圏域を牽引する中枢都市として発展を続けている。

さいたま市の図書館は、合併前には浦和市で4館、大宮市で6館、与野市で3館、岩槻市で3館を有していた。合併後は平成19年11月の中央図書館開館をはさみ、平成28年1月の美園図書館開館まで9館が開館し、現在25館で構成されている。平成31年4月1日現在、25館合計の職員数は210人（うち司書138人）、貸出冊数は8,675,153冊（うち電子書籍34,189冊）、蔵書冊数は3,541,647冊（うち電子書籍11,334冊）である。電子書籍の貸出は、平成28年3月の図書館システム更新に伴い開始している。

なお、さいたま市で初めての指定管理者制度による大宮図書館が令和元年5月7日に移転開館した。

## 2 資料収集方針の概要

平成13年5月のさいたま市誕生後に策定し、平成14年4月から施行された「さいたま市図書館資料の収集・選択に関する基準」及び「さいた

ま市図書館資料の除籍・保存に関する基準」がさいたま市図書館としては最初の基準であった。現在は平成22年1月1日施行の「さいたま市図書館資料取扱要領」（以下、「資料取扱要領」と省略）に基づいている。

「資料取扱要領」の第1条（趣旨）では図書館資料の収集、保存、除籍の取扱いについて規定しており、この要領の中で、資料の収集、収集資料の種類と範囲、資料別選択基準、資料収集の分担、収集資料の選択、資料の保存、資料の除籍、寄贈資料等について定めている。

「資料取扱要領」を受けて「さいたま市図書館図書資料収集・保存分担基準」（以下、「図書資料収集・保存分担基準」と省略）を定め、同日施行されている。これは、各区の区長マニフェストを踏まえつつ、さいたま市図書館25館の規模や地域の特徴に応じて収書分担を実施している。

また、地域資料の収集分担については「さいたま市図書館地域資料収集方針」（以下、「地域資料収集方針」と省略）を定めて平成21年4月1日より施行していたが、平成22年の「資料取扱要領」の施行に伴い、平成25年、平成29年に改正を行っている。

なお、「資料取扱要領」「図書資料収集・保存分担基準」及び「地域資料収集方針」はさいたま市図書館のホームページで公開中の『さいたま市図書館要覧』（年刊）で確認することができる。最新は令和元年度版である（注）。

（注）<https://www.lib.city.saitama.jp/contents?4&pid=2302>

### 3 収集方針以外の規程類について

選定基準については、先に述べた「資料取扱要領」第2条（資料の収集）において資料収集の基本方針、収集資料の種類と範囲、資料別選択基準について規定している。

また、資料の除籍については、「資料取扱要領」第4条（資料の除籍）において規定されており、資料除籍の基本方針、基準、選定及び処分について記述されている。なお、資料の処分については、「資料取扱要領」第4条（資料の除籍）(4)除籍資料の処分のイにおいて、リサイクル資料として処分できることを定めており、この規定を受けて「さいたま市図書館リサイクル事業実施要領」が平成21年6月から施行され、除籍資料の有効活用が行われている。

寄贈資料については、「資料取扱要領」第5条（寄贈資料）で規定しており、購入資料との関連性を考慮して必要と判断したものを受け入れている。受け入れなかったものについては、リサイクル資料として活用している。

### 4 資料選定について

資料選定についても、「資料取扱要領」第2条（資料の収集）において、資料収集の選択について規定しており、この中で選書会議については“別に定める”と規定され、平成23年4月1日から施行された「さいたま市図書館資料選定会議運営基準」に沿って運営されている。

選書会議については、さいたま市図書館では資料選定会議と呼んでいる。原則として週1回、一般書は木曜日、児童書は金曜日のそれぞれ午前に中央図書館で開催され、中央図書館及び拠点図書館の担当者が参加する。



資料選定会議の様子

資料選定会議では、大阪屋により見計らい資料として展示された新刊書を担当者が自館及びさいたま市図書館全体として必要な資料を検討し、図書館間での購入調整を行っている。参考までに、令和元年10月の見計らいにおける配本冊

数と購入冊数は、一般書では2,975冊の配本に対し742冊の購入、児童書では1,036冊の配本に対し272冊の購入という実績であった。

見計らい資料で不足する新刊書の発注については、図書館流通センター発行の『週刊新刊全点案内』を中心に、新聞や雑誌等の広告、書評等も使用して行っている。

さいたま市図書館における 平成30年度の資料整備状況（単位：冊）		
受入	購入	97,738 (うち電子書籍3,511)
	寄贈	24,036
	その他	6,835 (うち電子書籍6 ※地域資料デジタル化 による作成分)
除籍		133,983 (うち電子書籍2,606 ※ライセンス終了による 減少分)

### 5 課題とその解決

ここ10年くらいで、いわゆる「コミックエッセイ」や「マンガでわかる～」などコミック類の出版が相次ぎ、ベストセラーになるケースが増えている。したがって、利用者からのリクエストも増えており、資料選定会議で悩むことになった。これまで「資料取扱要領」では、第2条(4)資料別選択基準のア-(イ)で“学習参考書・各種問題集等は、原則として選択の対象としない。”のみであったが、現在の出版事情や利用者の要望を鑑みて平成30年11月に「資料取扱要領」を改訂し、第2条(4)の最後に“マンガのうちで、学習まんがやコミックエッセイ等については、選択の対象とする。”“フィクションの要素が強く、連続性のあるコミック等は選択の対象としない。ただし、社会情勢の変化と個々の作品内容を判断した上で選択の対象とする必要があると認められるものについては、この限りでない。”を追加した。なお、従来どおりストーリーコミックは選書の対象とはしないこととしている。

リクエストにもかかわらず購入されないことへの説明要求に悩まされるケースも頭の痛い問題である。本来、図書館にどのような資料をどの程度揃えるかについては図書館が決めることであり、リクエストされた資料の購入可否は図書館職員の専門性を踏まえて行われる。私たちはリクエストされた資料をできるだけ提供したい

と第一に考えるが、現実には限られた予算の中で線引きをせざるを得ない。その線引きが「資料収集方針」なのである。リクエスト制度は利用者の購入請求権を保障するものではないし、図書館に購入義務を課す性質のものでもない。

特定の分野のリクエストを多数申込み利用者にも対応に苦慮する。申込みを受けた図書館だけで要求に応じてしまうと、その分野が肥大して蔵書に偏りが生じてしまう。「資料選書基準」からは外れず同じ分野のリクエストが続く場合は、資料選定会議で購入する図書館を調整して各図書館の蔵書に偏りが生じないようにしている。

## **6 今後の展望**

残念ながら資料費は年々減少している。貸出数の減少もなかなか止まらない。このような状況の中、これまでの蔵書構成や管理が適正なのか、実績や事実に基づいて検証する必要性が生じているように思う。たとえば、貸出データから自館と他館の貸出傾向及び蔵書構成を分析し、自館の蔵書で手薄い分野の収書を強化する方法が考えられる。

また、平成 23 年の図書館法改正や平成 24 年の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の更新により、図書館評価が努力義務化された。さいたま市図書館でも平成 23 年度より前年度の実績に対して評価を始めているが、蔵書構成がどのくらい利用者の意向に沿っているか、利用者アンケートにより満足度やアウトカムを測定して資料収集に反映させることも考えられるだろう。

図書館の蔵書構成や管理にも、実績や事実に基づいた分析と評価による P D C A サイクルの構築が求められている。

(さいたま市立与野図書館 水澤弘幸)

# 名古屋市図書館における資料収集方針などについて

## 基本データ

自治体名	愛知県名古屋市
図書館名	名古屋市鶴舞中央図書館
人口	2,317,646人
職員数	79.4人
専任職員数	50人
司書有資格者数	38人
蔵書冊数	1,425,249冊
年間貸出冊数	1,004,700冊

## 図書館外観



## 1 名古屋市及び図書館の概要

### (1) 名古屋市について

名古屋市は濃尾平野に位置し、伊勢湾に南面している。面積は326.43平方キロメートル。全16区から成り立っている。

名古屋大都市圏の商業・サービス業・ものづくり産業の中心地である。

### (2) 名古屋市図書館について

名古屋市図書館は、大正天皇御大典奉祝記念事業として大正12年10月1日に市立名古屋図書館が設立されたことから始まる。

その2年後、中京財界の旗頭である矢田績氏が私財を投じて財団法人名古屋公衆図書館を設立。名古屋公衆図書館は昭和14年に名古屋市に寄付され、2館目の本市図書館となった。

その後、昭和52年までに中区を除く15区に1図書館が設置された。また、分館が整備されていく過程で、中央図書館・分館制度を発足させている。

図書館から1.5km以上離れた場所へは自動車図書館がサービス網を補完する体制を取りながら、平成22年の徳重図書館開館で全ての支所管内に設置が完了した。

現在は中央館と20分館、自動車図書館2台、配本所1箇所のサービス網を構築している。

## 2 資料収集方針の概要

### (1) 現在の資料収集方針

現在、名古屋市図書館では「名古屋市図書館資料収集方針」(以下、「資料収集方針」という)に

基づいて資料収集を行っている。

「資料収集方針」は各図書館に備え付けてあるほか、本市図書館ホームページにて公表している。

「資料収集方針」にて収集対象とする資料は、分館や自動車図書館は地域に根差した資料や生活に密着した資料、広く親しまれる資料を、中央館はこれらに加えて豊富な郷土資料、高度な調査研究が可能となる専門資料としている。

「資料収集方針」の細かな取扱いについては、「名古屋市図書館資料収集方針細目」(以下、「細目」という)を定めている。なお、この報告において「資料収集方針」について述べる際は、「細目」の内容を含んでいるものとする。

### (2) 資料収集方針の成立過程

「資料収集方針」の始まりは、昭和43年に本市図書館の蔵書を市内図書館の窓口どこでも利用できる制度を確立したことを契機とする。これにより、翌44年、幅広い資料収集を行うために本市図書館の収集の方針として「購入の原則」が施行された。あわせて、蔵書の更新と保存を総合調整するため「除籍の原則」も同年度に作成された。

この二つの原則によって、本市図書館の蔵書の組織化が図られた。すなわち、中央館は資料保存館としての役割をもち、専門的な資料の収集と分館の蔵書の補完・支援を行う。また分館は、市民の生活に直結した図書館サービスを目標として、館外貸出を中心とした活動を分担する、とするものであった。

さらに、昭和53年に「閲覧用図書

及び集結に関する要領」が定められ、本市図書館が蔵書として受入れた一般図書のうち1タイトルにつき1点は中央館にて永年保存とすることとした（以下、「ラストワン制度」という）。これにより昭和39年以降に分館にて保存指定を受けている図서가中央館に集結した。

時代を経るに従い、実情にそぐわない点が出てきたため、新たな視点で見直しが行われた。「購入の原則」「除籍の原則」など複数の規程を整理・統合し、改めて基本的な考えを表した。それが現在の「資料収集方針」であり、昭和63年から施行されている。以上のことより、収集方針という名称ではあっても、収集と同時に保存についても方針を規定している。

その後、改正を重ねながら今日に至る。基本方針に「多様な観点にたって公平に資料を収集する」という基本姿勢の追記、組織として収集の決定を行うことの明記、時代に即した資料や媒体の追加など、現在まで5回の改正を経ている。

### 3 収集方針以外の規程類について

#### (1) 資料収集基準

資料収集方針に基づき、名古屋市図書館21館全館において、それぞれ「資料収集基準」を各館長が定めている。各図書館において具体的にどのように資料を選定するかの基準となる。各図書館が個々に立案するサービス計画や地域のニーズなどが直接的に関連する。

各図書館で記述の仕方は異なるが、主題ごとの収集の優先度や絵本・フィクションなどの評価の仕方などが主となっている。各図書館ではそれぞれに特色あるコーナーづくりをしているが、そのコーナーに置く主題の重点収集の根拠ともなっている。

#### (2) 蔵書の不用の決定とリサイクル会

本市図書館において資料（閲覧用図書、雑誌、紙芝居）の不用決定とその後の活用方法は、「蔵書の不用の決定及び不用図書の無償による譲渡に関する要綱」にて定められている。

蔵書の不用の決定ができる資料は、ア 汚破損又は変形により利用できなくなったもの、イ 旧版となったため利用価値が乏しくなったもの、ウ 定められた所蔵年数を経過し、利用価値が乏しくなったもの、に該当するものとされている。

また不用の決定が行われた資料は、図書館の不用図書リサイクル会を開催し、無償による譲渡をしている。図書館の不用図書リサイクル会は各図書館で毎年1～2回開催され、会への参加は次の順番で実施している。

ア 図書館と同種の活動をしており、図書館で団

体登録をしている団体

イ 図書館で個人貸出の登録をしている個人

団体向けのリサイクル会は昭和58年より、個人向けのリサイクル会は平成5年から開催している。

#### (3) 市民のリサイクル文庫

更にリサイクル会で残った不用図書は、「市民のリサイクル文庫」（以下、「市民文庫」という）に供出される。市民文庫は、市民の読書機会を創出するとともに、図書館資料の有効利用（再利用）を目的として図書館内に設置する文庫である。

自由に読むことができ、自分の蔵書として欲しければ持ち帰っても良い。

不用図書のみならず、市民文庫の目的に賛同する方からいただく資料（ご家庭で不要になった図書など）も、自由な利用に供している。

## 4 資料選定について

### (1) 図書選択会議

#### ア 概要

資料収集方針に基づき、実際に選書を行う際、その多くは選書の会議によるものとなっている。本市図書館においては、選書の会議を「図書選択会議」と呼んでいる。

ほぼ2週間に1回のペースで、中央館の選択室という専用の部屋で実施している。見本図書が用意され、各図書館の代表者が出席し、見本図書を確認しながら購入の検討をする。



図書選択会議の様子

見本図書を一堂に会して検討することは、各図書館においてバラバラに選書をするよりも、選書の際の各種の手間を省くことができ、遙かに効率的である。また、図書館間でそれぞれの購入採否を見渡しながらか調整ができるという利点がある。

図書選択会議は、昭和39年に初めて実施され、今日まで改善を重ねながら継続してきている。

#### イ 準備

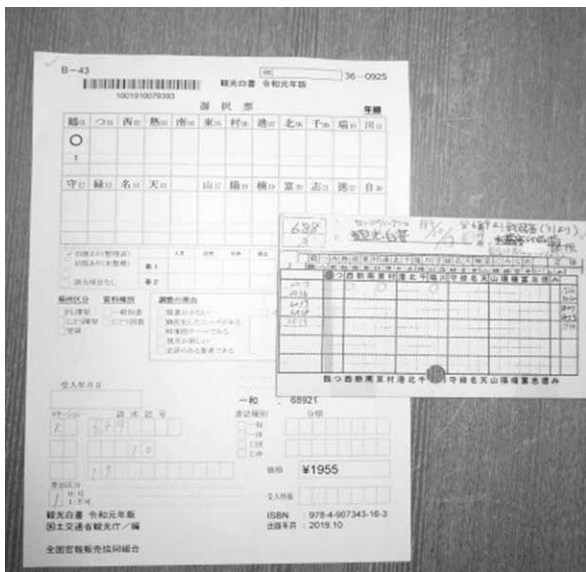
中央館の担当部署が、見本図書が納品されてか

ら4週間ほどかけて、図書選択会議の準備をする。図書選択会議は2週間に1回の実施であるため、次回と次々回の準備を平行して行っていることになる。

見本図書は、一般図書・児童図書合わせて毎回800～1,000冊ほど用意される。見本図書は、中央館の契約書店が納品することとしている。書店が持ち込む図書と、図書館側から用意を依頼する図書とが混在している。書店の作業は納品までであり、あとのリスト作成などの作業はすべて担当部署にて実施している。

会議にかける図書リスト確定後、リストは各図書館に配布される。各図書館ではリストを事前に確認した上で、図書選択会議当日に臨む。

見本図書には1冊ごとに「図書選択票」と呼ぶ、A5サイズの紙が挟まれる。巻号が付くような継続ものやシリーズ・叢書などには、名古屋市図書館全館の所蔵状況がわかる「継続カード」がタイトルごとに作成され、見本図書に挟み込まれる。また、旧版・類書の所蔵状況調査や購入参考となる周辺情報の検索などを行い、図書選択票に情報が付与される。各図書館がそれぞれに行う必要はなく、選書にまつわる情報取得が効率的なものとなっている。



図書選択票と継続カード

見本図書は会議の約2週間前から中央館の購入を検討する部署が目を通すことが出来るように準備される。図書選択票に中央館の分野ごとの担当者の採否案が図書選択票に記入されていく。この中央館の購入検討状況も、図書選択会議に出席する者の選書の参考情報となる。

#### ウ 図書選択会議当日～注文まで

就業時刻より、見本図書を見ながらの検討が可能となる。開始時間に定めはなく、各図書館の都

合に応じて来館して開始して良い。それぞれが見本図書を1冊1冊確認しながら、購入候補を検討していく。

児童図書については、8時45分から12時頃まで、児童図書予備選択会議が実施される。本市図書館のうち直営館の児童担当司書が6人参加し(当番制)、当日の見本図書のうち主として児童図書を取り上げ、定められた観点から評価を与えていく。具体的には、「レビュースリップ」と呼ぶ評価シートに評価点やコメントを書き込む。レビュースリップは図書選択票同様に見本図書に挟み込まれる。当日の見本図書の中から「おすすめ本」を取りまとめると共に、予備選択の結果を午後に全館が選書の参考とする。

16時を目安として、各図書館の購入検討が終了した時点で調整会議を実施する。調整会議はその名のおり、個々に検討した結果を持って全体の調整を図るものである。資料収集方針では「図書館の資料として必要であると判断する資料は、中央図書館・分館・自動車図書館の協議により購入を調整する」とされている。

具体的には、どこの図書館も購入の意思を示さなかったが、名古屋市図書館で所蔵があった方が良好と考えられる図書、利用者のリクエストが入っているが、購入を見送る図書などについて、購入の決定権をもつ直営館が参加し採否を検討する。

全体調整が終了した後、図書選択会議における購入候補がリスト化され、各図書館にて購入の決定権を持つ館長の決裁を取る。その後、書店に注文が出され、納品されていくことになる。

## (2) 図書選択会議以外の選書

### ア 速やかな提供のために

図書選択会議の開催だけでは、図書購入は十分ではない。必要な図書がすべて見本図書として揃う訳ではないし、図書選択会議で注文した図書が図書館の蔵書になるまでは、書店店頭で図書が並ぶタイミングと比べると1ヶ月ほど遅れる。

市民が必要な図書を速く届けるため、インターネットや書評などでその採否が十分判断できるものは、図書選択会議を待たずに注文することとしている。逆に現物を見なければ判断ができないものは、図書選択会議にリストアップし、時間がかかったとしても丁寧な検討に努めている。

### イ 分館リクエスト

分館で受けたリクエストのうち、分館の収集基準に合致しない専門書や高額な図書などの理由で分館では購入できないが、本市図書館として所蔵を検討すべきものについては中央館に購入依頼をする仕組みがあり、「分館リクエスト」と呼

んでいる。

## **5 課題とその解決、今後の展望**

本市において、図書購入費は年々減少傾向にある。令和元年度は、予算最高額だった平成 11 年度の約 4 割となった。

当然のことながら、購入できる図書の冊数は予算に比例して減っている。しかしながら、特定な分野に偏らず多様な資料を収集するために、購入タイトル数はできる限り減らさないように努めている。

とはいえ、多様化する市民ニーズにどうしても応えきれない場合が増加し、各図書館の裁量や努力には限界が来ている。分館リクエストに至らないような図書のリクエストを受け、提供し難い場合、各図書館の判断でお断りする。それをすべての館で積み重ねた結果、本来収集すべき資料が収集できないことが考えられる。

そこで令和元年度より、リクエストをお断りする前には中央館に合議をかけることを開始した。中央館で全体の状況把握に努め、必要な資料は購入すべく改めて図書選択会議にかけることとしている。

また出版不況のため、出版社やレーベルによっては見本図書が用意できない場合が 10 年ほど前から増え続けている。更にここ数年はその傾向が加速度的に強まっている。現在の規模での図書選択会議は持続可能ではないと感じている。

本市図書館は、図書選択会議を資料収集の根底におき、業務を進めてきた。図書選択会議すなわち見本図書による選書である。見本図書による選書はリスト選書よりも、確かなものを選び抜いて購入するという適切な税金の執行という点でも、利点は多い。しかしながら、見本図書が用意できない時点で、その前提は見直されなければならないとなっている。

そのため、見本図書による選書を大切にしながらも、その一方で見本図書に依存しない選書の体制づくりが急務である。出版社や取次、書店など出版業界の変化に対応しながら、より効果的・効率的に選書を進めることができるようにしたい。

(鶴舞中央図書館 整理課 向田諭)

# 枚方市立図書館における資料収集方針について

## 基本データ

自治体名	大阪府枚方市
図書館名	枚方市立中央図書館
人口	401,397人
職員数	95人
専任職員数	41人
司書有資格者数	79人
蔵書冊数	436,867冊
年間貸出冊数	901,046冊

## 図書館外観



### 1 枚方市及び図書館の概要

枚方市は大阪府の北東部、京都府と奈良県に接しており、「ひらかた」の地名は『日本書紀』にも見られ、鉄道をはじめとする交通網の発達とともに、大阪や京都のベッドタウンとして成長し、2014年4月に中核市に移行した。

図書館関係では、1973年3月に図書館条例を制定し、以降、施設の改廃を重ね、現在は中央図書館、7分館、10分室、22箇所のステーションを回る自動車文庫がある。10分室の内、蔵書を持たない窓口として、枚方市駅近くにサービススポットを設置している。※蔵書冊数は市立図書館全体では1,230,333冊、貸出冊数は3,392,614冊である。

なお、分館の香里ヶ丘図書館は2020年の夏に開館予定で建替工事が進められており、現在は近隣の生涯学習市民センター内で代替サービスを実施中である。

近年の取り組み事例として、学校図書館との連携が挙げられる。

2014年6月から市立中学校19校の学校図書館への職員派遣を段階的に進め、現在では19校すべて中央図書館から実務経験を有する任期付短時間勤務職員を学校図書館司書として各校1人派遣している。

また、2016年4月から分館への指定管理者制度導入を進め、現在は建替工事中の香里ヶ丘図書館を除く6分館すべてが指定管理者により運営され、開館時間・日数が延長・拡大された。

香里ヶ丘図書館にも指定管理者制度を導入

予定であり、直営の中央図書館を核とした市立図書館サービスの充実に努めている。

### 2 資料収集方針の概要

2017年3月に「枚方市立図書館第3次グランドビジョン」を策定し、基礎的な図書館サービスの充実や、課題解決のための支援機能の充実などを運営方針として示した。これを受け、2018年3月に「第2次枚方市立図書館蔵書計画」の改訂を行った。(以下、蔵書計画)

蔵書計画では、市民ニーズや蔵書構成に留意しながら、バランスの取れた蔵書構築を目標としている。

「資料収集基準」については、一般書や児童書などの種別ごとに、収集の際に留意する全館共通のポイントを記しているほか、中央図書館、分館、分室ごとに、施設規模や役割に沿った収集基準を設けている。

なお、「枚方市立図書館第3次グランドビジョン」・「第2次枚方市立図書館蔵書計画」とともにホームページで公開している。

### 3 収集方針以外の規程類について

蔵書計画においては、蔵書管理等基準についても記しており、分類や装備などの基本項目から蔵書のメンテナンス、保存基準、除籍基準などを示す内容となっている。

蔵書管理基準では、分類や装備といった基本的な事項から、修理・督促などの基準を示している。



また、蔵書保存基準では、蔵書バランスに留意しながら、必要に応じて更新を行うことを基本とし、書庫の活用や資料の保存期間などの指針を示している。

なお、蔵書除籍基準に基づき除籍した資料、及び蔵書としなかった寄贈資料については売却し、売却益を「子どもに本を届ける基金」として積み立て、学校に配本する資料や団体貸出用資料の購入などに充てている。

#### **4 資料選定について**

グランドビジョンに基づく蔵書計画が図書館で収集する資料を選定する際の前提となる。

見計らい図書の選書については、一般書・児童書各々週1回、中央図書館において選書会議を実施している。指定管理者が運営する分館も、選書会議までに中央図書館に来館し、収集を希望する図書に分館名を記載している札を図書に挟み込む。

選書会議では、収集希望が集中した資料や、希望はないが市立図書館として収集する必要があると判断した図書は、各館の蔵書状況や、直近2年程度の受入及び貸出状況について、NDC分類別による統計データを活用して受入館を選定している。

なお、児童書の見計らい図書の一部について、中央図書館の職員が選書会議までに評価表を作成し、分館・分室からも閲覧可能なフォルダに保存し、選書ツールのひとつとして活用している。



中央図書館 一般書の閲覧室

図書購入費は約 58,00 万円で、中央図書館、分館、分室に按分するほか、ヤングアダルト用資料、児童書・一般書のメンテナンス、図書館行事の関連資料用など、用途を限定した按分も行っている。

児童書については、利用が増加する夏休みに入るまでには、基本図書を中心に買い替えを行うほか、一般書についても、ガイドブックや地

図類の更新をはじめ、利用や所蔵の状況も勘案しながら、蔵書の更新を行っている。

分館からの収集希望も考慮しながら、中央図書館で市立図書館としての観点から集中して選書を行うことで、年間の購入タイトル数も増加し、幅の広い資料提供につながっている。

予約数は全館で年間約 68 万件を数えるが、予約の重なる資料については、購入する複本数に上限を設け、1タイトルごとに将来的な利用見込みや蔵書バランスなどを考慮しながら複本の発注を行っている。

リクエストに関しては、学習参考書や書き込み・切り取りを前提とした資料などは、蔵書計画において「収集しない資料」と定義し、収集の対象外としているが、大阪府立図書館からの借受を利用するなどし、できるだけ利用者のニーズに応えられるよう努めている。

#### **5 課題とその解決**

中央図書館は 2005 年 4 月に開館し、しばらくは図書購入予算が 1 億円規模であったが、ここ数年は約 58,00 万円と横ばいで推移している。

約 44 万冊の蔵書を持つ中央図書館では、蔵書の更新は特に大きな課題である。中央図書館は市立図書館の中での中央図書館機能を担う位置付けに加え、年間で約 50 万人の来館者数がある地域館としての機能も併せ持つ施設である。中央図書館職員は自らの館の位置付けに留意し、限られた予算ではあるが、蔵書更新も選書のポイントのひとつとしている。

#### **6 今後の展望**

電子図書館の導入についての検討を行っているところである。図書館をより身近な存在として利用していただける環境整備として、様々なコンテンツの活用やバリアフリー対応も含め、電子図書館の導入にはメリットがあると考えられるもので、予算措置も含めて課題もあるが、引き続き検討を重ねたい。

最後に、選書担当業務の一部で RPA（後述）を活用している。資料の検索や図書館システムへの発注登録など、定型的・機械的な業務の自動化を図ることで、業務の効率化を図っている。一部の業務を自動化させることで、その時間にほかの業務を行うことが可能となっている。予算との関係もあるが、今後も省力化ができる業務の検討を続けることが必要である。

#### **追記 RPA の活用～選書業務の効率化**

RPA に触れる前に、選書担当という部署の仕

事を紹介したい。

体制としては正職員が5人、任期付短時間勤務職員(週 31 時間)が4人、そして他の担当と兼務の課長代理が1人という構成である。

主な業務は見計らい図書の管理と選書会議の運営、図書・雑誌の入力、図書費・逐次刊行物費の支払及び予算管理など、市立図書館全体の資料に関するほぼすべてに関わっている。

リクエストの処理についても同様で、市立図書館のすべての窓口で受けたリクエストの処理を選書担当で行っている。

具体的な流れとしては、市立図書館の各窓口で前日に受け付け、図書館システムに入力されたリクエスト情報を選書担当が翌日に抽出し、出版年の古い資料で、相互貸借を依頼する資料は別の担当へ情報を送る。それ以外の資料について、蔵書計画に基づく選書基準に照らし合わせながら、蔵書とすべき資料なのかどうかの検討を行う。蔵書とすべきであると判断した資料については、その資料の分類(NDC)の蔵書状況、直近2年程度の利用状況、加えて同分類のやはり直近2年程度の受入状況などを参考に、所蔵館を選択していくという流れになる。以上の流れは、見計らい図書も含め、ほぼすべての資料の選書についても基本的には同様である。

また、リクエストが新刊であれば、その資料が選書担当内の書架に見計らいとして並んでいるかどうかのチェックも行い、現物があれば、選書基準を満たしているかの確認を行い、選書会議で蔵書とするか否かの最終的な確認を行う。つまり、リクエストを受けて即時に発注という流れではなく、選書から発注までには一定の過程と時間を要するものである。

さて、RPAである。RPAとは、「Robotic Process Automation」の頭文字をとったもので、文字通り定型的な作業をパソコンで自動化するという意味である。

職員が行う定型的な業務をRPAで自動化することにより超過勤務を縮減したり、パソコンに作業を任せている間は他の業務を行うなどのメリットがあり、本市においても働き方改革の観点からも導入を進めつつあるところである。

先述の通り、選書には一定の過程と時間を要するものだが、一連の流れの中には極めて定型的な作業が含まれている。まず、主にリクエストを処理する際の具体には、「その資料が見計らいで配本されているかどうか。配本されていれば、配本日はいつか」「発注するとしたら、取次会社、又は版元に在庫があるかどうかを調

べる」の2点である。リクエストの処理は、選書担当の週休日である日曜日と月曜日以外は毎日行うもので、日々数十件から、週明けの多い時では百件を超えることも珍しくない。これだけの数のリクエストについて、資料の内容確認も行わなければならない。その上に見計らいや在庫の確認を行う負担は非常に大きいものであるが、これらの作業には職員による「確認」や「判断」は必要のない、まさに定型的な業務であるため、RPAで自動化している。

リクエスト処理の他、定型的な業務として、図書の発注データを図書館システムに登録する業務がある。受入先の館名や、一般書か児童書か、分類、予算の内訳などをエクセルシートにまとめておけば、RPAが発注情報を図書館システムに流し込んでくれる。手入力だと煩雑でミスも生じやすい作業だが、RPAでは誤入力はあり得ないので、極めて正確に、しかも早く処理を終えることができる。

以上のように、定型的な業務をRPAに任せることで、ミスを回避することができるし、なによりそこに費やしていた時間を有効活用できることが大きい。RPA導入に際して中心的な役割を果たした情報推進課の職員は、「RPAを動かしている時間は、他の仕事ができますよ」と言っていて、当初は半信半疑であったが、RPAが動いている間は、確かに他の仕事をしている。今ではRPAなくして日常の業務はあり得ないとまで感じている。

今後、RPAがさらに進化していけば、様々な書誌情報をインターネット上から収集して選書に活用できる情報を容易に取りまとめたり、図書館に係る様々な統計を分析して選書の参考資料をつくるなど、活用できる分野に広がりを見せる時が来るかもしれない。

課題としては、RPA導入に係るコストが大きいことが第一に挙げられる。パソコン一台ごとの導入が条件であり、選書担当部署の超過勤務時間数が削減されたといっても、今後、更にRPAの導入を進めるに見合うほどの効果が出るのかどうかは疑問があり、恒常的な定型業務の量にもよるのである。

最後に、RPAはあくまでも定型的な業務を正確に処理する分には極めて有効だが、選書に係る「検討」や「判断」といった領域は引き続き職員が担い、市民のための図書館サービスにつなげていきたいと考えている。

(枚方市立中央図書館選書・  
読書支援グループ 橋本春樹)

## オーテピア高知図書館における資料収集方針と選定について

### 基本データ

自治体名	高知県及び高知市
図書館名	オーテピア高知図書館（高知県立図書館・高知市立市民図書館本館）
人口	県 696,725 人 市 328,648 人（12月1日現在）
職員数	県 46.2 人 市 61.2 人（委託除く）
専任職員数	県 29 人、市 27 人
司書有資格者数	県 29.7 人、市 38.6 人
蔵書冊数	県 709,566 冊、市 433,301 冊 （県は移動図書館分 50,328 冊、市は分館・分室分 223,471 冊、移動図書館分 69,574 冊除く）
年間貸出冊数	715,891 冊 （分館、分室、移動図書館除く。平成 30 年 7 月 24 日開館以降。）

### 図書館外観



## 1 高知県、高知市及び図書館の概要

### （1）高知県・高知市の概要

高知県は四国山地の南側にあり、短時間に多量の降雨があり、その災害対策が必須である。年間日照時間も長く、暑い時期が長く、春秋が短い。一日の寒暖差も激しい。このような気候も反映して、文旦・柚子等の柑橘類、茶、ナス、トマト、ショウガ、シントウ等が特徴的な農産物となっている。また、鰹の一本釣り等の漁業や、高い森林率による林業も特徴である。しかし、高速道路の整備が遅れたこと等から、二次産業や情報通信産業は十分発達しておらず、産業構造の変化に対応できていないことによる労働力の吸収が行われていないため、若年層の流出が進み超高齢社会となっており、その対策が県政の大きな課題となっている。近年は客船による外国人観光客の増加により、観光業が価値を高めている。

高知市は高知県人口の約半分を構成する中核市で、天守を含めた本丸の建物が完全に残る高知城、名勝桂浜、日曜市、牧野植物園、横山隆一記念まんが館、坂本龍馬記念館、自由民権記念館等、特徴ある文化／自然資源を有している。

医療・福祉関係の機関・施設の数が多く、その関係の職業に従事する市民が多いのもひとつの特徴となっている。

### （2）オーテピア高知図書館の概要

オーテピア高知図書館は、平成 30 年 7 月 24 日に開館した日本初の県立図書館と市民図書館本館の合築・共同運営の一体化した延べ床面積約 1 万 8 千㎡弱の図書館である。組織（教育機関）としての高知県立図書館、高知市立市民図書館は引き続き存在し、「オーテピア高知図書館」は利用者によりやすくなるためにつけた名称である。正規職員は館長、副館長等を除き、基本的に県・市併任である。

県市の合築については、新図書館等複合施設整備基本構想検討委員会の会議において、その是非も含め論議され、また、新聞でも大きく報道され、数多くの傍聴者を集めた。『新図書館等複合施設整備基本構想』では「新しい図書館は、全国で初めて県立図書館とその所在地の市立図書館を合築し、県立図書館と市民図書館本館のそれぞれの役割と機能をしっかり果たしながら、共通する業務を一体的に行おうとする図書館である。それにより、両館の担ってきた独自の機能をこれまで以上に発揮させ、県民市民の利便性を高めるための充実した図書館サービスを提供しようとするものである。そのために、建物や組織、役割分担などに様々な工夫を凝らし、整備・運営していく必要がある。」（同書 11 頁）としている。

なお、高知市立市民図書館は、早くから全域サービスの実現のため、移動図書館と分館・分室網の整備を進め、日本の公共図書館の模範となった。現在でも6分館・15分室と移動図書館を持つ。

## **2 高知県立図書館、高知市立市民図書館の資料収集方針の概要**

県市の図書館合築に伴って、収集方針の扱いも協議したが、県立図書館と市民図書館には固有の機能があり、それぞれの機能の実現のためには、収集方針も別途必要との考え方から、県市でそれぞれ収集方針を定め、新しい図書館に向け、高知県立図書館資料収集基本方針、同資料収集・選定規準は平成24年に、高知市民図書館資料収集方針、同基準は平成28年に改正している。

### **3 収集方針以外の規程類について**

除籍については、県立図書館の資料保存センターの機能に鑑み、現在のところ、汚損・破損、回収不能等やむを得ないもの、雑誌・新聞等あらかじめ保存期限を定めているもの、移動図書館用図書以外は除籍していない。市本館についても、汚破損等以外は除籍していない。ただし、県市合わせて複本となるものについては、逐次、除籍していくこととしている。

### **4 資料選定について**

県は、選定した図書は、基本的に地元の書店組合に発注している。方法は主に2つで、1つは『週刊新刊全点案内』から選定したもの、もう1つは書店組合の見計らい図書から選定したものである。外国語図書等、書店組合から入手できない図書は、特定の書店に発注している。

市は、地元の書店組合で構成される「高知図書納入センター」と契約を結び、その納入センターと業務提携にある図書館流通センターに発注をしている。ただし、地元の書店組合に直接発注しているものもある。

県市の選定の分担については、市が先に選定し、県が後から選定することとしている。コンピュータ・システムは同一のシステムを共用しているので、選定や発注の状況は確認できる。ただし市の見計らい図書を県が先に購入している場合もある。

収集方針等はそれぞれあるものの、県市どちらの購入であっても、オーテピア高知図書館の蔵書としてあれば、県内の市町村立図書館の協力貸出しにも同条件で応じるので、無駄な複本は購入しないようにしている（必要な複本は購入する）。また、合築を契機に、市分館・分室蔵書について

も受入れ1年後から、相互貸借による提供を他市町村立図書館等（県内は公民館図書室等も含む）に行うようにした。



図書館2階入口

## **5 課題とその解決**

県と市の一方の収集方針で集めないものがあったとしても、どちらか一方で収集することになれば収集するので、収集方針が異なることによるデメリットは、むしろない。ただし、資料の運用、特に、県の市町村立図書館・図書室支援機能に関する資料の運用については、協議に時間と手間を取られることとなった。一例として、市民図書館本館は視聴覚ライブラリーを設けて1万数千点のCD・DVD等を市民に提供していたが、他自治体の図書館への資料相互貸借には提供していなかった。県は、図書扱いで朗読CD・カセットを提供していたが、県内市町村立図書館への協力貸出しも行っていた。そのため、合築に合わせて、県の資料は市町村立図書館支援専用として再整理したが、オーテピア高知図書館開館後、利用者からの要望もあり、県市で協議した結果、市民図書館の視聴覚資料も、県内市町村立図書館・図書室へ貸出すこととし、また、県の朗読CD・カセットを整理し直し、視聴覚資料コーナーに置くことによって、直接来館者も利用できるようにしたことが挙げられる。

## **6 今後の展望**

県立図書館は県の最終的な資料センターの役割を担っているため、それを支える資料費とともに保存スペースが必要である。資料費を維持することの必要性については、県庁にも十分理解されているとはいいがたい状況なので、図書館の地域に与える効果や成果を示し、厳しい財政の中でも、図書館資料費を維持することの重要性や、増大する資料の保存スペースを外部に確保する必要性について理解してもらうことが課題である。

（高知県立図書館 専門企画員兼情報資料管理担当チーフ 山重壮一）

# 別府市立図書館における資料収集方針について

## 基本データ

自治体名	大分県別府市
図書館名	別府市立図書館
人口	118,197人
職員数	14.8人
非常勤職員数	11.3人
臨時職員数	3.5人
司書有資格者数	11.1人
蔵書冊数	228,315冊
年間貸出冊数	260,402冊

## 図書館外観



## 1 別府市の概要

別府市は、PR動画、テレビCMで話題となった「シンフロ」を始めとする様々な取組を行い、「おんせん県おおいた」を標榜する大分県の中であって、その東海岸のほぼ中央に位置し、東西13km、南北14km、面積125.34km<sup>2</sup>で、人口117,217人（令和元年9月末現在）の大分県下2番目の市である。

その別府市は、なんとといっても、温泉（市内には、古くから「別府八湯」と呼ばれる温泉群が点在し、2,200余りの源泉から毎分87,000ℓもの温泉が湧出し、浴用や室内暖房などの市民生活はもとより、観光などにも幅広く利用される我が国屈指の温泉地）である。

別府温泉について記されている最も古い書物は「豊後国風土記」（編者、年代は不詳であるが奈良時代の初期に編纂されたと言われる。）で、その中には、赤湯泉、玖倍理湯井などの温泉にまつわる地名が見られる。今日の別府の地名は、荘園時代に新開地の開墾、領有に必要とされた免許である「別符」が「別府」と書かれるようになり、これが地名となったものであるとされている。

鎌倉時代から江戸時代までは割愛するとして、明治時代に入ると、関西、四国航路の開設、日豊本線の開通など交通機関の発達と交通路の整備により発展し、明治39年4月には浜脇町と合併し人口12,308人（大正3年別府町史）の別府町が誕生する。

大正時代に入ると、海岸一帯に旅館街が形成され始め、観光施設も整備され観光地としての性格を加え、大正13年4月1日、市制を施行し、人

口36,276人（昭和8年別府市誌）の別府市が誕生する。昭和10年には、隣接する石垣村、朝日村、亀川町を編入し、今日の別府市の基盤が確立することとなる。

幸いにして、太平洋戦争の戦火をまぬがれ、豊かな自然と豊富な温泉資源に支えられながら観光温泉地として発展を続けてきた。日本国憲法第95条が制定の根拠となる「別府国際観光温泉文化都市建設法」（昭和25年法律第221号）により、国際文化の向上と世界の恒久平和の理想を達成するとともに、観光温泉資源の開発によって経済復興に寄与する都市と位置付けられ、別府駅の高架化、国道10号の拡幅、大分自動車道の開通などの基盤が整備され、今日に至っている。

## 2 図書館の資料収集方針等の概要

このような歴史を歩んできた別府市の中にある別府市立図書館（以下「図書館」という。）の基本的な事項は基本データの表のとおりである。

蔵書冊数は、228,315冊（平成31年3月末現在）を数える中、資料収集方針等の明文化したものはあったが、明文化に当たって、内部の手続的な部分に瑕疵があり、再度これらを伺いにより、全部改正し、次のとおり定め直した（平成30年3月9日制定、平成30年4月1日施行）ところである。

- ・別府市立図書館資料収集方針
  - ・別府市立図書館資料選定基準
  - ・別府市立図書館廃棄資料等に係る処分の方針
  - ・別府市立図書館資料の除籍及び廃棄の基準
- これらは図書館の内規として定め直したものの

であり、利用者等から提供を求められれば当然、積極的にこれに応ずるべきものであがるが、いまだに図書館のホームページ上にはこれらの掲載がなく、掲載すべきものとする。

収集方針等に記載している内容については、他の図書館と重複すると思われるので、温泉とともに発展してきた別府市として、特に選定基準に重きを置いて盛り込んだ、温泉資料、郷土資料の文言について紹介することとしたい。

第1項第11号（別府市立図書館資料選定基準抜粋）

(11) 温泉資料

- ア 温泉ガイド、地図等は、常に新しいものを収集する。
- イ 温泉に関する地質・地熱・地下水等のものも収集する。
- ウ 日本だけでなく、外国の温泉に関するものも収集する。
- エ 温泉療養等のものも収集する。
- オ 小説を除く、温泉に関する文学のものを収集する。
- カ 温泉行政や政策、法令に関するものを収集する。
- キ その他温泉に関するものを入門書から専門書まで各分野にわたり幅広く収集する。
- ク 温泉に関する雑誌を可能な限り広く継続的に収集する。

第6項 郷土資料 第5号（別府市立図書館資料選定基準抜粋）

(5) 購入、寄贈を問わず継続的に収集するものは、とぎれないようにする。

① 郷土資料の選定基準

サ 郷土の温泉に関する資料

### 3 資料選定と課題

先ほど記載した図書館の蔵書冊数 228,315 冊のうち「温泉コーナー」に配架している冊数は、794 冊（平成 31 年 3 月末日現在。日本温泉地域学会のメンバーである石川理夫氏、同学会のメンバーであり別府市出身の山村順二氏の著書や『慣習的権利と所有権』などなどを含む。）、さらに、「郷土コーナー」に配架している冊数は、28,618 冊（平成 31 年 3 月末日現在の一部。市内の温泉施設やグルメ情報を紹介した『別府八湯温泉本』、温泉好きの新聞記者の入浴体験談をまとめた『別府八十八湯名人への道 ぶらり湯の町親子の入浴日記』、などなどを含む。）。

図書館は、温泉所在都市ならではの「温泉コー

ナー」や温泉に関する図書館資料を含む「郷土コーナー」に配架する冊数では、蔵書冊数に占める割合からも十分とはいえず、今後、温泉を取り巻く環境が変化すること（再生可能エネルギーとしての温泉熱を利用した温泉発電）などを念頭に、図書館として、更なる資料の充実が求められる。

このことは、別府市立図書館資料収集方針第2項第16号にも次のように規定されており、適正に選書がされるものと思う。

第2項第16号（別府市立図書館資料収集方針抜粋）

(16) 図書館員、司書で構成される「資料選書会議」で協議し、図書館長が決定する。



郷土コーナー



温泉コーナー

#### **4 今後の展望**

次代を担う子どもたちが、郷土に誇りを持ち、自信をもって郷土をアピールすることができるよう、別府市を代表する温泉の成り立ちや歴史を含め、郷土全体のことを学ぶ小・中学校の学習資料を別府市教育委員会が平成 29 年に次のとおり刊行したところであり、郷土愛を育む教材として活用されているところである。

- ・小学校 3.4 年生学習資料『別府学 楽しいふるさと』
- ・小学校 5.6 年生学習資料『別府学 郷土を学ぶ』
- ・中学校学習資料『別府学』

また、学校、図書館、公民館などで子どもの読書活動を応援するボランティアとして活動している市民や子ども読書ボランティアとして活動に関心のある市民を対象に、平成 30 年度は研修会を実施し、令和元年 6 月には、これら対象者(市内に個々に活動する二十数団体のボランティア団体)を母体としてネットワークの会(任意の団体)を立ち上げ、今後、この活動を行うに当たって、財政的に自立した子ども読書活動ボランティア団体の裾野を広げ、子どもたちに生きる力を育む本との出会いの機会をより一層提供していくことに、事務局の一員として注力するとともに、別府市の基盤である「温泉」に係る図書館資料の収集にも力を入れてまいりたい。

(別府市立図書館長 浜口善友)

# 金沢市図書館における蔵書評価について

## 基本データ

自治体名	石川県金沢市
図書館名	金沢市立玉川図書館
人口	463,387人
職員数	51人(128人)
専任職員数	13人(44人)
司書有資格者数	25人(50人)
蔵書冊数	691,426冊(1,583,772冊)
年間貸出冊数	358,976冊(2,524,064冊)

( )内は金沢市図書館全館の合計(2019年4月1日現在)

## 図書館外観



## 1 金沢市の概要と金沢市図書館の特徴

### (1) 金沢市の概要

金沢市は石川県のほぼ中央に位置し、面積は468.64 km<sup>2</sup>。市街地は三つの台地を犀川、浅野川と二つの河川が流れており、起伏に富んだ地形である。市の中心部には、金沢城や惣構、用水網など城下町の都市構造や茶屋街、寺院群などの歴史的まちなみが今も残っている。

子供の読書活動推進の拠点となっている玉川こども図書館が再整備に伴い休館中のため、現在は3つの拠点館と2つの分館、自動車文庫で図書館サービスを展開している。

### (2) 各館の特色・役割

#### ア 玉川図書館

昭和5年「大札記念金沢市立図書館」として開館。昭和54年に現在の玉川町に移転、旧日本専売公社金沢工場の煉瓦造りの建物と現代建築を融合させた建物は、谷口吉郎・吉生親子の最初で最後の共同作品として、今も見学者が絶えない。

近世史料館を併設し、加賀藩文書を中心とした古文書を13万点以上所蔵する。

郷土資料の収集、保存に力を入れ金沢市図書館の保存館としての役割を担っている。

#### イ 泉野図書館

平成7年、市内2館目の拠点館として南部地区に開館。内装には木材を豊富に使い、各フロアは木の温かみを持つ。一般資料をはじめ、外国語資料やAV視聴のほか視覚障害者向けサービスの拠点館としての役割を担っている。県内で一番利用の多い図書館として、日々賑わっている。

平成8年には日本海側初の国連寄託図書館と

して認定を受けた。

#### ウ 金沢海みらい図書館

平成23年、西部地区の教育文化の発信拠点として開館。周辺地は藩政期に北前船の寄港地としてにぎわった地域であり、多様なものづくりが盛んな土地柄であることから、それらの地域情報に関する蔵書の充実を目指している。

また、金沢市の姉妹都市図書館との交流を図る拠点としての役割を担う。

## 2 蔵書評価の概要

平成13年資料の適正な収集及び除籍を図るため、「金沢市図書館図書選定評価委員会設置要綱」を定め、「金沢市図書館図書選定評価委員会」を設置した。

図書選定評価委員(以降、委員と記す)は2年任期で、一般書はNDCの0~9の大分類毎に各1名、児童書は1名の合計11名以内の構成とし、金沢市内及び周辺の大学に各分野の先生を推薦していただき、市教育委員会が委嘱している。

評価の対象は、各拠点館が前年度に汚破損等を除く除籍及び購入した図書である。

図書選定評価委員会(以降、委員会と記す)を設置した理由は、学識経験者の知見を活用して、図書館蔵書の幅を広げ、市民のニーズにこたえること。また、市民にとって有益な資料の不用意な除籍を防ぐためのチェック機能として外部評価を受けるためである。

委員会は年2回開催し、事務は、玉川、泉野、金沢海みらいの3館で持ち回っている。





公開ホールを俯瞰する

### (1) 除籍資料の評価

データ上の除籍処理は、特別整理期間を中心に一年を通し行っている。汚破損本等を除き除籍処理をした図書は一旦大分類ごとに書庫に並べ、翌年度の評価委員会まで保管している。

除籍作業は、金沢市図書館資料収集方針(以降、収集方針と記す)に従い各館の資料係が行っている。

委員会開催の約2か月前、委員に前年度の「除籍一覧表」を送付し、評価を行っていただいている。一覧表には、書名、著者名、出版者等の書誌情報に加え、複本冊数、各図書の貸出総数を記載している。委員は一覧表では内容がわからない場合など、図書を直接確認して評価を行っている。

委員会では、分類ごとに委員からの評価と意見をいただき、指摘図書について、除籍資料の所蔵館の担当者が除籍理由を説明する。

委員会終了後、委員の意見を踏まえ除籍すべきでないかと判断した資料は復籍処理をしている。

### (2) 購入資料の評価

大部分の購入図書選定には、株式会社図書館流通センターの「週刊新刊全点案内」を利用し、各館が収集方針に基づき独自に選定しており、図書の評価を行う際にも当該冊子を資料として利用している。

各館の購入した資料については、委員に3か月ほどかけて内容を評価していただいている。

委員会においては、公共図書館として購入の必要性のある資料についてなどさまざまな意見をいただいている。

委員会終了後、委員の意見に基づき購入を決定した図書は、各館の特色を考慮し購入館を決める。

## 3 蔵書評価の活用

除籍の評価時、毎回数冊だが除籍すべきでないとの意見を受け復籍することがある。委員の専門的意見を踏まえることが、二重チェックになって

いる。

購入評価については、いろいろな意見をいただき、拠点館での選定体制の見直しや各館の役割分担など委員の意見をその都度検討している。

例えば、旅行ガイドブックは人気のあるシリーズの購入を分担し、精査して購入することとした。

また、これまで他館の選定を考慮していなかったため、全館で同じ図書を選定する場合もあったが、発注体制を見直した結果、重複図書を類書に変えるなどの対応ができるようになり、その結果金沢市図書館全体としての所蔵タイトル数が増えることとなった。

他にも、購入の継続契約をしていた年鑑が、インターネット上で公開されていることを委員から指摘され、購入中止を決定したことがある

委員からの指摘や意見は委員会終了後すぐに検討に入り、次回の委員会で結果を報告している。

## 4 課題とその解決

委員に評価を依頼するNDCの大分類には、その委員の専門ではない分野が含まれてくる。例えば、7類には芸術とスポーツが含まれるが、任期ごとに両方の専門家に交互に担当していただくなどの工夫をしている。

また、「名づけ」「健康本」「料理」等生活に密着した図書が購入・除籍とも多数を占めていることについて、ご意見をいただくこともある。

今後も市立図書館としての蔵書収集について説明し、ご理解をいただいた上で協力体制を築いていきたい。

## 5 今後の展望

情報技術が進展し、市民の情報収集手段が多様化する中、図書館の根幹である蔵書の魅力が問われると思う。図書の保存スペースは限られており、購入資料選定方法の見直しや各館で保存資料を精査するだけでなく、保存分担に関する広域的な検討も必要になるのではないかと考える。

OJTを通じて職員の選書力を向上させることはもちろんのこと、学識者や専門家の意見を取り入れる仕組みとして、委員会の運営方法などを検証・調整しながら蔵書の充実、サービスの向上につなげていきたい。また、社会情勢の変化を勘案し蔵書の収集につなげる必要があると考えている。

(金沢市立玉川図書館 資料係 西口順子)

# 大阪府立中央図書館における蔵書評価について

## 基本データ

自治体名	大阪府
図書館名	大阪府立中央図書館
人口	8,856,444人
職員数	162.4人
専任職員数	53人
司書有資格者数	123.4人
蔵書冊数	2,151,595冊
年間貸出冊数	696,227冊

## 図書館外観



## 1 大阪府及び図書館の概要

### (1) 大阪府の概要

2018年の大阪府は、大阪府北部を震源とする地震や台風第21号など、多くの自然災害に見舞われた。2019年はそれらの復興に取り組みながら、2025年の大阪・関西万博を見据え、災害対応力の強化や、人々や投資を引きつける都市魅力の向上、誰もが安心して暮らし、活躍できる環境の充実などを政策の柱としている。

### (2) 大阪府立中央図書館の概要

大阪府立中央図書館は、府域の図書館ネットワークの核として、広域のかつ総合的な視点から府民へのサービスを行っている。

開館は1996年であるが、旧大阪府立夕陽丘図書館と、旧大阪府立中之島図書館の蔵書の一部を継承し、2010年に館内に移転開館した国際児童文学館の蔵書(一部整理中)を加えると280万冊を超えることから「蔵書数日本一の公立図書館」と謳い、蔵書の厚みをアピールするとともに、それらを駆使したレファレンスに注力して、府民への情報提供に努めている。

## 2 蔵書評価の概要

当館では2013年度から2015年度にかけて詳細な蔵書評価を行い、当館の蔵書の規模や内容について現状把握と分析を行った。その報告は『大阪府立図書館紀要第45号』(2017年3月)に掲載しているのでぜひご覧いただきたい。

本稿では、来館者および府域市町村立図書館へのアンケート調査の項目の一つとして毎年

行っている、蔵書満足度による蔵書評価について述べる。

### (1) 大阪府立中央図書館来館者蔵書満足度

来館者へのアンケート調査は、2014年度より行っており、毎年千件前後の回答を得ている。設問数は20問弱で、その中の1問として「当館の蔵書全般について満足度はいかがですか?」と問い、5つの選択肢(大変満足、満足、不満、大変不満、わからない)を用意している。結果について「大変満足」と「満足」を足し合わせた数を、「わからない」と無回答を除く回答総数で除し、蔵書満足度と見ると以下のようになる。

2014年度=90.0%	2017年度=89.4%
2015年度=86.2%	2018年度=88.1%
2016年度=87.6%	

また2016年度アンケートからは、「図書・雑誌・新聞などのお求めの資料や情報を得ることはできましたか?」という質問を設け、3つの選択肢(十分得ることができた、大体得ることができた、得ることができなかった)を用意した。必要な情報を得ることができなかったとした回答は3~6%あり、事情については不明で、大変残念であるものの、数字としては小さいのではと思われる。他に、「当館で今後充実が必要と思われる資料群がありますか?」として一般書、専門書、雑誌・新聞などの種類を聞く質問と、人文、社会、科学などの分野を尋ねる質問も設けた。どの年も、種類では当館で収集に力を入れている専門書の割合が最も高く、分野

では歴史等人文系資料の割合が高い。アンケート回答者の来館頻度は「月1回以上」が75%以上を占めていることから、当館の特徴を把握したうえで何度も利用される方が、高く評価してくださっているものと考えられる。



こども資料室

## (2) 府域市町村立図書館の蔵書満足度

府域の市町村立図書館へのアンケート調査における、評価対象である「府立図書館」とは、大阪府立中之島図書館と当館を合わせたものである。この調査に満足度を聞く項目を設けたのは2015年度からであるが、様式が一定となったのは2016年度以降で、府域の43自治体に、「府立図書館の蔵書（図書資料）について、貴館の蔵書をバックアップできているかどうかという観点から、満足度をお聞かせください」という質問に、5つの選択肢（非常に満足、やや満足、どちらともいえない、やや不満、非常に不満）を用意した。また「府立図書館としてより一層収集に力を入れるべきジャンル」と「現在ほど収集に力を入れなくてもよいジャンル」を自由記入で尋ねることとした。

結果について「非常に満足」と「やや満足」を足し合わせた数を、自治体数43で除した値を「市町村満足度」とすると以下の通りである。

2016年度＝88.4%      2018年度＝93.0%

2017年度＝88.4%

より一層収集に力を入れるべきジャンル、現在ほど力を入れなくてもよいジャンルについては、それぞれの自治体の図書館の規模や利用者層などにより異なる。府立図書館には専門書からライトノベルまで、あらゆるジャンルが揃っているのが望ましいということが改めて伺える。そのために必要な資料費の不足を補う苦肉の策として、府域市町村立図書館から寄せられる購入希望に応えることを目的とした、予算執行上の枠組みである「市町村協力費」を、2017年度から従来の2.5倍の50万円に増額し、価

格を理由にしては断らないように努めた。その効果が次第に浸透した結果、2018年度の満足度アップに繋がったのではないかと考えている。

## 3 蔵書評価の活用

これらのアンケート結果は、いずれも当館が継続して行っている蔵書構築が、府民の要望から外れていないかを知るための貴重な情報として選書の参考にするとともに、2013年度から2015年度にかけて行った調査と合わせ、実際に当館を利用される府民の生の声として、厳しい財政状況の元、適切な資料費を確保するための、予算要求時の指標としても活用している。

## 4 課題とその解決

府立図書館の活動評価にあたっては、任務と目標に沿って重点目標を定め、具体的な指標を挙げて自己評価を行う。内容については3～4年ごとに見直しており、今年度からは第四期が始まった。昨年度までの第三期には自己評価の項目の一つとして、中之島・中央両館を合わせた来館者蔵書満足度、府域市町村立図書館蔵書満足度を挙げていたが、後者の方が、目標とした95%に、わずかに達しなかった。

しかしながら継続して概ね高い満足度が得られていることなどから、図書館協議会活動評価部会において、「残り2ポイントの満足度を高めるために過剰なリソースを投入することは上策ではない」とのご意見をいただき、第四期では図書館の基本的な活動状況を把握するための基礎指標と位置付けて、毎年確認していくこととした。

予算の範囲内で資料収集方針に沿って蔵書構築をしていく中で、すべての府民、すべての府域図書館の要望を叶え、評価を得ることの難しさは、日々痛感するところである。

## 5 今後の展望

潤沢な資料費とゆとりある受入体制・保管スペースを備えてあらゆる資料を収集し、すべての府民の利用に供することができれば、そもそも「蔵書の評価する」必要は生じない。そうはできない現状において、当館が独善的にならず、真に府民の役に立つ府立図書館であるために、蔵書評価は必須であると考えられる。適切な蔵書構築ができているか、評価の方法も含め、今後も検証し続けていかねばならない。

(大阪府立中央図書館 資料情報課  
山岡直子)

# 広島県立図書館における「蔵書構成」評価について

## 基本データ

自治体名	広島県
図書館名	広島県立図書館
人口	2,848,846人
職員数	39.1人
専任職員数	18人
司書有資格者数	12人
蔵書冊数	782,910冊
年間貸出冊数	164,117冊

## 図書館外観



## 1 広島県立図書館の概要

### (1) 広島県内公共図書設置状況について

広島県は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的とした「平成の大合併」により2000年12月に「広島県市町村合併推進要綱」を策定し、具体的な合併パターンを示して、市町村合併を支援した。その結果、13市・73町村が、2006年3月までに14市・9町に再編され、県内の公共図書館設置率は41%（36館）から96%（79館）となった。

図書館設置率上昇の要因としては、合併による行政単位の変更だけでなく、それまでに広島県立図書館（以下「県立図書館」）が行ってきた移動図書館を中心とした市町村向けのサービスに拠るところが大きかったと考えられる。

### (2) 移動図書館でのサービスについて

県立図書館の前身である広島県児童図書館が1951年11月3日に設置され、1953年12月からは陸地部をいわゆる移動図書館車である「ブッカー」による県内巡回サービスを行い、その後の県立図書館構想の世論作りに大きな役割を果たした。

広島県児童図書館から県立図書館に改称された1954年11月からは、移動図書館車「みのり号」による一般配本所巡回サービスを行った。1962年4月からは島嶼部には文化船「ひまわり」の巡航による住民への直接貸出しサービスを始めた。1995年3月末の移動図書館車でのサービス廃止までに、県民に約544万冊余りの貸出しを行い、仮に1人が2冊利用したと仮定すると272万人、学校や公民館などへの「文庫貸出」なども加えると更に多くの県民の読書生活と関わって

きたことになる。40年あまりの読書生活基盤が、その後の住民からの市町村での図書館設置要望のきっかけとなったと考えられる。

### (3) 「事業仕分け」前の課題について

2009年12月に行われた広島県初の「事業仕分け」で県立図書館は「市町立図書館との役割分担など、『県立図書館ならではの』の役割に特化してはどうか」との意見があり、「図書館運営費」が、「要改善」の判定を受けた。

「事業仕分け」前の県立図書館の課題は以下の通りである。（2009年度数値）

(ア) 広島県は人口、財政力、県職員数は上位（15位以内）にあるが、県立図書館の規模はそれらの県勢に見合うものとは言えず、全て平均以下で低位にある。但し、参考業務受付件数は専任職員数に比べて高く、健闘していると言える。

(イ) 県内図書館の総体としては県勢に近い順位（資料費予算14位）となっているが、人口当たりになると県立図書館の規模と同程度の順位（26位）となる。県民全体への図書館サービス充実度としては、低位にあると言わざるを得ない。

(ウ) 県内図書館の蔵書と県立図書館の蔵書は質的に異なる。県民でもある市町立図書館の利用者が踏み込んだ調査研究をする時には、県立図書館の蔵書を利用することになる。市町立図書館の蔵書と県立図書館の蔵書がバランスよく整備されてこそ県民全体への十分な資料提供が行なわれていると言える。

(エ) 県立図書館が市町立図書館の要望に十分応えられる蔵書を整備し、市町立図書館が住民の要望をしっかりと受け止め応えられるよ

うにすれば、県全体での図書館サービスが向上し、ひいては県民力の向上につながると言える。

#### (4) 広島県初の「事業仕分け」を受けて

こういった課題を抱えたまま、「要改善」の判定を受けたが、一年あまりをかけて、利用者アンケート及び市町立図書館への聞き取りなど改善に向けた取組みを行い、2011年3月に広島県教育委員会生涯学習課が「広島県立図書館の改革について」（以下「改革」）を公表した。

「改革」の1つ目の柱は「県立図書館ならではの役割を果たす」とし、(1)「市町立図書館との役割分担を踏まえた蔵書構成」(2)「レファレンスの支援」(3)「職員研修の充実」を掲げて、取組みを進めていった。(4)「物流の改善」に関しては、2010年3月から「県立図書館インターネット予約貸出しサービス」を全市町立図書館等の全面的な協力もあり開始した。2011年度からは「県内市町立図書館、大学図書館への資料搬送に係る費用は、往復とも県立図書館が負担」とすることとし、週2回の資料発送が始まった。県立図書館に来館しなくても無料で希望する公共図書館等で県立図書館の図書等の受取りが可能となったことは、県民からの利用も多く好評なメニューとなった。

もうひとつの柱を「県立図書館らしい図書館サービスを提供する」として「行政、学校等への支援」の中で、県庁職員向けの行政支援サービス、連携資料展示や学校図書館支援事業を実施していった。

また、2011年4月には、広島県立図書館管理運営規則等を改正し貸出点数を増やすとともに、7月に開架室書架増設などのリニューアル変更、11月3日の「文化の日」を開館日にするなどのサービス改善を図ったことで、「改革」メニューのほとんどを実行した。

2016年11月に実施したアンケートでは、利用者及び図書館関係者から一定の評価があり「改革」の方針が当面の県立図書館「運営方針」となった。

## 2 蔵書構成評価について

### (1) 収書方針及び選択基準

当館の特色として、「県内の市町立図書館が行うサービスを援助」すること、「専門書・研究書の収集に努めるなど、市町立図書館との役割分担を踏まえた活動」をすること、さらに、「県内の公立図書館や大学図書館・専門図書館の連携の橋渡し」をすることとしている。これらはすべて、「改革」を進める中で打ち出されたものである。

現在の運営方針「県立図書館ならではの役割を果たす」の最も重要なものが「市町立図書館と

の役割分担を踏まえた蔵書構成」であり、「小説・教養書・実用書を中心に、親しみやすい蔵書構成を目指す市町立図書館とは一線を画し、専門性の高い図書や郷土資料などを中心に調査研究に役立つ蔵書構成を目指す」が県立図書館の基本姿勢となった。

運営方針を受け、資料の収集を組織的、体系的に行うため、そのよりどころとなる収集方針及び選択基準を2013年3月に全部改正し「本当に専門的なものは大学図書館、県民から見て「やや高度な内容のもの」や「郷土資料は広島県立図書館」というようにすみ分けをすることとした。

具体的には、一過性のベストセラー、簡易な各分野の入門書、学習参考書、問題集などは購入しない。学術雑誌や専門雑誌のほか、一般誌のうち、調査研究の対象たりうるもののみを購入し、多くの市町立図書館でも収集している一般誌や、学術雑誌のうち利用頻度が低いものは購入しないことになった。

2019年1月には、県民の課題解決支援サービス強化の観点から、収集方針及び選択基準の一部改正を行い「広島県の施策に関連するものなど、県民の課題解決につながる資料を収集する」とし、入門書も選択して収集を始めた。具体的には「ひろしま未来チャレンジビジョン 改訂版」（2015年10月改訂）の施策領域に挙げられた21項目を参考に収集し、資料選定票に上記21項目を追加することで選定理由の明確化と予算管理を行っている。

### (2) 「図書館資料選定委員会」の設置

県立図書館では50年以上前から大学教授等各分野の外部の有識者に委員を委嘱し、蔵書や分野の動向等について意見聴取をしていた。

1960年4月の上流川町（現：上幟町）への新築移転時に発足した「図書選定委員会」がその始まりで、図書選定の適性を期するため館外の適任者50名を選定委員として依頼をしたことによる。1962年からは、県下の郷土資料の積極的・計画的収集を図るため、館外の関係者15名による「郷土資料収集委員会」も設置された。

その後、「郷土資料収集委員会」を統合し、現在の「図書館資料選定委員会」となった。委員の任期は3年間で、初年度は県立図書館で、実際に蔵書構成を見てもらった後に評価と意見を求め、その後の2年間は新着資料リスト送付による情報提供での意見聴取を行っている。毎年新たに2部門（6分野）の委員を委嘱し、現在は6部門で計18名の構成となっている。

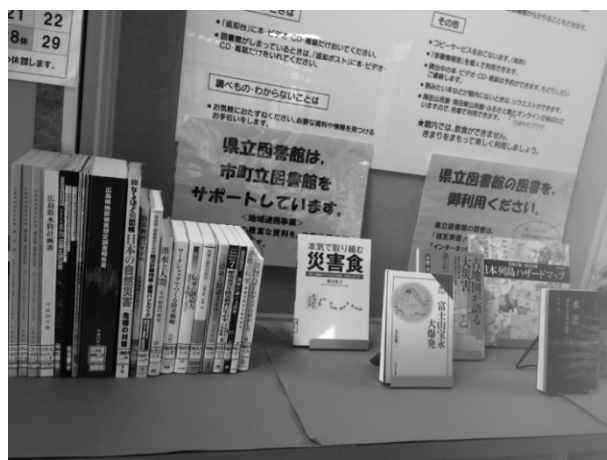
委員選考にあたっては、部門担当者から推薦のあった県内候補者の研究領域や社会的活動実績

などの評価項目から評価の高い候補者順に打診を行うなど客観的根拠に基づいた委員選考を行っている。

会議は秋から冬の時期に開催し、日程調整が困難な場合は委員の都合に合わせて複数回実施している。(今年度は1月～2月開催)

### 3 蔵書構成評価の活用

当館の「市町立図書館との役割分担を踏まえた蔵書構成」により収集した各部門の全資料を調査した委員からは、「おおむね当館の収集方針、選択基準に沿った資料が選定されている」との評価がある。また、「書庫にある資料が充実している



地域連携資料展示「防災を考える」(海田町立図書館)

工夫をするとよい」との意見を受け「一日公開書庫」「資料展示」等を通じて書庫内資料を県民に紹介するように努めている。

新たな取組みとして、2017年3月から県立図書館が所蔵する資料について、県内市町立図書館等が資料展示を行う際に、市町立図書館資料と併せて県立図書館資料も展示・貸出できるよう一括して貸出しを行う「地域連携資料展示」を開始した。市町立図書館が実施した「防災を考える」「知ろう！発達障害」「広島とスポーツ」などのテーマでの資料展示に当館の豊富な専門的な資料提供を行った。

これらの支援には、各市町立図書館関係者だけでなく市町立図書館利用者からの評価も高く、この事業を契機として直接来館することが困難な県民等に、当館の資料やサービスを広く知ってもらうこととで当館資料への評価が得られる良い機会ともなっている。

### 4 課題とその解決

これまでは、「図書館資料選定委員会」で協議された内容は公開しておらず、十分な説明責任が

果たされていない実態があった。今年度からは、委員の発言概要等をホームページで公表することで、当館の「蔵書構成」評価の県民への説明としていきたい。

また、予算上の理由で委員が来館して「市町立図書館との役割分担を踏まえた蔵書構成」評価は初年度のための1回となっており、長期的な視点での蔵書構成の変化について専門家からの助言を得ることができていない実態がある。今後は、複数回来館が可能な予算要求とともに「一日公開書庫」等の当館での各種行事案内を積極的にするなどして委員が来館してもらえるような工夫を行っていきたい。

### 5 今後の展望

近年、予算要求時に予算担当者から「購入した資料評価はどうしているのか」「購入した資料は県内全域で利用されているのか」「評価指標はないのか」等の質問がある。現状では、「図書館資料選定委員会」での「蔵書構成」評価をもとに説明を行なっているが、担当者が納得するような数値化した回答にはなっていない。

「蔵書構成」評価数値化の対応試案として、収集方針及び選択基準の一部改正により、今年度から購入している「広島県の施策に関連するもの」として、「働き方改革」「教育」「医療・介護」「防災・減災」等の一部資料に特化した利用実態調査の実施を検討していきたい。

調査結果の中から県民の利用実態及び利用地域等のデータを得点化することで、蔵書構成評価の数値化につながるのではないかと考えている。データ分析は「図書館資料選定委員会」を活用することで、当館の「蔵書構成」評価を協議する場としていきたいと思っている。

また、新たに「図書館資料選定委員お勧めの一冊」コーナーを館内に設け、委員推薦理由のコメントを添えることで、当館の蔵書構成評価のひとつとして利用者への情報提供ができればとも考えている。

都道府県立図書館では、数少なくなった当館の伝統でもある「図書館資料選定委員会」との新たな連携をすすめ、運営方針である「市町立図書館との役割分担を踏まえた蔵書構成」が県民に理解してもらえるよう取組んでいきたい。

(広島県立図書館 副館長 植田佳宏)

## 鹿屋市立図書館における蔵書選定と蔵書構成について

### 基本データ

自治体名	鹿児島県鹿屋市
図書館名	鹿屋市立図書館
人口	102,393人
職員数	12人
専任職員数	0人
司書有資格者数	5人
蔵書冊数	194,497冊
年間貸出冊数	350,307冊

### 図書館外観



### 1 鹿屋市及び図書館の概要

鹿屋市は、本土最南端へと延びる大隅半島のほぼ中央に位置し、大隅地区の交通・産業・経済・文化の拠点となっている市である。市立図書館は昭和56年に現在の場所にオープンし38年目である。

#### (1) 大隅広域図書館ネットワークの形成

大隅地区の2市5町の図書館でネットワークを形成している。共通カードを作成して蔵書検索、インターネット予約ができる。

#### (2) 子ども読書活動に対する取り組み

子ども達に図書にふれあう機会を作り出す取組に力を入れている。学校支援事業として「調べる学習」の支援や、団体配本、教職員の研修会や読書グループ団体の勉強会など実施している。

#### (3) イベント活動

図書館まつりや、秋のブックフェスタ等を開催し、多くの市民が図書館に来館して図書とふれあう機会を作っている。

### 2 蔵書選定の概要

鹿屋市立図書館が収集する資料を適正に選定するため、鹿屋市教育委員会内に鹿屋市立図書館資料選定委員会を設置し、①図書資料の選定、②選定に必要な情報などの収集に関する事、③資料購入費の分配及び収集計画に関する事、④その他の図書館資料の選定に関する事を決めている。

鹿屋市立図書館が、生涯学習及び文化情報の拠点として、多様化した市民の要望に応えるため、図書館が収集・保存する資料の選定の適正

化を図り、より良い資料の収集を行うものとする。

選定の基準を①総則、②一般図書資料、③児童用図書資料、④視聴覚資料、⑤逐次刊行物、⑥その他資料、それぞれの項目ごとに基準を設け鹿屋市立図書館内で組織した図書選定委員が資料を選定している。

年間の図書資料購入予算を資料分類ごとに区分けし、その項目ごとに本館一般書、児童書、移動図書館の一般書、児童書と予算を振り分け年間進捗に合わせて購入している。

図書予算の進捗状況確認に関しては年数回の図書館内のメンバーで図書資料選定会議を開き予算の執行状況を確認している。

### 2 蔵書構成の概要

鹿屋市立図書館の蔵書冊数194,497冊は住民一人当たりの蔵書冊数としては1.90冊で鹿児島県の平均蔵書冊数3.26冊より低くなっている。児童用資料に関しては66,896冊で蔵書比率としては34.4%である。

鹿児島県が基準としている人口比に照らした蔵書冊数基準（人口×2.5+40,000冊）は295,983冊であり、充実率は65.7%と未達成である。

2018年度の購入冊数は5,799冊、寄贈受入れ冊数は388冊となっている。

住民一人当たりの図書資料費としては104.5円と鹿児島県内市町村の157.4円に比べて劣っている。

鹿屋市立図書館の分類別蔵書比率としては文学の9分類が最も多く48,593冊と一般書の

中で 43.5%を占めている。図書館来館者が高齢化している現状を踏まえ大活字本や時代小説の購入を増やしている。

その次に蔵書数の多い社会科学の3分類と技術の5分類に関しては利用者の希望と時代に沿った蔵書構成を行っている。

児童書の中の絵本冊数は 23,029 冊となっている。館内で行うおはなし会や、読書グループが借りていく大型絵本や紙芝居も蔵書として増やしている状況である。

### 3 サービスの実態

蔵書に対する貸出比率では住民一人当たりの貸出冊数は鹿児島県平均の 3.74 冊に対して 3.55 冊である。

鹿屋市立図書館の一回の貸出冊数上限は 10 冊であり、利用者アンケートの結果では 81.5%の方が貸出冊数 10 冊で満足している。

貸出団体数は述べ 157 団体で年間貸出冊数は 30,132 冊である。

図書館が行っている定期的な配本先は 31 か所で年間 16,680 冊の配本を行っている。

定期的な配本先以外に「元気の出る図書配本」として希望する学校に対し授業に役立てる資料を 80 冊、3セット作り 1ヶ月間配本を行っている。

移動図書館車の活用をしており、現在、鹿屋市の 24 校の全小学校、市内の公民館など 61 ステーションを毎月巡回している。

子どもの読書活動支援と児童図書の充実として、特に利用の多い小学校に対し児童書の充実を図っている。



YA (ヤングアダルト) コーナーの様子

市内を巡回している移動図書館車の蔵書数 26,750 冊のうち児童書の比率は 16,487 冊で 61.6%である。

学校図書館との連携については、調べ学習の

積極的支援を図り、自由研究おたすけ教室や作文教室を実施し、館内の調べ学習の辞書、事典、関連資料を子どもたちが活用している。

他にも職場体験の受入れや、教員の地域貢献体験研修の受入れ、学校図書館の教職員を対象とした勉強会を実施している。

### 4 課題とその解決

現在、市立図書館の書架スペースは満杯でありこれ以上の蔵書冊数を増やすことが難しい状況である。鹿児島県の蔵書冊数規準を満たすためには新しい書庫と書棚の増設が必要となってくる。

YA 世代の貸出利用者が低迷している。年間利用者数は全利用者の中で 4.6%の比率である。YA コーナーの充実を図り若者の滞在型利用促進を進めていく。

### 5 今後の展望

電子図書の導入により YA 世代への読書機会の提供や電子読書支援が必要な利用者へのサービス（マルチメディア対応）が提供できる。

今後高齢化が進み図書館までの来館が難しくなった高齢者対策としても電子図書館は有効であると考えられる。

(鹿屋市立図書館長 小川泰彦)



## 愛知県における希少資料保存の取組（あいちラストワン・プロジェクト）について

### 基本データ

自治体名	愛知県
図書館名	愛知芸術文化センター愛知県図書館
人口	7,535,607人
職員数	72人
専任職員数	40人
司書有資格者数	66人
蔵書冊数	1,158,399冊
年間貸出冊数	379,672冊（個人貸出）

### 図書館外観



### 1 愛知県及び愛知県図書館の概要

愛知県は日本のほぼ中央に位置し、南は太平洋に面し、西は三重県、北は岐阜県、東北は長野県、東は静岡県と接している。

人口は約750万人で全国第4位。全国有数の工業県であり、製造品出荷額は41年連続全国第1位である。農林水産業も盛んで、花きの産出額は昭和37(1962)年以来全国第1位。海面漁業、養殖業では、あさり類、養殖あゆ、くるまえびなどの生産量が全国上位を占める。

愛知県図書館は、県の芸術文化の拠点である愛知芸術文化センターの一翼を担う施設として、「県民に開かれた図書館」「資料情報センターとしての図書館」「県内の市町村立図書館へのバックアップを行う図書館」の役割を果たすべく様々な事業を行っている。



1階 Yotteko の様子

平成30(2018)年3月には1階エントランスのリニューアルを行った。新しいエントランスは愛称をYotteko（ヨッテコ）とし、話し合いができるグループ学習の場を提供するとともに、図書資料の企画展示や、他機関・団体と連携したセミナーやワークショップを開催するなど、県民が繰り返し訪れたいような明るい空間となるよう整備した。

### 2 あいちラストワン・プロジェクトの概要

『日本の図書館2018』によれば、平成29(2017)年に愛知県図書館及び県内の市町村図書館では約82万冊の図書を受け入れる一方、約65万冊が除籍されている。除籍の理由は収容能力や利用頻度など様々であると考えられるが、こうした図書の中から、県内の公立図書館で唯一の所蔵である希少な図書（ラストワン）を協力して保存しようとするのが「あいちラストワン・プロジェクト」である。

#### （1）プロジェクト開始の経緯

県内の公立図書館が加盟する愛知県公立図書館長協議会での約2年間の検討の結果、ラストワンが無自覚に除籍されることを防ぎ確実に保存する体制の構築が必要であるとの認識で一致し、平成24(2012)年4月、「愛知県内公立図書館における希少資料の保存に関する提言」がまとめられた。この提言では県内公立図書館の資料を協力して保存するという原則のもとに市町村図書館で保存が困難な場合は愛知県図書館へ移管して保

存することとした。これを受け、愛知県図書館は必要な規程類の整備に着手し、平成 24(2012)年 10 月に「愛知県内公立図書館所蔵希少資料保存要綱」を策定。平成 25(2013)年 1 月には、運用上の課題の洗い出しや業務量の算定を目的とした試行を開始した。

## (2) 試行から本実施へ

試行開始時には、県内で図書館を設置する 48 市町村のうち 27 市町村の参加を得た。

データ照合によるラストワン認定、県図書館への移管手順確認などの作業を経て、平成 26(2014)年 10 月に本実施に移行した。この時点での参加は 39 市町村。なお令和元(2019)年 12 月現在は 47 市町村が参加している。

## 3 取組みの実際

### (1) ラストワンの認定

ラストワンの認定、つまり各図書館の所蔵図書から県内最後の 1 冊であるものを指定する作業は年 1 回、コンピュータでのデータ照合により行っている。具体的には、参加館から提出された蔵書データの ISBN や MARC 番号を突合し、他と重複しない唯一のデータをラストワンと認定し、各館に「ラストワンデータ」として提供している。あくまで機械的な照合であり、例えば ISBN や MARC 番号がないデータなどは全てラストワン認定されるので、正確には「ラストワン候補」としての位置づけであるが、逆に言えば、この作業によりラストワンと認定されなかったものは安心して除籍できることになる。

なお、ラストワンの対象は、要綱で「日本国内で発行され、日本語で記述された図書資料とする。」と定めている。

### (2) 県図書館への移管

ラストワンは所蔵館が保存することが原則であるが、収容能力などの問題で保存が困難になった場合、県図書館への移管を申請することができる。申請は年 1～2 回受付けており、県図書館は所蔵館から移管希望リストの提出を受け、移管の可否を個別に判断している。

移管を「否」とする主な例は以下のとおり。

- ・ラストワンに該当しない（他館が所蔵）
- ・地域資料以外のパンフレットなど
- ・学習参考書、問題集など
- ・道路地図、都市地図、地形図など
- ・類書の多い分野の技術解説図書
- ・漫画

移管されたラストワンは県図書館の蔵書として受け入れ、閲覧や貸出も他の蔵書と同様の取扱いとしている。



移管されたラストワン

## 4 課題と対応

### (1) ラストワン認定の精度向上

プロジェクト開始当初は参加館が限られており突合できるデータが少なかったため、複数の館が所蔵しているにも関わらずラストワン認定される図書も多かった。

参加館の増加に伴い認定の精度は向上し、誤ってラストワン認定される図書は大きく減少している。

### (2) 移管資料の増加に伴う事務量の増加

先に記したように、所蔵館での保存が困難になったラストワンは県図書館への移管を申請することができる。移管希望数は開始当初と大きく変わっていないが、移管数は大幅に増加している。データ提供館の増加に伴いラストワン認定精度が向上し、誤認定が減少したことが要因であると考えられるが、移管資料の増加は、移管可否の判断や受入に要する事務量の増加に繋がっている。認定精度の更なる向上や事務の効率化が今後の大きな課題であるといえる。

時点	平成26年度	平成28年度	平成30年度
参加市町村数	39	46	47
データ提供市町村数	35	40	46
ラストワン数(*)	1,314,624	1,290,370	1,456,434
移管希望冊数	1,450	947	1,112
移管冊数	658	646	841

\* データ照合による認定数（愛知県図書館分を含む）

### (3) 輸送費高騰による移管コスト上昇

ラストワンの県図書館への移管は、協力貸出・相互貸借資料の輸送のために県図書館と市町村図書館との間で運行している資料定期搬送便を利用して行っている。近年の人件費高騰に伴い資料定期搬送便の送料(往復とも県が負担)が大幅に上昇しているため、ラストワンの輸送のために箱数(個口)を増やすことは避け、協力貸出・相互貸借資料の隙間に少しずつ詰めて送ってもらっている。館によっては移管図書を全て輸送するのに数カ月を要する場合もあるなどプロジェクトの円滑な運用を脅かす状況に陥っているが、現在のところ解決策を見出すことはできていない。

## **5 今後の展望**

### (1) プロジェクトの実効性向上

ラストワンのみを対象とする現行の方式では、ラスト数冊しかない図書の場合、全ての所蔵館が同時に除籍して県内から失われる可能性がある。こうした事態を避けるためには、県内に複数の所蔵がある段階から保存対象とすることが望ましいが、試行時にラスト2冊までを対象として抽出したところ、ラストワンの3倍以上が保存対象となる館があるなど運用が困難であることが分かっている。ラスト数冊の段階から保存対象とすることは、状態の良い個体を残すことにもつながりプロジェクトの実効性向上に繋がるので、事務の効率化などによる実現の可能性について今後研究する必要があると考えている。

### (2) 図書館未設置町村への拡大

愛知県には6つの図書館未設置町村がある。これらの町村では公民館図書室などを活用して住民サービスを実施しており、所蔵資料の中にラストワンが存在する可能性があることから、プロジェクト参加の呼びかけを開始したところである。

### (3) 対象資料の拡大

現在は和図書のみを対象としているが、将来的には洋書や雑誌など和図書以外の資料の保存についても検討することが必要であろう。

(愛知芸術文化センター愛知県図書館  
資料支援課 阪野康弘)

## 滋賀県における共同保存の取組みについて

### 県域図書館基本データ

自治体名	滋賀県
図書館数	県立1館、市町立48館 (他に財団法人1館)
人口	1,419,635人
職員数	456人(県立+市町立)
専任職員数	176人(同上)
司書有資格者数	149人(同上)
蔵書冊数	10,021,458冊(同上)
年間貸出冊数	11,003,955冊(同上)

### 県立図書館外観



### 1 共同保存にいたる経緯

滋賀県立図書館は、1980年に現在地に移転開館した。同時に、県の図書館振興策による市町支援に努めた結果、80年代から90年代にかけて、充実した資料提供機能をもつ市町立図書館が続々と設置された。1980年に5館(設置率10%)と全国最低レベルだった県内市町立図書館数は、2010年には48館(設置率100%)と大きく増加した。

移転開館計画策定時より、県立図書館の重要な役割の1つに市町除籍資料保存機能を有することが掲げられていたことや、市町立図書館の充実にもなって1980年に38万7千冊だった県内市町立図書館全体の蔵書冊数が1990年には196万1千冊と激増し、収容スペースが問題になる館もでてきたことから、当初より計画されていた資料保存センターが具体化することとなった。

### 2 共同保存の概要

#### (1) 共同保存の基本的な考え方

県立図書館(以下、県立)が資料保存センターとして機能を始めたのは、地下4階建の新書庫が完成した後の1992年からである。新書庫の建設により、県立の収容可能冊数は50万冊から150万冊へと増大し、市町立図書館(以下、市町立)の除籍資料を受け入れる環境が整った。

市町立の除籍資料を県立の資料として一元管理し県民の共有財産とすることで県域全体への資料提供体制を強化することを目的に、何をどう保存するのか、滋賀県公共図書館協議会(以下、県公図)で話し合い議論を重ねていった。

#### (2) 図書について

図書については、県公図で1992年に「滋賀県資料保存センターの運用について」(以下「運用」)を合意し、これに基づいて作業をしている。

市町立では、定期的な除籍を行い、蔵書を新鮮に保つことが利用促進のために重要である。除籍図書が県立で保存され、必要に応じて取り寄せられれば、除籍に対する心理的障壁を相当程度払拭できる。そこで、当初は、市町立の除籍図書のうち、県立未所蔵図書は、すべて保存対象としていた。しかし、作業量や保存スペースの観点から、非現実的であるとして、1994年に「運用」を改訂し、除籍図書の中から「保存の必要のあるもの」を選定することとした。「保存の必要のあるもの」の定義は当初から決まっていたものではなく、日々の業務の中で市町立・県立間で意見交換し、それを積み上げていくことで状況の変化に応じ柔軟に決定してきた。2000年には、「運用」を再度改訂し、保存図書選定の主体は、県立・市町立両者であることを明記している。

実際の作業の流れは、市町立が移管候補リスト(除籍資料の中から市町立を選定した保存希望資料一覧)を県立に送付し、それを県立で選定する。保存決定した図書は、市町立で除籍後、県立へ送付し、再装備や登録作業を一括して県立が行う。

また、それとは別に、利用者の要求があった図書で、県内図書館相互貸借の対象となった図書は、除籍時に移管する事を申し合わせしている。

2018年度には、市町立から送付された移管候補図書6,056冊中、1,011冊を保存決定図書とした。事業開始から現在までの保存受入冊数は約6万6000冊となっている。

### (3) 雑誌について

雑誌は図書以上に県外借受が難しいため、可能な限り県内で保存できる体制をつくりたかった。そこで、県公図の中に委員会を作り、「保存のために誰がどれだけの労力が割けるのか」という観点から検討を行い、「アンカー館方式」により当初207誌を保存することとなった。

アンカー館方式とは、保存対象雑誌の所蔵館のうち1館がアンカー館となって、その雑誌を県立へ移管するまでの管理を受け持つ方式である。小規模館も必ず1誌はアンカー雑誌を受け持つこととした。これは、移管雑誌に関わる作業は県内の図書館全体に関わる仕事である以上、できるだけ多くの館に参加してもらうことが大切だからである。アンカー館は、担当雑誌の欠号補充、破損の修復、移管雑誌であることをしめすシールの貼付を行い、送付範囲や欠号を「移管雑誌記載票」に記載して、県立が週1回運行している協力車便で県立に送付するところまで責任をもつ。開始当初は、アンカー館が移管雑誌の県立への搬入と配架までを担うこととしていたが、アンカー館の負担を軽減するため、2016年度から、協力車での送付を可とし、配架については県立での会議や研修の終了後、参加者全員で行っている。

欠号補充については、当初、アンカー館以外の全所蔵館が各々の除籍時にアンカー館に欠号補充の可否を照会することとしていたため、アンカー館にとって負担が大きかった。そこで2016年度以降は、アンカー館が、県内図書館専用サイト「滋賀県図書館ポータル」の掲示板により、欠号補充の可否を照会することとし、負担の軽減を図った。

保存開始後も、休刊雑誌・購入中止雑誌(移管雑誌であっても、購入中止の判断は各館にゆだねられている)が生じるため、5年おきに県公図実務委員会でタイトル見直しを行っている。見直しの際には、移管雑誌の利用状況も勘案しつつ、①県立で未所蔵②バックナンバーになっても利用される③5～10年の継続性があり、一定の編集方針がある④図書館でのレファレンス・ツールとして活用できる⑤その分野の“顔”となる雑誌、といった条件で話し合い、保存するタイトルを決定してきた。事業開始以来の保存誌数は273誌(うち2016年以降継続中は164誌)となっている。



県立図書館地下書庫(資料保存センター)の様子

## 3 課題と今後の展望

### (1) 保存点数の増加

出版点数が著しく増加する一方で、資料費削減により2000年代と比較して県立の購入冊数が大幅に減少しているため(2001年度購入41,281冊・2018年度購入17,882冊)、市町立の除籍図書に対する県立未所蔵の割合は、今後ますます増えていくことが予想される。そのため、図書の移管は、県立図書館、ひいては県全体の蔵書の補完という意味合いが大きくなるものと思われる。県立の収蔵スペースにも限界があることから、将来的な資料保存センターの方向性について、引き続き県内図書館全体で考えていく必要がある。

### (2) 事業の引き継ぎ

開始から四半世紀を経過した移管システムであるが、担当者交代などにより業務の引継ぎが滞るケースがたびたび発生したため、定期的に県公図で協議するほか、図書館巡回の際に担当者と意見交換するなどして、情報の共有を図るよう努めている。また、除籍の必要に迫られている市町立が増加しているが、市町立実務担当者の間では、資料保存センターがスムーズな除籍を支えるシステムだとは、必ずしも認識されていない様子が伺える。資料保存センターの運営目的そのものについても、たえず再確認し、認識を新たにしていく必要がある。

県立図書館としては、今後も、市町立図書館と連携しながら、県全体の将来的な利用をみすえたよりよい資料保存を模索し続けたいと考えている。

(滋賀県立図書館 石田夏月・脇坂さおり)

## 京都府域図書館における共同保存の取組みについて

### 府域図書館基本データ

自治体名	京都府
図書館名	京都府立図書館
人口	2,563,152人
職員数	49人
非常勤職員数	16人
司書有資格者数	34人
蔵書冊数	1,303,989冊

(平成31年4月1日現在)

### 京都府立図書館外観



### 1 京都府及び京都府立図書館の概要

日本列島のほぼ中央部に位置する京都府は、4,613.21平方キロメートルの面積を有している。これは、国土の1.2%で、47都道府県中31番目の大きさである。

北は日本海と福井県、南は大阪府、奈良県、東は三重県、滋賀県、西は兵庫県と接している。南北に細長い形の京都府は、そのほぼ中央に位置する丹波山地を境にして、季候が日本海型と内陸型に分かれている。丹後・中丹地域の海岸線は、変化に富むリアス式海岸で、豊富な景勝地や天然の良港に恵まれている。

京都府立図書館は、日本で最初の公立の図書館である「集書院」を源流とし、明治31年に京都御苑内に設立され明治42年に現在の岡崎の地に移転して以来、百年を超える長い歴史と伝統を刻んでいる。

平成7年の阪神・淡路大震災により建物が大きく損傷したため、ルネサンス風の外壁正面部を残して建替工事を進め、平成13年に地上4階地下2階建の新館を開館した。この間に、京都府社会教育委員会議から市町村立図書館との役割分担を打ち出した「生涯学習社会を展望する京都府の図書館の在り方について」の提言を受け、明治の雰囲気を残した現在の建物で、特に市町村支援と調査研究支援を中心とする取組を進めてきた。

平成27年度には新たな「京都府立図書館基本方針」及び平成28年度から5年間の「京都府立図書館サービス計画」（以下「サービス計画」という。）を策定し、変化の激しい社会において新

た課題に直面する府民の知的活動の拠点となるとともに、府内全域に均質な図書館サービスを提供することにより、府民に期待される存在となることを目指している。

### 2 共同保存の概要

共同保存の取組は、府内公共図書館で組織する京都府図書館等連絡協議会（以下「京図連協」という。）加盟館による相互協力の一環として実施している。

京図連協は、京都府内の図書館、図書館的な機能を併置する施設及び類縁機関により構成しており、京都府における図書館事業等の振興及び相互の協力をはかることを目的とし、研修研究、相互協力、広報、子どもの読書活動の推進及び相互貸借等、様々な事業を行っている。

経過としては、府内公共図書館等で所蔵する資料データのオンライン化が進む中で、府内に1冊のみ所蔵される資料が把握できるようになったことから、画面表示や保存等について、平成17年度頃から京図連協内の委員会で検討が重ねられるようになった。

その結果、府内に所蔵が1冊になった場合、基本的には所蔵館において保存に努めることとするが、保存が困難となった資料について、加盟館から京都府立図書館へ移管することにより、京都府全体としての図書館機能の充実を図ることとした。

平成20年には『府内1冊のみ所蔵図書の内容に関するガイドライン』（以下、「ガイドライン」

という。)が京図連協において策定され、『府内1冊所蔵図書京都府立図書館移管要項』(以下、「要項」という。)が府立図書館で策定された。

### 3 取組の内容

府内1冊本を移管するにあたっては、所蔵館から府立図書館に、事前に移管希望図書一覧を提出し、協議することになっている。

府立図書館では、当該図書が利用困難な汚損または破損等がなく閲覧・貸出等できる状態かどうか、移管後、利用が見込まれるかどうか、主題、著者、出版地等が京都関連かどうかなど、図書の状態や内容を精査し、移管されることが適切と認めた場合、府民の利用に供する図書として受け入れている。

図書の移送については、府内の各市町村図書館・読書施設等を週に2回巡回し、相互貸借の図書等を届けている連絡協力車を活用している。

### 4 成果と課題

#### (1) 成果

サービス計画において、「当館は原則として所蔵資料を永久に保存するという保存センターの役割を担い、資料の適切な保存や、良好な書庫環境の維持に努め、府内の図書館等で所蔵する点数が1点になり、かつ今後の利用が見込まれる資料について、責任をもって保存するため、的確に把握・移管できる取り組みを行う。」としており、本件取組により、貴重な資料の散逸や廃棄を防ぐことができている。

#### (2) 課題

収集した資料については、原則として永年保存としている。府立図書館の蔵書は年々増加しているため、課題としては、保存場所の確保が必要となっている。

また、相談のあった図書の保管状態により、閲覧等利用に耐えられないと判断される場合には、受入を見送らざるを得ない場合もあり、ガイドラインが制定から10年経過したことも踏まえて、再度府立図書館と市町村立図書館、読書施設が統一的な理解、認識を図ることが必要である。



府内の図書館から寄贈された府内1冊本

### 5 今後の展望

京都府立図書館は、資料収集方針(平成28年12月改定)の中で「創設以来百年を超える収集資料を継承し、府内の中核的図書館として、現在及び将来の利用者のために、多様かつ的確な情報により資料を選定し、収集し、保存する」と定めている。収集する資料は図書、逐次刊行物、映像・音響・電子資料、障害者向け資料等を原則として永年保存としている。

今後とも、府民の調査研究及び生涯学習を支援する図書館として適した資料を収集する観点からも、府内1冊本の受入については引き続き、市町村立図書館・読書施設と連携を図って取り組んでいきたいと考えている。

(京都府立図書館 企画総務部  
連携支援課 佐竹秀積)

# 神奈川県立川崎図書館における外部書庫の活用について

## 基本データ

自治体名	神奈川県
図書館名	神奈川県立川崎図書館
人口	9,180,510人 (2019.4.1現在)
職員数	39人
専任職員数	15人
司書有資格者数	24人
蔵書冊数	260,656冊
年間貸出冊数	28,574冊(個人+協力)

## 外部書庫外観



## 1 神奈川県及び図書館の概要

神奈川県は首都圏の南部に位置し、東には東京湾に面して京浜工業地帯があり、南には相模湾に面する湘南地域、西には小田原・箱根など、風光明媚な観光地が何か所もある、温暖な気候の土地である。33の市町村からなっており、政令指定都市を3市も抱える自治体は、全国で唯一である。

川崎市は、近代から全国有数の工業都市として発展してきたところである。そのため、1959(昭和34)年に神奈川県立2館目の図書館として同市川崎区に開館した神奈川県立川崎図書館(以下「当館」とする)も、工業・産業系の専門図書館の一面を持って業務を開始した。その後、市内の市立図書館の充実を受けて、1998(平成10)年に「科学と産業の情報ライブラリー」として自然科学・工学系の専門性を深化させてリニューアルオープン。2018(平成30)年には、同市内高津区のかながわサイエンスパーク(以下「KSP」)への移転を機に、ものづくり技術を支える機能に特化した「ものづくり情報ライブラリー」として再開館した。

## 2 外部書庫利用の概要

### (1) 移転と外部書庫利用開始の経緯

当館は、開館以来60年近くが経過して建物の老朽化が進んだこと、また川崎市の市有地に建っていたことから、県の緊急財政対策において将来の在り方について総合的な検討が加えられた。その結果、「川崎市内に残す」との方

向性の下で移転することとなり、先端技術産業が集積されているKSPが移転先として適地と判断された。

移転前の川崎市川崎区の富士見庁舎(以下「旧庁舎」)では、地下1階地上4階の、当館単独の建物を使用していたが、KSPにはテナントとして入居するため、施設内に旧庁舎と同等の広さの書庫を確保することは、施設の利用状況から不可能と判断された。このため、KSP外に書庫を確保することとなり、「1日1回の搬送」「当日の資料提供」ができるよう、下記のような条件で入札を行った。

- ・当館より半径40km以内に位置すること  
(応札可能な業者数と当館までの搬送時間の兼ね合いによる)
- ・増加分を含め、5年間で15万冊の保管ができること
- ・1冊ずつの出納に対応できる入出庫システムがあること
- ・温湿度管理、防カビ・防災対策等に留意すること

その結果、神奈川県相模原市に本社を置く総合物流会社(以下「事業者」)が落札し、神奈川県相模原市に有する施設内の一部について、2018(平成30)年2月より5年間の賃貸借契約を結んだ。

名称は、外部書庫が所在する場所が明確にわかるように、地名を冠して「相模原書庫」とした。



## (2) 保管資料

当初は、旧庁舎書庫内の全資料約 43 万冊のうち、KSP 内には雑誌を中心に規格や社史コレクション等約 30 万冊を保管、それ以外の図書約 13 万冊は KSP 外に保管する予定であった。

しかし、外部書庫の入出庫システムに対応するためには保管資料に資料 ID とそれに 1 対 1 で紐づくデータが必須であることがわかり、預け入れ予定資料のうち、年鑑・年報類約 1 万冊を除かなければならなくなった。というのも、当館の年鑑・年報類は、受入時期や費目・貸出の可否によりバーコードの有無やデータの扱いがまちまちであったため、出入庫システムに登録できる状態ではなかったのである。

このため、KSP の書庫は移転当初の段階で 9 割以上の書架が埋まる状況となり、相模原書庫には、主に 2000 年以前に刊行された専門図書等約 12 万冊を保管することとなった。



図書出庫の様子

## (3) 保管状態

保管は、書架に 1 冊ずつ配架するのではなく、図書を詰めたダンボール箱を積み形となっている（右図参照）。

箱番号と各資料番号（バーコード番号）が紐づいており、事業者が提供する出入庫システム上で資料番号で出納依頼をかけると、事業者が箱番号と紐づいている棚番号を見て該当図書が入っている箱を出庫し、箱から図書を取り出して、梱包して配送する。返却時も、同システム上で当該図書の状態を“再入庫”とすると、その図書に紐づいている箱に戻される仕組みである。

基本的には施設内で事業者以外が作業することはできない上、全ての箱を出庫して点検するのも現実的でなく、蔵書点検は保管中は行わない予定である。



相模原書庫内部の様子

文書類に特化した保管施設を利用しているため、温湿度管理や耐震機能等も充実している。

## 3 外部書庫利用の実態

### (1) 搬送について

相模原書庫に保管する図書は、旧庁舎では閲覧室と隣接する書庫にあったものである。このため、KSP に移転した当館と相模原書庫も、“一体的運用”が重要と考えられた。そこで、利用者サービスを極力低下させないよう、「1 日 1 回の搬送」「午前中に申し込まれた図書はその日の内に提供」ができる仕組みを構築した。

当館から相模原書庫までは、高速道路を経由して片道 1 時間程度である。「利用者が朝依頼した図書をその日の夕方に入手する」ために、当館から相模原書庫への依頼は 13 時までで、14 時までには事業者が出庫・梱包作業を終える。搬送業者は 15 時半までに当館に到着し、出納依頼された図書を引き渡し、返却図書を持ち帰る。届いた図書は、館内手続きを経て 16 時には利用者に提供できるようにしている。

### (2) 利用状況

開始前は、旧庁舎時代の図書の書庫出納件数（平成 29 年度書庫内図書出納冊数：3,830 冊/年）をベースに物流予測を立てたが、「その場で見られないのなら」と利用を断念する利用者もいたため、当初の出納冊数は減となった。（平成 30 年度の相模原書庫内図書出納冊数：1,775 冊/年）

しかし、当日の朝までに自宅等から当館のホームページ上でインターネット予約をしておけば、その日の夕方にはカウンターに届いているという仕組みが徐々に浸透してきたらしく、最近では受け取り時間を見計らって来館する

利用者も見受けられるようになった。(令和元年度 10 月末現在の相模原書庫内図書出納冊数、1,993 冊/年)

1 日当たりの搬送量は 1 箱程度となっている。(箱の大きさは、だいたい幅 53cm×奥行 36cm×高さ 34cm)

#### **4 課題とその解決**

##### **(1) 混雑時期の搬送**

当館から相模原書庫までは、通常は片道 1 時間程度である。しかし、日中の搬送のため交通量が多く、渋滞すればどれほど時間がかかることになるかわからない。

これまで、渋滞のため搬送が行えなかったという事態は生じていないが、予定時刻を大幅に超過することは何度かあった。その場合は、利用者に事情を説明しなければならないので必ず連絡を入れてくれるよう、搬送業者に依頼している。

また、あらかじめ混雑が予想される期間(ゴールデンウィーク等の大型連休期間、旧盆休み期間)は、搬送時間をずらすという試行をしたところ、搬送の遅れはなくなった。ただし、通常と違う提供時間になる期間の前後は、提供までの間隔があいてしまうこともあり、事前の周知を徹底した。その結果、特に問題なく試行を終えたので、これを受けて、次年度の仕様書に期間限定の搬送時間変更を盛り込むかを検討中である。

##### **(2) 年鑑・年報類の整理**

先にも述べたように、当館の年鑑・年報類は、現状では事業者の提供する出入庫システムに登録できない。一方で、KSP 内の書庫の収蔵スペースは、減少してきている状況である。

そのため、現在年鑑・年報類について、逐次刊行物扱いを続けるもの・図書扱いにするものの仕分けを行うための準備作業を始めている。今後、図書扱いすることになったものについては、バーコードを貼付して書誌・所蔵データを登録し、相模原書庫に入庫する作業をする予定である。

#### **5 今後について**

当館の図書の分類は、和書と洋書に分かれており、さらに典拠する NDC の版により旧分類・新分類の 2 系統に分かれている。この 4 系統が、旧庁舎のときにはそれぞれ別に配架されていた。その上、旧庁舎の書庫は狭隘のために別置が多く、移転前に可能な限り混配をしたが、作業場所の関係からうまくつながらない並びの

まま箱詰めされてしまった箇所もある。

また、新しく受け入れるなどして新規に相模原書庫に保管する場合、すでに保管されている箱の中に請求記号順に 1 冊ずつ入れ込むことはできないので、毎回 4～5 箱程度のかたまりの中で請求記号順に詰めることになる。

箱のまま保管している間は、棚番号-箱番号-資料番号がわかれば出納に支障はないが、今後書架に配架する事態になった時には、上記のような事情から、配架手順の計画立案が難しいものになると予想される。

相模原書庫については、借り上げ施設であるため、賃貸借契約の更新や更新できなかった場合の新規契約の締結がスムーズにできるか否かといった今後の課題がある。今回のように好条件の契約ができる場合もあるが、逆もありうる。また、当館のケースは少ない方だとは思いますが、10 万冊単位の図書を動かすのは容易ではない。

貴重な資料を保存していくためには、安定的に書庫を確保することのできる仕組み作りが必要であろう。

(神奈川県立川崎図書館

事業部資料整備課 小野桂)

## 第4章

### まとめと提言



## 第4章 まとめと提言

伊藤 民雄

本章では、はじめに、本調査の意義、次に本調査結果とその分析をまとめる。さらに、本調査と先行研究の比較、最後に、本調査全体から今後の蔵書構成・管理に関する提言を行う。

### 1 はじめに

全国公共図書館協議会が、2018年度に実施した「公立図書館における蔵書構成・管理に関する実態調査」（以下、「全公図2018調査」とする）について、改めてその意義4点を確認する。

第1点は、資料選択、いわゆる選書を含む蔵書構成・管理に関する初めての全国調査であったことである。意外と思われるかもしれないが、これまで日本図書館協会を含め全国的な選書の実態調査は行われていなかった。全国公共図書館協議会は1980年代から公立図書館のナショナルプランを実現するアプローチ策として「公共図書館の理論化」を掲げてきた経緯があり、蔵書構成・管理はその格好の題材と思われるが、実現していなかった。また、蔵書構成の一プロセスである資料選択の理論化については、河井弘志、伊藤昭治、根本彰、山本昭和の各氏を中心に、多くの論者たちの間で研究が進められてきたが、全国的な実態調査が行われていないが故、理論としての選書、及び現場の選書の実態が乖離したとも考えられる。

第2点は、都道府県立図書館を含むほぼ全ての公立図書館（＝自治体）が回答するため、非常に信頼性の高い調査であることである。本調査の回収率は99.6%である。本調査と同一設問、例えば電子図書館サービス導入の設問がある、電子出版制作・流通協議会が2018年7～8月に行った「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査」では、1,005自治体に依頼し、回答数が509、回収率は50.6%であった。また、文部科学省委託研究で、図書館流通センターが2016年に実施した「公立図書館の実態に関する調査」には、資料収集方針の設問があるが、同調査では1,315自治体（3,173館）に依頼し、有効回答数は2,456館で回収率は77%であった。それらと比較しても、非常に回収率の高い調査である、と言えよう。

第3点は、蔵書構成・管理全体を対象とした調査となっていることである。これまで行われてきた既存調査は、蔵書構成プロセス中の「資料選択」に関わる調査が多く、とりわけ収集方針や選定基準を明文化しているかどうかに関心の的となっていた。本調査は、蔵書構成の各プロセスである、資料収集、蔵書評価、除籍、保存、及び共同保存の全てについて、実態を明らかにしようとしたものとなっている。

第4点は、北米における複数の大学図書館を中心にした共同保存・管理体制（シェアード・プリント）を参考に設問を施したことである。シェアード・プリントとは、図書館が所蔵する冊子体（紙媒体）の図書や雑誌を、複数の図書館が共同で保存・管理することを言う。方法としては、各図書館がそれぞれ担当する資料を決め、それを各図書館で責任をもって保存する「分散型」と、各図書館が共同で使える書庫（共同書庫）を用意し、対象となる資料をその書庫へ移送して保存する「集中型」がある。シェアード・プリントと共同書庫の違いは、所有権を保持するか否か、重複調整を行うか否か、保存期間等の意志決定を協定・覚書で行うか否か、である。設問作成前に、編集委員に対しては表4.1を配布した。

表 4.1 書庫及び共同保存の種類

保存・管理	種類	目的	Type	種類	場所	運用(書庫)	所有権	重複調整	意思決定
単独書庫	学内書庫	保存書庫	1	シェアード ストレージ	集中	共同書庫(デポジット)	保持	しない	各館個別
		自動化書庫	2	シェアード	集中	共同書庫(リポジット)	移譲/共有財産	する	協定・覚書
	遠隔地書庫	保存書庫	3	プリント	分散	各館単独書庫	移譲or共有財産		
共同書庫	集中型	デポジット	(参考)						
		リポジット	1) 村西明日香. これからの大学図書館における冊子体資料の保存と管理: 北米の事例から. 現代の図書館. 2014. vol. 52, no. 4, p. 195-203.						
	分散型	2) 森石みどり. 北米におけるシェアード・プリント WEST及び自動書庫: 資料保存とスペース創出の取り組み. 大学の図書館. 2015. vol. 34, no. 3, p. 38-43.							

## 2 全公図 2018 調査結果とその分析

全公図 2018 調査の結果、および今年度の分析と事例報告は、収集、蔵書評価、除籍、保存、共同保存の各項目で行っているため、全体を概観してから、各項目を見ていくことにする。

### (1) 全体的な蔵書構成方針の明文化状況

都道府県立図書館（47 館）の収集、除籍、保存の各方針の明文化状況は、それぞれ 47 館、22 館、17 館となっている。市区町村立図書館の方針の明文化状況についても収集と比較して、除籍と保存の各方針は多くない傾向が見られる。

調査対象とした 1,332 市区町村立図書館のうち、回答した 1,326 館について、収集、保存、除籍の各方針を明文化しているか否かを図示したのが図 4.1 である。調査対象自治体に対する収集方針の明文化率は 71.2% と高いが、その一方で除籍方針と保存方針の各明文化率は 46.0%、19.0% と低くなっている。3 つの方針をすべて明文化しているのは 192 館である。その一方で、収集方針のみ（400 館）、除籍方針のみ（67 館）、保存方針のみ（4 館）と一つの方針だけを明文化している館もある。

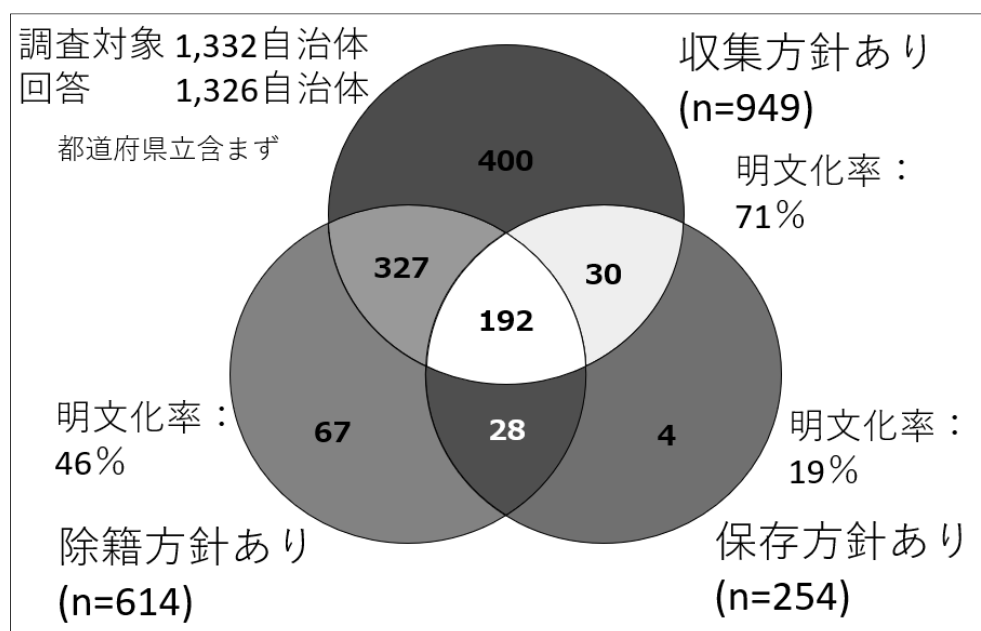


図 4.1 市区町村立図書館の方針明文化状況

## (2) 団体種類別の蔵書構成方針の明文化状況

市区町村立図書館を団体種類別の各方針の明文化と公開状況を表 4.2 に示す。特別区図書館と政令指定都市図書館の各方針の明文化率は比較的高く、公開率も高い。一方で、市立図書館については収集方針については高いが、除籍・保存の各方針はそれ程高くない。町村立図書館はそれ以下となっており、団体種類の規模により明文化と公開が低くなる傾向が見られる。

表 4.2 団体種類別の各方針の明文化・公開状況、回答館に対する収集率と公開率

団体種類別	問3(1)回答 (n=1,326)	収集 (n=948)	うち公開 (n=468)	除籍 (n=614)	うち公開 (n=254)	保存 (n=254)	うち公開 (n=111)	収集(%)	うち	除籍(%)	うち	保存(%)	うち
									公開(%)		公開(%)		公開(%)
特別区	23	21	18	14	11	12	9	91%	86%	61%	79%	52%	75%
政令指定都市	20	20	18	14	11	9	8	100%	90%	70%	79%	45%	89%
市	759	630	324	360	144	143	60	83%	51%	47%	40%	19%	42%
町村	524	278	108	226	88	90	34	53%	39%	43%	39%	17%	38%

## (3) 収集方針の全国的な明文化状況とその公開 (第2章-1)

収集方針を明文化している都道府県立図書館は100%、うち公開しているのは68.1% (32館) である。一方、市区町村立図書館については、明文化は71.6% (949館)、うち公開は49.3%である。図 4.2 と図 4.3 は、それぞれ都道府県別の回答館全体(n=1,326)に対する市区町村立図書館の全国的な明文化率と公開率を表したものである。9割超の収集方針の明文化率は4県(高い順に石川、大阪、埼玉、沖縄)、8割超は9都県(岡山、栃木、大分、愛知、千葉、東京、鳥取、新潟、岐阜)である。一方、6割超の公開率は3都府県(東京、埼玉、大阪)、5割超は4県(千葉、神奈川、栃木、奈良)である。高明文化率が全国に分散しているのに対し、高公開率は関東に集中している傾向が見られる。

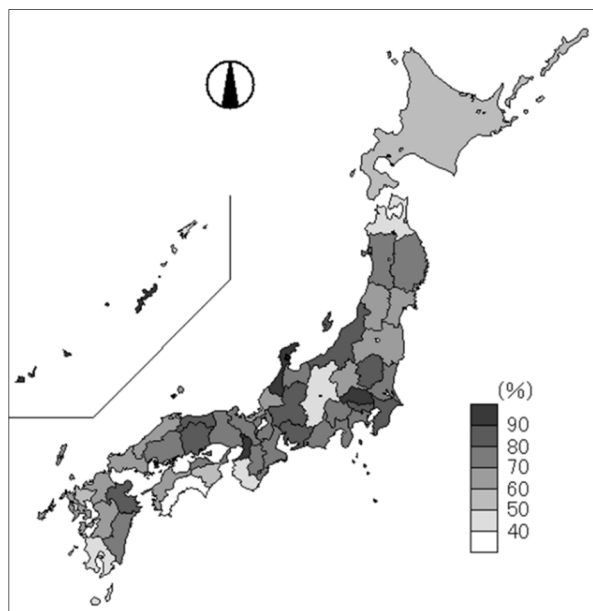


図 4.2 都道府県別市区町村明文化状況

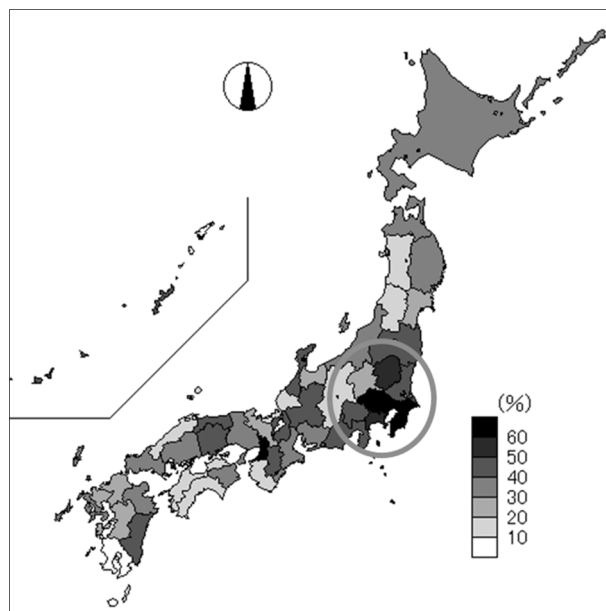


図 4.3 都道府県別市区町村公開状況

#### (4) 収集方針と選書基準の明文化と収集方針の改定について (第2章-1)

図4.4は、市区町村立図書館を対象として、図書館が設置された図書館創設年、収集方針明文化(策定)年およびその改定年、選書基準明文化(策定)年、の推移を表したものである。図書館創設は4つの山が確認できる。1980年以降に収集方針と選定基準を明文化する図書館の増加が見られるので、収集方針の明文化や公開の奨励が盛り込まれた1979年の「図書館の自由に関する宣言」の副文改訂が契機となっているのであろう。選定基準は収集方針より数は少ないが同じような山を描くため、同時期に明文化を行った図書館は多いのだろう。ちょうど図書館創設の4つ目のピーク終了後の2000年代に収集方針明文化のピークを迎えている。一方で、同方針は2000年代から徐々に改定され、2010年代に入っても改定を行う図書館は多く、収集方針は固定化されたものではなく、その時々ニーズに合わせて改定されていくことを示している。その改定で盛り込まれるのは新規サービスを支える蔵書だと思われる。電子資料については227館(17.1%)、課題解決支援サービスについては63館(4.8%)とそれ程高いとは言えないが、徐々に増えていくのであろう。

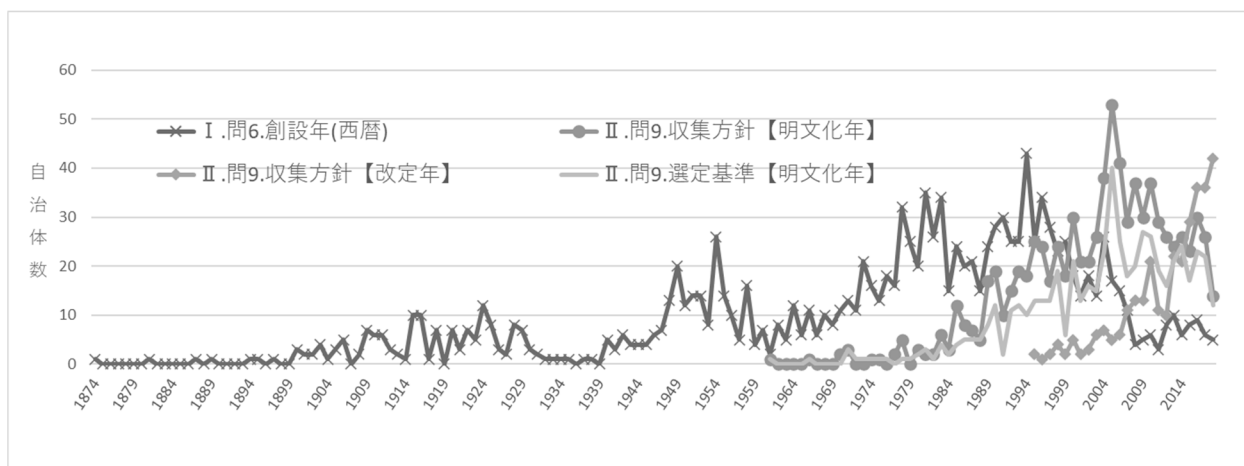


図4.4 市区町村立図書館 図書館創設、収集方針と選書基準の明文化、収集方針改定の推移

\* 無回答は含んでいない。また、合併前の自治体の状況は考慮していない。

#### (5) 蔵書評価の実施状況について (第2章-3)

蔵書評価を行っている、以前実施したことがある、実施予定があると回答した都道府県立図書館、市区町村立図書館はともに3割程度に留まった。残り7割は行ったこともなく、今後も予定はないとしている。今回の調査では、実施しない理由は尋ねていないが、誰が評価するのか(評価者)、何を評価するのか(評価内容)、どのように評価するのか(評価方法)の各設問への回答状況から、各館共通ではなく、独自の手法で行っているように見える。

#### (6) 除籍方針の全国的な明文化とその公開の状況 (第2章-4)

除籍に関する方針を明文化している都道府県立図書館は46.8%(22館、うち公開は4館)、市区町村立図書館は46.3%(614館、うち公開は254館)である。図4.5と図4.6は、それぞれ都道府県別の回答館全体(n=1,326)に対する市区町村立図書館の全国的な明文化率と公開率を表したものである。明文化率が高い都道府県は全国的に分散しているのに対し、公開率が高い都道府県は東日本の太平洋側に集中しているように見える。その一方で、公開をしていない都道府県も存在する。

除籍対象資料の優先順序は、保存を期待される都道府県立図書館と保存の義務がないとされる市



区町村立図書館で異なるようだ。汚破損、所在不明・亡失、未返却・未回収については共通だが、市区町村立図書館の除籍理由としている新版・改定版が発行された図書、内容の陳腐化が著しい図書であるが、都道府県立図書館は利用頻度の低い図書であっても、なるべく保存しようと努めていることが分かる。

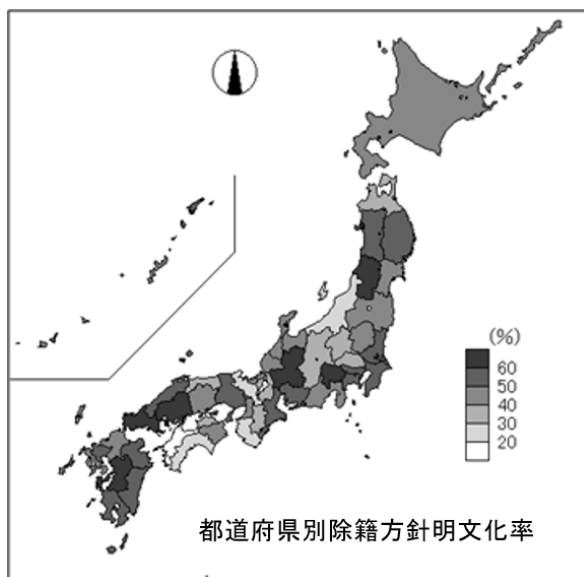


図 4.5 都道府県別除籍方針明文化率

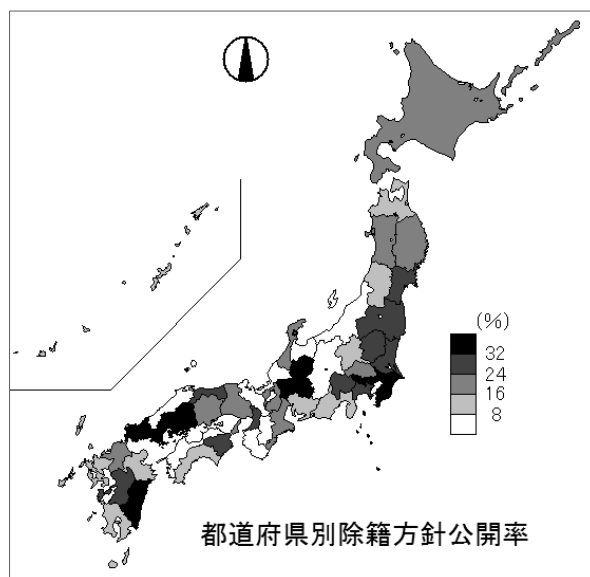


図 4.6 都道府県別除籍方針公開率

(7) 保存方針の全国的な明文化とその公開の状況（第 2 章－ 5）

保存方針について都道府県立図書館の明文化ありは 36.2%（17 館、うち公開 8 館）、一方市区町村立図書館では明文化あり 19.2%（254 館、うち公開は 111 館）である。図 4.7 と図 4.8 は、それぞれ都道府県別の回答館全体 (n=1,326) に対する市区町村立図書館の全国的な明文化率と公開率を表したものである。明文化率が高い都道府県は全国に分散しているが、公開率が高い県は関東に集中している傾向が見られる。その一方で、公開が全くない県も多い。

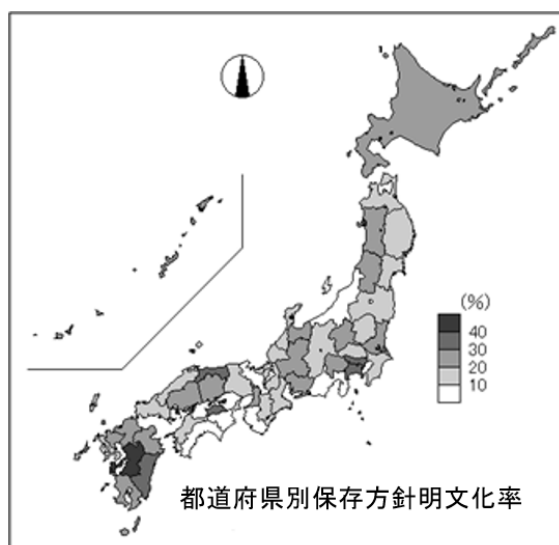


図 4.7 都道府県別保存方針明文化率

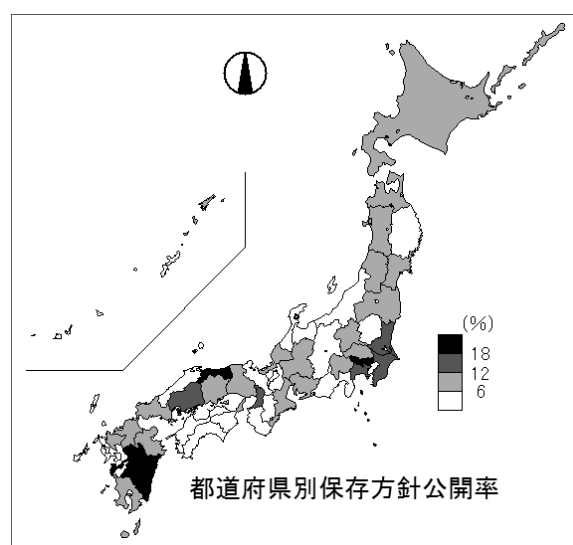


図 4.8 都道府県別保存方針公開率

保存については、方針や基準が明文化されていなくとも、消耗品的な雑誌と新聞を除いて永年保存を行う都道府県立図書館に対し、地域資料や貴重資料については永年保存を目指す市区町村立図書館と、日々弛まない努力の跡が想像される。しかしながら、敷地内書庫の収蔵能力については、既に限界を超えた館と5年以内に限界を迎える館を合計すると、都道府県立図書館は47館中25館(53.2%)、市区町村立図書館は1,326館中992館(74.9%)と、過半数を超えているので、図書館界全体の課題として認識しなくてはならない。

#### (8) 市区町村立図書館の選書と除籍の最終決定者について (図 4.9)

気になる回答があったため指摘しておきたい。市区町村立図書館の選書と除籍の最終決定を、教育委員会の長や図書館長が行っている傾向が見られるのだが、決裁の手続きを行わず、選書や除籍を行っている図書館が少なからず存在することが分かった。担当者の個別の判断で行われているとすれば資産管理の面から問題視せざるを得ない。

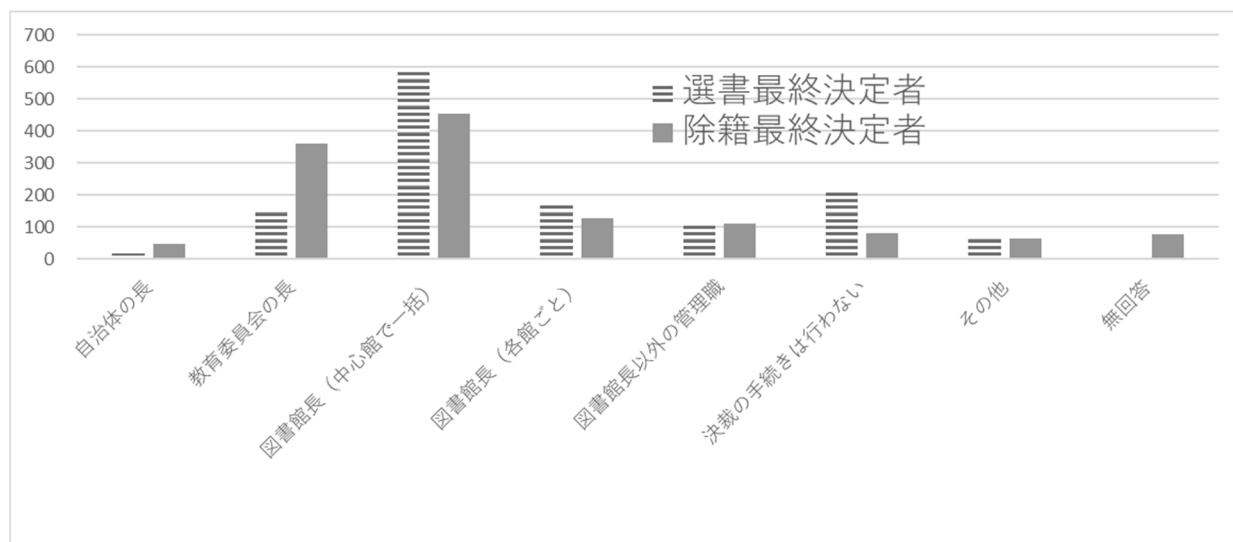


図 4.9 資料の選書と除籍の最終決定者

#### (9) 都道府県域での資料保存の取組 (第2章-6)

都道府県立図書館を中心とした共同保存の取組は、23都道府県で確認された。うち21都道府県には協定・申合せが存在するようである。詳細は事例報告を見ていただくことにし、共同保存の実施に当たっての課題、障害の回答として挙げたのは、「保存場所の確保」であった。これは先述した敷地内書庫の収蔵能力の限界とも併せて、図書館界全体の課題として認識する必要がある。

#### (10) 自由意見について

問 55 において、蔵書構成・管理に関しての意見を自由記述で求めている。回答のあった市区町村立図書館の記述文章について、自然言語で分割(形態素解析)を行い、助詞を排除した結果(頻出単語)を集計したのが次の表 4.3 である。塗色したのは気になる単語である。

自由記述を一読して感じたのは、資料収集以上に、資料保存への関心の高さである。10年以上前までならばどのように資料を収集し、どのような資料を収集するのか、という悩みを表明する意見が多かったのではないかと考えられるが、そうではなくなっている。これは頻出単語にもはっきり

と現れ、所蔵スペース（書庫、施設）の不足から、保存と除籍が共通の悩みとなっており、限界に達する前に（都道府県立図書館を中心とした）地域における共同保存・分担体制の確立が求められている、とも読み取ることができる。

表 4.3 市区町村立図書館の回答結果における頻出単語

順位	単語	頻度	順位	単語	頻度	順位	単語	頻度
1	図書館	126	22	状況	17	39	問	12
2	資料	99	22	選書	17	39	問題	12
3	保存	64	24	購入	16	39	立	12
4	蔵書	52	25	県立	15	46	課題	11
5	除籍	30	25	考え	15	46	多く	11
5	図書	30	27	可能	14	46	中	11
7	利用	29	27	限界	14	49	感じ	10
8	必要	27	27	今後	14	49	参考	10
9	構成	25	27	年	14	49	所蔵	10
9	収集	25	27	予算	14	49	書	10
11	スペース	24	32	確保	13	49	町	10
12	管理	22	32	収蔵	13	49	都道府県	10
12	書庫	22	32	地域	13	49	廃棄	10
14	基準	19	32	当館	13	49	閉	10
14	職員	19	32	能力	13	57	現在	9
16	調査	19	32	分担	13	57	現状	9
17	館	18	32	本	13	57	考える	9
17	思い	18	39	架	12	57	行う	9
17	施設	18	39	公共	12	57	専門	9
17	情報	18	39	市町村	12	57	難しい	9
17	評価	18	39	自治体	12	57	判断	9
						57	方針	9

### 3 全公図 2018 調査と先行調査の比較

最後の提言、および今後の継続調査、比較研究のために、全公図 2018 調査において、参考にした全国的な既存調査について言及する。但し全国調査自体が少ないため範囲を都道府県立図書館と政令指定都市図書館を対象とした調査、Web に限定した調査も含め言及する。

#### (1) 資料収集方針の明文化と公開に関する調査

過去行われた資料収集方針を設問項目とする全国調査は、日本図書館協会図書館の自由委員会（現：図書館の自由委員会）が行った 1988 年、1995 年及び 2011 年の「図書館の自由に関する全国アンケート」（「JLA1988 調査」、「JLA1995 調査」、「JLA2011 調査」とする）、及び文部科学省からの委託を受け図書館流通センターが 2016 年に実施した『「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書』（「TRC2016 調査」とする）がある。調査手法は、すべて質問紙調査である。調査結果における資料収集方針と公開をまとめたのが表 4.4、4.5 である。なお、本調査では、「明文化」という言葉を使用した。過去の調査では「成文化」が使用されている。また、「公開」の意味は、館内での自由閲覧、図書館サイトへの掲載、要求に応じた提供、等が含まれている。

## ア JLA1988 年調査

日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編「資料収集方針に関するアンケート」

『収集方針と図書館の自由』日本図書館協会，1989，p. 171-182.

調査対象： 都道府県立図書館と神奈川県内市町村図書館

調査手法： 質問紙調査

調査期間：1988 年 6 月

結果：都道府県立図書館 47 館のうち回答は 44 館、うち収集方針を明文化しているのは、37 館である。\*結果の表を見ると、回答 43 館、明文化 36 館となっている。

表 4.4 JLA1988 調査と全公図 2018 調査結果の比較

時期	JLA1988調査		全公図2018調査		
	都道府県 図書館	神奈川 市町村	都道府県 収集方針	県立 選定基準	神奈川 市町村
1955年以前	1				
1956～1960	0		1		
1961～1965	1				
1966～1970	2				
1971～1975	12		2	1	
1976～1980	9		3	2	
1981～1985	6	5	1		2
1985年以降	5	4	33	31	17
不明			7	13	10
計	36	9	47	47	29

コメント：JLA1988 調査では、1980 年までに明文化したと回答した都道府県立図書館は 25 館であるが、全公図 2018 調査では 6 館となっており、明文化したと回答した図書館数に齟齬が現れている。調査からかなり時間が経過しているため、言語化されていない策定計画、ガイドラインも含めて回答していたのかもしれない。

## イ ①JLA1995 調査、②JLA2011 調査、③TRC2016 調査

### ①JLA 図書館の自由に関する調査委員会

「図書館の自由に関する全国アンケート(1995 年 7・8 月)結果と概要について(その 1)」

『図書館雑誌』v. 91, no. 4, 1997, p. 264-265.

### ②JLA 図書館の自由委員会 「「図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011 年」の結果概要」

『図書館雑誌』v. 106, no. 11, 2012, p. 796-799.

### ③『「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書』図書館流通センター，2016，1 冊。

\*文部科学省委託研究，平成 27 年度「生涯学習施策に関する調査研究」

調査対象： 全国の公立図書館（調査単位は表 4.5 を参照のこと）

調査手法： ①質問紙調査、②質問書を郵送、メール、ファクス、郵送で回収、

③インターネットを利用した質問紙調査

調査期間：①1995年7～8月、②2011年11月18日～12月20日、  
③2016年1月8日～31日

表 4.5 全国調査における資料収集方針の明文化と公開状況

調査名	調査年	調査単位	①調査対象		②明文化	明文化率 ②/①	③内公開	公開率 ③/②	調査に対する留意点
			対象件数	回答数					
JLA1995調査	1995年	個別館	1,913	965	466	24.4%	150	32.2%	分館および同一館長の館を除く
JLA2011調査	2011年	自治体	1,344	945	741	55.1%	470	63.4%	中央館または中心館が回答
TRC2016調査	2016年	自治体+個別館	2,456	2,225	1,777	72.4%	1,124	63.3%	市区町村立図書館のみ、個別館回答
全公図2018調査	2018年	自治体	1,379	1,373	996	72.2%	500	50.2%	中央館または中心館が回答
		市区町村のみ	1,332	1,326	949	71.2%	468	49.3%	都道府県立図書館は除く
		個別館に変換	3,277	3,247	2,678	81.7%	1,699	63.4%	自治体運営図書館数で算出

コメント：各調査における調査単位が異なること、また公開についての意味が異なるため、単純に比較はできないが、明文化率は JLA1995 と比較して3倍以上となり、公開率も算出方法次第では2倍に伸びている。しかしながら、JLA2011 調査と比較して、全公図2018 調査では、公開自治体は30しか増えていない。

### (2) 選書基準、除籍方針、保存方針、寄贈資料受入規程に関する調査

(1)の JLA2011 調査において、選書基準、除籍方針、保存方針についての設問があるが、複雑な回答集計が行われているため、比較表を作ることができなかった。

### (3) 市区町村立図書館の運営形態と収集方針策定の関係

『「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書』図書館流通センター、2016、1冊

\* 文部科学省委託研究、平成27年度「生涯学習施策に関する調査研究」

調査対象：地方公共団体 1,315自治体（図書館数は3,173館）

調査手法：インターネットを利用した質問紙調査

調査期間：2016年1月8日～31日

結論：収集方針未策定の割合は直営館が相対的に高く、また一部委託館と指定管理館で明文化（同調査では「策定」）している割合が高い結果から、「契約の際に業務の内容や範囲を定義するため必要であるからだろう」、と促進要因を指摘している。

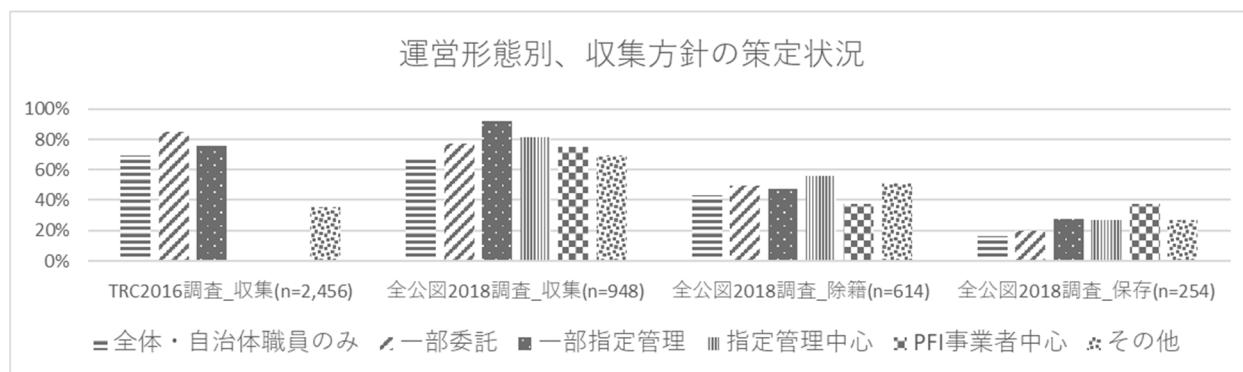


図 4.10 運営形態別、収集方針の明文化状況

コメント：全公図 2018 調査でも、一部委託、一部指定管理、指定管理、PFI 事業者中心の図書館の方が、直営（全体・自治体職員のみ）より策定割合が高い傾向が出た。収集だけでなく、除籍、保存についても同様の傾向であった。（第 2 章 p. 34, p. 53 参照）

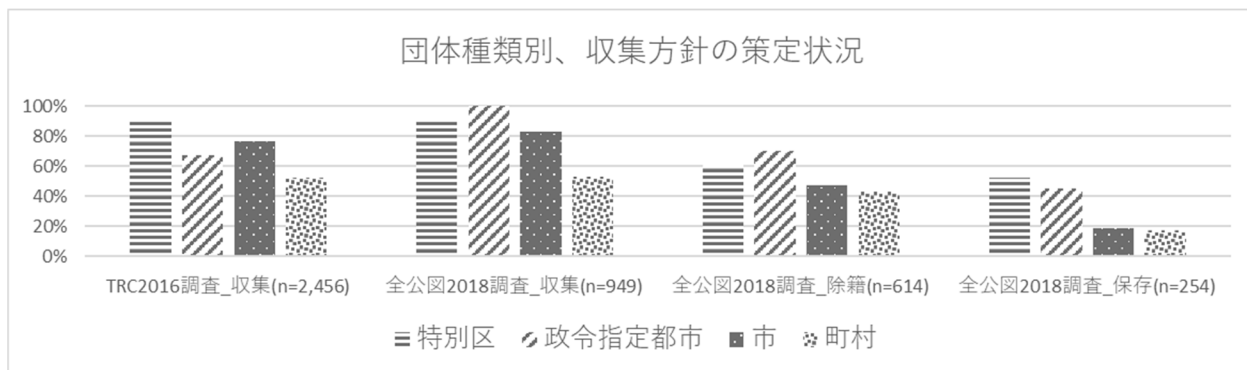


図 4.11 団体種類別、収集方針の明文化状況

コメント：収集方針の策定率については、特別区、市、町村はほぼ同じ結果となったが、政令指定都市のみ異なる結果となった。調査単位が、TRC2016 調査は各図書館、全公図 2018 調査は自治体だからであろうか。特別区と政令指定都市の方が、市と町村と比較して、除籍と保存の各方針の策定率は高い、という結果が出ている。

#### (4) 収集方針におけるマンガの取扱について

川瀬綾子「図書館界の言説を焦点とした公立図書館における収集方針とマンガの取扱に関する考察：都道府県立・政令指定都市立図書館を中心に」『情報学』9巻2号(2012) p. 1-15.

調査対象：都道府県立図書館 47 館と政令指定都市図書館 19 館

調査手法：図書館サイト閲覧による収集方針の確認と漫画の取扱の有無

調査期間：2012 年 8 月 14 日～16 日

表 4.6 マンガの取扱についての比較結果

川瀬				図書館種	全公図2018調査						
調査対象	収集方針Web サイト公開	図書館HP 内にあるか	マンガに 対する記載		調査対象	収集方針/ 選定基準記載	マニュアル類 への記載	選択して 収集	厳選して 収集	収集 しない	無回答
47	30	29	13	都道府県立	47	33	6	4	8	11	14
19	11	9	7	政令指定都市	20	17	2	6	7	2	5

\* 論文では集計が行われてなかったため、筆者が○（記載あり）と△（別に記載あり）のみ集計した。

また、調査実施時期には、熊本県はまだ政令指定都市ではなかった。

コメント：ウェブサイトの調査だけでは正確な数字が把握できないことが分かる。網羅的収集、積極的収集を行う自治体はないが、選択、厳選する自治体が存在する一方で、収集しない方針を打ち出す自治体も存在する。

## (5) 新書の選択について

大場博幸「所蔵における優先序列：市町村立図書館における新書の選択」

『常葉学園短期大学紀要』40号（2009）p. 21-35.

調査対象：全国256自治体の市町村立図書館（標本調査）

調査手法：2004年4～6月発行新書234タイトルの所蔵冊数の調査。所蔵冊数を従属変数とし、小売店書店発行売上序列、新聞や雑誌掲載書評数、選定図書目録掲載有無など、需要や質の評価を表現する指標を利用して分析を行った。

調査期間：2005年2月

結果：新書の選書は、第一に認知されたベストセラーが優先され、これ以外のタイトルでは、需要の多寡と属するシリーズのそれぞれが所蔵冊数に反映されていた。

表 4.7 大場調査と全公図 2018 調査の結果

	大場調査	全公図2018調査「一括見計らい購入」自治体数
1	岩波ジュニア新書	岩波新書（赤版等） 335
2	岩波新書	中公新書 151
3	中公新書	岩波ジュニア新書 138
4	講談社現代新書	講談社現代新書 92
5	新潮新書	講談社ブルーボックス 69
6	講談社ブルーボックス	ちくまプリマー新書 35
7	文春新書	ちくま新書 28
8	中公新書ラクレ	文春新書 13
9	平凡社新書	新潮新書 12
10	岩波アクティブ新書	集英社新書 6
11	ちくま新書	朝日新書 4
12	講談社 + α 新書	角川新書、角川その他 3
13	日経文庫	幻冬舎新書 3
14	集英社新書	平凡社新書 3
15	NHK生活人新書	PHP新書 2
16	PHP新書	中公クラシックス 2
17	光文社新書	PHPビジネス新書 1
18	PHPエル新書	講談社 α 新書 1
19	河出夢新書	青春新書 1
20	洋泉社新書 γ	有斐閣新書 1
21		中公新書ラクレ 1

表 4.8 文庫本の全点購入状況

文庫レーベル（県立抜き）	自治体数
岩波文庫	168
岩波現代文庫	14
岩波少年文庫	14
岩波書店その他の文庫	3
講談社学術文庫	42
講談社文庫	18
講談社文芸文庫	7
講談社その他の文庫	1
平凡社東洋文庫	39
光文社古典新訳文庫	22
光文社その他の文庫	2
新潮文庫	21
角川文庫 + 角川系文庫	19
ハヤカワ文庫 + 早川書房系文庫	12
ちくま文庫 + 筑摩書房系文庫	10
集英社 + 集英社系文庫	9
文春文庫	7

コメント：同調査が標本調査のため単純に比較はできない。本調査では、市区町村立自治体で、一括見計らい購入（全点購入、アプローバルプラン）で購入している新書の調査を行った。大場の調査分析によれば、「需要の多寡と属するシリーズのそれぞれが所蔵冊数に反映されていた」としたが、本調査でも同じような結果が得られた。一括購入される新書とタイトルで買い足される新書と、大きく二極化していると考えられる。

なお、全公図 2018 調査では、文庫本の全点購入状況の調査も行っている。岩波文庫の全点購入が目立つが、講談社学術文庫や平凡社東洋文庫等、学術的な内容の文庫が対象となっている。

## (6) 電子書籍貸出サービスの導入状況

植村八潮、野口武悟『電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告 2018』

電子出版制作・流通協議会 2018 1冊

調査対象：全国の公共図書館の中央館 1,374 件のうち 1,005 件

調査手法：メール及びWeb・郵送による質問紙調査

調査期間：2018年7月～8月

結果：1,005件のうち509件から回答があり、回収率は50.6%である。

コメント：電子図書館システム別の導入実績は、回収率の違いはあるが、ほぼ同じ、むしろそれ以上に正確な結果が得られた、と考えられる（表4.9）。

表4.9 電子図書館システム別の導入状況

電子図書館システム名	日本での提供元	電流協2018調査	全公図2018調査
TRC-DL	図書館流通センター	21	63
TRC-DL [L]		22	
LibrariE&TRC-DL		5	6
LibrariE&TRC-DL [L]		15	
Librarie	日本電子図書館サービス(JDLS)		1
OverDrive Japan	メディアドゥ（楽天グループ）	12	9
EBSCO eBooks(旧NetLibrary)	EBSCO	3	2
GPRIMEforSaaS	日本電気（NEC）		2
KinoDen	紀伊國屋書店	1	2
Looks21	日立製作所		1
Livebook	デジタルマックス？		1
ジャパンナレッジ Lib	ネットアドバンス（小学館グループ）		1
経業デジタルライブラリ	寿限無	1	1
法情報総合データベース	第一法規		1
SONY Reader	ソニー		1
Amazon Kindle	アマゾン		1
いーぶっく すぽっと	ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体	1	1
青空文庫			1
EPUB形式のデータをダウンロードして利用			1
	計	81	95

## (7) 選書ツールの利用

木下朋美「公共図書館の選書業務の実態からみた選書ツールの位置づけ：図書館員へのインタビュー調査を手がかりに」『Library and Information Science』78号 2017 p. 1-26

調査対象：関東地方のX県にある市立図書館の中央館4館と町立図書館2館

調査手法：半構造化インタビュー

調査期間：2010年11月19日～11月30日

結論：図書館の規模の大小に関わらず、公共図書館は新刊カタログを最も重要視して選書業務を行なっていることが明らかになったが、どの図書館においても新刊カタログ以外のツールを補助的に使用して多角的な視点から情報を集めて選書に取り組んでいることも明らかになった。

コメント：全国調査ではないが、設問作成に参考にした調査である。司書課程の教科書である『図書館情報資源概論』（旧：『図書館資料論』）では、資料選択の際に、複数の選書ツールを組み合わせることを推奨していることが多く、それをインタビュー調査で証明した研究である。全公図2018調査（表4.10）では、選書ツールの利用の優先順位を尋ねることにより、それを質問紙調査で再テストした、といえる。



表 4.10 選書方法の優先順序（全公図 2018 調査）

1番目の選書方法			2番目の選書方法		
購入資料選定の方法（1番目に多い方法）			1番目に多い方法が「見計らいによる現物選書」		
設問	選択肢	館数	設問	選択肢	館数(n=152)
1	見計らいによる現物選書	152	2	選定ツールによる選定・発注	127
2	選定ツールによる選定・発注	1,095	3	店頭にて選定	2
3	店頭にて選定	8	4	その他	8
4	その他	43	-	無回答	15
-	無回答	28	総計		152
総計		1,326	1番目に多い方法が「選定ツールによる選定・発注」		
購入資料選定の方法（2番目に多い方法）			購入資料選定の方法（2番目に多い方法）		
設問	選択肢	館数	設問	選択肢	館数(n=1,095)
1	見計らいによる現物選書	701	1	見計らいによる現物選書	685
2	選定ツールによる選定・発注	134	2	選定ツールによる選定・発注	2
3	店頭にて選定	75	3	店頭にて選定	68
4	その他	96	4	その他	82
-	無回答	320	-	無回答	258
総計		1,326	総計		1,095
			1番目に多い方法が「店頭にて選定」		
設問	選択肢	館数	設問	選択肢	館数(n=8)
1	見計らいによる現物選書	4	1	見計らいによる現物選書	4
2	選定ツールによる選定・発注	1	2	選定ツールによる選定・発注	1
-	無回答	3	-	無回答	3
総計		8	総計		8
			1番目に多い方法が「その他」		
設問	選択肢	館数	設問	選択肢	館数(n=43)
1	見計らいによる現物選書	12	1	見計らいによる現物選書	12
2	選定ツールによる選定・発注	4	2	選定ツールによる選定・発注	4
3	店頭にて選定	5	3	店頭にて選定	5
4	その他	6	4	その他	6
-	無回答	16	-	無回答	16
総計		43	総計		43
			1番目に多い方法が「無回答」		
設問	選択肢	館数	設問	選択肢	館数(n=28)
-	無回答	28	-	無回答	28
総計		28	総計		28

以下は、全公図 2018 調査結果が終了してから、先行研究の存在に気付いたため、設問を同一にすることができなかった。

#### (8) 資料保存に関する方針の公開状況

安形麻理「公共図書館の資料保存に関する方針の公開状況：都道府県立図書館および政令指定都市、東京都の市区町村の図書館のウェブサイト調査より」

『東京大学経済学部資料室年報』 7号 (2017) p. 42-46.

調査対象：都道府県立図書館、政令指定都市中央館、東京都の区市町村立図書館

調査手法：図書館サイトの閲覧により、①明文化された独立した方針、②計画、  
③ガイドライン、④その他の4種類に分類した。

調査期間：2017年3月4日～22日

表 4.11 資料保存に関する方針の調査結果の比較

図書館種	安形				全公図2018調査				
	調査対象 館数	資料保存 のページ	独立した 方針	他の方針 での言及	調査対象 自治体	明文化 方針	うち 公開	明文化 基準	うち 公開
都道府県立図書館	58	2	1	22	47	17	8	13	2
政令指定都市中央図書館	20	0	1	3	20	8	8	10	4
東京・特別区中央館	23	0	0	1	23	12	9	17	7
東京・市部の中央館	34	0	0	4	34	5	3	10	3
計	135	2	2	30	124	42	28	50	16

コメント：安形調査と全公図 2018 調査の対象と分類が異なるため、単純な比較はできない。表 4.11 で比較できるのは、独立した[文書としての資料保存]方針と他の[運営や資料収集の中の]方針での言及であろうか。安形によれば、資料保存についての情報を提供するウェブページは、埼玉県立図書館と東京都立中央図書館の2館で確認でき、独立した資料保存方針をもち、ウェブサイトに掲載しているのは東京都立中央図書館と堺市立中央図書館の2館のみであった、という。そうであるならば、本調査で回答されている資料保存方針は、資料収集方針の中の一つの項目なのだと考えられる。

#### (9) 雑誌の収集・保存について

佐藤容子「日本の公共図書館における雑誌の収集・保存・予算」

『図書館情報メディア研究』10巻2号 (2012) p. 51-67.

調査対象：2008年に71都道府県立・政令指定都市立図書館、2009年に533市区町村立図書館  
調査手法：質問紙調査

調査期間：2008年10月22日～12月31日、2009年11月17日～2010年4月30日

結論：(1)図書よりも雑誌が軽視される傾向が図書館の現場に存在していること、(2)雑誌への評価が高い館の方が収集や保存の取組を行っていること、(3)県立図書館、政令指定都市立図書館のような大規模図書館の方が、収集タイトル数や保存スペースなどの資源が多く、雑誌の重要性を評価する傾向にあるが、取組に関しては、必ずしも小規模図書館と大きな差があるとは言えないこと、が明らかになった。

コメント：報告書作成まで、佐藤の調査に気付かなかつたため、調査項目を合わすことが出来なかつた。似た設問として雑誌の収集タイトルを挙げ、その結果を表 4.12 に示す。全公図 2018 調査の雑誌の収集タイトル数の設問の趣旨は、雑誌数（種別）を尋ねているが、蔵書数の中で尋ねたため、回答者を困惑させてしまった。そのため、回答に誌数と冊数が混在し、単純に比較することができなかつた。

雑誌・新聞については、全国公共図書館協議会では、改めて独立した調査として行う必要があるだろう。

表 4.12 雑誌の収集タイトル数

	佐藤調査				全公図調査2018				
	平均値	中央値	最小値	最大値	平均値	中央値	最小値	最大値	
県立	392.2	321	97	1241	県立	3900.0	2,072.50	110	29,910
政令	605.2	422.5	150	2,993	政令	978.9	487	144	4,680
市区立	134.5	108	2	891	市区立	297.1	113	6	77,344
町村立	67.4	53	2	251	町村立	128.4	51	1	7,489
全体	148.5	96	2	2,993	全体	364.9	89	1	77,344

#### 4 提言

『図書館の自由に関する宣言』（以下、「自由宣言」）の 1979 年副文改訂により、収集方針の成文化や公開の奨励が盛り込まれた。今回の調査においては、全国の公立図書館における収集方針の明文化率は 7 割を超え、既存調査と比較してその策定図書館は増加し、さらには書架・書庫の狭隘から除籍、保存の各方針を明文化する図書館も増加する傾向が見られた。

以下では、本調査で分かったことを踏まえた上で、蔵書構成・管理が適切に行われる観点から、(1) 公立図書館全体に関わる提言、(2) 都道府県立図書館への提言、(3) 市区町村立図書館への提言、をそれぞれ行う。

##### (1) 公立図書館全体に関わる提言

###### ア 国家的な資料保存方針の策定の必要性

全国公共図書館協議会が 1979 年から 1982 年までに刊行した 4 冊の『図書館全国計画のための基礎資料集』を改めて読み返してみると、その時点で既に書架・書庫の狭隘化の進行が指摘されており、その対策として、各地で分担収集・保存の計画が策定されていた。資料保存の面が解決されなければ、これまで日本の公立図書館の利点とされてきたサービスの広がりを感じさせ資料の要求を積極的に喚起する拡張型志向の資料選択が、蔵書構成方針や選択基準を盾にした抑制型志向の資料選択となりかねないので早急に対策が必要である。

事例報告では、自由意見で多くの要望として挙がっていた都道府県立図書館を中心とする集中方式の共同保存例（愛知県図書館、滋賀県立図書館、京都府立図書館）が紹介されている。その一方で、47 のうち 24 都道府県で共同保存の取組がないとの回答があった。しかし、この集中方式の共同保存が唯一の選択肢でよいのか、別の選択肢はないのか、を検討する必要がある。また、近年の自然災害で図書館の蔵書が万単位で被災する事例も出てきており、書庫・書架の狭隘化とは新たな問題が現出している。

その対策として考えられるのは、物理的スペースを要しない電子図書館の併用であろう。国立国会図書館であっても全ての市販資料を所蔵しているわけではない。年代を区切って、例えば1968年までに出版され、かつ国立国会図書館かつ47都道府県立図書館が未所蔵の市販資料を、全国の市区町村立図書館から移管して集め、それを電子化して、国立国会図書館デジタルコレクションでデジタル配信するのはどうだろうか。電子化後の物理的保管スペースを用意する必要はあるが、定期的に年代を区切った移管しての電子化が行われれば、国家的に蔵書のバックアップが図れるものと考ええる。その上で、現在も行われている方法、ある年代（例えば著作権保護期間終了した資料）までを国立国会図書館、それ以降を都道府県立と市区町村立の協定などによる保存体制を併用あるいは構築することにより、市区町村立図書館が安心して、除架後、除籍・廃棄できる環境作りを行っていくことが望ましい。

## イ 共通の蔵書評価方法の確立

7割前後の都道府県立図書館、市区町村立図書館が、蔵書評価を行ったことはなく、今後も行いう予定はない、との回答であった。これは簡便で効果的な手法がないのが原因ではないかと考えられる。規模や背景が異なる図書館において、『公立図書館の任務と目標』のような「図書館システム整備のための数値基準」による評価は馴染まないのが、事例報告で行われている方法と「図書館パフォーマンス指標 IS011620」で提示されている方法のよいところを取り入れていくこととし、予めウェブに用意されたフォームに業務統計から得られる数値を代入すると、即座に自動計算されるような仕組みが望ましい。

## ウ 除籍・共同保存の予備調査法の確立

自由意見に「県内の図書館から所蔵がなくなることがないように調査をしてから除籍する」というものがあつた。例えばNPO法人共同保存図書館・多摩では、未来のために「最後の一冊」を確実に残しておくことが実践されている。つまり緩やかなルールとして、（都道府県立図書館以外で、数館の所蔵となっている資料については除籍を控える）＝（数館の所蔵になるまでは早い者勝ちの除籍を許容する）、としておけば、うっかり除籍はなくなり、同一本が都道府県内である程度の冊数が維持されることに繋がる。そのためには、現在、除籍しようとしている資料を他の図書館が所蔵しているのか否かを即座に調べる仕組みが必要である。各地で運用されている「ISBN総合目録」が思い浮かぶが、これは1冊ずつ調べる仕組みであるため、大量の除籍候補の資料について他機関の所蔵の有無を調べたいニーズに合致していない。

ISBN総合目録を改修し、大量のISBNのリストを投入すると、ISBN10桁から13桁に自動変換され、即座にISBN別に他の図書館の所蔵館数を返すシステムとしたい。ISBNがない図書は調べることができないこと、また出版社によっては、同一ISBNでありながら版次による内容変更、他の図書へのISBNの使い回しを行う例も見られるため、JAPAN/MARC、TRCMARC、OPL-MARC、NS-MARC、の各MARC No.の変換表を整備し、MARC No.からも調べられるようにしておくべきだろう。

## (2) 都道府県立図書館への提言

### ア 方針未策定市区町村立図書館への支援

市区立図書館と比較して、町村立図書館の収集、除籍、保存の各方針の策定が遅れていることが分かった。自由意見においても策定の支援を望む意見が多数見られた。未策定図書館に対し、図書

館の自由に関する宣言、それに関する他自治体の事例を紹介しながら、利用者ニーズに合致した盛り込むべき内容を支援したい。

#### イ 共同保存の検討委員会の組織

先述したように47都道府県のうち24都道府県で、県域での資料保存の取組がないとの回答があった。恐らく館長会議や県域の市区町村立図書館から代表者を出した検討委員会等で共同保存は議論で組上に載りはするが、都道府県立図書館であっても予算が潤沢であるとは限らないので、予算的、場所的な問題により、進展が難しいのであろう。また地域によって、人口規模、図書館の規模など置かれている状況に違いがあるため、一概に何が理想とは言い難い。都道府県立図書館が書庫を用意する集中方式の共同保存を目指しながらも、実現するまでには、事例研究にある共同保存のルールを整備し分散型で行う共同保存を検討することも必要であろう。

#### ウ 蔵書構成・管理の研修会の実施

資料の収集に関する図書館内での研修は、都道府県立図書館では約8割、市区町村立図書館では9割近くが実施していない結果が出ている。蔵書構成・管理の中の資源共有の考えだけは、自己研鑽や努力だけでは解決できない課題もあるため、日本図書館協会の「中堅職員ステップアップ研修」程度の内容に加え、共同保存の理念なども盛り込みたいところである。研修会に参加した者が先述した共同保存の検討委員会となって議論を進めるとともに、共同保存のシミュレーションを行うことが望ましい。

### (3) 市区町村立図書館への提言

#### ア 方針の策定

市区立図書館と比較して、町村立図書館の策定状況が低いことが確認されたので、早急に策定を検討されたい。『図書館の自由に関する宣言』（1979改訂）を改めて確認すると、「自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う」ことと、「成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる」ことが書かれている。

日本図書館協会の図書館自由委員会は、全国各地で発生した図書館の自由の原則に関わる諸問題の事例集を発行している（例えば、『図書館の自由に関する全国公立図書館調査2011年付・図書館の自由に関する事例2005～2011年』）。事例集を見ると、問題発生が都市部に集中しているわけでもなく、また自治体の規模に限定されるわけでもなく、どの自治体にも起こり得ることを示している。

#### イ 都道府県域にある市区町村立図書館を一つの図書館である認識を持ちたい

各市区町村立図書館は、それぞれの市民・住民のニーズに合致する選書を行って、蔵書の拡張的發展を行うのが理想であると考えられるため、それぞれの事情が異なる図書館を協定・申合せ等により分担収集を強制すべきでないと考えられる。その一方で、市区町村立図書館には保存の義務はないと言われることもある。しかしながら、形成された蔵書については、都道府県域の共有の財産として末永く、利用することができるよう、各都道府県内で所蔵冊数の少ない蔵書については原則保持する認識を持つべきだと考える。

### <お詫び>

第2章でクロス集計による分析対象とした「竣工年」の項目であるが、本来であれば、一部の分析については「図書館創設年」の項目を利用する予定であった。図書館の誕生・成立からの期間の長短が、各種方針・基準の明文化に影響を与えるか否かの分析を意図したが、使用する項目を見誤った。全国調整委員からの指摘により、分析項目の誤りに気付いたが、時既に遅く、差し替えが不可能な段階であったため、修正できなかった。

明らかに助言者自身の指示と確認の手落ちであるため、この場を借りてお詫びしたい。

## 第5章

### 調査助言者から 自由意見における質問への回答





## 第5章 調査助言者から自由意見における質問への回答

特定の館からの質問ではなく、複数の図書館からの質問を統合して回答します。

Q 1 適切な資料選択を行うための自己研鑽の方法を教えてください。

A 1 その図書館で見計らいによる選書を行っている場合、先輩職員と後輩職員が明文化された図書館の選書基準を参照しながら1点1点吟味するようなOJTが有効であることは間違いありませんが、それができない図書館も多いと考えられます。

スタッフの入れ替わりが激しく、OJTを受けるような環境にない場合は、充分ではない点を認識するため、先人から資料選択に望む心掛け、考え方を学びましょう。そのために下記資料をまず読むことをおすすめします。各資料で述べられていることすべてを真似する必要はありませんが、良いと思えること、納得できることを取り入れていくようにしましょう。

(参考)

- ・三村敦美「武器としての蔵書」考『現代の図書館』39巻4号 2001 p. 175-185.
- ・大森輝久「選書の三過程・三要素とは何か」『みんなの図書館』297号 2002 p. 13-25.
- ・西河内靖泰「図書館の選書を考える：「図書館の自由」と「選書」の問題からはじまった私の図書館との関わり」『知をひらく：「図書館の自由」を求めて』青灯社 2011 p. 26-62.
- ・吉野友博「公立図書館における人文書の配架についての一考察」『人文会 news』no. 114 2013 p. 20-30.
- ・内野安彦「図書館の選書をあらためて考えてみました」『ちょっとマニアックな図書館コレクション談義』大学教育出版 2015 p. 2-30.
- ・明定義人『〈本の世界〉の見せ方』（JLA 図書館実践シリーズ 34）日本図書館協会 2017 1冊

Q 2 蔵書の各分類（NDC）の適正な構成比を教えてください。

A 2 適正な構成比は各図書館の利用者ニーズから導き出されるべきものです。しかし、ヒントとなる調査があります。3～4年間隔で行われる「社会教育調査」にある図書館調査の設問には、全国の公立図書館のNDC別所蔵冊数の合計が出ています。昭和43(1968)年度から平成27(2015)年度までをグラフ化して示してみましよう(図5.1)。

図示すると文学の冊数が圧倒的で、所蔵冊数に占める文学書の割合は34%から40%の間で推移しています。一方で年別のNDCあるいは書店分類別の出版点数が掲載される日本の出版統計(『出版年鑑』と『出版指標年報』)を見ると、出版点数が多いのは、社会科学書(2割以上)、芸術・生活と文学の各書(それぞれ2割程度)の順となっています。明らかに出版状況と図書館の所蔵状況は違うことが分かります。各図書館の状況は異なると思いますので、利用者ニーズの高い文学書を3～4割程度に抑え、後は利用状況等を勘案しながら、NDC別の購入割合を決めるという方法もあるのではないのでしょうか。

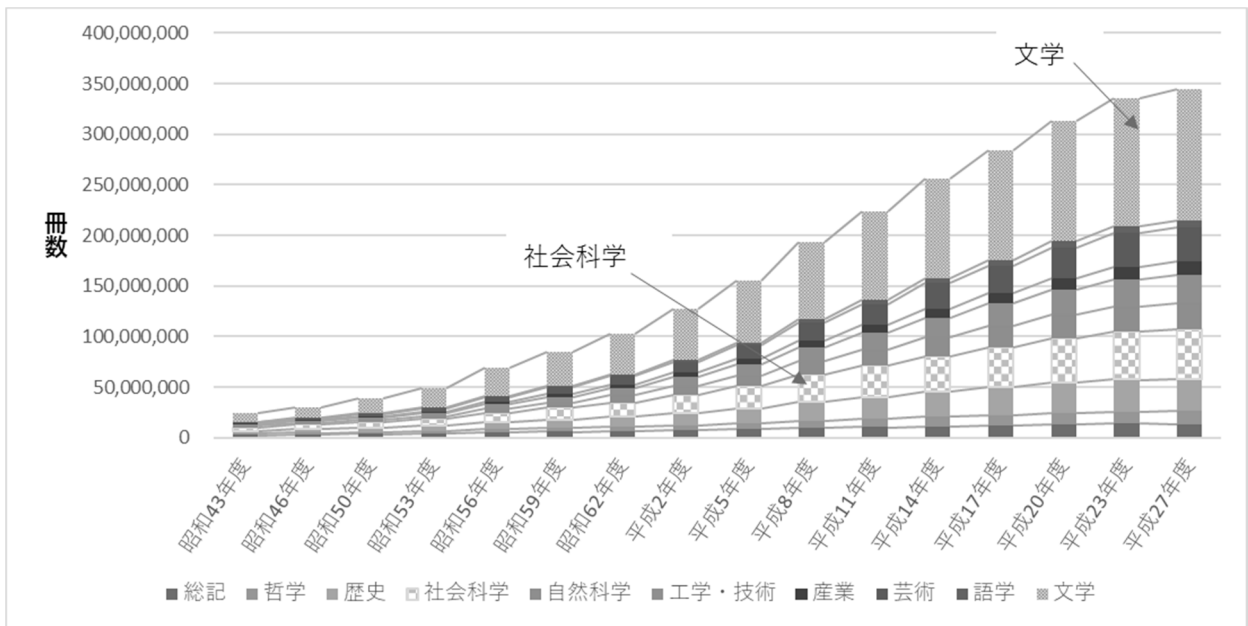


図 5.1 「社会教育調査」に見る日本十進分類法別の公立図書館所蔵割合

Q 3 すぐにも行える蔵書評価法を教えてください。

A 3 国立国会図書館が発行する図書館調査研究レポートの No. 7 では、『蔵書評価に関する調査研究』が扱われています。インターネット公開 (<https://current.ndl.go.jp/report/no7>) もされているので、概説としてまずこれをお読みになることをおすすめします。著者の一人、岸田和明氏は、蔵書評価は図書館評価の一つであるとし、その歴史的な図書館評価論の系譜を図 5.2 でまとめています。

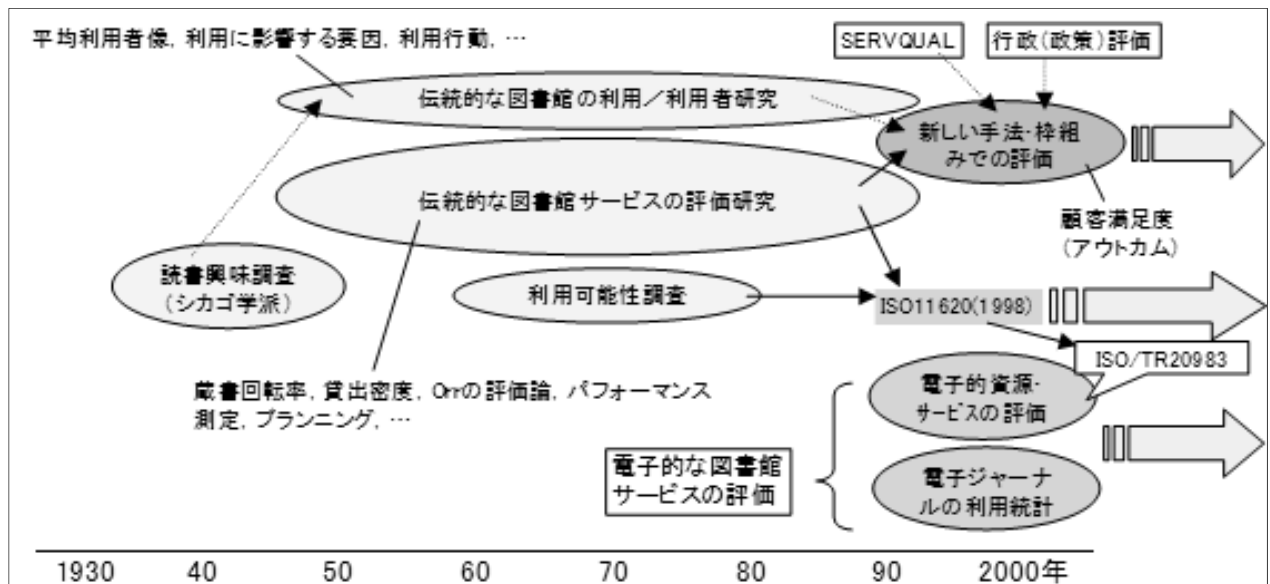


図 5.2 図書館評価論の系譜 \* 図は『蔵書評価に関する調査研究』から借用した

内容の抜粋を行うと、蔵書評価には、主として蔵書中心評価法と利用者中心評価法の2つがあります。蔵書中心評価法として頻りに利用される方法は、チェックリスト法があります。チェックリストに使用される資料リストには、全国書誌や主題書誌、選定書誌、文献案内などの書誌類、蔵書目録や総合目録、引用文献リスト、などがあります。一方、利用者中心評価法における主な情報源には、貸出データと引用データがあります。2つの方法以外には、利用可能性調査があり、ある利用者が望み

の資料をその図書館に入手するまでに、その図書館がその資料を所蔵しているか、正しく目録が作成されているか、製本中や他人の貸出中ということはないか、書架上に正しく配置されているか、の観点から評価を行います。

北米には、所蔵情報と利用履歴を結び付けて総合的な蔵書評価を可能とするサービス（例えば Ex Libris の「Intota Assessment」、OCLC の Sustainable Collection Services (SCS) Green Glass）があるようですが、日本にはそのようなサービスはありません。そのため、先人から蔵書評価方法を学ぶということで、公立図書館を対象にした主な調査事例を紹介します。所蔵分析については、ICT の技術革新により、検索 API を使うことで、これまで図書館の協力が得られないと困難だった複数図書館の所蔵調査が地域のみならず、全国の図書館を調査対象とすることが可能となりました。最近の調査の特徴として、出版流通で利用するコードやフィールドが所蔵分析に使用されるようになってい

#### (蔵書中心評価法)

二階健次 「都立中央図書館における医学書の蔵書構成について：チェックリスト法による所蔵調査を中心にして：チェックリスト法による所蔵調査を中心にして」『医学図書館』 1982, vol. 29, no. 1, p. 36-45. \*チェックリスト法

大阪府立中央図書館資料情報課「大阪府立中央図書館蔵書評価（報告）」『大阪府立図書館紀要』2017, no. 45, p. 1-53. \*チェックリスト法と有識者による分析

図書館問題研究会東京支部図書館経営懇談会「図書費削減と図書（専門書）購入に与える影響：東京の区立図書館における所蔵状況調査から」『図書館評論』. 2004, no. 45, p. 56-69. \*東京 23 区中 11 区自治体の所蔵と分析

神奈川県図書館協会蔵書評価特別委員会『公共図書館とコンスペクタスの可能性：蔵書評価特別委員会報告書』 神奈川県図書館協会 20p. 2005. \*TRCMARC の利用対象コードを使い 4 自治体の所蔵分析

#### (利用者中心評価法)

伊藤昭治，芝勝徳「公立図書館における大規模開架と貸出図書の分析」『図書館界』 1983, vol. 35, no. 4, p. 171-184

鈴木均「貸出し統計からみる浦安市立図書館」『図書館評論』2015, no. 56, p. 9-20.

吉井潤「公立図書館における相互貸借借受リストの分析：江戸川区立図書館 1 年分の事例から」『三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』2019 年度 2019, p. 65-68.

\*相互貸借リストの分析に TRCMARC のコードを利用している

#### (利用可能性調査)

加藤ひろの，読書調査研究グループ「中小公共図書館における蔵書構成と利用の実態について」『図書館界』2009, vol. 61, no. 2, p. 130-145. \*蔵書中心評価法だが、実際に目検で行う利用可能性調査も行っている

Q 4 チェックリスト法で使う蔵書評価法の適当なチェックリストを教えてください。

A 4 短時間でチェックリスト法を行う場合、ISBN の電子的取得をまず考えるべきです。2016 年 3 月

に終了した日本図書館協会選定事業で、図書館員が選書した『選定図書総目録』のCD-ROMを使いましょう。CD-ROMの2007年版、2012年版、2016年版を入手すれば、一般書は2002年1月から2016年3月まで、児童書は1996年1月から2016年3月までの選定情報を網羅することができます。全国の公共図書館に選択されやすい図書をどの程度所蔵しているか、あるいは収集漏れしていないか、を調べることができます。

続いて、書店で売れる本は良い本であると考えれば、ウェブにデータ掲載のある書評・ブックガイドを使いましょう。人文会が2015年に発行した『人文書販売の手引き』第2版には、哲学・思想、宗教、心理、教育、社会、歴史、の6分野の売行良好書が収録されています。また、美術書であれば、丸善ジュンク堂の『defrag2』、紀伊國屋書店の『ル・キノ美ジュ』を使うのがよいでしょう。

専門家・有識者が選んだ図書リストには、2015年10月に朝日新聞出版から発行された『合本AERAの1000冊』（AERAムック）、雑誌『現代思想』2018年4月号の「特集・現代思想の316冊」、2019年8月に発行されたBRUTUS特別編集の『合本危険な読書』（マガジンハウスムック）、等があります。冊子体のみですので、書誌データを自分たちで作る必要がありますが、専門家・有識者が選んだ本と、市民・住民ニーズを勘案しながら行う図書館員の選書で選ばれた本の違いをはっきりと確認できることでしょう。

（参考）電子版が公開されているもの

- ・『人文書販売の手引き』 [https://jinbunkai.com/jb\\_contents/](https://jinbunkai.com/jb_contents/)
- ・『defrag2』 <https://honto.jp/cp/netstore/2018/defrag2.html>
- ・『ル・キノ美ジュ』 <http://www.kinokuniya.co.jp/03f/bwp/catalog/book/kinobiju/>

Q 5 出版流通で利用するコード類を使う所蔵分析を教えてください。

A 5 日本図書コード管理センターの日本図書コードや図書館流通センターのTRCMARCのフィールド名を使う方法があります。日本図書コードのCコードは、読者対象・発行形態・内容分類で構成されます。また、TRCMARCのフィールド項目名では、資料形式、利用対象、刊行形態、索引の有無、別置指示、受賞情報、書評情報等が提供されます。

公立図書館の図書館システムでは、利用者属性（年齢、性別、職業など）の情報を持ち得ないことが多いので、利用対象を利用者属性の代用として使うことができます。また通常、業務統計には、NDCが利用されることが多いため、これ以外のニーズ、専門書はどれくらいあるのか、索引付き図書がどれだけあるのか、に応えることができませんでした。

ここで、ある都道府県立図書館から提供された出版年が「2017」年の受入図書リストを使い、TRCMARCのフィールド項目を使い蔵書内容を見てみることにしましょう。同館の収集方針には、「一般的資料から専門的資料に至るまで全分野にわたり、幅広く収集する」、参考図書については「網羅的に収集する」、児童図書については「新刊書はできる限り網羅的に収集する」、青少年図書については「…幅広く収集する」、と明記されています。なお図書館流通センターのTool-iに登録された2017年の出版点数は85,935点です。

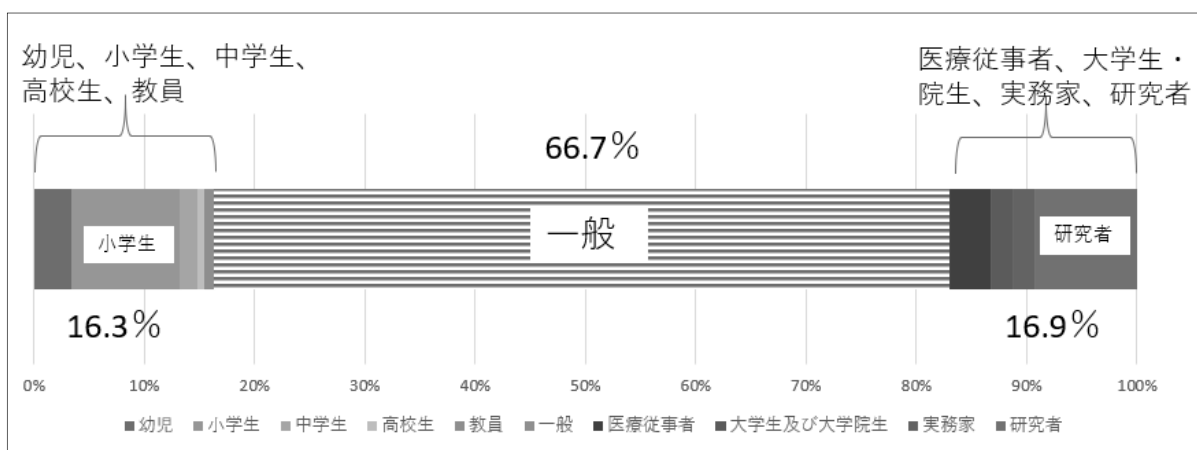


図 5.3 利用対象に対する所蔵割合 (2017 年出版図書)

まずは、利用対象フィールド名を使い、所蔵割合を図示してみましょう。一般向け図書が7割近くを占めていることが分かります。また、研究者向け、小学生向けの図書の割合が高いことも蔵書の特徴付けています。これは都道府県立図書館のため、市区町村立図書館の場合には、幼児、小学生、中学生、高校生、および教員向けの図書の割合が増え、研究者向けがもっと少なくなると考えられます。

2017 年出版点数に対する所蔵割合を出してみることにします。そうすると、研究者向けの図書の購入割合が7割と突出しているのが分かります。また、実務家や大学生及び大学院生向けの図書にも目配りされているのが分かります。医療従事者向けの図書が多いのは課題解決支援サービスのためでしょうか。その一方で高校生向けの図書の所蔵割合が高いとは言えませんが、全体的には幅広く購入されているように見えます。つまり収集方針の「一般的資料から専門的資料に至るまで全分野にわたり、幅広く収集する」に準拠した選書がされていることが分かります。一般向け図書の所蔵割合が低いように思えますが、実際は出版実績 68,368 点に対し 19,273 点を所蔵しています。

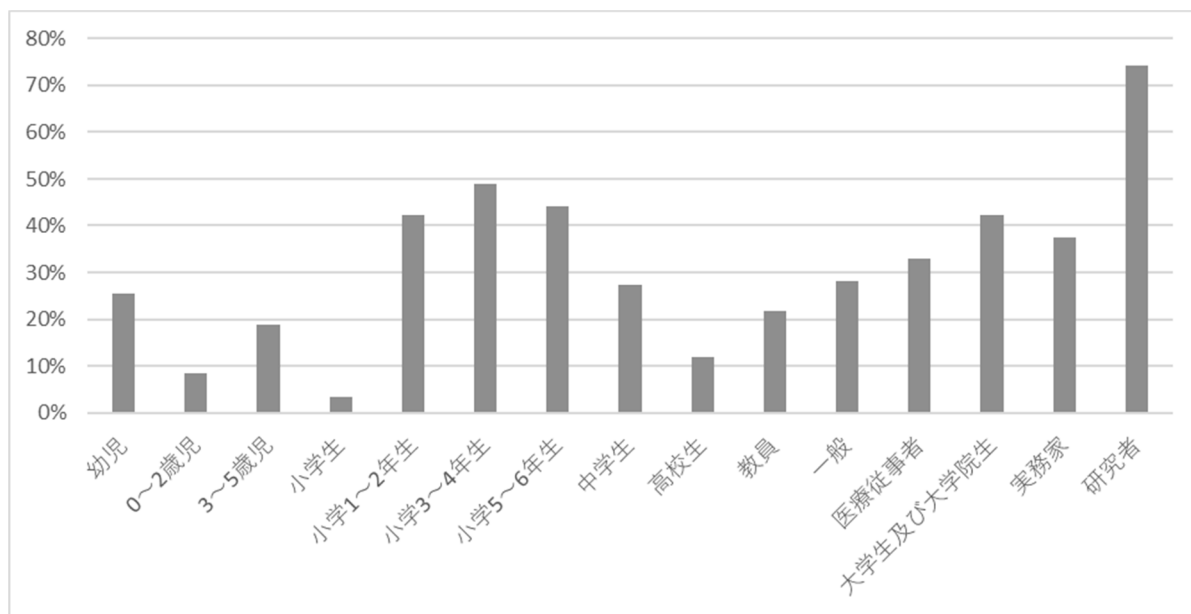


図 5.4 利用対象者別の 2017 年出版点数に対する所蔵率

続いて、別置フィールド名を使い、2017 年出版点数に対する収集率を検討する (図 5.5) と、児童参考図書が5割弱、続いて、展覧会図録、一般図書、児童図書、一般参考図書の順となっています。

同館では、問題集類、図書扱い雑誌、楽譜はほとんど購入されていません。収集方針では、参考図書と児童図書は「網羅的」という言葉が使われていますので、厳しく言えば、出版点数に対して網羅的ではないが、精選はされている、と言えるでしょう。

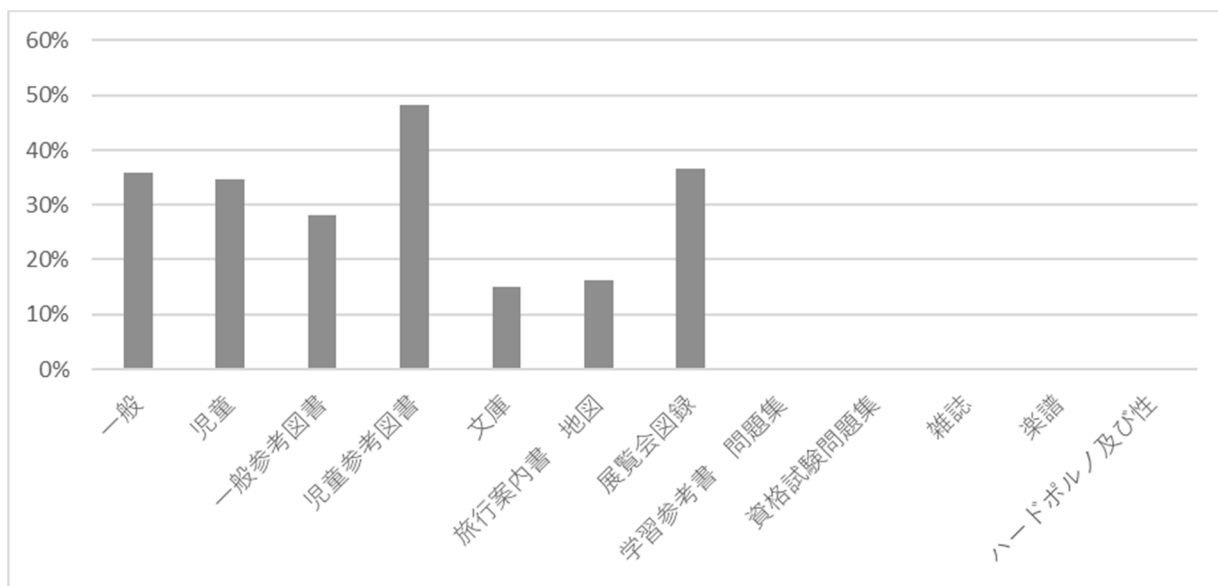


図 5.5 別置フィールド名別の 2017 年出版点数に対する所蔵率

資料形式別の 2017 年出版点数に対する収集率を検討すると、(集計ミスなのか)用語解説が 100%を超え、続いて、ブックガイド・書評集、建築図集・写真集、伝記・手記が 6 割前後となっています。多く収集する資料形式がある一方、ほとんど購入されないものもあるようです。

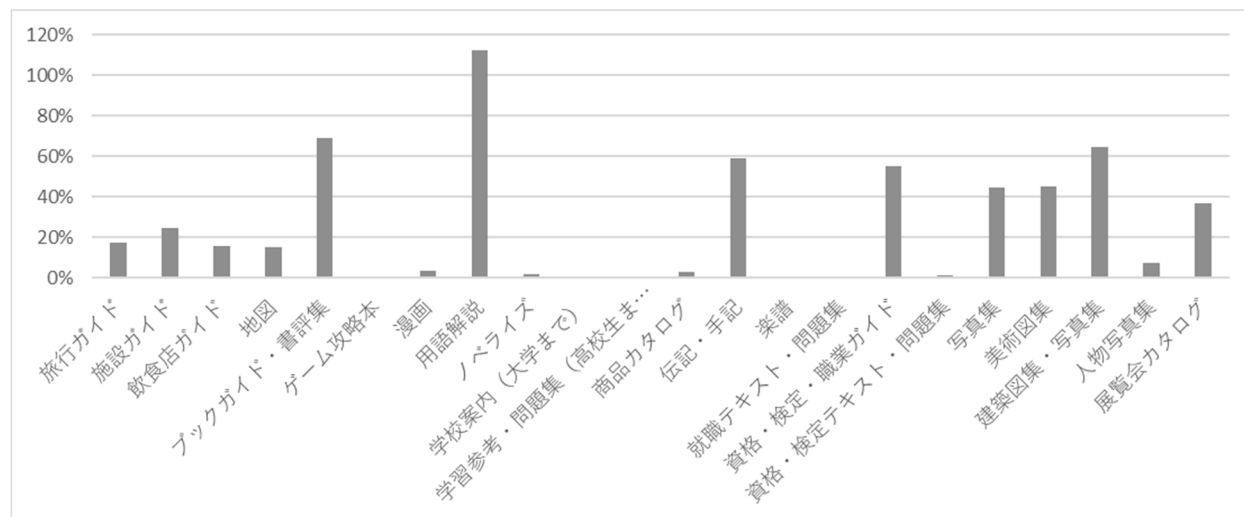


図 5.6 資料形式別の 2017 年出版点数に対する所蔵率

所蔵図書に、索引がどの程度付与されているかを NDC 別に見てみることにしましょう (図 5.7)。同館の所蔵は、3 類の社会科学の図書が突出し、続いて 9 類の文学書の順となっています。所蔵図書の中で、索引が付与されている図書は 3 類の社会科学書と 4 類の自然科学書が多くなっています。複数ある図書館のうち中央館に索引付与図書が偏向していることが分かります。調べ物が 3 類と 4 類に限定されませんが、3 冊に 1 冊、2 冊に 1 冊の割合で索引付与図書があるため、調べやすい環境にあると考えられます。

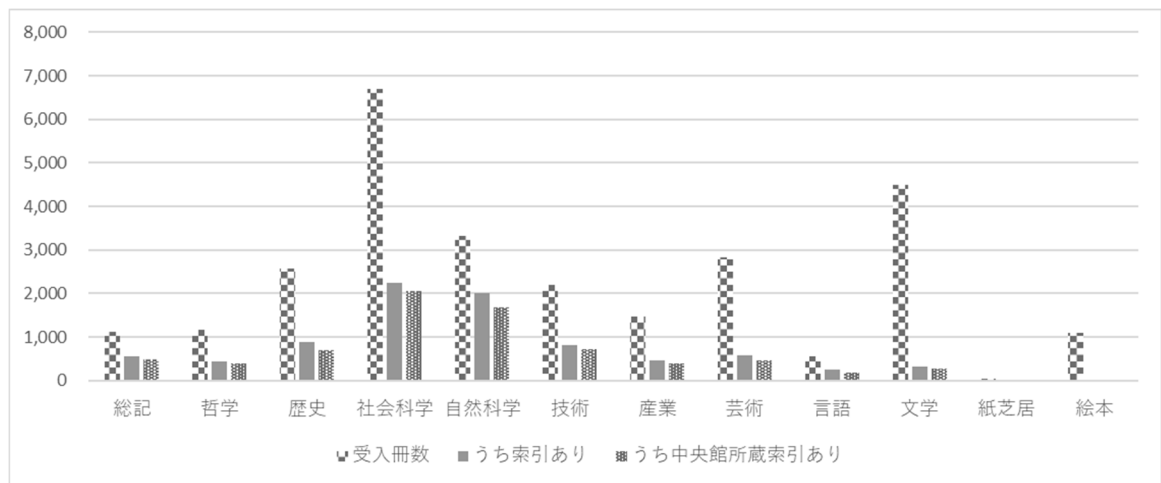


図 5.7 受入冊数に対する索引付与図書館の所蔵状況

Q 4 共同保存や分担収集についての画期的な方法はありますか。

A 4 画期的な方法はありません。よく考えられる公立図書館の共同保存には、都道府県立図書館が共同保存センターとなる集中方式、協定等により複数図書館で共同保存を行う分散方式があります。例えば全国公共図書館協議会では、1979年から1982年まで『図書館全国計画のための基礎資料集』を4冊刊行しています。第3巻(1980)に掲載された東京都公立図書館長協議会第3部会の「東京都公立図書館における相互協力について(報告)ブロックセンター 図書館試案」(p. 235-254)は、東京都立図書館を中心に、23区を5ブロック、三多摩地域を3ブロックの合計8ブロックに分け、相互貸借、分担収集・分担保存を行う計画で、集中方式と分散方式を併用した共同保存計画はいま読んでも画期的な提案だと思われませんが、実現できず終わってしまいました。その一方で、当時の全都的な課題として挙げられていた JAPAN/MARC とコンピュータの普及、あるいは協力・手段の問題点として挙げられていた総合目録、コンピュータ、通信手段等の未整備等の技術的な問題、については、30年以上経過した現在では解決されていると言ってよいでしょう。

しかしながら、自由意見で皆さんが期待する都道府県立図書館もまた長年に渡り予算削減されていますので、理想とされる同館を中心とした保存体制が確立できるのか否か見通しが立たない状況です。都道府県立図書館を中心に置けない場合、資料量と保存場所の確保、それらに係る保存・運搬コストの負担と分配、等の管理的な課題が表面化することが必至です。またさらに近年の自然災害で図書館の蔵書が万単位で被災する事例も出てきており、国家的財産をどう保存し、利用するかを国レベルで考える必要があると考えられます。

Q 6 北米の資料の共同分担体制を教えてください。

A 6 科学技術・学術審議会・学術分科会学術情報委員会が2013年にまとめた『学修環境充実のための学術情報基盤の整備について(審議まとめ)』には、「学内においては中央図書館と部局図書館、大学外に関しては国立国会図書館を含めた複数の大学図書館の間で、紙媒体の重複保存を抑制するシェアード・プリントの導入について検討する」という一文があります。この中の「シェアード・プリント」というのは何でしょうか。同まとめでは、それを「図書館が所蔵する冊子体(紙媒体)の図書や雑誌を、複数の図書館が共同で保存・管理すること。方法としては、各図書館がそれぞれ担当する資料を決め、それを各図書館で責任をもって保存する「分散型」と、各図書館が共同で使える書庫を用意し、対象となる資料をその書庫へ移送して保存する「集中型」がある。」と定義しています。

国立大学図書館協会学術情報委員会が 2014 年に取りまとめた『学術情報の利用促進と保存プロジェクトチーム報告』には米国の代表的なシェアード・プリントの諸プロジェクトがリスト化されています。大学が中心であること、また日本以上に資料の電子化が進んでいる環境下にあることから、これだという参考になる事例を挙げることはできませんが、同委員会は、日本版シェアード・プリントは、書架スペースの確保のための単なる重複資料の除去手段とは考えず、地域や国レベルでの紙の資料の確実な保存・継承の視点を持つべきだと訴えています。

因みに、2019 年 8 月 31 日に開催された大学図書館問題研究会第 50 回全国大会で、名古屋大学附属図書館の村西明日香氏が、「シェアードプリントの実施に向けたシミュレーションと論点整理」の演題で研究発表をしています。当日配布のプレゼンテーション資料では、「何」を保存するのか、「誰れ」が保存責任を負うのか、という観点で、12 大学の所蔵資料について、平等に保存責任を負うように、各大学の利用頻度や保存の優先度を考慮した保存責任上限を設定し、さらに重複パターンごとに保存責任を割り当てるシミュレーションが行われています。望ましい枠組み・手法、割り当て方法の調整などを課題として挙げています。最後に、共同蔵書構築に触れ「いま所蔵しているもの」の共同管理が実現すれば、「これから所蔵するもの」の共同構築も視野に入る？」「複数貴館の蔵書全体を俯瞰で見てバランスを取るという新たな図書館員の専門性が求められる？」と結んでいます。

(参考)

- ・雑誌『大学図書館研究』95 巻 (2012)は、小特集で「電子資料と図書館」を扱い、北米のシェアード・プリントの例が掲載されている。
- ・森石みどり「北米におけるシェアード・プリント例 WEST 及び自動書庫調査」  
『大学図書館研究』103 巻 2016 p. 50-61.
- ・村西明日香「これからの大学図書館における冊子体資料の保存と管理 北米の事例から」  
『現代の図書館』52 巻 4 号 2014 p. 195-203.

Q 7 近隣市区町村立図書館との資料保存についての考え方を教えてください。

A 7 利用者からの要求のあった資料は「草の根分けても探しだす」という言葉があります。仮に全国の図書館が、出版年が古い、あるいは利用頻度の低下のみで資料を除籍・廃棄し始めると、この言葉は成立しません。そのためには都道府県域で資料の所蔵状況がどのようになっているかを把握することが必要です。例えば、東京都市町村立図書館長協議会では、2008 年に『多摩地域における共同利用図書館検討調査：報告書』を発行しています。図書館設置状況等の整理をしたうえで、資料保存状況・保存ニーズの分析を行っています。また、共同保存に係る概念及び動向の整理も行い、理想的な共同利用図書館の形態・体制に関する検討、概算運営費、今後の方向性の整理をまとめていますので参考となるでしょう。

因みに、共同保存を目的とした調査ではありませんが、筆者自身が出版年 2014 年と 2015 年の発行図書 116,301 点を対象に、東京都立図書館、特別区 (23 区)、三多摩 (市町村) の所蔵状況を調べたデータがありますので示すことにします。

まずは、53 市区町村立図書館を一つの自治体と考え、図書館流通センターの TRCMARC の別置コードを使い、2014 年と 2015 年の出版図書 (取次経由 n=116,301 点) の東京都立図書館と 53 市区町村立図書館の所蔵状況を図示します。



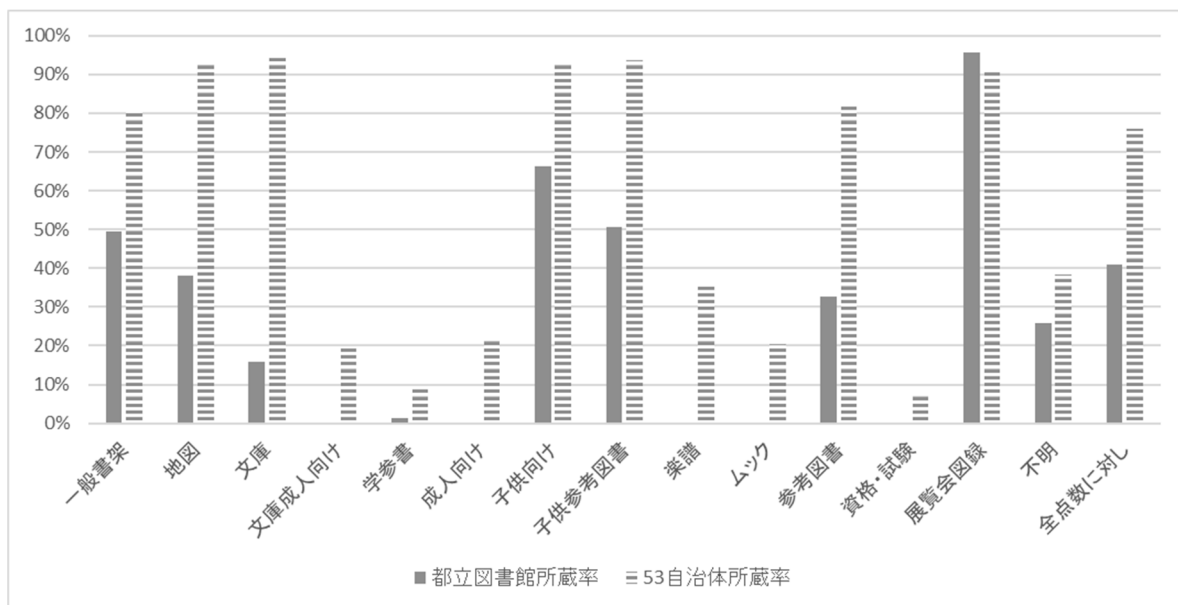


図 5.8 TRCMARC の別置コード別の 2014～2015 年発行図書 (n=116,301) の所蔵状況

東京都が恵まれているのは、出版実績の全点数に対する都立図書館の所蔵割合が 4 割程度なのに対し、53 市区町村で 8 割近くの図書をカバーしていることです。都立図書館で所蔵してなくても、53 市区町村立図書館から借用することが可能となっています。

それでは、どの程度の重複具合なのでしょうか。今度は、市区町村立図書館 30 館を、また区立図書館 23 館を、それぞれ一つの自治体図書館として、重複具合を見ることにしましょう。なお、自治体内で同一本を何冊所蔵していても 1 点と換算しています。

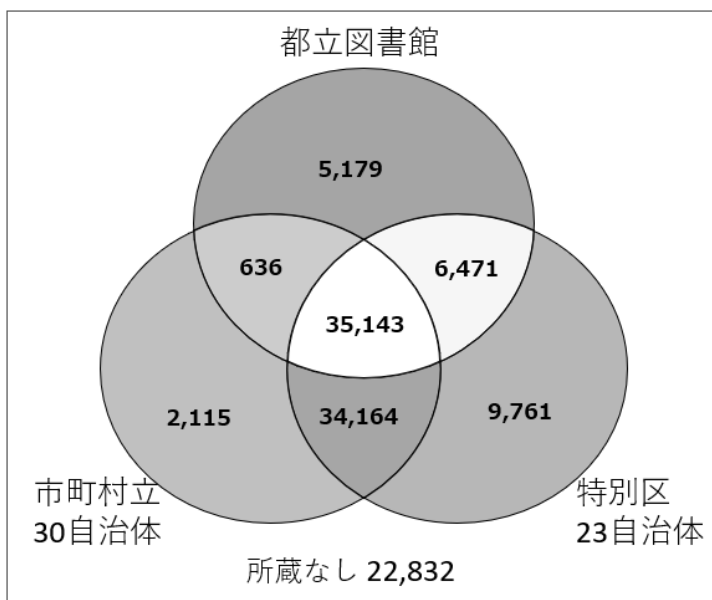


図 5.9 2014～2015 年の発行図書 (n=116,301) の団体種別重複具合

都立図書館のみ所蔵している図書は 5,179 点とそれ程多くはありませんが、市区町村立図書館で購入しないような高額図書や研究書なのであれば、自然に、都立図書館（第二線図書館）と市区町村立図書館（第一線図書館）で分担収集されていることとなります。

最後に、出版年を2014年に限定し、市区町村立図書館30館を、また区立図書館23館を、それぞれ一つの自治体図書館として、①自治体内で同一本を何館何冊所蔵していても1点換算し、所蔵自治体数別の所蔵点数(図5.10)、②東京都内の区立図書館230館、市区町村立図書館161館の所蔵点数(図5.11)、を図示します。

図5.10では、23区では14自治体所蔵を底辺とする放物線上の曲線を描きます。1自治体のみ所蔵する図書が5千点近くある一方で、23区全て所蔵する図書が3千点近くあります。それに対し30市町村では右下がりの曲線となり、1自治体のみで所蔵する図書が7千点近くある一方で、全自治体が所蔵する図書はほとんどありません。

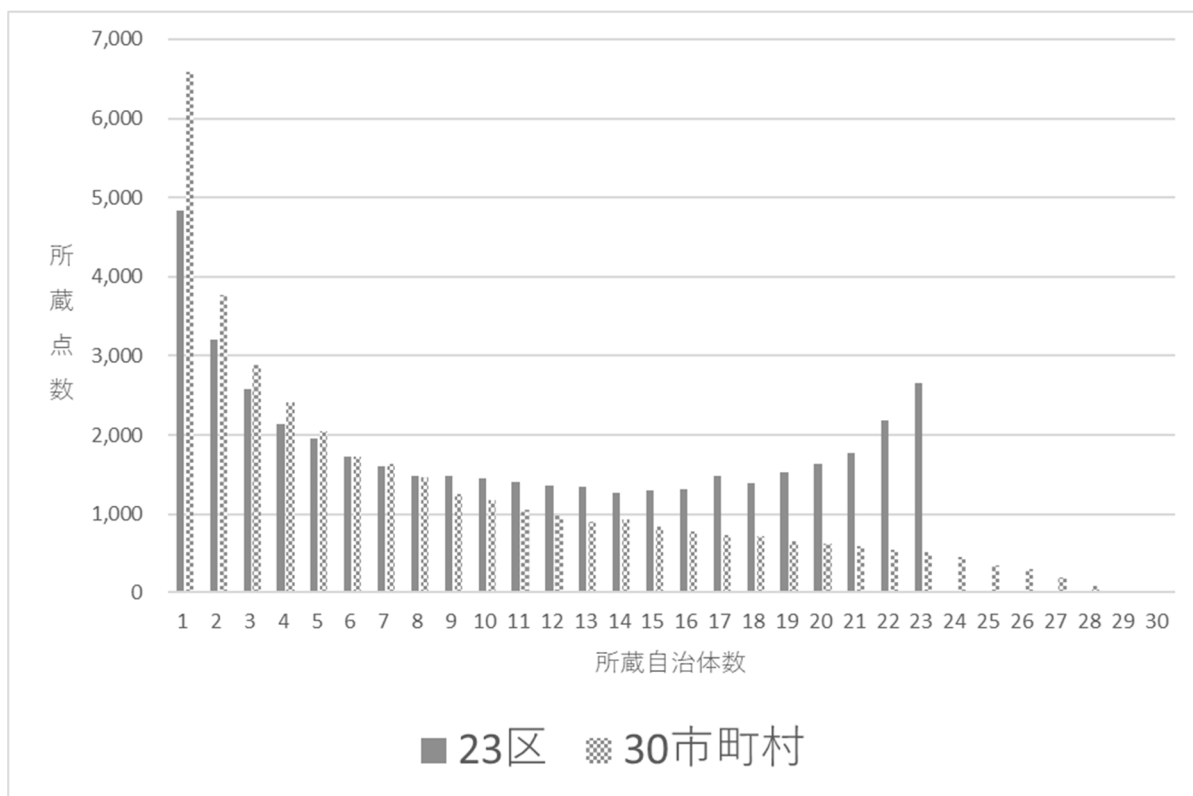


図 5.10 2014 年発行図書の所蔵自治体数別の所蔵点数

図5.11では、出版年を2014年に限定した区立図書館230館、市区町村立図書館161館の所蔵点数を図示しました。両者とも所蔵状況はロングテール状になり、曲線はほぼ一致します。少数ながらも所蔵される図書もある一方で、1館しか所蔵しない図書もかなりあるのが分かります。

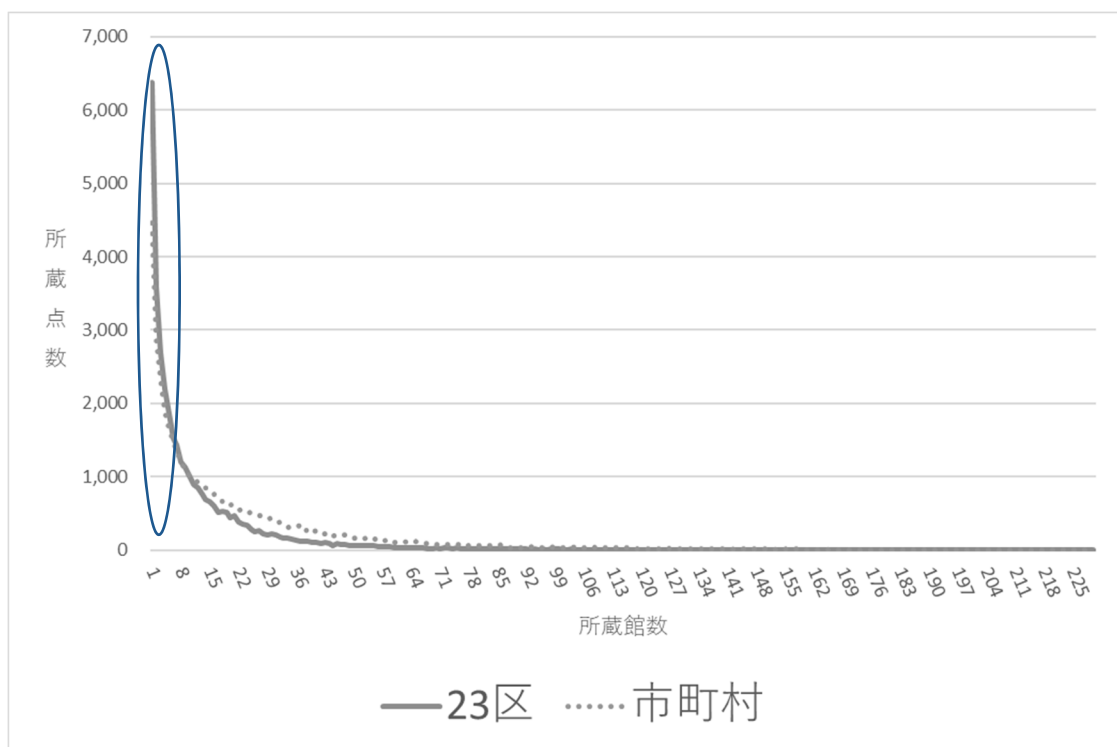


図 5.11 2014 年発行図書の東京都市区町村立図書館の所蔵館数別の所蔵点数

出版年 2014 年の図書について、頻繁な貸出で汚破損した図書、所蔵冊数が比較的多い図書、利用頻度が少ない図書は、徐々に除架され、さらに除籍され、所蔵冊数は減っていきますので、東京都全体で所蔵しているすべてのタイトルを必ず 1 冊ずつ保存すると決めたとした場合、購入した時点から、自治体全域で永続的な利用を可能にする「資料保存体制」は既に始まっていると考えてもよいでしょう。

(参考) 以下で発表した時の所蔵データを利用しました

- ・伊藤民雄「図書館で純文学と専門書は購入され、借りられているか？」『日本出版学会秋季研究発表会予稿集』2017, 日本出版学会, p. 10-15.
- ・伊藤民雄「大手書店チェーンの販売実績について：少し前の本，新刊ともに売れるのか？」『日本出版学会秋季研究発表会予稿集』2019, 日本出版学会, p. 2-6.

## 全国調整委員会委員

地区名	所属図書館	委員氏名
北日本	岩手県立図書館	佐藤 奈津子
関東	千葉県立中央図書館	安宅 仁志
	神奈川県立図書館	柿澤 淳子
東海北陸	岐阜県図書館	和田 聖子
近畿	大阪府立中央図書館	西林 正人
中国	鳥取県立図書館	小林 隆志
四国	香川県立図書館	藤沢 幸広
九州	福岡県立図書館	平川 真一
事務局	全国公共図書館協議会 東京都立中央図書館内	事務局次長 黒澤 宏明 *
		事務局担当 上田 奈緒美 *
		川上 尚恵 *

\* 編集委員を兼ねる

編集委員	千葉県立中央図書館	鈴木 なつ記
	埼玉県立久喜図書館	星野 翼
	神奈川県立図書館	山本 真帆
	東京都立中央図書館	長谷川 和美

## 助言・執筆

所属	氏名
実践女子大学図書館	伊藤 民雄

---

## 公立図書館における蔵書構成・管理に関する報告書

発行日 令和2年3月31日

編集発行 全国公共図書館協議会  
〒106-8575 東京都港区南麻布5-7-13  
東京都立中央図書館内  
03-3442-8451(代)

印刷所 東京都同胞援護会事業局  
東京都墨田区両国4-1-8田中ビル

---

